

広島国税局統計書

平成 12 年 度

広島 国 税 局

広島国税局統計書

平成 12 年 度

広島 国 税 局

は じ め に

この統計書は、主として平成 12 年度における広島国税局管内の内国税の申告、処理、納税及びこれらに関する計数を収録したもので、この 1 年間の税務行政の実績を示すとともに、中国地方の経済活動の一端をも現しています。

最近の税を取り巻く環境は、高度情報化、国際化、経済取引の広域化・複雑化、経済社会の構造変化など急速に変化しており、各方面で税に対する関心が一層高まっています。このような状況にあって、税の動きとその実態から管内の経済現象を把握するための資料として本書は更に重要度を増していくものと思っております。

今回の編集に当たっては、従来同様に図表を取り入れるとともに、統計数値の継続性に配慮しながら項目等の見直しも行い、少しでも利用しやすく、かつ、親しみやすいものとなるよう努めました。

この統計書が、従来にも増して各分野での参考に供されるとともに、税に対する正しい理解と認識を深めるための一助となれば幸いです。

平成 14 年 6 月

広島国税局長 **浜 田 恵 造**

統計書利用上の注意

1 国税庁の統計調査の概要

国税庁の統計調査は、35 種類の一般調査と主要税目(申告所得税、源泉所得税、法人税)について実施している3種類の特別調査からなっている。

一般調査は、大部分のものは税務署において調査したものを国税局及び国税庁が取りまとめ集計したものであるが、これらは税務署が統計作成のために特別な調査を行うものでなく、事務処理の過程から作成されるものである。また、特別調査である申告所得税標本調査及び会社標本調査は、税務署が作成した調査票を、国税庁において集計して結果表を作成したものであり、民間給与統計調査は、一部の抽出された源泉徴収義務者が作成した調査票を、国税庁において集計し結果表を作成したものである。

なお、これら3種類の特別調査結果については、国税庁において若干の分析を行った上、別途刊行物により一般に公表している。

2 利用上の注意

(1) 構成

イ 全体の構成は、総括、直接国税、間接国税、徴収及びその他の5編からなっており、直接国税及び間接国税については税目ごとに配列している。

ロ 計数は、広島国税局全管分を登載しており、主要な計数については、5年間の累年比較及び税務署別の計数を掲げている。又、これらの計数の大部分は、従来のものと継続して利用することができる。

(2) 各表間の関連計数

賦課関係各表と国税徴収表の計数は、調査期間又は調査時点の相違により符合しない。

(3) 単位及び計数の処理方法

イ 各表の計数は、単位未満を四捨五入している。したがって、それぞれの内容と計又は合計が符合していないこともある。

ロ 各表の単位未満の計数は「0」、皆無又は該当計数のないときは「-」、計数不明の場合は「...」、負の計数は「 」と表示している。

ハ 表中の「x」は、情報を保護する観点から計数を秘匿した箇所である。

(4) 調査期間と調査時点

調査期間及び調査時点は各統計表ごとに掲げたが、主な統計表の調査期間と調査時点は次ページのとおりである。

この統計書についての御意見、御感想又は計数についてのお問い合わせは、次へ御連絡ください。

〒730-8521 広島市中区上八丁堀6番30号

広島国税局総務部企画課

電話 (082) 221-9211 内線 3662・3663

主な統計表の調査対象期間と調査時点

	平成12年												平成13年									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
申告所得税	平成12年分の所得税について、平成13年3月31日までに申告又は処理したもの												所得									
													申告又は処理									
源泉所得税	平成12年分の所得税について、平成13年4月30日までに法定資料の合計表の提出のあったもの												所得									
													合計表の提出									
法人税	平成12年2月1日から平成13年1月31日までに事業年度の終了した法人について平成13年6月30日までに申告又は処理したもの												事業年度が終了した法人									
													申告又は処理									
相続税	平成12年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成13年10月31日までに申告又は処理したもの												相続又は遺贈									
													申告又は処理									
贈与税	平成12年分の贈与について、平成13年6月30日までに申告又は処理したもの												贈与									
													申告又は処理									
消費税	平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間に終了した課税期間分の消費税について、平成13年7月30日までに申告又は処理したもの												課税原因(個人事業者)									
													申告又は処理									
													課税原因(法人)									
													申告又は処理									
酒税	平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成13年4月30日までに申告又は処理したもの												課税原因									
													申告又は処理									
航空機燃料税 電源開発促進税 たばこ税及び たばこ特別税 揮発油税及び 地方道路税	平成12年4月1日から平成13年3月31日までの課税実績												課税原因									
石油ガス税 石油税													課税(申告又は処理)									
印紙税	平成12年4月1日から平成13年3月31日までに現金納付のあったもの												証書等の作成									
													現金納付									

目 次

平成 12 年度統計調査結果の概要

1	管内国税収入の推移	2
2	申告所得税	3
3	源泉所得税	4
4	法人税	5
5	相続税	5
6	贈与税	6
7	消費税	7
8	酒 税	7
9	たばこ税及びたばこ特別税	8
10	印紙税	9
11	揮発油税及び地方道路税	9
12	石油ガス税	9
13	航空機燃料税	10
14	電源開発促進税	10
15	国税徴収	10
16	国税滞納	12

第 編 総 括

1	総 括	
1-1	広島国税局管内国税収入の概要	
	税目別徴収決定済額累年比較	14
1-2	管轄表	
	管轄表	16
1-3	広島国税局及び税務署機構	
(1)	機構図	18
(2)	税務署機構	19

第 編 直接国税

2 申告所得税

統計表を見るに当たって	22
-------------------	----

2-1 課税状況

(1) 申告及び処理状況	24
(2) 既往年分の課税状況	26
(3) 減免状況	26
(4) 税務署別課税状況	27

2-2 所得階級別人員

(1) 所得者区分別人員	30
(2) 青色申告者数	31
(3) 税務署別人員	32

2-3 所得種類別状況

(1) 所得種類別内訳	42
(2) 人員の累年比較	43
(3) 所得金額の累年比較	43
(4) 業種別内訳	44

3 源泉所得税

統計表を見るに当たって	45
-------------------	----

(1) 利子所得等の課税状況	46
(2) 配当所得の課税状況	46
(3) 給与所得、退職所得の課税状況	48
(4) 給与所得、退職所得の課税状況の累年比較	48
(5) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況	48
(6) 報酬、料金等の課税状況	49
(7) 非居住者等所得の課税状況	50
(8) 加算税の状況	50
(9) 税務署別課税状況	52
(10) 税務署別源泉徴収義務者数	53

4 法人税

統計表を見るに当たって	54
-------------------	----

4-1 課税状況

(1) 現事業年度分の課税状況	56
(2) 既往事業年度分の課税状況	58

(3) 税務署別課税状況	60
4-2 法人数	
(1) 法人数等	62
(2) 税務署別法人数	63
(3) 業種別、資本金階級別法人数等	64
(4) 県別業種別、資本金階級別法人数等	70
(5) 税務署別、資本金階級別法人数等	74
(6) 決算期別、資本金階級別法人数等	76
5 相続税	
統計表を見るに当たって	78
5-1 課税状況	
(1) 課税状況	79
(2) 課税状況の累年比較	79
(3) 加算税の状況	80
(4) 申告及び処理状況	80
(5) 税務署別課税状況	81
5-2 相続財産種類別・階級別状況	
(1) 相続財産種類別状況	82
(2) 相続財産価格階級別状況	83
(3) 法定相続人員別被相続人の数	83
6 贈与税	
統計表を見るに当たって	84
6-1 課税状況	
(1) 課税状況	85
(2) 課税状況の累年比較	85
(3) 加算税の状況	85
(4) 申告及び処理状況	86
(5) 税務署別課税状況	87
6-2 贈与財産種類別・階級別状況	
(1) 贈与財産価額階級別状況	88
(2) 贈与財産種類別状況	88

第 編 間接国税

7	消費税	
	統計表を見るに当たって	90
	(1) 課税状況	91
	(2) 課税事業者等届出件数	91
	(3) 税務署別課税状況	92
8	酒税	
	統計表を見るに当たって	98
8-1	酒税関係総括表	
	酒税関係総括表	99
8-2	課税状況	
	(1) 課税状況	100
	(2) 課税数量の累年比較	100
	(3) 酒税額の累年比較	101
	(4) 税務署別課税状況	102
8-3	酒類製成、販売	
	(1) 酒類製成及び手持数量	105
	(2) 製成数量の累年比較	105
	(3) 酒類販売(消費)数量	106
	(4) 県別販売(消費)数量の累年比較	106
	(5) 税務署別酒類販売(消費)数量	108
8-4	酒類免許	
	(1) 酒類製造免許場数等	110
	(2) 酒母及びもろみの製造場数	111
	(3) 酒類販売免許場数等	111
	(4) 税務署別製造免許場数、販売免許場数	112
9~15	消費税、酒税以外の間接税	
	統計表を見るに当たって	114
9	たばこ税及びたばこ特別税	
	(1) 課税状況	116
	(2) 製造場数	116
10	印紙税	
	(1) 課税状況	117
	(2) 課税状況の累年比較	117

11	揮発油税及び地方道路税	
	(1) 課税状況	118
	(2) 関係場数	118
12	石油ガス税	
	(1) 課税状況	119
	(2) 関係場数	119
13	石油税	
	(1) 課税状況	120
	(2) 関係場数	120
14	航空機燃料税	
	(1) 課税状況	121
	(2) 関係場数	121
15	電源開発促進税	
	(1) 課税状況	122
	(2) 関係場数	122

第 編 徴収

16～19	徴収関係各表	
	統計表を見るに当たって	124
16	国税徴収	
16-1	国税徴収状況	
	(1) 国税徴収状況	126
	(2) 税務署別国税徴収状況	128
16-2	物納及び年賦延納	
	(1) 物納状況	136
	(2) 物納状況の累年比較	136
	(3) 年賦延納状況	137
	(4) 年賦延納状況の累年比較	136
17	国税滞納	
	(1) 滞納状況	138
	(2) 税務署別滞納状況	140
18	還付金	
	還付金の支払決定の状況	142

19 国税振替納税	
振替納税利用状況	143

第 編 その他

20～24 その他	
統計表を見るに当たって	147
20 不服審査	
(1) 異議申立て	148
(2) 審査請求	148
21 訴訟事件	
(1) 国側被告事件	150
(2) 国側原告事件(徴収関係)	152
22 直接国税犯則事件	
(1) 起訴事件数	153
(2) 有罪に係る人員及び金額	153
(3) 犯則者違反行為別件数	153
23 間接国税犯則事件	
(1) 検挙及び処理の状況	154
(2) 通告処分及び履行状況	156
(3) 酒税の違反行為別検挙件数等	158
(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙件数	158
24 税理士	
税理士登録者数	160

付 録

1 所得税の控除及び税率の変遷	162
2 法人税の税率の変遷	166
3 酒類の税率の変遷	167
4 たばこの税率の変遷	167
5 平成12年度税制改正の要綱	168

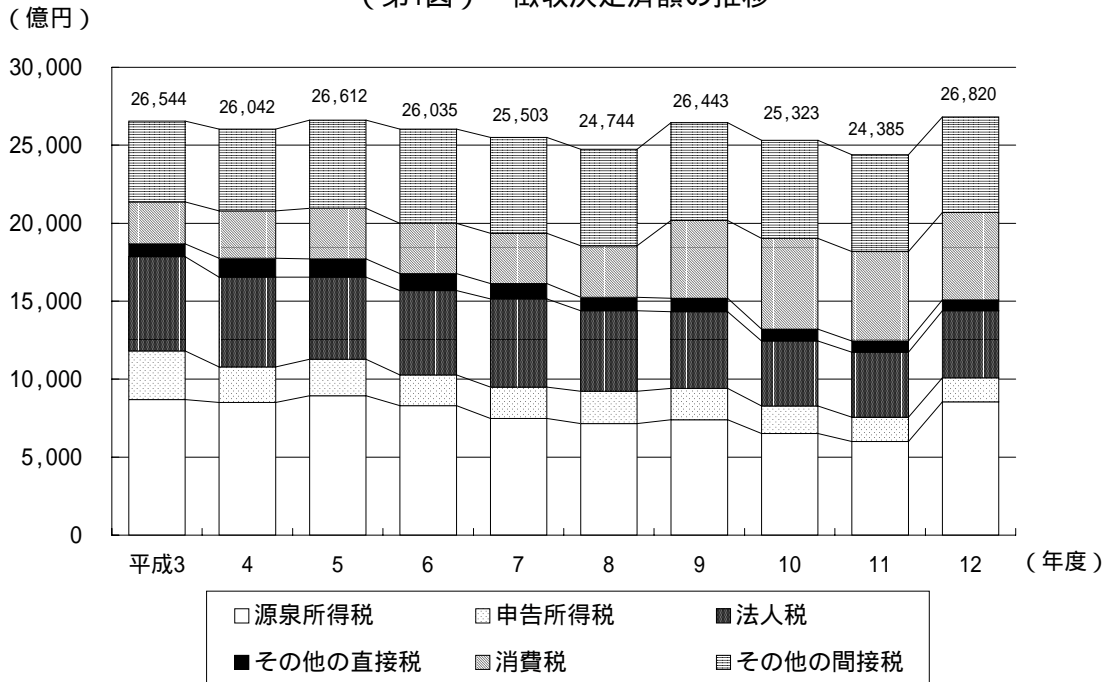
平成 12 年度
統計調査結果の概要

平成12年度統計調査結果の概要

1 管内国税収入の推移

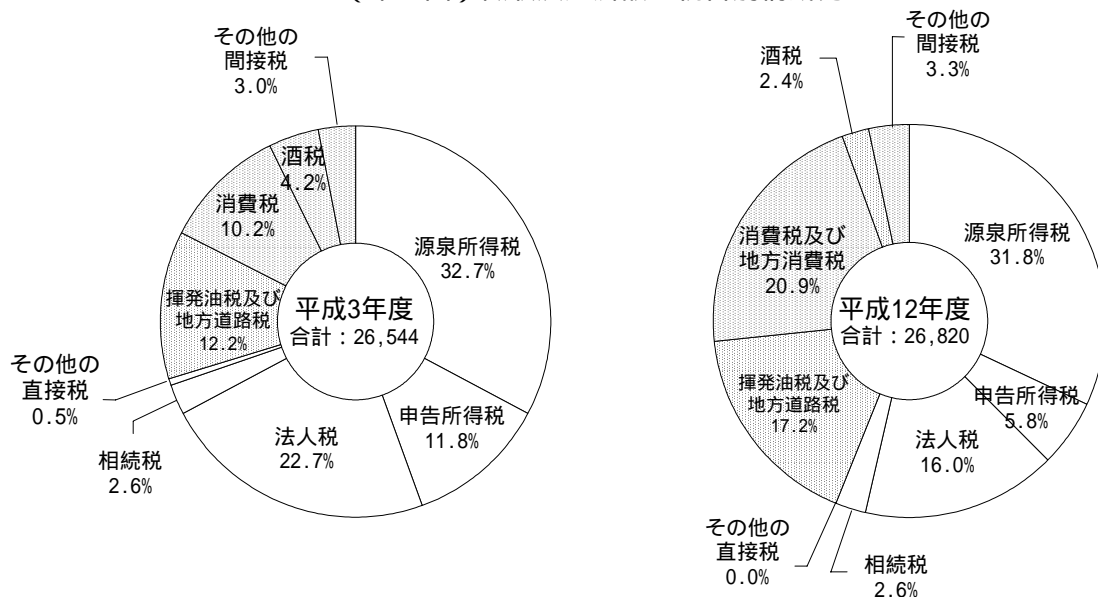
(1) 平成12年度における徴収決定済額は、2兆6,820億円(前年2兆4,385億円)で前年に比べて2,435億円(伸び率10.0%)の増加となっている。(第1図参照)

(第1図) 徴収決定済額の推移



(2) 徴収決定済額を税目別の構成比で見ると、源泉所得税31.8%(前年24.6%)、消費税及び地方消費税20.9%(前年23.5%)、揮発油税及び地方道路税17.2%(前年18.9%)、法人税16.0%(前年17.1%)、申告所得税5.8%(前年6.4%)となっている。(第2図参照)

(第2図) 徴収決定済額の税目別構成比



2 申告所得税

(1) 平成12年分の確定申告により申告納税額のあった者は470,937人(前年491,616人)で、前年に比べて20,679人(伸び率 4.2%)減少している。

これを所得者別にみると、営業所得者98,655人(前年105,250人)、農業所得者5,595人(前年6,983人)、その他事業所得者32,420人(前年38,212人)、その他所得者334,267人(前年341,171人)となっている。(第3表参照)

(第3表) 申告納税者数

区分	申告納税者数	申告納税者数			
		営業所得者	農業所得者	その他事業所得者	その他所得者
	人	人	人	人	人
平成8年分	552,179	133,337	9,783	49,695	359,364
9	554,356	129,776	7,229	49,823	367,528
10	410,870	81,562	6,130	30,585	292,593
11	491,616	105,250	6,983	38,212	341,171
12	470,937	98,655	5,595	32,420	334,267

また、これに対する総所得金額等は2兆2,529億円(前年2兆2,941億円)、申告納税額は1,511億円(前年1,149億円)で、前年に比べて総所得金額等は412億円(1.8%)減少し、申告納税額は362億円(31.5%)増加している。(第4表参照)

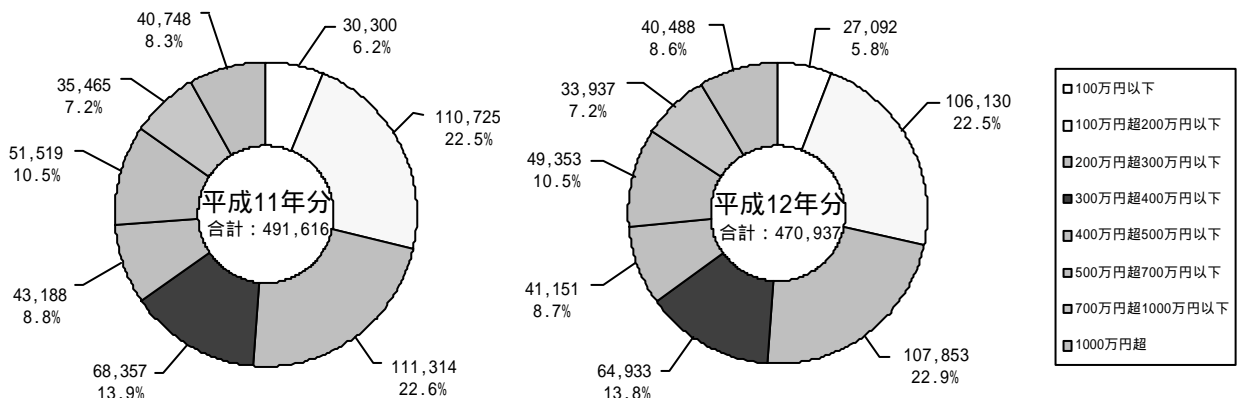
(第4表) 総所得金額等、申告納税額

区分	総所得金額等		申告納税額	
	億円	伸び率 %	億円	伸び率 %
平成8年分	27,067	4.6	1,650	4.4
9	26,406	2.4	1,590	3.6
10	22,765	13.8	1,330	16.4
11	22,941	0.8	1,149	13.6
12	22,529	1.8	1,511	0.2

(2) 申告所得者数を合計所得階級別にみると、100万円以下の者27,092人(構成比5.8%)、100万円超200万円以下の者106,130人(構成比22.5%)、200万円超300万円以下の者107,853人(構成比22.9%)、300万円超400万円以下の者64,933人(構成比13.8%)、400万円超500万円以下の者41,151人(構成比8.7%)、500万円超700万円以下の者49,353人(構成比10.5%)、700万円超1,000万円以下の者33,937人(構成比7.2%)、1,000万円超の者40,488人(構成比8.6%)となっている。(第5図参照)

(第5図) 合計所得階級別の申告納税者数

(単位：人)



3 源泉所得税

(1) 平成12年分の源泉徴収税額は7,715億円(前年6,080億円)で前年に比べて1,635億円(26.9%)増加している。

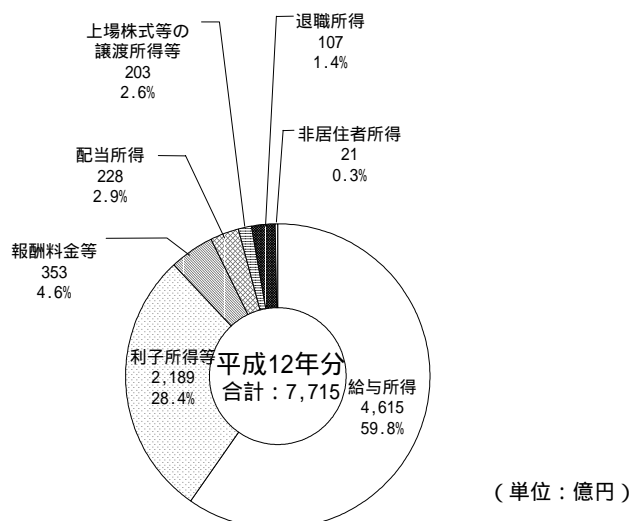
これを種類別にみると、給与所得は4,749億円から4,615億円へと134億円(2.8%)減少、利子所得等は438億円から2,189億円へと1,751億円(399.8%)大幅に増加している。(第6表参照)

(第6表) 源泉徴収税額

区分	給与所得	利子所得等	配当所得	その他	計	伸び率
						億円
平成8年分	5,460	826	202	614	7,102	4.3
9	6,088	623	222	597	7,530	6.0
10	4,825	502	216	546	6,089	19.1
11	4,749	438	205	688	6,080	0.1
12	4,615	2,189	228	683	7,715	26.9

また、種類別に構成比をみると、給与所得59.8%(前年78.1%)、利子所得等28.4%(前年7.2%)、配当所得3.0%(前年3.4%)となっている。(第7図参照)

(第7図) 種類別の源泉徴収税額構成比



(2) 源泉徴収義務者は、422,449件(前年425,576件)で、前年に比べて3,127件(0.7%)の減少となっている。

これを種類別にみると、給与所得220,410件(前年222,958件)、報酬・料金等188,670件(前年188,880件)、配当所得8,765件(前年9,058件)となっている。(第8表参照)

(第8表) 種類別の源泉徴収義務者数

区分	給与所得	報酬・料金等	配当所得	その他	計	伸び率
						件
平成8年分	224,457	189,551	12,593	5,012	431,613	0.2
9	223,807	190,542	11,339	4,956	430,644	0.2
10	223,959	189,574	9,927	4,785	428,245	0.6
11	222,958	188,880	9,058	4,680	425,576	0.6
12	220,410	188,670	8,765	4,604	422,449	0.7

(注) 各年分とも、翌年6月30日現在の源泉徴収義務者数を示している。

4 法人税

平成12年分の法人数は153,248社(前年153,251社)で、前年に比べて3社(0.0%)減少している。

平成12年分の所得金額は1兆3,189億円(前年1兆947億円)で、前年に比べて2,242億円(20.5%)増加している。

また、これに対する税額は3,728億円(前年3,547億円)で、前年に比べて181億円(5.1%)増加している。(第9表参照)

(第9表) 法人数、所得金額、税額

区 分	法人数		所得金額		税 額	
		伸び率		伸び率		伸び率
	社	%	億円	%	億円	%
平成8年分	151,183	1.3	14,523	8.2	5,057	8.8
9	149,752	0.9	12,014	17.3	4,280	15.4
10	151,648	1.3	11,275	6.2	3,908	8.7
11	153,251	1.1	10,947	2.9	3,547	9.3
12	153,248	0.0	13,189	20.5	3,728	5.1

(注) 各年分とも、その年の2月1日から翌年1月31日までに事業年度が終了した法人(清算中を除く)について示している。

5 相続税

(1) 平成12年分の相続人数は8,164人(前年8,264人)、被相続人数は2,796人(前年2,836人)で、前年に比べて相続人数は100人(1.2%)、被相続人数は40人(1.4%)それぞれ減少している。

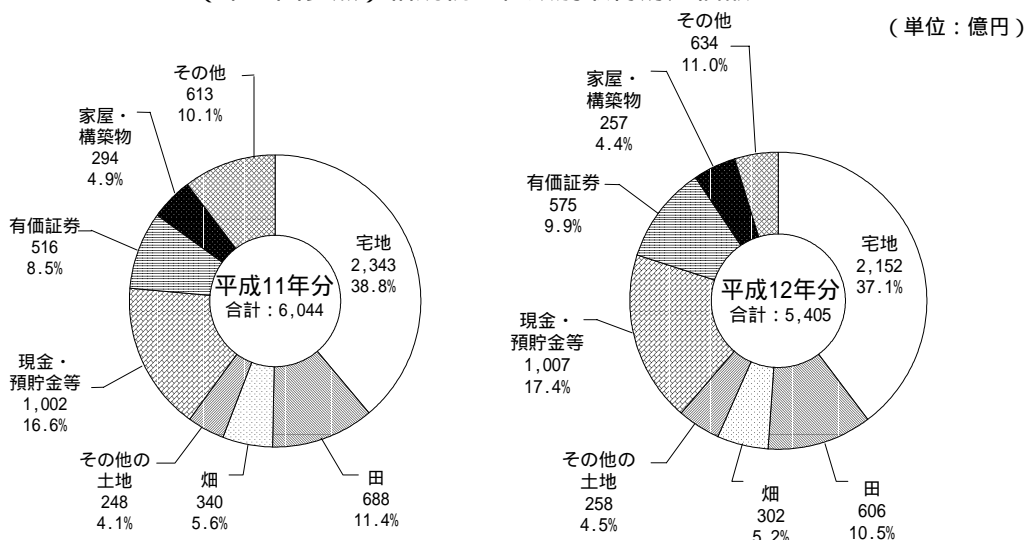
また、相続税の課税価格は5,429億円(前年5,555億円)、納付税額は439億円(前年468億円)で、前年に比べて課税価格は126億円(2.3%)、納付税額は29億円(6.2%)それぞれ減少している。(第10表参照)

(第10表) 相続人数、課税価格、納付税額、被相続人数

区 分	相続人数		課税価格		納付税額		被相続人数	
		伸び率		伸び率		伸び率		伸び率
	人	%	億円	%	億円	%	人	%
平成8年分	7,834	4.0	5,530	3.9	495	4.7	2,570	2.5
9	7,945	1.4	5,558	0.5	493	0.4	2,657	3.4
10	7,811	1.7	5,230	5.9	451	8.5	2,583	2.8
11	8,264	5.8	5,555	6.2	468	3.8	2,836	9.8
12	8,164	1.2	5,429	2.3	439	6.2	2,796	1.4

(2) 相続税の取得財産価額を種類別にみると、土地3,318億円(構成比57.3%)、現金・預貯金等1,007億円(構成比17.4%)、有価証券575億円(構成比9.9%)となっている。(第11図参照)

(第11図参照) 相続税の種類別取得財産価額



6 贈与税

(1) 平成12年中に贈与を受けた者は19,472人(前年21,791人)で、前年に比べて2,319人(10.6%)減少している。

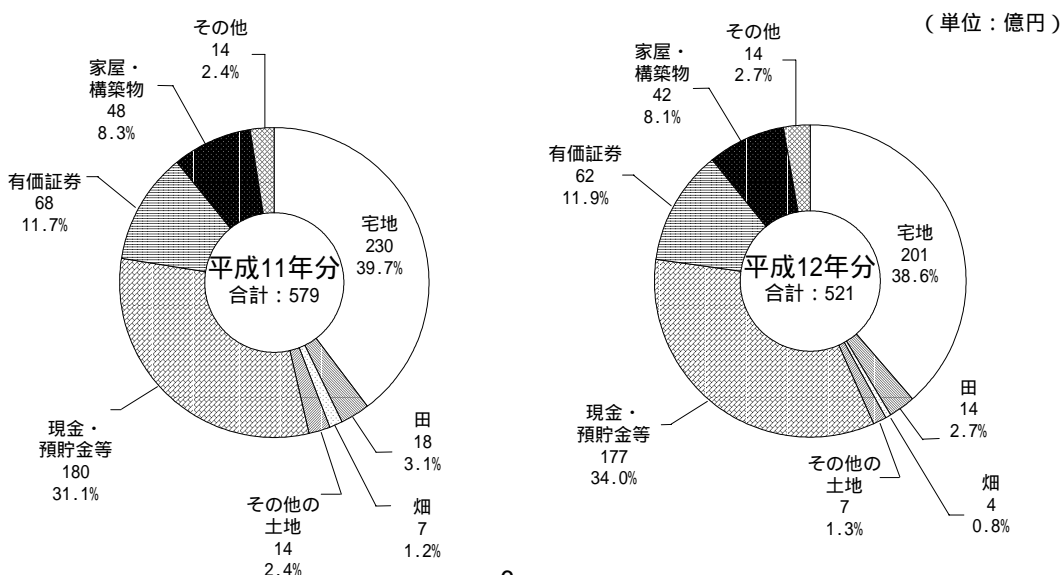
また、贈与税の取得財産価額は521億円(前年578億円)、納付税額は32億円(前年35億円)で、前年に比べて取得財産価額は57億円(9.9%)、納付税額は3億円(8.6%)それぞれ減少している。(第12表参照)

(第12表) 贈与を受けた者数、取得財産価額、納付税額

区分	贈与を受けた者数		取得財産価額		納付税額	
	人	伸び率 (%)	億円	伸び率 (%)	億円	伸び率 (%)
平成8年分	23,544	0.2	603	1.0	43	4.9
9	22,261	5.4	573	5.0	40	7.0
10	21,282	4.4	566	1.2	47	17.5
11	21,791	2.4	578	2.1	35	25.5
12	19,472	10.6	521	9.9	32	8.6

(2) 贈与税の取得財産価額を種類別にみると、土地226億円(構成比43.4%)、現金・預貯金等177億円(構成比34.0%)、有価証券62億円(構成比11.9%)となっている。(第13図参照)

(第13図) 贈与税の種類別取得財産価額



7 消費税

(1) 申告件数

平成12年度分の消費税の申告件数は124,922件(前年131,388件)で、うち納税申告は121,534件(前年128,173件)、還付申告は3,388件(前年3,215件)となっている。納税申告の内訳は、一般申告が58,898件(前年61,727件)、簡易申告が62,636件(前年66,446件)である。

また、申告件数124,922件のうち、個人事業者は28,113件(前年31,822件)、法人は96,809件(前年99,566件)となっている。

(2) 納税申告額

平成12年度分の消費税の納税申告額は4,152億円(前年4,249億円)で、うち一般申告3,613億円(前年3,707億円)、簡易申告539億円(前年543億円)となっている。

(3) 還付税額

平成12年度分の消費税の還付税額は236億円(前年245億円)で、うち個人事業者は6億円(前年5億円)、法人は230億円(前年241億円)となっている。

(4) 課税事業者(選択)届出件数

平成12年度末(平成13年3月末現在)の消費税の課税事業者届出件数は124,878件(前年128,229件)となっている。

また、課税事業者選択届出件数は、3,488件(前年3,469件)となっている。

(第14表) 消費税の申告件数、納税申告額、還付税額、課税事業者(選択)届出件数

区 分	納 税 申 告 件 数	納税申告額	還 付 申 告 件 数	還付税額	課税事業者 届 出 件 数	課税事業者 選択届出件数
	件	億円	件	億円	件	件
平成8年度	131,792	3,042	2,965	187	136,114	4,184
9	129,124	3,744	3,355	260	135,050	3,936
10	130,151	4,155	3,353	241	132,772	3,660
11	128,173	4,249	3,215	245	128,229	3,469
12	121,534	4,152	3,388	236	124,878	3,488

8 酒 税

(1) 平成12年度における酒税の税額は636億円(前年703億円)で、前年に比べて67億円(9.5%)減少している。

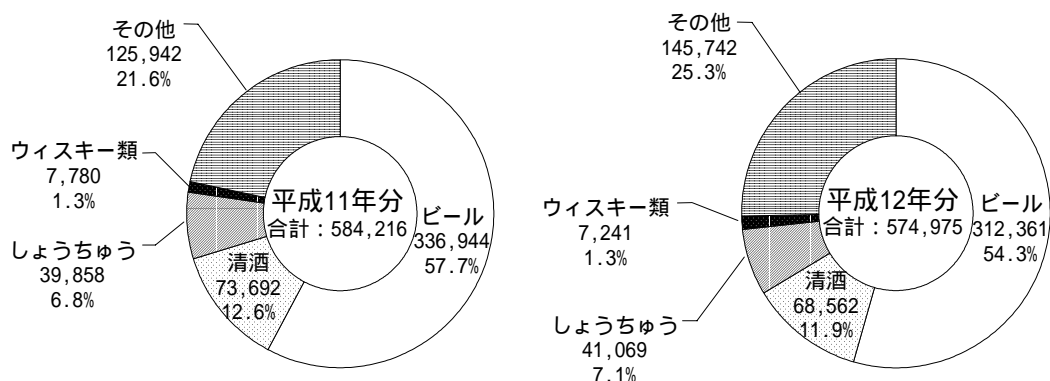
また、販売(消費)数量は574,975kl(前年584,216kl)で、前年に比べて9,241kl(1.6%)減少している。(第15表参照)

(第15表) 酒税の税額、販売(消費)数量

区 分	税 額		販売数量 (消費)	
	億円	伸び率 %	kl	伸び率 %
平成8年度	1,092	2.7	604,693	1.5
9	937	14.2	588,474	2.7
10	810	13.6	588,122	0.1
11	703	13.2	584,216	0.7
12	636	9.5	574,975	1.6

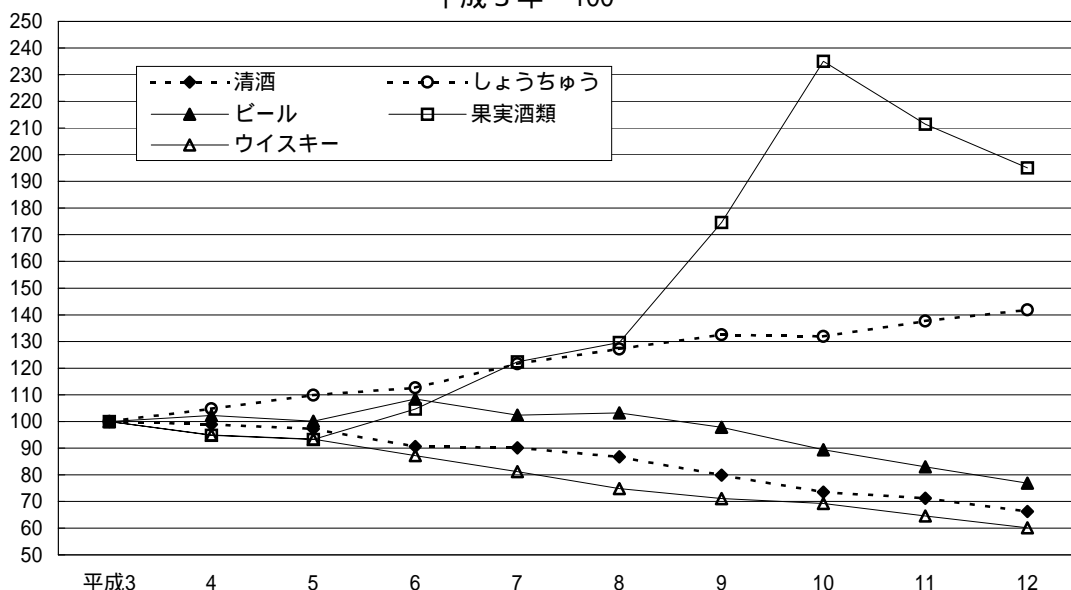
(2) 販売(消費)数量を種類別に前年と比べると、ビールは336,944klから312,361kl(構成比54.3%)へと24,583kl(7.3%)減少している。(第16図参照)

(第16図) 種類別の販売(消費)数量



(3) 販売(消費)数量の伸びを平成3年度を100とした場合の指数で見ると、しょうちゅう142、果実酒類195と増加しているのに対し、清酒66、ビール77、ウイスキー類60とそれぞれ減少している。(第17図参照)

(第17図) 種類別販売(消費)数量の伸び
平成3年 = 100



9 たばこ税及びたばこ特別税

平成12年度におけるたばこ税及びたばこ特別税の課税標準金額(数量)は、14,185百万本(前年14,650百万本)で前年に比べて465百万本(伸び率 3.2%)減少している。

また、税額は495.0億円(前年521.1億円)で、前年に比べて26.1億円(5.0%)減少している。(第18表参照)

(第18表) たばこ税及びたばこ特別税の課税標準数量、税額

区分	課税標準数量 (数量)		税額	
	数量	伸び率	金額	伸び率
平成8年度	百万本	%	億円	%
9	15,363	0.6	473.3	0.4
10	15,276	0.6	469.5	0.8
11	15,000	1.8	487.1	3.7
12	14,650	2.3	521.1	7.0
12	14,185	3.2	495.0	5.0

10 印紙税

平成12年度における印紙税(現金納付分)の税額は、64.8億円(前年64.8億円)で、前年とほぼ横ばいである

また、納税人員は7,240人(前年7,476人)で、前年に比べて236人(3.2%)減少している。(第19表参照)

(第19表) 印紙税の税額、納税人員

区 分	税 額		納税人員	
	億円	伸び率 %	人	伸び率 %
平成8年度	66.4	2.6	8,321	0.2
9	65.3	1.7	7,876	5.3
10	64.3	1.5	7,606	3.4
11	64.8	0.8	7,476	1.7
12	64.8	0.0	7,240	3.2

11 揮発油税及び地方道路税

平成12年度における揮発油税及び地方道路税の課税数量は、7,921千kl(前年7,888千kl)で、前年に比べて33千kl(0.4%)増加している。

また、税額は4,262億円(前年4,244億円)で、前年に比べて18億円(0.4%)増加している。(第20表参照)

(第20表) 揮発油税及び地方道路税の課税数量、税額

区 分	課税数量		税 額	
	千kl	伸び率 %	億円	伸び率 %
平成8年分	7,314	1.9	3,935	1.9
9	7,724	5.6	4,156	5.6
10	7,908	2.4	4,254	2.4
11	7,888	0.3	4,244	0.2
12	7,921	0.4	4,262	0.4

12 石油ガス税

平成12年度における石油ガス税の課税重量は82,125トン(前年83,619トン)で、前年に比べて1,494トン(1.8%)減少している。

また、税額は14.4億円(前年14.6億円)で、前年に比べて0.2億円(1.4%)減少している。(第21表参照)

(第21表) 石油ガス税の課税重量、税額

区 分	課税重量		税 額	
	トン	伸び率 %	億円	伸び率 %
平成8年度	89,254	1.2	15.6	1.3
9	86,398	3.2	15.1	3.2
10	83,604	3.2	14.6	3.3
11	83,619	0.0	14.6	0.0
12	82,125	1.8	14.4	1.4

13 航空機燃料税

平成12年度における航空機燃料税の課税数量は122,061kl(前年112,965kl)で、前年に比べて9,096kl(8.1%)増加している。

また、税額は30.3億円(前年28.1億円)で、前年に比べて2.2億円(7.8%)増加している。(第22表参照)

(第22表) 航空機燃料税の課税数量、税額

区 分	課税数量	税 額		
		伸び率	伸び率	
	kl	%	億円	%
平成8年度	89,457	5.9	23.3	5.9
9	110,313	23.3	27.9	19.7
10	120,050	8.8	30.0	7.5
11	112,965	5.9	28.1	6.3
12	122,061	8.1	30.3	7.8

14 電源開発促進税

平成12年度における電源開発促進税の販売電気の電力量は56,420百万kw/時(前年54,296百万kw/時)で、前年に比べて2,124百万kw/時(3.9%)増加している。

また、税額は251億円(前年242億円)で、前年に比べて9億円(3.7%)増加している。(第23表参照)

(第23表) 電源開発促進税の電力量、税額

区 分	販売電気の 電 力 量	税 額		
		伸び率	伸び率	
	百万 k w / 時	%	億円	%
平成8年度	52,853	3.3	235	3.1
9	53,703	1.6	239	1.7
10	53,572	0.2	238	0.4
11	54,296	1.4	242	1.7
12	56,420	3.9	251	3.7

15 国税徴収

(1) 平成12年度の徴収決定済額を税目別にみると、源泉所得税が8,538億円(前年5,999億円)、法人税が4,298億円(前年4,170億円)、申告所得税が1,545億円(前年1,560億円)、消費税が5,610億円(前年5,721億円)、相続税700億円(前年731億円)となっている。

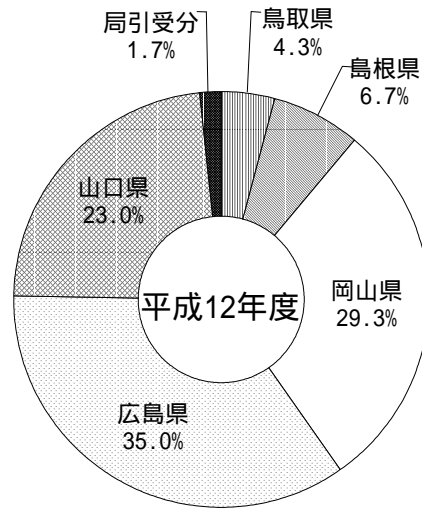
(第24表参照)

(第24表) 税目別徴収決定済額

区 分	平成11年度		平成12年度		
	億円	構成比	億円	構成比	伸び率
		%		%	%
源泉所得税	5,999	24.6	8,538	31.8	42.3
法 人 税	4,170	17.1	4,298	16.0	3.1
消 費 税	5,721	23.5	5,610	20.9	1.9
申告所得税	1,560	6.4	1,545	5.8	1.0
相 続 税	731	3.0	700	2.6	4.2
そ の 他	6,204	25.4	6,129	22.9	1.2
計	24,385	100.0	26,820	100.0	10.0

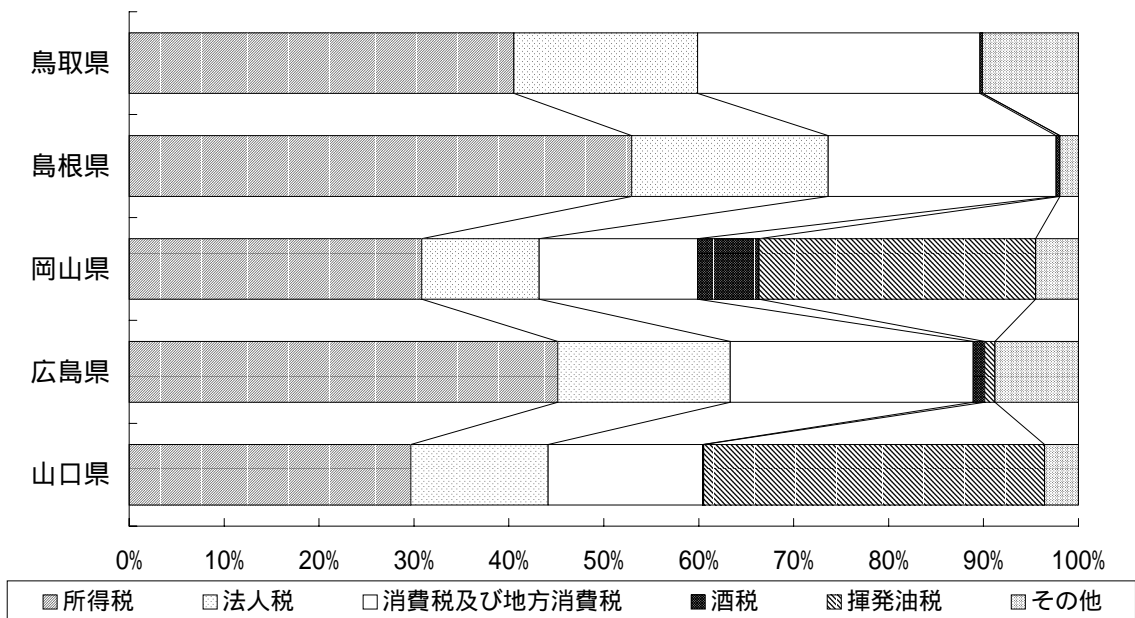
(2) 県別に徴収決定済額をみると、鳥取県1,151億円(構成比4.3%)、島根県1,808億円(構成比6.7%)、岡山県7,850億円(構成比29.3%)、広島県9,394億円(構成比35.0%)、山口県6,164億円(構成比23.0%)となっている。(第25図参照)

(第25図) 県別徴収決定済額



また、県別に主要税目の構成を見ると、各県とも所得税が高い比率となっているが、山口県及び岡山県では揮発油税及び地方道路税の比率が、それぞれ29.1%、35.9%と高くなっている。(第26図参照)

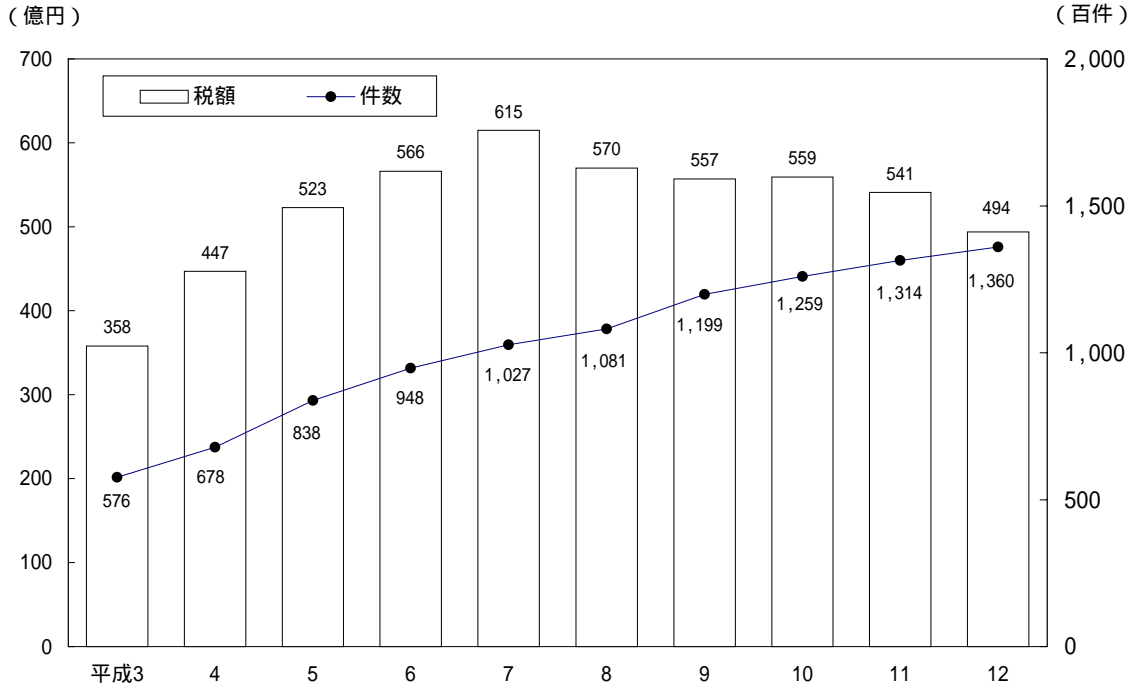
(第26図) 県別徴収決定済額の構成



16 国税滞納

(1) 平成12年度末における国税の整理中の滞納は135,970件(前年131,394件)、494億円(前年541億円)であり、前年度に比べて件数は4,576件(3.5%)増加し、税額は47億円(8.7%)減少している。(第27図参照)

(第27図) 整理中の滞納整理件数、税額の推移



(2) 整理中の滞納を税目別に見ると、申告所得税が171億円(前年180億円)、消費税134億円(前年134億円)、法人税79億円(前年118億円)の順となっている。(第28表参照)

(第28表) 税目別整理中の滞納

区 分	平成11年度		平成12年度		
	件 数	税 額	件 数	税 額	伸び率
	件	億円	件	億円	%
源泉所得税	22,456	93	23,069	95	2.2
申告所得税	69,528	180	72,412	171	5.0
法人税	7,105	118	6,476	79	33.1
相続税	1,486	14	1,399	14	0.0
消費税	30,242	134	32,163	134	0.0
その他	577	2	451	2	0.0
合 計	131,394	541	135,970	494	8.7

第 編 總 括

1 總 括

1 総 括

1 - 1 広島国税局管内国税収入の概要

税目別徴収決定済額の累年比較

区 分	平成3年度		平成4年度		平成5年度		平成6年度		平成7年度		
	税 額	構成比	税 額	構成比	税 額	構成比	税 額	構成比	税 額	構成比	
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	
全 管 計	2,654,351,905	100.0	2,604,205,717	100.0	2,661,220,960	100.0	2,603,467,804	100.0	2,550,346,231	100.0	
国 税 局 分	25,932,030	1.0	31,458,338	1.2	34,887,605	1.3	39,219,794	1.5	38,983,986	1.5	
鳥 取 県	131,727,143	5.0	133,120,846	5.1	138,838,276	5.2	131,464,522	5.0	119,099,597	4.7	
島 根 県	148,212,437	5.6	146,128,088	5.6	150,158,438	5.6	151,584,404	5.8	151,129,486	5.9	
岡 山 県	702,690,915	26.5	688,577,853	26.4	739,110,261	27.8	754,926,539	29.0	749,145,419	29.4	
広 島 県	1,112,574,595	41.9	1,077,709,400	41.4	1,068,079,242	40.1	1,012,588,137	38.9	968,651,461	38.0	
山 口 県	533,214,784	20.1	527,211,193	20.2	530,147,136	19.9	513,684,409	19.7	523,336,282	20.5	
所 得 税	源泉所得税	868,243,451	32.7	851,072,911	32.7	894,586,604	33.6	830,325,636	31.9	747,395,554	29.3
	申告所得税	314,002,588	11.8	227,930,611	8.8	232,790,792	8.7	197,721,772	7.6	201,667,481	7.9
	計	1,182,246,039	44.5	1,079,003,521	41.4	1,127,377,396	42.4	1,028,047,408	39.5	949,063,035	37.2
法 人 税	603,139,249	22.7	575,236,618	22.1	526,027,247	19.8	539,984,074	20.7	564,375,694	22.1	
法 人 特 別 税	-	-	10,899,834	0.4	9,481,363	0.4	607,786	0.0	225,132	0.0	
法 人 臨 時 特 別 税	11,258,802	0.4	597,240	0.0	163,639	0.0	82,212	0.0	58,733	0.0	
相 続 税	68,315,227	2.6	100,922,421	3.9	95,895,009	3.6	96,378,925	3.7	89,065,761	3.5	
地 価 税	-	-	7,717,312	0.3	10,247,442	0.4	9,033,944	0.3	7,884,300	0.3	
有 価 証 券 取 引 税	2,107,969	0.1	1,447,407	0.1	1,773,441	0.1	2,195,409	0.1	2,953,006	0.1	
直 接 税 合 計	1,867,067,286	70.3	1,775,824,354	68.2	1,770,965,538	66.5	1,676,329,759	64.4	1,613,625,660	63.3	
消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	270,757,292	10.2	302,930,675	11.6	324,261,812	12.2	323,507,499	12.4	322,579,823	12.6	
酒 税	111,866,111	4.2	109,520,854	4.2	107,543,020	4.0	115,935,300	4.5	112,371,892	4.4	
たばこ税及びたばこ特別税	48,524,839	1.8	48,597,469	1.9	48,605,353	1.8	47,864,373	1.8	46,909,991	1.8	
物 品 税	270,442	0.0	184,987	0.0	150,840	0.0	121,021	0.0	109,950	0.0	
取 引 所 税	11,267	0.0	32,284	0.0	56,525	0.0	56,643	0.0	127,607	0.0	
入 場 税	2,345	0.0	116	0.0	-	-	-	-	-	-	
揮 発 油 税 及 び 地 方 道 路 税	324,924,900	12.2	335,928,911	12.9	377,769,256	14.2	405,274,472	15.6	419,800,830	16.5	
石 油 ガ ス 税	1,669,762	0.1	1,633,452	0.1	1,587,681	0.1	1,611,429	0.1	1,585,728	0.1	
自 動 車 重 量 税	6	0.0	6	0.0	6	0.0	11	0.0	11	0.0	
航 空 機 燃 料 税	1,844,934	0.1	1,906,662	0.1	1,986,424	0.1	2,279,772	0.1	2,126,361	0.1	
電 源 開 発 促 進 税	20,682,654	0.8	20,942,532	0.8	21,163,810	0.8	22,497,698	0.9	22,882,944	0.9	
印 紙 収 入 税	6,730,066	0.3	6,703,416	0.3	7,130,694	0.3	7,989,828	0.3	8,225,434	0.3	
旧	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
間 接 税 合 計	787,284,618	29.7	828,381,363	31.8	890,255,422	33.5	927,138,046	35.6	936,720,571	36.7	

(注) 税額は、徴収決定済額(本年度分+過年度分)である。

平成8年度		平成9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度		区 分
税 額	構成比	税 額	構成比	税 額	構成比	税 額	構成比	税 額	構成比	
千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	
2,474,381,583	100.0	2,644,258,061	100.0	2,532,330,651	100.0	2,438,518,405	100.0	2,682,023,541	100.0	全 管 計
42,787,368	1.7	43,718,521	1.7	44,182,629	1.7	44,449,959	1.8	45,291,176	1.7	国 税 局 分
113,958,841	4.6	125,656,739	4.8	120,764,029	4.8	117,578,168	4.8	115,116,869	4.3	鳥 取 県
140,003,837	5.7	162,422,698	6.1	152,251,661	6.0	147,443,276	6.0	180,776,924	6.7	鳥 根 県
737,422,083	29.8	765,989,554	29.0	756,177,406	29.9	737,219,828	30.2	785,022,744	29.3	岡 山 県
921,255,612	37.2	978,983,682	37.0	911,869,958	36.0	852,873,454	35.0	939,381,907	35.0	広 島 県
518,953,842	21.0	567,486,867	21.5	547,084,969	21.6	538,953,722	22.1	616,433,921	23.0	山 口 県
714,281,447	28.9	739,010,246	27.9	650,442,149	25.7	599,880,402	24.6	853,807,135	31.8	源泉所得税 } 所得税 申告所得税 } 計
208,429,863	8.4	201,494,107	7.6	176,787,165	7.0	155,987,698	6.4	154,529,158	5.8	
922,711,310	37.3	940,504,353	35.6	827,229,314	32.7	755,868,100	31.0	1,008,336,293	37.6	
516,649,915	20.9	491,280,629	18.6	417,806,194	16.5	416,993,735	17.1	429,823,672	16.0	法 人 税
119,576	0.0	68,787	0.0	42,752	0.0	28,051	0.0	18,633	0.0	法 人 特 別 税
48,438	0.0	34,446	0.0	23,962	0.0	19,526	0.0	-	-	法 人 臨 時 特 別 税
80,078,913	3.2	82,225,589	3.1	76,138,054	3.0	73,132,123	3.0	70,007,179	2.6	相 続 税
3,725,396	0.2	3,344,218	0.1	70,261	0.0	31,527	0.0	30,095	0.0	地 価 税
2,181,046	0.1	2,029,699	0.1	859,172	0.0	3,884	0.0	124	0.0	有 価 証 券 取 引 税
1,525,514,594	61.7	1,519,487,721	57.5	1,322,169,708	52.2	1,246,076,947	51.1	1,508,215,997	56.2	直 接 税 合 計
328,981,330	13.3	497,851,634	18.8	580,182,195	22.9	572,075,810	23.5	561,043,549	20.9	消 費 税 及 び 地 方 消 費 税
109,248,941	4.4	94,061,436	3.6	81,300,158	3.2	70,424,335	2.9	63,864,922	2.4	酒 税
47,176,476	1.9	45,463,827	1.7	50,424,660	2.0	51,128,448	2.1	49,126,610	1.8	た ば こ 税 及 び た ば こ 特 別 税
96,437	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	物 品 税
181,229	0.0	163,490	0.0	48,533	0.0	-	-	-	-	取 引 所 税
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	入 場 税
427,074,137	17.3	450,914,636	17.1	461,343,749	18.2	461,244,684	18.9	460,371,578	17.2	揮 発 油 税 及 び 地 方 道 路 税
1,564,394	0.1	1,509,772	0.1	1,468,055	0.1	1,467,805	0.1	1,438,240	0.1	石 油 ガ ス 税
4	0.0	28	0.0	3	0.0	-	-	-	-	自 動 車 重 量 税
2,337,269	0.1	2,556,548	0.1	2,694,919	0.1	2,626,772	0.1	2,914,219	0.1	航 空 機 燃 料 税
23,488,707	0.9	23,867,525	0.9	23,871,260	0.9	24,333,349	1.0	25,031,124	0.9	電 源 開 発 促 進 税
8,718,064	0.4	8,289,906	0.3	8,740,983	0.3	9,064,616	0.4	9,936,801	0.4	印 紙 収 入
-	-	91,537	0.0	86,428	0.0	75,641	0.0	79,528	0.0	旧 税
948,866,989	38.3	1,124,770,339	42.5	1,210,160,943	47.8	1,192,441,458	48.9	1,173,807,543	43.8	間 接 税 合 計

1 - 2 管 轄 表

管轄表

税務署名等	税務署等の所在地	管 轄 区 域
広島国税局	広島市中区上八丁堀 6 番30号	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
鳥取	鳥取市富安二丁目89番地 4 米子市東町124番16号 倉吉市上井587番 1号	鳥取市・岩美郡・八頭郡・気高郡 米子市・境港市・西伯郡・日野郡 倉吉市・東伯郡
島根	松江市中中原町21番地 浜田市殿町1177番地 出雲市塩冶町1217番地 益田市元町12番11号 大田市大田町大田イ289番 2号 大東郡大東町大字飯田86番 7号 隠岐郡西郷町大字城北町55番地	松江市・安来市・八束郡・能義郡 浜田市・江津市・邑智郡・那賀郡 出雲市・平田市・簸川郡 益田市・美濃郡・鹿足郡 大田市・邇摩郡 仁多郡・大原郡・飯石郡 隠岐郡
岡山	岡山市天神町 3 番23号 岡山市伊福町四丁目 5 番38号 岡山市西大寺中二丁目24番13号 倉敷市児島小川五丁目 1 番66号 倉敷市幸町 2 番37号 倉敷市玉島阿賀崎二丁目 1 番50号 津山市田町67番地 玉野市宇野二丁目 4 番12号 岡岡市五番町 5 番48 高梁市向町13番地 新見市新見721番 1号 瀬戸市赤磐郡瀬戸町瀬戸70番地 久世 真庭郡久世町大字鍋屋 8 番の 1	岡山市の一部 岡山市の一部・御津郡 岡山市の一部・備前市の一部・邑久郡 倉敷市の一部・児島郡 倉敷市の一部・総社市・都窪郡・吉備郡 倉敷市の一部・浅口郡 津山市・苫田郡・勝田郡・英田郡・久米郡 玉野市 岡岡市・井原市・小田郡・後月郡 高梁市・上房郡・川上郡 新見市・阿哲郡 備前市の一部・赤磐郡・和気郡 真庭郡
広島	広島市中区上八丁堀 3 番19号 広島市南区宇品東六丁目 1 番72号 広島市西区観音新町一丁目17番 3号 広島市安佐北区亀山二丁目25番10号 呉市西中央二丁目 1 番21号 竹原市中央三丁目 2 番12号 三原市宮沖二丁目12番 1号 尾道市古浜町27番18号 福山市三吉町四丁目 4 番 8号 府中市鶴飼町555番地の40 三次市十日市東一丁目13番 5号 庄原市三日月町667番地の 5 西条市西条昭和町16番 8号 廿日市市桜尾二丁目 1 番26号 田安芸郡海田町大正町 1 番13号 吉田 高田郡吉田町大字吉田3604番地の 1	広島市（中区の一部・東区の一部・南区の一部） 広島市南区の一部・佐伯郡（大柿町・沖美町・能美町） 広島市（中区の一部・西区） 広島市（安佐南区・安佐北区の一部）・山県郡 呉市・安芸郡（江田島町・音戸町・倉橋町・下蒲刈町・蒲刈町） 竹原市・豊田郡（安芸津町・安浦町・川尻町・豊浜町・豊町・大崎町・東野町・木江町） 三原市・賀茂郡大和町・豊田郡（本郷町・瀬戸田町） 尾道市・因島市・御調郡・世羅郡 福山市の一部・沼隈郡・深安郡 福山市の一部・府中市・芦品郡・神石郡・甲奴郡 三次市・双三郡 庄原市・比婆郡 東広島市・賀茂郡（黒瀬町・福富町・豊栄町・河内町） 広島市佐伯区・大竹市・廿日市市・佐伯郡（大野町・湯来町・佐伯町・吉和村・宮島町） 広島市（東区の一部・安芸区）・安芸郡（府中町・海田町・熊野町・坂町） 広島市安佐北区の一部・高田郡
山口	下関市山の口町 1 番18号 宇部市常盤町一丁目 8 番22号 山口市河原町 6 番16号 萩市唐樋町 3 番 7号 徳山市今宿町二丁目35番地 防府市緑町一丁目 2 番12号 岩国市麻里布町七丁目 9 番37号 光市虹ヶ浜三丁目10番 1号 長門市東深川964番地の 1 柳井市大字柳井3745番地の 1 厚狭 厚狭郡山陽町大字鴨庄111番地の 1	下関市・豊浦郡（菊川町・豊田町・豊浦町） 宇部市・小野田市 山口市・吉敷郡・阿武郡阿東町 萩市・阿武郡（川上村・阿武町・田万川町・むつみ村・須佐町・旭村・福栄村） 徳山市・下松市・新南陽市・都濃郡 防府市・佐波郡 岩国市・玖珂郡（和木町・由宇町・玖珂町・本郷村・周東町・錦町・美川町・美和町） 光市・熊毛郡 長門市・豊浦郡豊北町・大津郡 柳井市・大島郡・玖珂郡大島町 美祢市・厚狭郡・美祢郡

調査時点 平成12年12月31日（ただし、各税務署の所在地については平成13年12月31日）

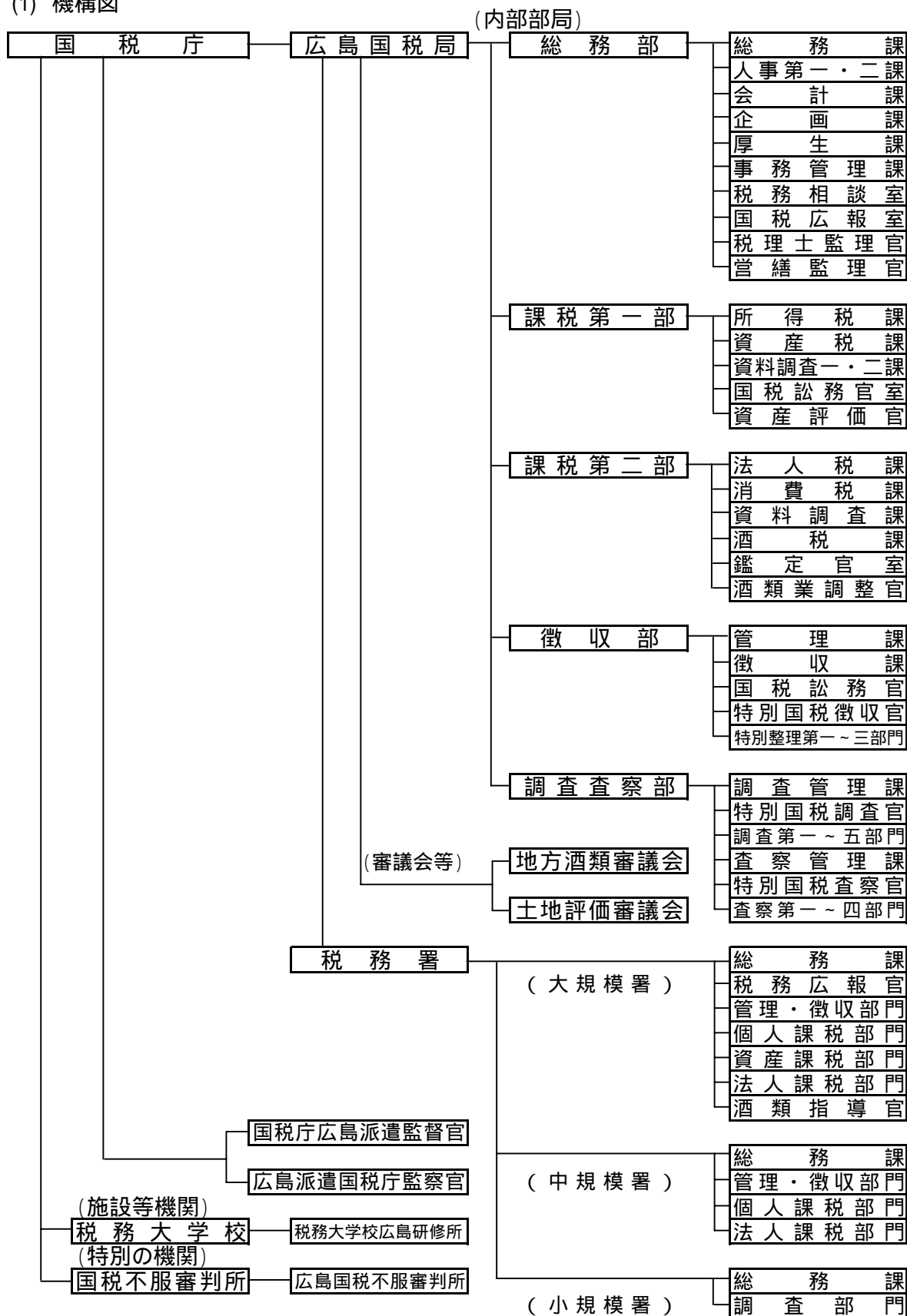
（注）1 「面積」は、建設省国土地理院調査（平成12年10月 1 日現在）によった。ただし、境界未定地域及び湖沼のうち児島湖7.1km²は、県計及び全管計のみに含めた。なお、境界未定地域のうち岡山県玉野市と香川県直島町（計117.8km²）は、全管計のみに外書で示した。

面積		世帯数	人口	市数	町数	村数	区分
		世帯	人	外	市	町	村
外117.7	31,806.9	2,823,342	7,797,436		49	232	37
外117.7	31,807.9	2,852,378	7,795,154		49	232	37
外117.7	31,809.0	2,881,474	7,792,297		49	232	37
外117.7	31,809.4	2,907,603	7,781,766		49	232	37
外117.8	31,810.4	2,932,564	7,735,876		49	232	37
	1,518.7	82,984	249,566		1	12	2
(1,207.5)	1,147.6	89,249	247,319		2	11	1
(780.2)	722.9	38,883	116,618		1	8	1
	3,507.2	211,116	613,503		4	31	4
	993.8	89,770	257,153		2	9	1
	1,766.5	47,084	120,127		2	8	3
	624.0	52,432	174,068		2	5	-
	1,376.5	27,643	73,393		1	5	1
	436.1	15,975	42,580		1	2	-
	1,164.3	20,592	69,510		-	9	1
	346.0	10,423	25,218		-	3	4
	6,707.3	263,919	762,049		8	41	10
	69.2	102,360	248,041		1	-	-
	672.0	124,091	319,132	1	-	3	-
	254.3	42,514	125,248	2	-	3	-
	111.0	32,695	93,714	1	-	1	-
	423.1	139,530	390,411		2	2	2
	148.9	40,883	119,721	1	-	5	-
	1,847.6	74,145	204,760		1	16	5
(103.3)	・ ・ ・	26,405	69,426		1	-	-
	470.0	42,281	121,886		2	3	-
	745.8	18,862	55,701		1	6	-
	793.3	12,555	38,425		1	4	-
	642.1	40,807	115,808		1	9	-
	824.4	15,858	49,398		-	4	5
(7,111.9)	7,008.6	712,986	1,951,671	5	10	56	12
	23.3	65,457	142,598		1	-	-
	95.1	64,732	145,491	1	-	3	-
	46.4	117,956	264,686	1	-	-	-
	1,357.8	144,979	382,957	1	-	6	1
	277.2	104,753	243,311		1	5	-
	332.7	33,009	82,629		1	8	-
	441.6	42,750	110,185		1	3	-
	592.6	65,941	170,773		2	6	-
	391.7	147,887	399,338		1	3	-
	839.6	41,671	123,436	1	1	7	1
(714.0)	640.1	21,689	58,414		1	3	3
	1,176.0	15,526	43,683		1	5	-
	570.2	60,713	163,542		1	4	-
	791.2	104,957	281,139	1	2	4	1
	189.6	85,410	223,795	1	-	4	-
(639.0)	566.1	16,929	44,643	1	-	6	-
	8,477.0	1,134,359	2,880,620	7	13	67	6
	547.2	116,655	287,780		1	3	-
	253.5	86,862	219,729		2	-	-
	733.0	72,823	189,183		1	4	-
	814.9	26,570	66,240		1	3	4
	674.9	78,937	194,388		3	1	-
	478.9	50,552	126,004		1	1	-
	882.2	66,292	160,776		1	7	1
	282.0	40,637	105,882		1	5	-
	526.5	21,048	56,476		1	4	-
	277.9	27,009	60,224		1	5	-
	639.5	22,799	61,351		1	4	-
	6,110.5	610,184	1,528,033		14	37	5

- 2 面積欄の()書は、境界未定地域分を含めた計数を掲げた。
- 3 「人口」及び「世帯数」は、市町村等の調べによる。
- 4 「市数」欄の外書は、市庁所在地以外の一部地域を当該税務署が管轄していることを示す。

1 - 3 広島国税局及び税務署機構

(1) 機構図



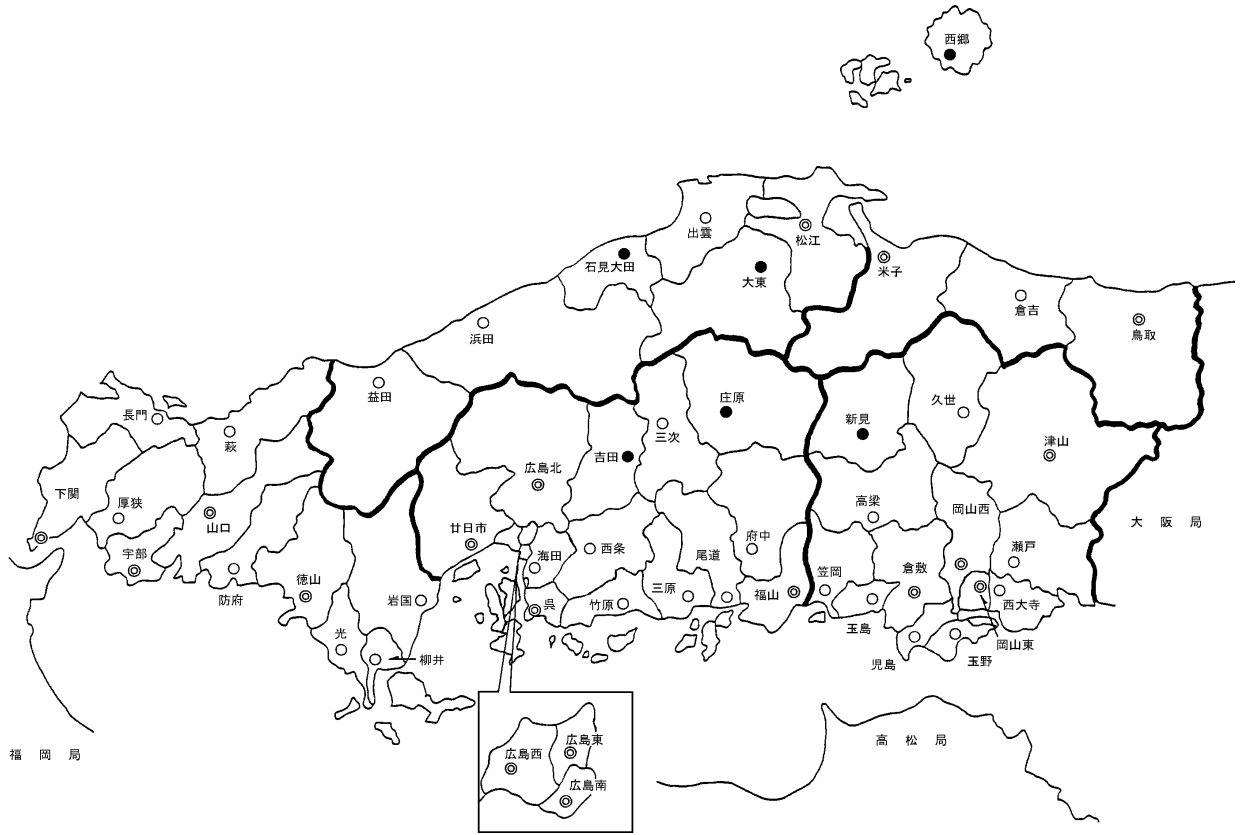
(平成12年10月1日現在)

(2) 税務署機構

署名	副署長	特別国	税	総務課	税務広報官	管理・徴収	個人・資産	法人課税	調査部門	酒類指導官	
		調	査			部	課	部			
		(徴収)	官			門	門	門			
鳥米倉	取子吉	1	2	1	1	2	4	3	-	1	
		1	2	1	-	2	4	4	-	-	
		-	-	1	-	1	2	1	-	-	
松浜出益石大西	江田雲田東郷	2	2	1	2	2	4	4	-	1	
		-	-	1	-	1	2	1	-	1	
		-	-	1	-	1	3	2	-	-	
		-	-	1	-	1	1	1	-	-	
		-	-	1	-	-	-	-	-	1	-
		-	-	1	-	-	-	-	-	1	-
岡山西児倉玉津玉笠高瀬久	東西寺島敷島山野岡梁見戸世	2	7	1	2	3	5	7	-	2	
		2	4	1	-	2	5	5	-	-	
		-	-	1	-	1	2	1	-	-	
		-	-	1	-	1	2	1	-	-	
		2	4	1	1	3	6	5	-	1	
		-	-	1	-	1	2	1	-	-	
		1	-	1	-	2	3	3	-	1	
		-	-	1	-	-	1	1	-	-	
		-	-	1	-	1	2	2	-	-	
		-	-	1	-	-	1	1	-	1	-
広島島島島呉竹三尾福府三庄西廿海吉下宇山萩徳防岩光長柳厚	東南西北原原道山中次原条市田田関部口山府国門井狭	2	9	1	2	3	5	7	-	2	
		1	1	1	-	2	4	3	-	-	
		2	4	1	-	4	7	8	-	-	
		2	3	1	-	3	7	3	-	1	
		2	2	1	-	2	5	4	-	1	
		-	-	1	-	1	1	1	-	-	
		-	-	1	-	1	2	2	-	-	
		2	4	1	1	3	7	7	-	1	
		-	-	1	-	1	2	2	-	-	
		-	-	1	-	-	1	1	-	1	-
1	1	1	-	2	4	3	-	-			
-	-	1	-	2	4	2	-	-			
-	-	1	-	-	-	-	-	1	-		
2	4	1	-	3	5	5	-	-	1		
1	-	1	-	2	4	3	-	-	-		
1	3	1	1	1	3	2	-	-	1		
-	-	1	-	1	1	1	-	-	-		
1	1	1	1	2	4	3	-	-	1		
-	-	1	-	1	2	2	-	-	-		
-	-	1	-	1	3	2	-	-	-		
-	-	1	-	-	1	1	-	-	-		
-	-	1	-	-	1	1	-	-	-		
-	-	1	-	-	1	1	-	-	-		
-	-	1	-	-	1	1	-	-	-		

(平成12年7月10日現在)

税務署管轄区域略図



第 編 直 接 国 税

2	申	告	所	得	税
3	源	泉	所	得	税
4	法		人		税
5	相		続		税
6	贈		与		税

2 申告所得税

統計表を見るに当たって

この章は、平成12年1月1日から平成12年12月31日までの間の所得について、平成13年3月31日までに確定申告、修正申告又は更正・決定等により申告納税額が計算された人（申告所得税の納税者という）の課税の事績を全数調査又は標本調査の方法で調査、集計したものである。したがって、確定申告をしても申告納税額のない人及び給与所得者等で源泉徴収による納税額があっても確定申告を要しない人は、調査の対象から除かれている。

1 用語の説明

事業所得者	事業所得だけを有する者及び事業所得と事業所得以外の各種所得を併有する者で、事業所得の金額が他の所得の合計額より大きい者をいう。
	営業所得者 事業所得者のうち、営業から生ずる所得が最も大きい者をいう。
	農業所得者 事業所得者のうち、農業から生ずる所得が最も大きい者をいう。
	その他事業所得者 事業所得者のうち、営業所得者及び農業所得者以外の者をいう。 (主として弁護士、医師、芸能人、外交員などの自由職業者である)
	その他所得者 事業所得者以外の者をいう。

2 所得税課税最低限の累年比較(給与所得者)

区 分	独 身 者	夫 婦 者	夫 婦 子 1 人	夫 婦 子 2 人
	千円	千円	千円	千円
62	967	1,551	2,091	2,615
63	967	1,556	2,095	2,619
元～4	1,075	1,928	2,484	3,198
5・6	1,075	1,928	2,484	3,277
7～9	1,107	2,095	2,698	3,539
10	1,107	2,095	2,698	3,616
11	1,107	2,095	2,857	3,821
12	1,107	2,200	2,833	3,842

(注) 各年とも社会保険料を加味して計算した。

資料：財務省主税局

3 所得税の主な控除(平成12年分)

(1) 所得控除

- イ 基礎控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 380,000円
- ロ 配偶者控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 380,000円
 - ただし、老人控除対象配偶者・・・・・・・・・・・・・・・・ 480,000円
 - 同居特別障害者である控除対象配偶者・・・・・・・・ 730,000円
 - 同居特別障害者である老人控除対象配偶者・・・・・・ 830,000円
- ハ 配偶者特別控除
 - (イ) 配偶者が控除対象配偶者の場合
 - A 合計所得金額が5万円未満である場合・・・・・・・・ 380,000円
 - B 合計所得金額が5万円以上である場合・・・・・・・・ 380,000円 - 合計所得金額
(合計所得金額は5万円の整数倍とし、5万円未満の端数は切り捨てる)
 - (ロ) (イ) 以外の場合
 - A 合計所得金額が40万円未満である場合・・・・・・・・ 380,000円
 - B 合計所得金額が40万円以上75万円未満である場合
380,000円 - (合計所得金額 - 380,000円)
(合計所得金額は5万円の整数倍とし、5万円未満の端数は切り捨てる)
 - C 合計所得金額が75万円以上76万円未満である場合・・・・ 30,000円
- ニ 扶養控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 380,000円
 - ただし、特定扶養親族・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 630,000円
 - 老人扶養親族・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 480,000円
 - 同居老親等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 580,000円
 - 同居特別障害者である扶養親族・・・・・・・・・・・・・・ 730,000円
 - 同居特別障害者である特定扶養親族・・・・・・・・・・・・ 980,000円
 - 同居特別障害者である老人扶養親族・・・・・・・・・・・・ 830,000円
 - 同居特別障害者である同居老親等・・・・・・・・・・・・・・ 930,000円

- ホ 雑損控除・・災害等の損失額で合計所得金額の10%を超える金額と災害関連支出額で5万円を超える金額とのいずれか多い方の金額
- ヘ 医療費控除・・支払った医療費から10万円と合計所得金額の5%とのいずれか少ない方の金額を控除した金額(最高200万円)
- ト 生命保険料控除・・・・・支払った生命保険料等で
- (イ) 一般の生命保険料
 支払保険料のうち、25,000円以下 全額
 25,000円超50,000円以下 1/2+12,500円
 50,000円超 1/4+25,000円(最高50,000円)
- (ロ) 個人年金保険料
 (イ)と同じ
- チ 社会保険料控除・・・・・支払った社会保険料の全額
- リ 損害保険料控除・・・・・家屋又は家財及び身体の傷病について支払った損害保険料で
- (イ) 長期契約のみの場合(最高15,000円)
 10,000円まで全額 10,000円超は、その支払った保険料の金額の1/2と5,000円の合計
- (ロ) 短期契約のみの場合(最高3,000円)
 2,000円まで全額 2,000円超は、その支払った保険料の金額の1/2と1,000円の合計
- (ハ) 長期契約と短期契約がある場合(最高15,000円)
 (イ)と(ロ)の合計額
- ヌ 小規模企業共済掛金控除・・小規模企業共済契約に係る掛金と心身障害者扶養共済掛金の支払額全額
- ル 障害者・寡婦・寡夫・勤労学生控除・・・・・ 270,000円
- ロ 高齢者控除・・・・・ 500,000円
- ワ 寄付金控除・・寄付金の額(所得金額の25%を限度)のうち10,000円を超える部分の金額

(2) 税額控除

- イ 配当控除・・配当所得の10%(課税総所得金額が1,000万円を超える場合その超える金額に対する配当については5%)。ただし、証券投資信託の収益の分配金及び源泉分離課税や確定申告をしないことを選択した配当所得は配当控除の対象とならない。
- ロ 外国税額控除・・・・・外国所得税額
 ただし、所得税額 × $\frac{\text{国外所得総額}}{\text{所得総額}}$ が限度
- ハ 住宅借入金(取得)等特別控除

住宅借入金等の年末残高	控除期間及び控除率		各年限度額	合計限度額
5,000万円以下の部分	1年目から6年目	1%	50万円	587.5万円
	7年目から11年目	0.75%	37.5万円	
	12年目から15年目	0.5%	25万円	

所得税の税率

(課税所得金額又は課税退職所得金額に対して)

330万円を超える金額	20%
900万円を超える金額	30%
1,800万円を超える金額	37%

2 - 1 課 税 状 況

(1) 申告及び処理状況

区 分	人 員	総所得金額等	申告納税額等	所 得 者		
				人 員	総所得金額等	申告納税額
	人	千円	千円	人	千円	千円
平成 8 年分	552,179	2,706,733,564	165,006,353	133,337	425,204,754	23,911,109
9	554,356	2,640,587,958	158,994,641	129,776	413,509,803	25,760,877
10	410,870	2,276,526,129	132,980,440	81,562	295,854,277	16,586,373
11	491,616	2,294,078,348	114,867,891	105,250	326,940,280	15,799,070
12	470,937	2,252,858,786	151,146,111	98,655	315,534,942	16,001,910
確定申告	470,632	2,251,356,128	115,126,685	98,604	315,377,046	15,994,526
修正申告	354	1,707,344	35,730	53	163,185	8,616
決定・増額更正	2	4,319	227	-	2,300	203
減額更正請求	47	84,080	4,160	2	7,210	825
異議申立決定等	4	124,925	12,371	-	379	610
計	実 470,937	2,252,858,786	115,146,111	実 98,655	315,534,942	16,001,910
法第103条による税額合計	1,620 472,557	-	466,618 115,612,729			
過少申告加算税	内14 14	-	215			
無申告加算税	内90 90	-	1,580			
重加算税	内 - -	-	-			
納税額総計	-	-	115,614,524			

調査対象 平成12年分の申告所得税の納税者について、申告又は処理（更正・決定等）による課税実績

調査時点 平成13年3月31日

- (注) 1 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。
2 加算税「人員」欄はそれぞれ延べ人員を示し、内書は加算税の全額が異動したものを示す。

- 用語の説明 1 総所得金額等とは、総所得金額（利子、配当、不動産、事業、給与、譲渡、一時、雑の各所得金額の合計）及び土地等に係る事業所得金額、分離譲渡、山林、退職の各所得金額の合計額をいい、損益通算、純損失及び雑損失の繰越控除後の金額をいう。
2 申告納税額とは、総所得金額等から所得控除した後の課税総所得金額等に、所定の税率を乗じて計算した税額から、税額控除、源泉徴収税額等を控除した後の納付すべき税額をいう。
3 更正の請求とは、納税義務者の申告した課税標準又はこれに対する税額の計算に誤りがあったことにより納付すべき税額が過大であるとき等、一定の理由に限り、一定期間内に更正（改め直すこと）の請求をすることをいう。
4 法第103条による税額とは、確定申告書の提出がないために、予定納税額が年税額となった所得税額をいう。
5 加算税とは、法定期限までに適正な申告がない場合において、その申告を怠った程度に応じて課す税であり、一種の行政罰の性格を有するものをいう。
(1) 過少申告加算税・・・期限内の申告が過少であった場合に課せられるもの。
(2) 無申告加算税・・・期限内の申告がなかった場合に課せられるもの。
(3) 重加算税・・・所得の計算において事実を隠ぺい又は偽装していた場合に、過少申告加算税又は無申告加算税に代えて課せられるもの。

得 者 別 内 訳								
農 業 所 得 者			そ の 他 事 業 所 得 者			そ の 他 所 得 者		
人 員	総所得金額等	申告納税額	人 員	総所得金額等	申告納税額	人 員	総所得金額等	申告納税額
人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円
9,783	27,692,560	1,175,701	49,695	231,328,547	21,432,277	359,364	2,022,507,703	118,487,265
7,229	20,602,764	943,281	49,823	228,026,149	21,522,817	367,528	1,978,449,242	110,767,666
6,130	23,112,422	1,047,401	30,585	183,164,101	18,797,015	292,593	1,774,395,329	96,549,651
6,983	20,878,226	782,075	38,212	189,154,689	16,036,174	341,171	1,757,105,153	82,250,572
5,595	16,921,886	626,619	32,420	179,006,019	16,786,092	334,267	1,741,395,939	81,731,490
5,593	16,916,142	626,535	32,400	178,985,885	16,782,002	334,035	1,740,077,055	81,723,622
2	5,666	122	22	61,207	5,190	277	1,477,286	21,802
-	-	-	-	-	-	2	2,019	24
-	78	38	1	1,831	224	44	75,117	3,073
-	-	-	1	39,242	876	3	85,304	10,885
-	-	-	-	-	-	-	-	-
実 5,595	16,921,886	626,619	実 32,420	179,006,019	16,786,092	実 334,267	1,741,395,939	81,731,490

(2) 既往年分の課税状況

区 分	平成 11 年 分			平成 10 年 以 前 分			計			
	人 員	総 所 得 金 額	申 告 納 税 額 等	人 員	総 所 得 金 額	申 告 納 税 額 等	人 員	総 所 得 金 額	申 告 納 税 額 等	
	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円	
申告又は処理 による増減差額	内 23,467 49,804	95,494,400	4,203,130	内 4,970 17,296	48,523,689	5,825,837	内 28,437 67,100	144,018,089	10,028,967	
加算税の増減差額	過少申告 加算税	内 7,686 7,714	-	218,137	内 7,638 7,746	-	316,067	内 15,324 15,460	-	534,204
	無申告 加算税	内 5,859 5,905	-	130,955	内 2,249 2,303	-	75,914	内 8,108 8,208	-	206,869
	重加算税	内 497 504	-	225,320	内 1,700 1,729	-	889,092	内 2,197 2,233	-	1,114,412
	計	内 14,042 14,123	-	574,411	内 11,587 11,778	-	1,281,070	内 25,629 25,901	-	1,855,481
合 計	-	-	4,777,541	-	-	7,106,907	-	-	11,884,448	

調査対象 平成11年分以前の申告所得税の納税者について、申告又は処理(更正・決定等)による課税実績

調査期間 平成12年4月1日から平成13年3月31日

(注) 「人員」欄はそれぞれ延べ人員を示し、内書は本税又は加算税の全額について異動を生じたものを示す。

(3) 減免状況

区 分	人 員	所 得 金 額	軽 減 又 は 免 除 税 額
	人	千円	千円
租税特別措置 法の規定によ るもの	附則(平成7年法律第55号) 第12条(開墾地等の農業所得 の免税)該当	-	-
	第25条(肉用牛の売却による 農業所得の免税)該当	299	698,654
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶 予等に関する法律第2条(所得税の軽減 免除)の規定によるもの	1	17,115	2,953
合 計	実 300 300	715,769	102,307

調査対象 平成12年分の所得税の確定申告により、所得税を軽減又は免除された者(軽減又は免除により納付税額がなくなった者を含む。)

調査期間 平成13年3月31日

(注) 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

(4) 税務署別課税状況(その1)

署名	所得者内訳							
	営業所得者			農業所得者				
	人員	総所得金額等	申告納税額	人員	総所得金額等	申告納税額		
	人	千円	千円	人	千円	千円		
鳥取県	取子	3,057	10,626,025	597,813	240	722,296	24,483	
	倉吉	3,026	9,530,270	500,613	408	1,223,000	40,044	
	鳥取	1,419	4,619,226	219,087	610	2,046,434	87,905	
	計	7,502	24,775,521	1,317,513	1,258	3,991,730	152,432	
松浜出益石大西島根県	江田	3,284	10,905,954	534,115	123	375,606	11,671	
	雲田	1,542	5,269,539	267,015	59	181,612	5,974	
	大田	2,466	8,675,380	452,556	277	811,196	27,909	
	東郷	1,038	3,564,524	205,469	91	263,152	8,987	
	計	622	2,172,167	124,373	21	66,425	1,968	
		966	3,518,025	155,275	60	165,954	4,593	
		481	1,882,324	115,768	3	8,841	142	
		10,399	35,987,913	1,854,571	634	1,872,786	61,244	
	岡山県	山西	3,579	10,397,940	492,470	54	159,025	6,415
		大寺	3,550	11,386,955	574,151	258	833,967	37,233
敷島		1,294	4,089,366	177,121	242	775,796	31,588	
玉津		1,385	4,053,833	178,055	56	162,364	4,797	
笠岡		3,847	11,195,139	494,031	141	394,056	13,933	
高梁		1,106	3,550,267	176,036	167	486,312	18,451	
瀬戸		2,041	6,296,821	301,278	173	593,102	25,162	
世計		803	2,338,321	95,956	43	101,102	3,739	
		1,284	3,914,046	180,672	108	253,237	8,487	
		547	1,832,817	89,862	154	461,786	16,267	
		406	1,164,102	46,131	65	159,846	4,257	
		1,238	4,019,373	184,964	111	286,057	8,585	
		628	2,151,816	117,424	108	398,867	15,763	
計		21,708	66,390,796	3,108,151	1,680	5,065,517	194,677	
広島県		島田	2,595	7,426,436	420,719	2	5,724	283
	尾道	2,038	6,233,569	308,343	37	92,872	2,602	
	三原	3,478	10,351,557	507,739	3	6,303	207	
	府中	5,589	18,011,142	831,254	121	386,665	13,253	
	竹原	3,376	10,831,833	601,469	66	191,648	6,355	
	三庄	1,132	3,559,509	158,271	141	360,618	10,428	
	廿日市	1,231	3,920,381	194,683	187	599,414	20,428	
	吉田	2,223	6,714,760	322,514	175	498,055	17,436	
	庄原	4,976	14,826,018	822,348	80	266,202	13,836	
	田原	1,698	4,964,426	205,421	41	107,962	2,840	
	安芸	844	2,713,381	134,758	60	185,210	7,360	
	江田	500	1,549,647	70,874	100	368,327	13,529	
	福山	1,516	5,269,013	284,441	35	108,497	3,478	
	尾道	3,423	11,298,966	543,979	27	83,373	2,929	
	廿日市	2,769	8,956,856	431,278	8	44,399	9,385	
吉田	584	2,004,917	98,787	56	196,535	7,156		
計	37,972	118,632,411	5,936,878	1,139	3,501,804	131,505		
山口県	下関	3,426	10,629,211	548,696	269	803,299	28,469	
	宇布	3,300	10,588,808	591,453	33	94,136	2,975	
	萩	2,132	7,659,281	428,891	101	255,010	8,536	
	徳防	1,011	3,140,950	150,345	131	368,269	11,798	
	岩国	2,987	10,367,048	643,008	37	106,012	4,375	
	光	1,826	6,266,978	356,057	39	116,395	5,071	
	長門	2,694	8,839,753	444,343	49	145,646	5,160	
	柳井	1,360	4,449,138	221,193	26	64,478	1,718	
	厚狭	837	2,874,296	150,511	45	99,674	3,581	
	山	847	2,763,450	137,738	113	312,602	11,080	
	口	654	2,169,388	112,562	41	124,528	3,999	
	計	21,074	69,748,301	3,784,797	884	2,490,049	86,762	
	全管計	98,655	315,534,942	16,001,910	5,595	16,921,886	626,619	

(注) 「(1)申告及び処理状況」を署別に示したものである。

(4) 税務署別課税状況(その2)

署名	所得者内訳						
	その他事業所得者			その他所得者			
	人員	総所得金額等	申告納税額	人員	総所得金額等	申告納税額	
人	千円	千円	人	千円	千円		
鳥米倉 鳥取県	取子吉計	1,019	4,414,085	319,232	9,564	48,721,194	2,283,481
		917	4,382,860	373,596	9,400	49,061,437	2,395,781
		479	1,896,904	134,219	4,824	20,962,829	720,436
		2,415	10,693,849	827,047	23,788	118,745,460	5,399,698
松浜出益石大西島 見大根県	江田雲田東郷計	1,465	7,064,668	574,396	11,087	56,766,329	2,560,007
		498	2,837,876	271,735	4,862	20,213,540	681,103
		1,147	5,249,445	369,206	7,943	38,169,391	1,533,686
		340	2,426,996	315,265	3,065	13,114,240	496,521
		289	1,309,040	92,887	1,694	7,168,303	234,067
		419	1,935,541	152,183	2,663	11,510,182	415,088
		164	575,555	27,828	912	3,979,644	109,001
	4,322	21,399,121	1,803,500	32,226	150,921,629	6,029,473	
岡山西児倉玉津玉笠高瀬久岡 山山県	東山西寺島敷島山野岡梁見戸世計	879	5,810,043	490,767	12,423	81,729,811	4,394,654
		938	5,050,198	370,006	14,756	93,454,939	4,876,101
		435	2,043,931	128,593	4,543	21,201,528	806,237
		504	2,230,745	135,632	3,567	18,545,654	912,040
		1,528	6,999,928	429,633	15,335	81,140,588	4,081,609
		575	2,844,493	286,691	4,424	22,913,497	1,209,324
		521	3,143,230	301,906	7,970	38,121,921	1,609,885
		344	1,561,760	91,180	2,529	11,070,953	394,187
		430	1,892,844	124,831	4,309	19,477,331	743,258
		110	542,147	37,675	2,260	9,435,069	265,506
		128	619,618	59,160	1,692	6,660,803	211,225
		362	1,955,963	176,690	4,876	21,218,684	685,158
		158	714,916	50,760	2,402	9,703,480	301,872
		6,912	35,409,816	2,683,524	81,086	434,674,258	20,491,056
広広島島島 竹三尾福府三庄西廿海吉広 島島県	東南西北	722	9,237,339	1,109,596	8,395	60,198,073	3,979,590
		744	5,214,386	602,493	7,920	47,121,660	2,464,721
		1,062	7,455,979	731,981	14,732	96,832,406	5,652,202
		1,455	7,409,327	671,499	16,678	89,301,521	4,849,166
		935	7,392,693	1,032,967	11,252	54,235,995	2,380,593
		455	1,507,803	101,691	3,285	14,321,296	525,336
		338	1,639,796	128,509	4,777	27,466,323	1,021,297
		789	4,620,225	553,975	7,219	34,980,710	1,460,355
		1,370	8,767,633	829,130	16,501	92,156,734	4,512,155
		340	1,759,739	174,524	5,435	25,994,170	1,088,564
		163	1,166,229	107,807	2,816	12,258,820	457,195
		118	538,173	26,726	2,299	9,820,179	358,998
		366	2,360,071	203,611	5,940	31,882,393	1,515,372
		1,072	6,280,711	632,563	12,631	70,458,129	3,609,544
	768	4,572,869	463,584	10,147	50,042,773	2,469,033	
	125	905,557	119,636	1,874	7,549,233	264,067	
	10,822	70,828,530	7,490,292	131,901	724,620,415	36,608,188	
下宇山 萩 徳防岩 光 長柳厚山 山口県	関部口	1,377	7,960,015	791,569	12,423	58,927,187	2,385,126
		1,102	5,545,520	500,883	8,847	47,832,562	2,241,851
		646	3,218,562	257,820	8,939	45,152,104	2,040,538
		511	2,038,213	140,153	3,079	12,913,465	458,843
		1,130	6,493,682	768,371	8,326	40,888,102	1,703,365
		520	2,928,068	321,212	5,384	24,103,653	1,046,786
		863	4,034,902	409,514	7,074	35,445,887	1,731,830
		575	2,397,622	194,002	3,867	17,625,653	621,898
		552	2,221,964	173,406	2,379	9,642,631	302,893
		444	2,622,653	325,975	2,534	10,960,094	403,301
		229	1,213,502	98,829	2,414	8,942,839	266,646
		7,949	40,674,703	3,981,734	65,266	312,434,177	13,203,077
		32,420	179,006,019	16,786,092	334,267	1,741,395,939	81,731,490

合 計						署 名
人 員		総 所 得 金 額 等		申 告 納 税 額		
前 年 比		前 年 比		前 年 比		
	%	千円	%	千円	%	
13,880	93.7	64,483,600	98.4	3,225,009	112.2	鳥 米 倉 島 取 県 取 子 吉 計
13,751	91.7	64,197,567	95.8	3,310,034	104.7	
7,332	94.8	29,525,393	97.9	1,161,647	92.7	
34,963	93.1	158,206,560	97.2	7,696,690	105.6	
15,959	99.9	75,112,557	101.5	3,680,189	86.5	松 浜 出 益 石 大 西 島 根 県 江 田 雲 田 東 郷 計
6,961	94.7	28,502,567	98.2	1,225,827	104.2	
11,833	98.2	52,905,412	99.6	2,383,357	101.8	
4,534	95.4	19,368,912	96.2	1,026,242	93.8	
2,626	99.4	10,715,935	100.9	453,295	102.7	
4,108	95.7	17,129,702	97.7	727,139	107.4	
1,560	91.2	6,446,364	88.3	252,739	77.4	
47,581	97.6	210,181,449	99.3	9,748,788	94.5	
16,935	96.6	98,096,819	100.8	5,384,306	105.1	岡 岡 西 児 倉 玉 津 玉 笠 高 新 瀬 久 岡 山 県 東 西 寺 島 敷 島 山 野 岡 梁 見 戸 世 計
19,502	96.7	110,726,059	100.3	5,857,491	103.7	
6,514	96.1	28,110,621	95.9	1,143,539	88.3	
5,512	95.9	24,992,596	100.1	1,230,524	109.8	
20,851	96.6	99,729,711	97.5	5,019,206	96.5	
6,272	94.8	29,794,569	98.6	1,690,502	105.7	
10,705	94.2	48,155,074	96.8	2,238,231	98.6	
3,719	96.5	15,072,136	98.7	585,062	100.0	
6,131	93.4	25,537,458	92.9	1,057,248	93.6	
3,071	93.3	12,271,819	96.1	409,310	92.2	
2,291	91.2	8,604,369	94.4	320,773	97.0	
6,587	96.4	27,480,077	94.4	1,055,397	90.6	
3,296	87.8	12,969,079	91.4	485,819	94.7	
111,386	95.5	541,540,387	98.1	26,477,408	100.2	
11,714	95.1	76,867,572	103.2	5,510,188	109.7	広 広 竹 三 尾 福 府 三 庄 西 甘 海 吉 広 島 県 東 南 西 北 原 原 道 山 中 次 原 糸 市 田 計
10,739	95.5	58,662,487	96.7	3,378,159	95.0	
19,275	97.0	114,646,245	98.1	6,892,129	99.1	
23,843	97.7	115,108,655	96.8	6,365,172	95.1	
15,629	94.8	72,652,169	96.5	4,021,384	102.0	
5,013	94.0	19,749,226	93.8	795,726	92.1	
6,533	93.2	33,625,914	110.8	1,364,917	99.5	
10,406	95.0	46,813,750	97.0	2,354,280	102.4	
22,927	94.9	116,016,587	100.5	6,177,469	111.4	
7,514	95.2	32,826,297	97.3	1,471,349	100.2	
3,883	88.3	16,323,640	90.8	707,120	104.1	
3,017	98.3	12,276,326	104.4	470,127	118.2	
7,857	99.2	39,619,974	101.8	2,006,902	103.2	
17,153	97.6	88,121,179	97.5	4,789,015	98.9	
13,692	97.7	63,616,897	96.1	3,373,280	91.9	
2,639	91.3	10,656,242	92.9	489,646	97.8	
181,834	95.9	917,583,160	98.5	50,166,863	100.8	
17,495	95.5	78,319,712	97.5	3,753,860	98.7	下 宇 山 萩 徳 防 岩 光 長 柳 厚 山 口 県 関 部 口 山 府 国 門 井 狭 計
13,282	97.8	64,061,026	100.8	3,337,162	104.9	
11,818	98.0	56,284,957	99.0	2,735,785	102.6	
4,732	97.1	18,460,897	95.4	761,139	94.4	
12,480	95.9	57,854,844	97.7	3,119,119	100.1	
7,769	95.7	33,415,094	98.5	1,729,126	106.2	
10,680	92.2	48,466,188	94.7	2,590,847	95.8	
5,828	96.9	24,536,891	94.6	1,038,811	87.4	
3,813	93.4	14,838,565	95.0	630,391	100.5	
3,938	99.5	16,658,799	100.6	878,094	104.0	
3,338	94.6	12,450,257	92.9	482,036	93.2	
95,173	96.0	425,347,230	97.6	21,056,370	99.9	
470,937	95.8	2,252,858,786	98.2	115,146,111	100.2	全 管 計

2 - 2 所得階級別人員

(1) 所得者区分別人員

所得階級	合 計 所 得					譲 渡 所 得		山 林 所 得
	営業所得者	農業所得者	そ の 他 事業所得者	そ の 他 所 得 者	計	うち短期譲渡 所得があるもの		
	人	人	人	人	人	人	人	人
70 万円以下	3,593	121	1,338	5,828	10,880	1,616	409	171
100 万円以下	5,659	179	1,745	8,629	16,212	672	61	29
150 万円以下	11,250	656	3,364	32,769	48,039	901	79	51
200 万円以下	12,268	774	3,803	41,246	58,091	907	56	19
250 万円以下	12,693	893	4,129	43,198	60,913	631	42	16
300 万円以下	11,606	716	3,807	30,811	46,940	671	30	10
400 万円以下	17,133	1,071	5,503	41,226	64,933	1,005	30	14
500 万円以下	10,570	525	2,582	27,474	41,151	770	24	7
600 万円以下	5,461	311	1,168	21,413	28,353	623	12	8
700 万円以下	3,147	138	615	17,100	21,000	532	4	1
800 万円以下	1,744	94	396	13,039	15,273	396	8	2
1,000 万円以下	1,824	77	461	16,302	18,664	841	12	1
1,200 万円以下	726	18	351	9,531	10,626	595	2	-
1,500 万円以下	460	15	504	8,796	9,775	723	4	-
2,000 万円以下	275	4	766	7,407	8,452	833	11	-
3,000 万円以下	146	1	850	5,253	6,250	770	6	1
5,000 万円以下	67	2	691	3,041	3,801	655	8	-
5,000 万円超	33	-	347	1,204	1,584	429	9	1
合 計	98,655	5,595	32,420	334,267	470,937	内 103 外 1,631	807	外 1 331

調査対象 平成12年分の申告所得税の納税者

調査時点 平成13年3月31日

(注)

- 1 「合計所得の計」欄の内書は、変動所得又は臨時所得の平均課税の適用を受けた者の人員である。
- 2 「譲渡所得」及び「山林所得」欄の人員は、譲渡所得又は山林所得を有する者について、その譲渡所得又は、山林所得の所得金額を階級区分して再掲した。
なお、外書は、譲渡所得又は山林所得が損失である者の人員である。

用語の説明

- 1 合計所得とは、損益通算後、純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得金額、分離譲渡所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。
- 2 平均課税とは、所得税の納税義務者に変動所得（漁獲から生ずる所得、原稿又は作曲の報酬、著作権の使用料による所得等）又は臨時所得（職業野球選手の契約金等の臨時に発生する所得）がある場合の税額計算上の特別な方法である。変動所得の金額は、年により著しく変動しがちであり、臨時所得の金額は、数年間分に見合う所得の金額が特定の時期に一括して支払われる性質のものであるので、これらの所得は、毎年ほぼ平均して所得の発生する者と比較すると、累進税率の関係から税負担に不均衡が生ずる。この面を調整するため、一定の条件に該当する変動所得又は臨時所得を有する納税義務者については、その納税義務者の選択により、特別な税額の計算が認められている。

(2) 青色申告者数

所得階級	営業所得者	農業所得者	その他事業所得者	その他所得者	計
	人	人	人	人	人
70万円以下	1,264	18	148	321	1,751
100万円以下	2,522	49	214	624	3,409
150万円以下	6,065	196	560	2,811	9,632
200万円以下	7,158	295	803	3,802	12,058
250万円以下	7,518	367	857	4,622	13,364
300万円以下	7,186	349	810	4,574	12,919
400万円以下	11,023	588	1,438	8,245	21,294
500万円以下	7,224	347	915	6,704	15,190
600万円以下	3,969	208	607	5,556	10,340
700万円以下	2,396	100	362	4,442	7,300
800万円以下	1,372	70	280	3,621	5,343
1,000万円以下	1,479	62	327	5,032	6,900
1,200万円以下	606	12	250	2,814	3,682
1,500万円以下	388	15	401	2,641	3,445
2,000万円以下	235	4	647	2,194	3,080
3,000万円以下	122	1	795	1,848	2,766
5,000万円以下	57	2	673	1,238	1,970
5,000万円超	25	-	338	483	846
合計	60,609	2,683	10,425	61,572	135,289

調査対象 平成12年分の申告所得税の納税者のうち青色申告者

調査時点 平成13年3月31日

用語の説明 青色申告とは、納税義務者が一定の帳簿に正確な記帳をして、これに基づいて正確な申告と、完全な納税をすることを目的として設けられている制度で、一般の申告と区分するため、青色の申告書を用いることから青色申告といわれている。青色申告が認められているのは事業所得、不動産所得及び山林所得であり、青色申告をした者には、税務計算上の特典がある。

(3) 税務署別人員(その1 営業所得者)

区分 署名	70万円	100万円	150万円	200万円	250万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
鳥取	96	165	334	358	370	314	518	350	205	121
米子	124	203	389	394	403	328	462	322	134	101
倉吉	30	75	161	180	184	179	261	135	74	49
鳥取県計	250	443	884	932	957	821	1,241	807	413	271
松山	122	167	338	392	411	362	548	390	202	134
浜田	47	80	153	178	170	184	263	196	98	75
出雲	51	127	258	281	306	260	423	309	161	100
益田	33	56	123	115	128	120	173	122	59	36
石見	23	28	67	63	71	66	111	84	35	31
大田	14	23	85	91	115	108	192	136	89	41
大東	12	29	40	53	53	48	82	60	37	16
西郷	12	29	40	53	53	48	82	60	37	16
島根県計	302	510	1,064	1,173	1,254	1,148	1,792	1,297	681	433
岡山	191	266	462	480	519	409	547	323	151	86
山西	86	191	392	450	462	488	646	374	189	102
大寺	39	58	147	155	173	143	235	158	79	55
児島	56	83	177	193	175	166	244	145	59	40
倉敷	165	245	472	516	512	475	674	378	164	100
玉野	32	48	106	140	175	125	213	122	57	33
津山	66	114	221	271	275	261	388	210	107	57
玉野	51	49	86	97	100	115	140	79	44	17
笠岡	67	83	157	158	164	144	209	131	68	38
高梁	15	24	57	71	67	61	105	67	27	20
新見	26	27	47	49	51	52	72	33	23	8
瀬戸	35	58	125	159	154	154	211	166	68	39
久世	21	25	71	73	69	82	109	73	39	24
岡山県計	850	1,271	2,520	2,812	2,896	2,675	3,793	2,259	1,075	619
広島	154	235	408	355	323	268	363	187	103	68
島南	80	130	234	285	268	258	344	194	100	59
島西	148	221	473	455	490	430	559	319	153	83
島北	152	232	502	668	784	746	1,124	639	330	167
呉	129	223	415	428	436	390	556	352	151	98
竹原	33	63	142	137	143	139	193	123	56	39
三尾	42	70	133	153	138	152	229	141	74	30
福山	109	146	308	270	270	265	394	195	127	60
府中	247	397	635	718	680	542	763	438	216	127
三原	67	113	196	240	250	187	274	174	94	43
庄原	37	55	98	93	99	85	151	93	60	21
西条	28	19	57	69	61	56	91	49	34	16
日田市	42	83	149	158	179	164	264	215	111	56
海田	87	157	337	371	428	450	691	400	202	110
吉田	61	130	275	315	404	362	549	311	154	82
広島県計	1,433	2,291	4,409	4,791	5,023	4,571	6,653	3,908	2,000	1,085
下関	147	199	409	488	448	392	560	321	185	108
宇部	101	191	384	418	434	379	580	364	163	110
山口	65	88	213	200	266	273	372	261	148	81
萩	27	61	141	117	131	117	177	99	65	31
徳山	120	159	352	307	348	330	507	333	206	113
防府	54	108	215	224	196	176	309	209	129	65
岩国	99	137	277	342	320	311	490	294	169	103
光	51	78	115	181	168	154	252	156	70	50
長門	22	38	78	121	89	105	143	87	67	27
柳井	44	51	115	97	88	82	144	94	45	28
厚狭	28	34	74	65	75	72	120	81	45	23
山口県計	758	1,144	2,373	2,560	2,563	2,391	3,654	2,299	1,292	739
全管計	3,593	5,659	11,250	12,268	12,693	11,606	17,133	10,570	5,461	3,147

(注) 「(1) 所得者別人員」を署別に示したものである。

800万円以下	1,000万円以下	1,200万円以下	1,500万円以下	2,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	5,000万円超	計	区分	署名
76	73	30	27	15	3	1	1	3,057	鳥取県	取子吉計
41	62	23	17	12	8	1	2	3,026	島根県	米倉
29	42	9	3	4	2	2	-	1,419	倉吉	倉吉
146	177	62	47	31	13	4	3	7,502	鳥取県	鳥取
84	72	33	20	8	1	-	-	3,284	松山県	江田
36	28	19	9	3	2	1	-	1,542	浜田県	雲田
66	62	26	22	8	5	1	-	2,466	出雲	大田
20	21	15	8	5	3	-	1	1,038	益石	大田
11	17	9	1	3	-	2	-	622	見大	大田
31	25	8	3	4	1	-	-	966	石大	大田
14	15	6	7	4	3	2	-	481	西大	大田
262	240	116	70	35	15	6	1	10,399	島根	大田郷計
52	40	21	13	11	5	2	1	3,579	岡山	東西
66	54	20	9	6	6	6	3	3,550	岡山	寺島
21	20	7	1	2	1	-	-	1,294	西大	敷島
14	15	7	4	5	1	1	-	1,385	児倉	敷島
57	47	18	17	6	1	-	-	3,847	倉玉	敷島
14	21	10	2	4	3	1	-	1,106	津玉	山野
34	21	8	6	1	-	-	1	2,041	笠高	岡梁
10	9	2	2	1	1	-	-	803	新瀬	見戸
19	28	13	1	1	3	-	-	1,284	久岡	世計
16	5	2	5	2	2	1	-	547	岡山	世計
11	3	4	-	-	-	-	-	406	岡山	世計
22	28	11	3	4	1	-	-	1,238	岡山	世計
17	10	8	4	2	-	-	1	628	岡山	世計
353	301	131	67	45	24	11	6	21,708	岡山	世計
25	45	16	14	16	8	3	4	2,595	広島	東南
21	32	10	7	6	5	5	-	2,038	広島	西南
47	50	15	14	7	7	5	2	3,478	広島	北
83	83	37	21	14	3	3	1	5,589	広島	呉
49	70	25	24	13	11	4	2	3,376	竹田	原原
23	25	10	4	1	1	-	-	1,132	三尾	道山
26	18	13	9	2	1	-	-	1,231	福府	中次
32	25	9	7	4	1	-	1	2,223	三庄	原
76	69	25	14	15	7	4	3	4,976	西日	原
20	29	4	2	3	-	2	-	1,698	海吉	市田
18	23	8	1	1	-	-	1	844	吉広	田計
9	5	3	1	1	-	1	-	500	広島	田計
29	35	10	7	6	6	2	-	1,516	下宇	関部
75	70	20	13	5	4	2	1	3,423	山	口
32	56	22	7	4	2	2	1	2,769	萩	山府
8	16	5	1	1	2	-	-	584	徳防	岩
573	651	232	146	99	58	33	16	37,972	徳防	岩
59	53	13	19	14	8	1	2	3,426	光	門井
61	61	22	16	5	7	3	1	3,300	柳厚	山
53	58	20	18	4	7	4	1	2,132	山	口
15	15	9	1	3	2	-	-	1,011	山	口
64	76	30	25	11	1	2	3	2,987	徳防	岩
39	53	23	16	6	3	1	-	1,826	徳防	岩
42	52	29	14	11	3	1	-	2,694	徳防	岩
29	31	11	8	4	2	-	-	1,360	徳防	岩
18	22	11	4	3	2	-	-	837	徳防	岩
20	21	10	4	4	-	-	-	847	徳防	岩
10	13	7	5	-	1	1	-	654	徳防	岩
410	455	185	130	65	36	13	7	21,074	徳防	岩
1,744	1,824	726	460	275	146	67	33	98,655	全	管計

(3) 税務署別人員(その2 農業所得者)

区分 署名	70万円 以下	100万円 以下	150万円 以下	200万円 以下	250万円 以下	300万円 以下	400万円 以下	500万円 以下	600万円 以下	700万円 以下
鳥取県計	9	33	146	167	196	158	256	118	83	35
島根県計	16	31	70	87	97	82	124	52	34	17
岡山県計	48	46	200	243	280	204	302	169	87	33
広島県計	18	34	130	150	176	164	221	107	66	31
山口県計	30	35	110	127	144	108	168	79	41	22
全管計	121	179	656	774	893	716	1,071	525	311	138

800万円以下	1,000万円以下	1,200万円以下	1,500万円以下	2,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	5,000万円超	計	区分 署名
59	33	-	1	-	-	-	-	240	鳥取県 取子吉計
14	14	5	1	-	-	1	-	408	島根県 江田雲田
28	20	5	2	-	1	1	-	610	倉吉 大東郷計
								1,258	島根県 大東郷計
3	1	1	-	-	-	-	-	123	松江 江田雲田
1	1	-	1	-	-	-	-	59	出雲 大東郷計
9	5	-	1	-	-	-	-	277	益石 大東郷計
1	-	-	-	-	-	-	-	91	大東郷計
-	-	-	-	-	-	-	-	21	大東郷計
-	-	-	-	-	-	-	-	60	大東郷計
-	-	-	-	-	-	-	-	3	大東郷計
14	7	1	2	-	-	-	-	634	島根県 大東郷計
1	-	1	-	-	-	-	-	54	岡山 東西寺島敷島山
5	2	1	3	1	-	-	-	258	岡山 東西寺島敷島山
3	4	2	2	-	-	-	-	242	岡山 東西寺島敷島山
-	1	-	-	-	-	-	-	56	岡山 東西寺島敷島山
2	2	-	-	-	-	-	-	141	岡山 東西寺島敷島山
1	4	-	1	-	-	-	-	167	岡山 東西寺島敷島山
4	3	1	3	-	-	-	-	173	岡山 東西寺島敷島山
1	-	-	-	-	-	-	-	43	岡山 東西寺島敷島山
1	2	-	-	-	-	-	-	108	岡山 東西寺島敷島山
4	-	-	-	1	-	-	-	154	岡山 東西寺島敷島山
-	-	-	-	-	-	-	-	65	岡山 東西寺島敷島山
1	-	-	-	-	-	-	-	111	岡山 東西寺島敷島山
2	7	1	1	-	-	-	-	108	岡山 東西寺島敷島山
25	25	6	10	2	-	-	-	1,680	岡山 東西寺島敷島山
-	-	-	-	-	-	-	-	2	岡山 東西寺島敷島山
-	-	-	-	-	-	-	-	37	岡山 東西寺島敷島山
-	-	-	-	-	-	-	-	3	岡山 東西寺島敷島山
3	2	-	-	1	-	-	-	121	岡山 東西寺島敷島山
1	-	-	-	-	-	-	-	66	岡山 東西寺島敷島山
-	1	-	-	-	-	-	-	141	岡山 東西寺島敷島山
4	3	1	-	-	-	-	-	187	岡山 東西寺島敷島山
3	2	-	-	-	-	-	-	175	岡山 東西寺島敷島山
-	1	1	-	1	-	-	-	80	岡山 東西寺島敷島山
-	2	-	-	-	-	-	-	41	岡山 東西寺島敷島山
-	3	-	-	-	-	-	-	60	岡山 東西寺島敷島山
2	1	2	-	-	-	-	-	100	岡山 東西寺島敷島山
-	-	-	-	-	-	-	-	35	岡山 東西寺島敷島山
-	1	-	-	-	-	-	-	27	岡山 東西寺島敷島山
-	-	-	-	-	-	1	-	8	岡山 東西寺島敷島山
5	1	-	-	-	-	-	-	56	岡山 東西寺島敷島山
18	17	4	-	2	-	1	-	1,139	岡山 東西寺島敷島山
3	1	-	1	-	-	-	-	269	岡山 東西寺島敷島山
-	-	-	-	-	-	-	-	33	岡山 東西寺島敷島山
2	-	-	-	-	-	-	-	101	岡山 東西寺島敷島山
1	1	-	-	-	-	-	-	131	岡山 東西寺島敷島山
1	1	-	-	-	-	-	-	37	岡山 東西寺島敷島山
-	-	-	-	-	-	-	-	39	岡山 東西寺島敷島山
1	2	-	-	-	-	-	-	49	岡山 東西寺島敷島山
-	-	-	-	-	-	-	-	26	岡山 東西寺島敷島山
-	-	-	-	-	-	-	-	45	岡山 東西寺島敷島山
-	3	2	-	-	-	-	-	113	岡山 東西寺島敷島山
1	-	-	-	-	-	-	-	41	岡山 東西寺島敷島山
9	8	2	1	-	-	-	-	884	岡山 東西寺島敷島山
94	77	18	15	4	1	2	-	5,595	岡山 東西寺島敷島山

(3) 税務署別人員(その3 その他事業所得者)

区分 署名	70万円	100万円	150万円	200万円	250万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
鳥取	34	60	118	104	128	132	214	83	29	11
米子	32	50	114	147	138	109	134	41	29	15
倉吉	22	27	67	52	71	59	89	33	18	7
鳥取県計	88	137	299	303	337	300	437	157	76	33
松山	47	67	142	155	165	160	301	157	77	48
浜田	28	25	63	61	61	53	80	25	14	12
出雲	25	43	71	99	120	142	275	176	70	28
益田	12	19	28	31	48	48	50	20	18	6
石見	6	7	23	34	39	43	61	23	10	8
大田	7	12	30	33	47	65	113	67	14	3
大東	-	7	13	22	24	17	43	14	13	2
島根県計	125	180	370	435	504	528	923	482	216	107
岡山	25	39	87	80	107	94	138	63	29	21
山形	41	32	98	122	107	108	167	77	36	16
山西	25	16	25	38	53	58	79	52	26	11
西児島	18	14	55	66	92	66	85	38	19	5
倉敷	54	87	161	175	220	197	284	124	56	17
玉野	25	26	51	79	83	72	102	54	32	11
津山	26	37	64	60	57	57	91	33	11	8
玉野	8	22	26	32	46	38	63	37	20	8
笠岡	25	23	44	47	49	36	87	38	20	12
高梁	8	9	11	9	11	12	15	12	6	1
新見	10	4	18	14	20	19	21	6	2	1
瀬戸	26	22	37	44	43	38	45	34	14	8
久世	6	13	17	17	12	21	28	14	7	5
岡山県計	297	344	694	783	900	816	1,205	582	278	124
広島	26	30	62	63	51	59	62	49	25	12
島根	24	36	71	91	106	72	119	50	26	19
広島	43	58	117	118	121	106	151	68	35	16
広島	76	62	163	150	170	183	282	129	53	32
呉	38	54	87	116	127	91	128	80	29	17
竹原	21	34	87	78	64	51	50	25	12	6
三尾	17	17	46	53	41	38	43	17	11	3
福山	19	46	96	101	98	121	130	45	20	9
中庄	90	97	137	156	177	157	200	67	34	23
原	30	29	38	37	45	27	54	24	9	4
次原	5	19	15	12	19	12	18	12	10	5
糸	6	7	13	20	16	11	14	7	6	1
市田	13	19	35	37	40	48	55	39	11	10
日田	52	67	105	123	133	117	177	74	30	24
海田	33	45	83	94	92	82	113	64	22	15
吉田	6	6	12	16	25	12	12	7	2	4
広島県計	499	626	1,167	1,265	1,325	1,187	1,608	757	335	200
下関	82	95	149	150	180	132	215	101	35	25
宇部	38	69	105	147	135	128	210	85	40	22
山口	44	39	59	84	60	73	97	66	24	15
萩	13	28	47	72	88	70	79	41	27	6
徳山	48	61	123	150	137	152	190	80	32	18
防府	25	27	64	58	63	58	83	47	14	12
岩国	28	37	81	122	133	130	173	52	21	14
光	19	34	60	79	101	71	86	46	24	9
長門	15	32	75	75	69	63	96	42	26	11
柳井	5	24	52	60	61	63	68	28	15	11
厚狭	12	12	19	20	36	36	33	16	5	8
山口県計	329	458	834	1,017	1,063	976	1,330	604	263	151
全管計	1,338	1,745	3,364	3,803	4,129	3,807	5,503	2,582	1,168	615

800万円以下	1,000万円以下	1,200万円以下	1,500万円以下	2,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	5,000万円超	計	区分	署名
11	13	15	14	24	11	15	3	1,019	鳥取	取子吉計
8	11	8	17	18	19	21	6	917	島根	米倉
3	4	6	4	3	4	8	2	479	倉	倉
22	28	29	35	45	34	44	11	2,415	島	島
25	20	8	11	23	26	22	11	1,465	松江	江田
7	9	6	6	15	15	13	5	498	浜出	雲田
19	16	12	5	12	10	19	5	1,147	益石	大田
3	9	2	8	10	7	11	10	340	見大	東郷
4	10	5	2	6	3	4	1	289	石大	東郷
4	4	4	1	1	6	5	3	419	西	島
2	1	2	1	2	-	1	-	164	島	根
64	69	39	34	69	67	75	35	4,322	島	根
18	18	23	21	42	41	29	4	879	岡山	東西
16	8	13	23	26	24	16	8	938	山	寺島
7	7	5	6	13	11	1	2	435	山	大
7	2	5	1	5	17	6	3	504	西	見
19	11	8	21	34	32	23	5	1,528	児倉	敷島
6	5	-	2	7	9	6	5	575	津	敷島
8	6	5	7	15	15	9	12	521	玉	山
7	8	5	6	5	10	3	-	344	笠	野岡
6	9	5	3	12	7	5	2	430	高	梁
2	-	2	3	3	4	2	-	110	瀬	見
1	1	1	2	1	1	5	1	128	久	戸
7	5	4	7	6	11	8	3	362	岡	世
5	2	-	2	3	2	4	-	158	山	計
109	82	76	104	172	184	117	45	6,912	岡	山
10	16	15	53	51	61	47	30	722	広島	東南
9	13	9	17	29	17	22	14	744	島	西南
4	29	17	25	53	41	44	16	1,062	島	北
14	13	11	13	24	38	28	14	1,455	島	島
11	18	14	19	23	29	32	22	935	呉	呉
3	2	2	4	6	4	6	-	455	竹	原
5	8	8	7	4	14	4	2	338	三	原
5	8	8	10	13	26	16	18	789	尾	道
13	23	15	32	42	40	43	24	1,370	福	山
3	4	4	5	8	7	8	4	340	府	中
3	6	1	2	4	11	7	2	163	三	次
2	1	-	3	6	4	1	-	118	庄	原
3	5	5	9	8	16	6	7	366	西	原
16	16	21	18	31	33	19	16	1,072	日	市
12	13	11	14	19	24	21	11	768	海	田
2	3	2	1	2	5	4	4	125	吉	田
115	178	143	232	323	370	308	184	10,822	島	計
18	14	10	29	44	47	34	17	1,377	下	関
7	14	10	11	21	25	28	7	1,102	宇	部
11	8	5	11	10	23	16	1	646	山	口
11	9	3	6	3	3	3	2	511	萩	萩
10	18	6	17	20	33	22	13	1,130	徳	山
3	7	7	4	13	18	10	7	520	防	府
5	4	8	6	18	12	12	7	863	岩	国
7	5	2	6	11	6	4	5	575	光	光
6	10	6	3	7	9	4	3	552	長	門
8	5	6	5	5	10	9	9	444	柳	井
-	10	1	1	5	9	5	1	229	厚	狭
86	104	64	99	157	195	147	72	7,949	山	口
396	461	351	504	766	850	691	347	32,420	全	管

(3) 税務署別人員(その4 その他所得者)

区分 署名	70万円	100万円	150万円	200万円	250万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
鳥取	182	251	950	1,274	1,227	811	1,140	784	630	497
米子	163	248	941	1,210	1,198	810	1,154	733	582	473
倉吉	116	189	593	654	582	435	668	387	282	250
鳥取県計	461	688	2,484	3,138	3,007	2,056	2,962	1,904	1,494	1,220
松山	158	246	1,063	1,476	1,501	1,035	1,310	866	698	567
浜田	99	152	621	709	698	547	595	349	257	206
出雲	149	252	845	964	983	696	1,021	690	516	436
益田	72	101	380	448	427	311	396	212	151	130
石見	34	53	230	245	255	168	187	116	96	94
大田	53	84	319	316	407	270	380	203	165	123
大東	24	31	116	107	132	90	126	57	42	53
西郷	589	919	3,574	4,265	4,403	3,117	4,015	2,493	1,925	1,609
岡山	139	205	946	1,193	1,374	1,065	1,496	1,112	835	693
山陽	149	235	1,107	1,467	1,675	1,279	1,756	1,322	1,043	877
山	87	127	440	560	581	381	562	414	350	304
大	74	114	395	458	475	324	419	310	222	158
西児	243	364	1,382	1,871	1,884	1,297	1,907	1,372	1,109	785
倉敷	62	98	410	569	569	458	585	365	268	220
玉	144	251	786	993	1,021	739	1,054	712	564	438
津山	59	56	245	374	411	262	318	214	119	95
野	85	132	530	577	580	418	574	355	274	184
笠岡	54	86	247	261	289	247	304	216	159	128
高梁	31	73	208	226	225	178	248	155	93	71
新見	88	161	587	603	648	427	639	417	326	256
瀬戸	68	91	289	320	325	208	346	208	154	93
久世	1,283	1,993	7,572	9,472	10,057	7,283	10,208	7,172	5,516	4,302
岡山県計										
広島	108	172	673	816	871	641	919	673	508	481
島田	109	194	705	892	898	668	873	623	495	423
広島	194	334	1,240	1,472	1,542	1,134	1,685	1,183	985	805
広島	282	457	1,445	1,908	2,122	1,483	2,053	1,415	1,116	864
呉	148	199	1,165	1,507	1,658	1,091	1,423	897	676	542
竹原	75	98	395	470	407	360	416	227	201	159
三	100	148	502	609	651	469	578	402	327	232
尾	125	205	704	882	911	757	969	669	498	352
福	260	371	1,541	1,841	1,882	1,395	2,066	1,461	1,178	924
府	126	149	635	715	671	523	689	468	330	262
中	59	89	321	363	376	269	402	255	189	120
次	67	63	246	264	301	234	355	237	141	123
原	94	157	534	681	739	575	706	487	389	332
条	222	286	1,111	1,534	1,603	1,084	1,460	979	820	667
市	178	236	955	1,336	1,450	1,055	1,210	798	602	500
田	53	71	191	275	283	196	223	172	119	83
広島県計	2,200	3,229	12,363	15,565	16,365	11,934	16,027	10,946	8,574	6,869
下	243	344	1,287	1,693	1,828	1,214	1,566	907	686	590
宇	139	202	895	1,184	1,194	874	1,053	635	491	381
山	153	202	774	1,093	1,287	813	1,043	753	636	489
萩	83	108	383	431	442	303	393	234	200	125
徳	147	189	740	1,026	1,256	864	1,111	635	493	396
防	106	178	596	844	747	527	656	377	307	270
岩	152	211	777	949	1,014	670	821	544	445	320
光	87	116	407	471	523	390	527	319	244	174
長	70	88	287	345	358	287	266	185	128	95
柳	50	73	283	384	371	258	309	191	130	134
厚	65	89	347	386	346	221	269	179	144	126
山口県計	1,295	1,800	6,776	8,806	9,366	6,421	8,014	4,959	3,904	3,100
全管計	5,828	8,629	32,769	41,246	43,198	30,811	41,226	27,474	21,413	17,100

800万円以下	1,000万円以下	1,200万円以下	1,500万円以下	2,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	5,000万円超	計	区分	署名
367	456	264	264	198	155	75	39	9,564	鳥取県	取子吉計
392	450	303	279	234	128	66	36	9,400	島根県	米倉
171	176	79	71	75	51	39	6	4,824	鳥取県	倉
930	1,082	646	614	507	334	180	81	23,788	鳥取県	鳥
443	551	290	300	280	170	108	25	11,087	松江	江田
138	168	81	90	66	55	24	7	4,862	松江	雲田
305	392	185	181	143	101	67	17	7,943	松江	益田
107	118	54	55	48	30	19	6	3,065	大田	石見
59	52	22	27	17	21	16	2	1,694	大田	東郷
82	85	52	50	39	17	11	7	2,663	大田	東郷
32	31	21	21	16	7	4	2	912	大田	東郷
1,166	1,397	705	724	609	401	249	66	32,226	島根県	根
533	794	536	505	424	310	179	84	12,423	岡山	山
681	981	638	535	441	302	170	98	14,756	岡山	山
196	204	111	78	69	44	24	11	4,543	岡山	西
115	149	74	96	64	69	39	12	3,567	岡山	児島
653	779	438	429	398	224	150	50	15,335	岡山	敷島
190	189	108	105	95	63	46	24	4,424	岡山	倉
290	307	186	162	140	100	62	21	7,970	岡山	津
92	93	50	53	34	33	15	6	2,529	岡山	野
145	132	64	92	65	63	27	12	4,309	岡山	笠
61	73	40	31	35	21	6	2	2,260	岡山	高
50	49	19	19	22	19	3	3	1,692	岡山	新
165	219	98	92	64	65	15	6	4,876	岡山	瀬
72	81	49	35	26	24	12	1	2,402	岡山	久
3,243	4,050	2,411	2,232	1,877	1,337	748	330	81,086	岡山	久
454	541	402	376	316	228	143	73	8,395	広島	島
372	498	308	313	256	164	94	35	7,920	広島	島
735	939	643	611	523	388	221	98	14,732	広島	島
741	965	530	469	358	249	156	65	16,678	広島	島
388	535	291	251	208	156	88	29	11,252	広島	島
109	126	58	61	55	51	11	6	3,285	広島	島
174	189	96	112	77	57	39	15	4,777	広島	島
247	296	167	139	123	93	62	20	7,219	広島	島
713	949	498	480	411	277	181	73	16,501	広島	島
162	199	107	131	123	86	46	13	5,435	広島	島
96	98	49	45	28	30	20	7	2,816	広島	島
70	62	40	28	29	23	11	5	2,299	広島	島
261	335	207	163	122	81	57	20	5,940	広島	島
538	727	444	397	317	257	133	52	12,631	広島	島
388	509	285	212	192	141	56	44	10,147	広島	島
61	61	21	19	16	14	11	5	1,874	広島	島
5,509	7,029	4,146	3,807	3,154	2,295	1,329	560	131,901	広島	島
395	487	331	314	252	157	99	30	12,423	山口	関
314	472	292	248	219	134	96	24	8,847	山口	部
379	441	261	196	184	148	61	26	8,939	山口	口
75	100	46	46	49	34	23	4	3,079	山口	萩
289	396	211	174	176	123	80	20	8,326	山口	府
169	188	119	96	80	63	46	15	5,384	山口	国
239	275	156	169	126	109	68	29	7,074	山口	国
122	174	86	73	70	45	33	6	3,867	山口	国
68	50	42	35	36	19	14	6	2,379	山口	国
83	95	46	35	48	28	11	5	2,534	山口	国
58	66	33	33	20	26	4	2	2,414	山口	国
2,191	2,744	1,623	1,419	1,260	886	535	167	65,266	山口	国
13,039	16,302	9,531	8,796	7,407	5,253	3,041	1,204	334,267	全	管計

(3) 税務署別人員(その5 合計)

区分 署名	70万円 以下	100万円 以下	150万円 以下	200万円 以下	250万円 以下	300万円 以下	400万円 以下	500万円 以下	600万円 以下	700万円 以下
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
鳥取	312	485	1,431	1,770	1,762	1,287	1,922	1,240	880	632
米子	324	508	1,499	1,813	1,805	1,292	1,835	1,127	772	602
倉吉	172	308	883	957	930	756	1,139	619	414	325
鳥取県計	808	1,301	3,813	4,540	4,497	3,335	4,896	2,986	2,066	1,559
松山	329	487	1,555	2,037	2,095	1,573	2,185	1,422	988	752
浜田	175	258	842	956	940	793	953	575	369	294
出雲	232	438	1,214	1,385	1,452	1,132	1,756	1,197	759	574
益田	117	180	538	609	617	492	642	362	233	173
石見	63	89	321	345	367	279	366	225	144	133
大田	80	120	439	446	578	450	701	412	270	169
大東	36	68	169	182	209	156	251	131	93	71
西郷	36	68	169	182	209	156	251	131	93	71
島根県計	1,032	1,640	5,078	5,960	6,258	4,875	6,854	4,324	2,856	2,166
岡山	358	512	1,499	1,759	2,015	1,573	2,190	1,503	1,017	801
山西	282	466	1,624	2,071	2,283	1,902	2,622	1,802	1,287	1,001
西大	157	206	635	784	847	617	917	656	466	377
児島	148	211	638	723	754	562	758	497	305	204
倉敷	466	698	2,032	2,581	2,646	1,986	2,894	1,885	1,335	904
玉野	127	174	590	819	859	673	919	557	367	266
津山	239	407	1,087	1,350	1,370	1,083	1,562	981	693	506
玉野	123	129	362	510	561	418	533	334	183	120
笠岡	181	244	755	801	812	610	887	525	364	235
高梁	79	123	332	362	399	332	457	311	203	150
新見	69	107	282	304	301	260	356	196	119	82
瀬戸	152	244	763	827	864	637	913	626	412	304
久世	97	133	387	419	422	325	500	309	205	128
岡山県計	2,478	3,654	10,986	13,310	14,133	10,978	15,508	10,182	6,956	5,078
広島	288	437	1,144	1,234	1,245	968	1,344	910	636	561
島南	214	360	1,013	1,278	1,279	1,004	1,344	868	622	501
広西	385	613	1,831	2,046	2,153	1,670	2,396	1,570	1,173	904
広北	512	755	2,126	2,736	3,096	2,424	3,487	2,195	1,508	1,065
呉	316	478	1,672	2,060	2,233	1,586	2,119	1,334	860	658
竹原	131	198	648	706	641	576	682	383	273	206
三尾	160	237	696	840	855	691	897	578	422	269
福山	255	406	1,136	1,273	1,306	1,170	1,521	926	652	426
府中	599	866	2,318	2,725	2,750	2,107	3,049	1,972	1,433	1,078
三原	223	293	872	1,004	974	741	1,024	667	435	309
庄原	104	167	444	476	500	369	580	366	264	149
西条	101	91	323	363	392	313	476	312	192	144
日田	149	260	721	881	961	792	1,036	744	514	399
吉田	364	510	1,556	2,032	2,165	1,656	2,332	1,457	1,053	802
海田	273	411	1,315	1,745	1,949	1,499	1,872	1,174	778	597
吉田	76	98	254	372	390	290	350	262	160	117
広島県計	4,150	6,180	18,069	21,771	22,889	17,856	24,509	15,718	10,975	8,185
下関	477	647	1,880	2,361	2,499	1,769	2,399	1,354	923	734
宇部	278	462	1,388	1,753	1,770	1,386	1,851	1,086	695	515
山口	267	335	1,057	1,396	1,632	1,171	1,526	1,088	813	585
萩	126	200	588	647	682	500	675	388	297	165
徳山	317	409	1,221	1,492	1,745	1,350	1,812	1,052	732	528
防府	188	313	875	1,131	1,011	770	1,058	637	451	349
岩国	281	385	1,140	1,418	1,478	1,117	1,493	898	635	437
光	158	229	587	733	797	620	870	521	339	234
長門	112	163	445	547	520	465	510	317	223	133
柳井	102	156	467	556	542	413	543	320	193	174
厚狭	106	138	445	476	460	335	429	280	199	158
山口県計	2,412	3,437	10,093	12,510	13,136	9,896	13,166	7,941	5,500	4,012
全管計	10,880	16,212	48,039	58,091	60,913	46,940	64,933	41,151	28,353	21,000

800万円 以下	1,000万円 以下	1,200万円 以下	1,500万円 以下	2,000万円 以下	3,000万円 以下	5,000万円 以下	5,000万円 超	計	区分 署名	
459	545	309	306	237	169	91	43	13,880	鳥取県 取子吉計	
450	526	334	313	264	155	88	44	13,751		
217	236	99	79	82	58	50	8	7,332		
1,126	1,307	742	698	583	382	229	95	34,963		
555	644	332	331	311	197	130	36	15,959	松江県 江田雲田東郷計	
182	206	106	106	84	72	38	12	6,961		
399	475	223	209	163	116	87	22	11,833		
131	148	71	71	63	40	30	17	4,534		
74	79	36	30	26	24	22	3	2,626	大田郡 石見大西根	
117	114	64	54	44	24	16	10	4,108		
48	47	29	29	22	10	7	2	1,560		
1,506	1,713	861	830	713	483	330	102	47,581		
604	852	581	539	477	356	210	89	16,935	岡山県 山田	
768	1,045	672	570	474	332	192	109	19,502		
227	235	125	87	84	56	25	13	6,514		
136	167	86	101	74	87	46	15	5,512		
731	839	464	467	438	257	173	55	20,851	敷島山 西児倉玉津	
211	219	118	110	106	75	53	29	6,272		
336	337	200	178	156	115	71	34	10,705		
110	110	57	61	40	44	18	6	3,719		
171	171	82	96	78	73	32	14	6,131	野岡梁見戸 笠高瀬久岡	
83	78	44	39	41	27	9	2	3,071		
62	53	24	21	23	20	8	4	2,291		
195	252	113	102	74	77	23	9	6,587		
96	100	58	42	31	26	16	2	3,296	岡山県 山田	
3,730	4,458	2,624	2,413	2,096	1,545	876	381	111,386		
489	602	433	443	383	297	193	107	11,714		広島県 島田
402	543	327	337	291	186	121	49	10,739		
786	1,018	675	650	583	436	270	116	19,275		
841	1,063	578	503	397	290	187	80	23,843		
449	623	330	294	244	196	124	53	15,629	竹原 三尾福府三庄	
135	154	70	69	62	56	17	6	5,013		
209	218	118	128	83	72	43	17	6,533		
287	331	184	156	140	120	78	39	10,406		
802	1,042	539	526	469	324	228	100	22,927	山次原 日田	
185	234	115	138	134	93	56	17	7,514		
117	130	58	48	33	41	27	10	3,883		
83	69	45	32	36	27	13	5	3,017		
293	375	222	179	136	103	65	27	7,857	吉田 海吉	
629	814	485	428	353	294	154	69	17,153		
432	578	318	233	215	167	80	56	13,692		
76	81	28	21	19	21	15	9	2,639		
6,215	7,875	4,525	4,185	3,578	2,723	1,671	760	181,834	山口県 関部口 萩 山府国 光 門井狭計	
475	555	354	363	310	212	134	49	17,495		
382	547	324	275	245	166	127	32	13,282		
445	507	286	225	198	178	81	28	11,818		
102	125	58	53	55	39	26	6	4,732	徳防岩 長柳厚山	
364	491	247	216	207	157	104	36	12,480		
211	248	149	116	99	84	57	22	7,769		
287	333	193	189	155	124	81	36	10,680		
158	210	99	87	85	53	37	11	5,828	山口県 全管計	
92	82	59	42	46	30	18	9	3,813		
111	124	64	44	57	38	20	14	3,938		
69	89	41	39	25	36	10	3	3,338		
2,696	3,311	1,874	1,649	1,482	1,117	695	246	95,173		
15,273	18,664	10,626	9,775	8,452	6,250	3,801	1,584	470,937		

2 - 3 所得種類別状況

(1) 所得種類別内訳

区 分	人 員		所 得 金 額		申告納税額 (主たるもの)	
	主たるもの 人	従たるもの 外	人	外		
事業所得	98,712	2,404	10,293	2,926,048	313,889,248	16,083,998
農業所得	5,643	7,404	29,243	2,476,807	23,939,407	629,616
その他事業所得	32,439	662	8,957	355,495	176,978,559	16,930,626
計	136,794	10,470	48,493	5,758,350	514,807,214	33,644,240
利子所得	43	-	619	-	386,463	8,997
配当所得	93	-	20,226	-	17,186,742	739,594
不動産所得	46,380	2,544	90,101	1,299,028	271,382,921	17,394,809
給与所得	187,691	-	50,966	-	1,037,104,842	31,999,638
総合譲渡所得	165	1,483	795	577,606	1,146,671	75,595
一時所得	3,714	-	20,344	-	23,326,598	1,476,927
雑所得	85,967	-	98,056	-	235,044,523	3,461,041
(損益通算による差額)	-	-	-	206,270	1,461,099	-
合計	460,847	14,497	329,600	7,841,254	2,101,847,073	88,800,841
分離短期譲渡所得	77	54	303	-	865,244	139,260
分離長期譲渡所得	9,286	122	3,072	-	142,371,151	24,045,015
株式等の譲渡所得等	450	-	811	-	11,466,889	1,973,370
山林所得	66	1	265	-	568,144	89,549
退職所得	211	-	439	-	3,581,539	98,084
総計	470,937	14,674	334,490	7,841,254	2,260,700,040	115,146,119

調査対象 平成12年分の申告所得税の納税者

調査時点 平成13年3月31日

- (注) 1 1人で2以上の種類の所得を併有する場合は、各種類の所得のうち最も大きいものを「主たるもの」欄に、その他のものを「従たるもの」欄に、それぞれ該当する種類ごとに1人として掲げた。
 なお、「所得金額」は「主たるもの」及び「従たるもの」の区分することなく、各種類ごとの金額の合計を掲げた。
- 2 外書は、損失額のあるものの人員及びその損失額である。
- 3 所得金額は、特後所得(青色事業専従者控除等青色申告の特典の金額又は事業専従者控除額を控除した後の所得金額をいう。)で示している。

(2) 人員の累年比較

区 分	8 年	9 年	10 年	11 年	12 年
	人	人	人	人	人
営業所得	146,694	143,177	91,048	116,097	109,005
農業所得	69,884	50,148	37,582	40,292	34,886
その他事業所得	61,983	62,169	39,496	48,245	41,396
利子所得	767	757	640	659	662
配当所得	26,647	24,003	20,430	19,221	20,319
不動産所得	144,340	146,727	125,341	138,756	136,481
給与所得	270,308	274,373	230,078	243,776	238,657
総合譲渡所得	1,859	1,550	1,055	1,144	960
一時所得	23,027	30,343	32,320	30,575	24,058
雑所得	182,685	190,398	145,981	187,591	184,023
分離短期譲渡所得	560	485	359	390	380
分離長期譲渡所得	18,301	16,176	13,448	12,650	12,358
株式等の譲渡所得等	1,414	1,475	1,210	1,651	1,261
山林所得	940	722	363	414	331
退職所得	826	292	370	676	650
合 計	950,235	942,795	739,721	842,137	805,427

(注) 人員は、「主たるもの」と「従たるもの」との合計人員によった。

(3) 所得金額の累年比較

区 分	8 年	9 年	10 年	11 年	12 年
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
営業所得	422,108	411,026	293,445	324,456	313,889
農業所得	46,588	31,558	32,029	29,052	23,939
その他事業所得	229,213	224,969	180,488	186,848	176,979
利子所得	439	470	402	420	386
配当所得	18,768	18,826	15,859	14,280	17,187
不動産所得	266,932	277,060	254,993	268,331	271,383
給与所得	1,173,547	1,199,089	1,108,728	1,043,702	1,037,105
総合譲渡所得	2,537	2,213	1,332	1,474	1,147
一時所得	20,782	25,901	31,965	27,135	23,327
雑所得	231,840	240,650	185,723	238,015	235,045
損益通算による差額分	1,638	1,187	1,160	1,192	1,461
分離短期譲渡所得	1,428	1,252	806	1,034	865
分離長期譲渡所得	274,203	199,792	164,958	145,278	142,371
株式等の譲渡所得等	18,102	10,913	8,646	15,795	11,467
山林所得	1,368	1,055	493	553	568
退職所得	4,510	1,696	2,035	3,833	3,582
合 計	2,714,003	2,647,656	2,283,064	2,301,396	2,260,700

(4) 業種別内訳

区 分	人 員		所 得 金 額		申告納税額	
	主たるもの	従たるもの			(主たるもの)	
	人	外	人	外	千円	
営業所得						
各種商品小売業	28	1	6	19	110,879	6,696
飲食料品小売業	5,071	313	1,197	256,052	13,912,599	629,203
繊維、身まわり品小売業	1,411	100	226	118,280	3,679,570	172,972
家具小売業	85	12	10	11,435	266,349	9,914
雑貨類、日用品類小売業	3,546	216	560	247,756	12,084,607	677,707
機械器具小売業	1,848	59	179	62,403	5,495,953	245,504
その他の小売業	2,099	160	1,034	193,454	6,473,696	314,345
料理飲食業	12,317	368	1,049	465,592	27,949,473	1,240,546
卸売業	2,486	79	296	349,554	8,446,103	490,628
製造小売業	2,259	50	156	84,260	6,928,983	316,601
製造卸売業	2,507	71	246	188,422	8,298,693	429,629
受託加工業	4,201	65	418	48,426	13,646,523	686,642
修理工業	3,505	40	196	41,149	11,912,113	531,745
サ－ビス業	14,570	250	1,088	226,360	38,358,391	1,963,657
建設業	28,196	123	914	128,889	104,720,196	5,262,636
その他の営業	14,583	497	2,718	503,997	51,605,120	3,105,573
合 計	98,712	2,404	10,293	2,926,048	313,889,248	16,083,998
その他事業所得						
畜産水産業	4,034	144	925	59,846	13,101,569	610,529
医療保健業	4,339	32	325	95,682	82,632,056	12,124,668
弁護士、税理士、建築士等	1,370	83	395	35,334	14,742,724	1,374,233
その他の庶業	22,696	403	7,312	164,633	66,502,210	2,821,196
合 計	32,439	662	8,957	355,495	176,978,559	16,930,626

(注) 「(1)所得種類別内訳」の営業所得及びその他事業所得について、業種別の内訳を示したものである。

- 用語の説明
- 「その他の小売業」には、燃料、化学薬品類、古物、花、植木、みやげ物、たばこ小売業等が含まれる。
 - 「その他の営業」には、運送業、金融業、不動産業、林業、鉱業、保険代理業等が含まれる。
 - 「畜産、水産業」には、畜産業、漁業、水産養殖業が含まれる。
 - 「医療保健業」には、病院、診療医、療術師(はり師、きゅう師、あんま、指圧師等)、獣医、助産婦、歯科技工師等が含まれる。
 - 「弁護士、税理士、建築士等」には、弁理士、公証人、司法書士、行政書士、公認会計士、土地家屋調査士、不動産鑑定士等が含まれる。
 - 「その他」には、文筆家、作詞家、作曲家、美術家、工芸家、芸能関係者、職業選手、棋士、外交官、諸教授、学校経営、速記者、技能工、職人、ホステス、易者等が含まれる。

3 源泉所得税

統計表を見るに当たって

この章は、平成12年分の源泉所得税の課税状況を示したものである。

課税状況は、全数調査又は標本調査により調査、集計したものであり、巨視的な角度から源泉所得税の課税の全容を捕えたものである。

源泉徴収税率

1	利子所得(源泉分離課税)	15%
2	配当所得	
(1)	株式等	
	総合課税分	20%
	源泉分離選択課税分	35%
	確定申告不要分	20%
(2)	証券投資信託(特定株式投資信託を除く。)の収益の分配(源泉分離課税)	15%
	(注) 特定株式投資信託の収益の分配は、20%の税率が適用され、総合課税の対象となる。	
3	割引債の償還差益(源泉分離課税)	16・18%
4	上場株式等の譲渡所得等(源泉分離課税)	20%
5	給与所得「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額	(略)
6	退職所得	
(1)	「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合 「退職所得の源泉徴収税額の速算表」	(略)
(2)	「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない場合	20%
7	報酬・料金等	
(1)	原稿料等(所得税法第204条第1項第1号)	1回の支払金額100万円までの部分..... 10%
	弁護士、税理士等(同第2号)	
	職業野球選手、騎手等(同第4号)	
	芸能等についての出演、演出等(同第5号)	
	契約金(同第7号)	
(2)	司法書士、土地家屋調査士、海事代理士(同第2号)	1回の支払金額1万円を超える額 = 1回の支払金額5万円を超える額 = 月中の支払金額12万円を超える額 = (5千円×日数)を超える額 = 1回の支払金額50万円を超える額 =(賞金額の20%+60万円)を超える額
	職業拳闘家(同第4号)	
	外交員、集金人、電力量計の検針人(同第4号)	
	バー、キャバレーのホステス等(同第6号)	
	広告宣伝の賞金(同第8号)	
	競馬の馬主が受ける賞金(同第8号)	
(3)	診療報酬(同第3号) = 月分の支払金額20万円を超える額	10%
(4)	芸能法人(所得税法第174条)	10%
8	公的年金等(所得税法第203条の2) = ((公的年金等の支給額) - (控除額))	10%
9	生命保険契約等に基づく年金(所得税法第207条) (支払う年金の額 - その年金の額に対応する保険料又は掛金の額)で25万円を超えるもの	10%

(1) 利子所得等の課税状況

区 分	課 税 分		非 課
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	老人等非課税・財形貯蓄非課税分支払金額
	千円	千円	千円
平成 8 年 分	551,201,149	82,622,426	241,144,427
9	415,847,087	62,313,427	97,910,618
10	334,420,652	50,163,043	83,286,314
11	292,905,466	43,821,467	82,720,566
12	1,464,263,808	218,880,749	541,988,586
公 社 債	810,352	124,294	169,250
社 債	4,735,003	708,830	163,414
預 貯 金	1,358,501,878	203,012,293	511,783,418
郵便貯金	51,104,176	7,665,938	17,675,436
銀行以外の金融機関の預金	31,516,904	4,724,384	11,307,512
勤務先預金の利子	6,203,300	930,495	126,456
合同運用信託の収益の分配	5,285,216	798,491	753,985
公社債投資信託の収益の分配	26,608	4,050	-
小 計	1,458,183,437	217,968,775	541,979,471
定期積金の給付補てん金等	5,972,968	895,348	-
匿名組合契約等に基づく利益の分配、生命保険等の差益	107,403	16,626	9,115
割引債の償還差益	-	-	-
計	1,464,263,808	218,880,749	541,988,586

調査対象 平成12年2月から平成13年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

- (注) 1 「老人等非課税・財形貯蓄非課税分」は、所得税法第9条の2（老人等の郵便貯金の利子所得の非課税）のほか、第10条（老人等の少額預金の利子所得等の非課税）、租税特別措置法第4条（老人等の少額公債の利子の非課税）、第4条の2（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）及び第4条の3（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税）に規定する非課税分である。
- 2 「その他の非課税分」は、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託に係る非課税）のほか、租税特別措置法第5条（納税準備預金の利子の非課税）及び第8条（金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用）等に規定する非課税分である。

(2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分			非 課 税 分	
	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	人 員	支 払 金 額
		千円	千円		千円
平成 8 年 分	-	99,306,767	19,857,122	-	7,496,275
9	-	109,411,384	21,868,014	-	9,794,967
10	-	106,450,792	21,282,489	-	8,058,139
11	-	100,429,122	20,033,284	-	8,002,334
12	-	111,161,270	22,188,457	-	11,218,508
利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配等	3,060,417	110,285,265	22,057,053	9,739	11,218,508
公募私募証券投資信託の収益の分配等	-	876,005	131,404	-	-
計	-	111,161,270	22,188,457	-	11,218,508

調査対象 配当等の支払者から平成13年4月30日までに提出された「法定資料の合計表（配当等の支払調書）」及び平成12年2月から平成13年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

- (注) 1 この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。
- 2 「非課税分」は、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託に係る非課税）に規定する非課税分である。
- 3 「一般課税分」には、個人のほか、法人の受取分も含まれている。なお、源泉分離選択課税は個人のみが適用を認められている。

税 分	合 計		区 分	
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額		
その他非課税分支払金額				
千円	千円	千円		
172,056,249	964,401,825	82,622,426	平成 8 年 分	
132,605,390	646,363,095	62,313,427	9	
130,786,761	548,493,727	50,163,043	10	
111,313,682	486,939,714	43,821,467	11	
97,281,015	2,103,533,409	218,880,749	12	
9,594,950	10,574,552	124,294	公 社 郵 便 貯 金 銀 行 預 金 銀行以外の金融機関の預金利子 勤務先預金の利子 合同運用信託の収益の分配 公社債投資信託の収益の分配	
49,110,442	54,008,859	708,830		
5,175,039	1,875,460,335	203,012,293		
13,634,097	82,413,709	7,665,938		
19,178,220	62,002,636	4,724,384		
-	6,329,756	930,495		
416,688	6,455,889	798,491		
-	26,608	4,050		
97,109,436	2,097,272,344	217,968,775		小 計
171,579	6,144,547	895,348		定期積金の給付補てん金等
-	116,518	16,626	匿名組合契約等に基づく利益の分配、生命保険等の差益	
-	-	-	割引債の償還差益	
97,281,015	2,103,533,409	218,880,749	計	

- 3 「課税分」には、個人のほか、法人の受取分も含まれている。なお、源泉分離選択課税は個人のみが適用を認められている。
- 4 「割引債の償還差益」の「支払金額」及び「源泉徴収税額」は、租税特別措置法第41条の12（償還差益に対する分離課税等）に規定する課税分であり、個人のほか、法人の受取分も含まれている。
- 5 「老人等非課税・財形貯蓄非課税分支払金額」には、昭和63年3月31日以前の制度下における所得税法第10条（少額預金の利子所得等の非課税）、租税特別措置法第4条（少額公債の利子の非課税）及び第4条の2（勤労者財産形成貯蓄の利子所得等の非課税）に規定する非課税分が含まれているものがある。

源泉分離（選択）課税適用分			合 計		区 分
人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
	千円	千円	千円	千円	
人					平成 8 年 分
-	1,025,040	358,764	107,828,082	20,215,886	9
-	980,145	343,051	120,186,496	22,211,065	10
-	955,642	334,475	115,464,573	21,616,964	11
-	1,317,282	461,049	109,748,738	20,494,333	12
-	1,605,054	561,769	123,984,832	22,750,226	
7,918	1,605,054	561,769	123,108,827	22,618,822	利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配等
-	-	-	876,005	131,404	公募私募証券投資信託の収益の分配等
-	1,605,054	561,769	123,984,832	22,750,226	計

用語の説明 法定資料とは、所得税法の規定により、税務署長に対してその提出を義務付けられている資料をいい、原則として翌年1月31日までに提出することになっている。法定資料の種類は多数にのぼっており、例えば次のようなものが挙げられる。 配当、 給与、 剰余金の分配及び基金利息の支払調書 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書

(3) 給与所得、退職所得の課税状況

区 分	官 公 庁			そ の	
	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額	人 員	支 払 金 額
	人	千円	千円	人	千円
給与所得 〔俸給、給料、賞与 日雇労働者の賃金 計〕	640,905	2,302,459,505	93,707,824	3,803,785	11,055,298,751
	-	14,524,126	256,863	-	175,980,607
	-	2,316,983,631	93,964,687	-	11,231,279,358
退職所得	14,258	195,532,937	4,357,452	61,161	377,628,883
災害減免法により徴収猶予したもの	-	-	-	-	-

調査対象 平成12年分の源泉所得税について、平成13年4月30日までに提出された「法定資料合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成12年2月から平成13年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

(注) この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。

(4) 給与所得、退職所得の課税状況の累年比較

区 分	給 与 所 得						
	官 公 庁		そ の 他		合 計		
	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
給与所得	平成8年分	2,346,371,924	101,499,362	12,054,005,042	444,454,624	14,400,376,965	545,953,986
	9	2,527,029,485	117,353,514	13,162,470,953	491,418,414	15,689,500,438	608,771,928
	10	2,512,924,873	104,663,990	11,280,211,086	377,801,990	13,793,135,959	482,465,980
	11	2,295,937,338	98,241,560	11,554,538,837	376,658,215	13,850,476,175	474,899,775
	12	2,316,983,631	93,964,687	11,231,279,358	367,508,380	13,548,262,989	461,473,067
退職所得	平成8年分	231,142,773	3,933,319	326,880,210	5,533,204	558,022,983	9,466,523
	9	208,418,369	4,590,861	434,576,468	7,280,950	642,994,837	11,871,811
	10	202,285,660	4,479,461	420,653,055	7,098,984	622,938,715	11,578,445
	11	189,457,118	4,263,569	431,737,977	8,091,137	621,195,095	12,354,706
	12	195,532,937	4,357,452	377,628,883	6,314,652	573,161,820	10,672,104

(注) 「(3)給与所得、退職所得の課税状況」の累年比較を示したものである。

(5) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	譲 渡 利 益 金 額	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
平成8年分	43,148,070	8,629,614
9	26,405,660	5,281,132
10	21,438,885	4,287,777
11	92,209,125	18,441,825
12	101,613,930	20,322,786
信用取引等	13,894,035	2,778,807
転換社債等	1,075,565	215,113
その他の上場株式等	86,644,330	17,328,866
計	101,613,930	20,322,786

調査対象 平成12年2月から平成13年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の譲渡利益金額の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

他 源泉徴収税額	合 計			区 分
	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額	
千円	人	千円	千円	
365,614,103	4,444,690	13,357,758,256	459,321,927	俸給、給料、賞与 日雇労働者の賃金 } 給与所得 計
1,894,278	-	190,504,733	2,151,140	
367,508,380	-	13,548,262,989	461,473,067	
6,314,652	75,419	573,161,820	10,672,104	退職所得
-	-	-	-	災害減免法により徴収猶予したもの

用語の説明 「徴収猶予」とは、通常の法定期限に徴収しないで一定の期間徴収手続きを猶予すること。したがって、一定の期間、法定の納期限を延長するいわゆる延納制度とは異なるものである。

(6) 報酬、料金等の課税状況

区 分				人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額
				人	千円	千円
平成	8	年	分	821,799	663,052,289	41,555,309
	9			836,673	649,582,731	40,498,191
	10			820,913	613,673,386	36,490,464
	11			784,654	581,744,493	36,084,563
	12			766,465	533,550,080	35,288,774
法 第 204 条 該 当	}	原稿料、作曲料、放送謝金等の報酬又は料金		160,930	16,671,984	1,800,093
		弁護士、税理士等の報酬又は料金		302,298	83,573,020	9,310,376
		診療報酬		7,533	157,210,853	14,419,457
		職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金		90,557	131,443,956	6,669,355
		芸能等についての出演等の報酬又は料金		6,782	4,085,864	417,874
		バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料金		14,129	14,098,146	891,385
		契約金・賞金		1,872	1,475,029	145,568
小 計				584,101	408,558,852	33,654,108
法第203条の2該当 公 的 年 金 等				115,032	98,624,520	1,178,143
法第207条該当 生命保険契約等に基づく年金				66,278	22,316,221	87,836
法第174条該当 芸能人の役務提供法人等の報酬又は料金				1,054	4,050,487	368,687
計				766,465	533,550,080	35,288,774
災害減免法により徴収猶予したもの				-	-	-

調査対象 平成12年分の源泉所得税について、平成13年4月30日までに提出された「法定資料の合計表」に基づいて作成した。

調査方法 標本調査

(7) 非居住者等所得の課税状況

区 分	人 員	支 払 金 額			源泉徴収税額
		課 税 分	非課税分又は 免 税 分	総 額	
	人	千円	千円	千円	千円
公社債、預貯金の利子等	-	5,643,316	-	5,643,316	715,164
利子又は利益 の配当、剰余 金の分配、基 金利息の分配	一般分	5,323	3,505,748	-	607,021
	源泉分離選択 課税適用分	47	40,858	-	6,129
	計	5,370	3,546,606	333,515	613,150
匿名組合契約に基づく収益の分配	-	-	-	-	-
給 与 ・ 賞 与 等	1,169	602,177	1,675,765	2,277,942	114,393
退 職 所 得	9	64,557	-	64,557	12,812
役 務 の 報 酬	417	1,289,205	90,133	1,379,338	261,508
工業所有権その他の技術に関する権利等 の使用料又はその譲渡による対価	68	1,880,363	-	1,880,363	241,891
著作権の使用料又はその譲渡による対価	13	14,529	-	14,529	2,759
貸 付 金 の 利 子	11	813	-	813	162
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又 は航空機、船舶の貸付による所得	94	161,390	1,792	163,182	30,756
機 械 等 の 使 用 料	9	13,676	-	13,676	2,735
土地等の譲渡による対価	87	678,610	-	678,610	68,219
人的役務提供事業の対価	36	38,631	9,061	47,692	7,725
生命保険契約等に基づく年金	53	26,417	-	26,417	561
賞 金	-	-	-	-	-
合 計	-	13,960,290	2,110,266	16,070,556	2,071,834

調査対象 平成12年分の源泉所得税について、平成13年4月30日までに提出された「法定資料の合計表」に基づいて作成した。

調査方法 「公社債、預貯金の利子等」以外は標本調査

(8) 加算税の状況

区 分	不 納 付 加 算 税	重 加 算 税	計
	千円	千円	千円
利 子 所 得 等	4,213	-	4,213
配 当 所 得 等	15,982	-	15,982
給 与 所 得	763,449	81,696	845,145
退 職 所 得	4,714	1,674	6,388
報 酬 ・ 料 金 等 所 得	37,745	14,993	52,738
非居住者等所得	27,926	1,173	29,099
合 計	854,029	99,536	953,565

左のうち租税特別措置法又は租税条約により課税の軽減を受けたもの				
区 分	適 用 の 内 容	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額
		人	千円	千円
公 社 債 、 預 貯 金 の 利 子 等	租税特別措置法又は租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
利子又は利益の配当、剰余金の分配、 基 金 利 息 の 分 配	租税条約の適用を受けたもの	653	971,654	130,697
給 与 ・ 賞 与 等	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
退 職 所 得	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
役 務 の 報 酬	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料 又はその譲渡による対価	租税条約の適用を受けたもの	28	1,248,028	123,520
著作権の使用料又はその譲渡による対価	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
貸 付 金 の 利 子	租税特別措置法又は租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
機 械 等 の 使 用 料	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
人的役務提供事業の対価	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
賞 金	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
合 計		681	2,219,682	254,217

(9) 税務署別課税状況

署名	利子所得等	配当所得	株式等の譲渡所得等	給与所得	退職所得	報酬・料金等所得	非居住者等所得	合計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
鳥取	459,730	485,775	353,413	15,214,543	478,498	1,577,512	51,470	18,620,941
米子	356,783	222,869	473,809	11,324,146	262,102	323,363	17,859	12,980,931
倉吉	183,770	86,496	106,544	4,143,362	42,253	107,137	1,500	4,671,062
鳥取県計	1,000,283	795,140	933,766	30,682,051	782,853	2,008,012	70,829	36,272,934
松江	29,910,737	630,593	457,058	20,675,038	825,724	2,172,939	17,585	54,689,674
浜田	187,532	139,379	90,492	4,207,020	68,373	128,309	5,899	4,827,004
出雲	235,527	230,336	61,452	6,900,675	56,227	185,193	13,804	7,683,214
益田	101,948	95,178	61	2,735,363	8,952	103,089	4,745	3,049,336
石見大田	57,081	48,706	-	1,407,961	16,597	38,635	426	1,569,406
大東	86,066	44,739	-	2,016,243	20,167	48,364	4,862	2,220,441
西郷	27,290	38,015	-	1,090,152	13,691	19,355	32	1,188,535
鳥根県計	30,606,181	1,226,946	609,063	39,032,452	1,009,731	2,695,884	47,353	75,227,610
岡山東	57,034,004	1,781,740	2,625,244	32,897,828	1,010,053	1,936,915	117,807	97,403,591
山西	609,700	576,981	484,251	18,518,994	559,604	4,083,120	97,924	24,930,574
西大寺	188,821	165,737	-	4,504,209	31,673	98,482	5,224	4,994,146
児島	131,160	90,752	52,609	3,663,080	56,131	240,620	5,250	4,239,602
倉敷	667,600	868,072	803,022	19,975,580	378,639	748,335	182,615	23,623,863
玉島	181,122	80,280	-	3,602,040	70,468	93,216	-	4,027,126
津山	308,458	188,029	243,412	7,708,879	97,177	206,802	7,136	8,759,893
玉野	80,477	64,607	104,346	2,545,154	47,053	219,957	226	3,061,820
笠岡	264,686	378,820	72,562	4,669,099	75,453	116,142	6,956	5,583,718
高梁	105,749	52,662	-	2,136,075	23,570	49,271	-	2,367,327
新見	54,196	26,027	-	1,232,095	28,159	35,120	2,498	1,378,095
瀬戸	241,118	126,972	-	4,489,551	41,101	100,660	419	4,999,821
久世	79,681	32,868	35,609	1,657,411	9,299	59,523	731	1,875,122
岡山県計	59,946,772	4,433,547	4,421,055	107,599,995	2,428,380	7,988,163	426,786	187,244,698
広島東	80,035,107	5,117,418	2,402,653	56,505,173	2,151,587	4,034,682	260,025	150,506,645
広島南	312,489	1,205,429	433	10,826,062	218,248	545,909	63,186	13,171,756
広島西	603,935	1,427,924	710,970	31,187,061	584,416	8,202,341	169,389	42,886,036
広島北	414,787	215,668	34,464	11,225,855	100,995	369,714	54,015	12,415,498
呉	507,791	268,121	331,922	14,089,034	344,203	364,210	87,825	15,993,106
竹原	192,323	61,610	20,284	2,779,852	42,448	87,650	579	3,184,746
三原	222,018	119,090	184,725	5,457,905	82,161	188,968	57,472	6,312,339
尾道	359,682	153,774	200,272	6,858,313	94,679	229,907	12,620	7,909,247
福山	873,028	1,347,565	1,395,099	24,440,907	346,340	1,253,805	174,526	29,831,270
府中	327,746	235,480	257,927	5,325,611	50,534	221,120	17,960	6,436,378
三原	122,497	65,873	90,678	2,541,735	12,606	62,867	2,266	2,898,522
庄原	92,695	58,805	28,980	1,603,339	13,132	30,441	1,201	1,828,593
西条	220,655	278,380	67,599	7,674,429	116,548	162,473	87,034	8,607,118
日田市	368,348	372,362	120,755	9,502,017	132,368	463,652	41,907	11,001,409
海田	347,260	630,929	232	14,589,618	159,714	281,578	40,745	16,050,076
吉田	76,606	29,115	-	1,208,104	21,553	27,704	-	1,363,082
広島県計	85,076,967	11,587,543	5,846,993	205,815,015	4,471,532	16,527,021	1,070,750	330,395,821
下関	40,125,834	1,017,462	6,421,895	14,368,502	278,019	971,173	39,660	63,222,545
宇部	378,841	927,188	491,524	11,231,710	225,309	277,989	51,648	13,584,209
山口	342,840	788,225	144,036	16,871,948	766,416	3,298,683	104,497	22,316,645
萩	88,263	35,267	30,748	2,146,928	15,857	75,982	95	2,393,140
徳山	364,124	1,115,424	740,714	11,487,156	275,343	583,888	157,043	14,723,692
防府	257,067	107,247	163,207	4,781,211	118,874	241,904	2,226	5,671,736
岩国	254,386	527,733	330,502	7,870,025	164,905	221,404	64,231	9,433,186
光	136,137	25,791	-	3,622,645	57,469	84,789	354	3,927,185
長門	89,137	50,967	27,045	1,761,770	30,837	48,829	1,275	2,009,860
柳井	136,845	79,651	162,238	2,102,695	30,118	56,631	2,922	2,571,100
厚狭	77,072	32,095	-	2,098,964	16,461	208,422	32,165	2,465,179
山口県計	42,250,546	4,707,050	8,511,909	78,343,554	1,979,608	6,069,694	456,116	142,318,477
全管計	218,880,749	22,750,226	20,322,786	461,473,067	10,672,104	35,288,774	2,071,834	771,459,540

(注) 「(1)利子所得等の課税状況」～「(7)非居住者等所得の課税状況」を税務署別に示したものである。

(10) 税務署別源泉徴収義務者数

署名	利子所得等	配当所得	上場株式譲渡所得	給与所得	報酬・料金等所得	非居住者等所得
	件	件	件	件	件	件
鳥取県	145	295	5	6,461	5,829	18
米子	157	336	3	6,635	5,856	5
倉吉	97	110	1	3,707	3,312	6
鳥取県計	399	741	9	16,803	14,997	29
松江市	131	410	7	7,441	6,167	10
浜田	104	157	2	3,443	2,793	5
出雲	114	233	1	5,073	4,112	5
益田	28	128	3	2,226	2,192	7
石見大田	24	69	-	1,322	1,244	1
大田	20	80	-	1,768	1,221	4
西郷	13	25	-	830	417	2
松江市計	434	1,102	13	22,103	18,146	34
岡山市	152	487	20	9,551	8,930	43
山西	158	409	8	9,441	8,424	28
西大	65	89	-	2,950	2,201	10
児島	29	96	1	2,881	2,558	6
倉敷	175	286	7	9,323	8,368	19
玉津	45	66	-	2,650	2,043	1
津山	69	162	3	5,244	5,399	7
玉野	27	79	1	1,695	1,447	1
笠岡	74	96	2	3,003	2,364	8
高梁	53	53	-	1,363	963	1
新見	12	42	-	908	885	2
瀬戸	65	72	-	3,147	2,279	1
久世	30	51	1	1,426	1,273	-
岡山市計	954	1,988	43	53,582	47,134	127
広島県	137	376	21	9,116	8,235	63
広島	61	205	2	5,217	4,737	21
広島	140	616	17	11,594	11,079	34
広島	94	226	4	9,148	7,455	18
呉	89	200	5	7,074	6,765	18
竹原	52	76	2	2,288	1,480	3
三尾	52	103	4	2,869	2,833	11
尾道	91	174	4	5,230	4,383	18
福山	223	459	18	12,547	11,175	33
府中	69	146	8	4,206	3,917	11
三原	25	74	2	1,702	1,041	2
庄原	36	90	1	1,134	806	1
西条	43	91	2	3,366	2,755	11
廿日市	108	174	5	6,537	5,666	20
海田	74	137	1	4,570	3,928	9
吉田	26	24	-	1,118	717	-
広島県計	1,320	3,171	96	87,716	76,972	273
下関	156	418	8	7,794	7,391	13
宇山	81	321	9	5,765	4,706	11
山口	97	244	3	4,515	3,644	3
萩	35	54	1	2,129	1,303	1
徳防	68	257	8	5,650	4,512	17
防府	58	129	4	3,067	2,106	5
岩国	84	127	4	4,344	3,141	21
光	41	49	-	2,331	1,624	2
長門	49	60	1	1,723	1,043	1
柳井	44	57	2	1,628	1,038	4
厚狭	39	47	-	1,260	913	3
山口県計	752	1,763	40	40,206	31,421	81
全管計	3,859	8,765	201	220,410	188,670	544

調査時点 平成13年6月30日

用語の説明 源泉徴収義務者とは、所得税を源泉徴収して国に納付する義務のある者をいう。

4 法 人 税

統計表を見るに当たって

この章は、平成12年2月1日から平成13年1月31日までの間に終了した事業年度についての法人課税状況及び法人数の状況から成っている。

法人課税状況は、すべての種類の法人について示してあるが、法人数は内国普通法人だけについて、業種別・資本金階級別等に、その構造を示したものである。

なお、会社標本調査は、内国普通法人のうち、活動中の会社・企業組合等の営業収入金額、益金処分の内容、交際費等の項目について標本調査の方法で調査、集計したものである。

以上の関係を図示すれば次のとおりである。

法人 税 課 税 状 況	法人 数 の 状 況	会社 標 本 調 査	内 国 普 通 法 人		人 格 の な い 社 団 等 協 同 組 合 等 公 益 法 人 等 外 国 法 人
			活動中の次の法人	休業中の会社等	
			株 式 会 社 合 名 会 社 合 資 会 社 有 限 会 社 協 業 会 社	特 殊 な 法 人 日 本 銀 行 理 化 学 研 究 所 証 券 ・ 商 品 取 引 所 日 本 原 子 力 研 究 所	
			相 互 会 社 医 療 法 人 企 業 組 合	社 人 合	

用語の説明

1 法人の種類及び課税の範囲

- | | | |
|---------|---------------------|---|
| 内国法人・・・ | 国内に本店又は主たる事業所を有する法人 | 公 共 法 人・・・法人税法別表第1に該当する法人＝法人税の納税義務を有しない。（例：国民金融公庫・住宅金融公庫・地方公共団体・日本道路公団・日本放送協会・日本貿易振興会） |
| | | 公 益 法 人 等・・・法人税法別表第2に該当する法人＝その法人の所得のうち収益事業から生じた所得についてのみ課税される。（例：宇宙開発事業団・小型自動車競走会・社会福祉法人・宗教法人・学校法人・商工会議所・農業共済組合） |
| | | 協 同 組 合 等・・・法人税法別表第3に該当する法人＝課税の範囲について特例はないが、普通法人に比べ適用される税率が低い。（例：農業協同組合・漁業協同組合・労働金庫・信用金庫・森林組合） |
| | | 人 格 の な い 社 団 等・・・法人でない団体又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの＝収益事業から生じた所得についてのみ課税される。 |
| | | 普 通 法 人・・・上記以外の法人＝課税の範囲について特例はない。 |
- 外国法人・・・内国法人以外の法人＝日本国内に源泉のある所得について課税される。
- 2 事業年度・・・法人の決算期間をいう。通常、年1回決算（決算期間12か月）する法人と、年2回決算（決算期間6か月）する法人がある。
- 3 資本金・・・事業年度末（年2回決算の会社では下期の決算期）の払込済資本金額であり、資本積立金額は含まない。

法人税の税率

(平成12年4月1日以後開始事業年度)

1	各事業年度の所得	
(1)	協同組合等・公益法人	
	所得金額の	22%
	(特定の協同組合等で、年10億円を超える所得の金額	26%)
(2)	普通法人等	
	所得金額の	30%
	(資本金1億円以下の法人の所得金額のうち、年800万円以下の部分	22%)
2	清算所得	
(1)	協同組合等	
	清算所得金額の	20.5%
(2)	普通法人等	
	清算所得金額の	27.1%
3	同族会社の留保金	
	各事業年度の留保所得金額から、資本金の25%相当額からその事業年度末の利益積立金額を控除した金額、所得等の金額の35%相当額、年1,500万円のうち最も多い金額を控除した金額	
	年3,000万円以下の金額の	10%
	年3,000万円を超え1億円以下の金額の	15%
	年1億円を超える金額の	20%

4 - 1 課 税 状 況

(1) 現事業年度分の課税状況

区 分		内 国 法						
		普 通 法 人		人 格 の な い 社 団 等		協 同 組 合 等		
		事業年度数	金 額	事業年度数	金 額	事業年度数	金 額	
税 額 合 計	平成 8 年 度	49,831	千円 477,868,251	163	千円 85,852	2,343	千円 25,966,443	
	9	49,909	408,582,094	176	88,006	2,241	17,565,334	
	10	44,945	370,383,851	170	76,353	2,185	18,247,740	
	11	42,325	337,693,829	213	83,886	2,201	15,255,314	
	12	43,109	359,018,313	231	86,761	2,155	12,017,472	
法 定 事 業 年 度 分	確定申告	所 得 金 額	43,190	1,204,998,862	243	391,847	2,325	61,247,067
		所 得 に 対 す る 税 額	43,190	357,510,113	243	91,824	2,325	13,508,051
		税 額	42,682	352,132,802	229	85,704	2,132	12,066,397
	修正申告	所 得 金 額	3,366	16,568,814	3	4,039	98	670,650
		税 額	3,388	5,732,920	4	1,130	101	152,075
	処理による 増差税額のあるもの	所 得 金 額	98	21,585,796	-	-	1	8,714
		税 額	102	2,052,883	-	-	1	1,917
	処理による 減差税額のあるもの	所 得 金 額	310	5,916,067	1	32	23	431,480
		税 額	420	965,906	3	73	47	216,183
	計	所 得 金 額	43,560	1,249,069,539	243	395,918	2,334	61,494,951
		所 得 に 対 す る 税 額	43,560	364,330,010	243	92,881	2,334	13,445,860
		税 額	43,083	358,952,699	231	86,761	2,148	12,004,206
清算 確定 分	所 得 金 額	27	220,416	-	-	8	61,177	
	所 得 に 対 す る 税 額	27	65,586	-	-	8	13,373	
	税 額	26	65,614	-	-	7	13,266	
税 額 合 計		43,109	359,018,313	231	86,761	2,155	12,017,472	
無 申 告 加 算 税		170	9,520	9	287	8	261	
過 少 申 告 加 算 税		2,184	304,680	1	88	72	10,978	
重 加 算 税		894	654,632	-	-	12	3,723	
税 額 総 計		-	359,987,145	-	87,136	-	12,032,434	

調査対象 平成12年2月1日から平成13年1月31日までの間に終了した事業年度分の実績

調査時点 平成13年6月30日

人		外国法人		合計		区分		
公益法人等								
事業年度数	金額	事業年度数	金額	事業年度数	金額			
	千円		千円		千円			
758	2,021,247	1	74,079	53,096	506,015,872	平成8年度	税額合計	
784	2,307,442	2	8,788	53,112	428,551,664	9		
781	2,156,580	2	93,421	48,083	390,957,945	10		
776	2,055,118	1	258	45,516	355,088,405	11		
800	1,683,916	2	26,654	46,297	372,833,116	12		
806	7,454,830	3	91,778	46,567	1,274,184,384	所得金額	確定申告	法定事業年度分
806	1,640,119	3	26,461	46,567	372,776,568	所得に対する税額		
795	1,610,178	2	26,433	45,840	365,921,514	税額	修正申告	
35	122,182	1	738	3,503	17,366,423	所得金額		
36	30,530	1	221	3,530	5,916,876	税額	処理による増差税額のあるもの	
1	238,219	-	-	100	21,832,729	所得金額		
1	43,652	-	-	104	2,098,452	税額	処理による減差税額のあるもの	
3	1,222	-	-	337	5,483,397	所得金額		
10	444	-	-	480	1,182,606	税額	計	
811	7,814,009	3	92,516	46,951	1,318,866,933	所得金額		
811	1,713,857	3	26,682	46,951	379,609,290	所得に対する税額	税額	
800	1,683,916	2	26,654	46,264	372,754,236	税額		
-	-	-	-	35	281,593	所得金額	清算確定分	
-	-	-	-	35	78,959	所得に対する税額		
-	-	-	-	33	78,880	税額		
800	1,683,916	2	26,654	46,297	372,833,116	税額合計		
14	261	-	-	201	10,329	無申告加算税		
20	2,679	-	-	2,277	318,425	過少申告加算税		
3	528	-	-	909	658,883	重加算税		
-	1,687,384	-	26,654	-	373,820,753	税額総計		

用語の説明 1 「清算確定分」欄の所得金額とは、法人が解散した場合における残余財産の価額が解散時における資本金額等を超える場合、その超える金額をいう。

2 税額とは、所得・留保及び土地譲渡利益に対する税額から、所得税額、外国税額などの控除額を差し引いた税額をいう。

(2) 既往事業年度分の課税状況

区 分	内 国 法									
	普 通 法 人			人 格 の な い 社 団 等			協 同 組 合 等			
	事 業 年 度 数	所 得 金 額	税 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	税 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	税 額	
	千 円	千 円		千 円	千 円		千 円	千 円		
法 定 事 業 年 度 分	申 告 額	4,388	17,727,613	6,441,401	23	32,508	8,732	110	451,873	152,964
	処理による増差 税額のあるもの	52	2,530,646	907,264	-	-	-	6	11,937	3,531
	処理による減差 税額のあるもの	393	2,578,320	986,279	1	3,336	1,151	23	196,048	51,069
清 算 確 定 分	申 告 額	1	2453	664	-	-	-	-	-	-
	処理による増差 税額のあるもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	処理による減差 税額のあるもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無 申 告 加 算 税	77	-	3,663	12	-	329	-	-	-
	過 少 申 告 加 算 税	1,620	-	229,370	4	-	261	88	-	11,826
	重 加 算 税	2,532	-	1,668,295	-	-	-	27	-	8,735
	合 計	-	-	8,264,378	-	-	8,171	-	-	125,987

調査対象：平成12年1月31日以前に終了した事業年度分の実績

調査期間：平成12年7月1日から平成13年6月30日までの間に処理したもの

人			外 国 法 人			合 計			区 分	
公 益 法 人 等										
事 業 年 度 数	所 得 金 額	税 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	税 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	税 額		
	千 円	千 円		千 円	千 円		千 円	千 円		
60	131,777	34,196	2	130,266	47,781	4,583	18,474,037	6,685,074	申 告 額	法 定 事 業 年 度 分
-	-	-	-	-	-	58	2,542,583	910,795	処理による増差 税額のあるもの	
1	80	21	-	-	-	418	2,777,784	1,038,520	処理による減差 税額のあるもの	
-	-	-	-	-	-	1	2,453	664	申 告 額	清 算 確 定 分
-	-	-	-	-	-	-	-	-	処理による増差 税額のあるもの	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	処理による減差 税額のあるもの	
9	-	308	-	-	-	98	-	4,300	無 申 告 加 算 税	
19	-	2,501	2	-	4,892	1,733	-	248,850	過 少 申 告 加 算 税	
5	-	444	-	-	-	2,564	-	1,677,474	重 加 算 税	
-	-	37,428	-	-	52,673	-	-	8,488,637	合 計	

(3) 税務署別課税状況

署名	法定事業年度分					
	所得金額		所得に対する税額	税額		
	事業年度数	金額		事業年度数	金額	
		千円	千円	千円		
鳥取県計	取子	1,920	40,040,067	11,409,683	1,905	11,095,437
	倉吉	1,680	23,374,376	6,449,102	1,654	6,453,384
	鳥取	719	8,294,829	2,235,417	702	2,299,606
	鳥取県計	4,319	71,709,272	20,094,202	4,261	19,848,427
松山県計	江田	1,877	61,509,235	17,628,572	1,853	17,415,530
	出雲	746	9,913,865	2,701,448	738	2,722,477
	益田	1,158	25,346,870	7,232,496	1,145	7,252,805
	大田	498	6,584,019	1,834,729	497	1,869,427
	石見	269	3,812,467	1,043,134	264	1,046,134
	大東	467	5,288,941	1,474,779	464	1,486,577
	西郷	175	2,907,102	816,321	176	825,045
松山県計	5,190	115,362,499	32,731,479	5,137	32,617,995	
岡山県計	山西	2,366	125,188,382	36,699,059	2,309	37,000,397
	大寺	2,334	49,299,035	13,890,715	2,295	14,176,858
	児島	570	8,387,468	2,367,605	565	2,476,689
	倉敷	504	10,258,662	3,098,218	496	3,151,205
	玉島	1,841	49,570,790	14,209,230	1,812	13,329,499
	津島	456	9,544,057	2,680,146	446	2,838,117
	野山	1,195	20,313,969	5,727,125	1,187	6,072,873
	笠野	320	3,907,624	1,087,138	313	1,093,633
	高岡	515	23,981,387	7,426,561	500	7,630,880
	瀬見	299	5,408,726	1,572,960	291	1,613,874
	戸世	238	2,340,176	605,163	233	600,031
	久世	529	11,011,172	3,035,481	517	3,056,980
	岡山	357	3,371,975	921,656	348	932,895
	岡山県計	11,524	322,583,423	93,321,057	11,312	93,973,931
広島県計	東南	1,890	136,835,228	39,830,702	1,860	38,072,810
	西北	1,067	39,734,831	11,529,758	1,053	11,448,641
	北	2,804	106,510,517	30,823,470	2,764	30,378,951
	呉	1,660	21,789,698	6,230,008	1,650	6,354,564
	竹原	1,255	26,850,783	7,415,696	1,240	7,548,792
	三原	388	4,149,609	1,123,542	384	1,127,227
	尾道	546	11,465,504	3,151,726	542	3,225,531
	府中	977	13,627,193	3,751,031	961	3,862,354
	三庄	2,500	71,292,123	20,654,520	2,465	20,881,688
	西条	692	18,857,821	5,438,846	683	5,338,438
	市田	370	4,999,871	1,404,383	365	1,420,998
	日田	253	4,224,816	1,159,262	250	1,183,214
	吉田	711	28,073,670	8,260,723	709	9,197,491
	海田	1,109	18,081,545	5,131,265	1,095	5,180,885
	吉田	902	34,072,111	10,239,367	893	5,567,147
	広島県計	207	2,294,451	599,333	203	602,856
	広島県計	17,331	542,859,771	156,743,632	17,117	151,391,587
山口県計	関部	1,804	64,887,887	18,925,246	1,759	18,553,159
	山口	1,356	35,396,053	10,100,068	1,338	9,980,661
	萩	1,066	78,271,101	22,786,238	1,043	22,468,378
	徳防	338	5,655,160	1,506,545	333	1,483,377
	岩国	1,292	39,110,953	11,360,860	1,272	10,144,987
	光	576	9,568,712	2,605,915	572	2,644,876
	長門	830	12,924,948	3,862,820	821	3,914,486
	柳井	489	5,767,850	1,600,283	480	1,711,708
	厚狭	256	4,850,495	1,332,413	254	1,356,418
	山口	354	6,626,484	1,815,921	347	1,828,582
	山口	226	3,292,325	822,611	218	835,664
	山口県計	8,587	266,351,968	76,718,920	8,437	74,922,296
	全管計	46,951	1,318,866,933	379,609,290	46,264	372,754,236

(注) 「(1) 現事業年度分の課税状況」を署別に示したものである。

清算確定分		税額	税額合計	税額総計	署名	
所得金額						
事業年度数	金額	千円	千円	千円		
-	-	-	11,095,437	11,160,596	鳥米倉島 取子吉計	
1	584	158	6,453,542	6,471,877		
1	584	158	2,299,606	2,304,484		
2	2,566	127	19,848,585	19,936,957	松浜出益石大西島 江田雲田東郷計	
-	-	-	17,415,657	17,439,166		
-	-	-	2,722,477	2,728,594		
-	-	-	7,252,805	7,266,156		
-	-	-	1,869,427	1,872,452		
-	-	-	1,046,134	1,049,550		
-	-	-	1,486,577	1,489,060		
-	-	-	825,045	825,366		
2	2,566	127	32,618,122	32,670,344		
5	16,384	4,419	37,004,816	37,033,286		岡山山 東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	14,176,858	14,203,771		
-	-	-	2,476,689	2,481,185		
-	-	-	3,151,205	3,159,876		
2	19,600	4,864	13,334,363	13,378,289		
-	-	-	2,838,117	2,848,103		
-	-	-	6,072,873	6,090,805		
-	-	-	1,093,633	1,100,186		
1	63	12	7,630,892	7,642,941		
-	-	-	1,613,874	1,640,841		
-	-	-	600,031	602,060		
-	-	-	3,056,980	3,089,205		
-	-	-	932,895	933,770		
8	36,047	9,295	93,983,226	94,204,318		
1	40	10	38,072,820	38,137,408	広島島 東南西北 原原道山中次原条市田計	
2	168,357	48,940	11,497,581	11,532,733		
2	1,367	369	30,379,320	30,466,977		
2	5,376	1,456	6,356,020	6,399,506		
1	14,791	4,480	7,553,272	7,582,995		
-	-	-	1,127,227	1,136,876		
-	-	-	3,225,531	3,242,926		
-	-	-	3,862,354	3,895,779		
5	10,286	2,756	20,884,444	20,930,811		
1	756	204	5,338,642	5,355,421		
-	-	-	1,420,998	1,431,041		
-	-	-	1,183,214	1,188,876		
1	770	207	9,197,698	9,211,530		
1	2,180	1,147	5,182,032	5,192,202		
2	166	44	5,567,191	5,595,824		
-	-	-	602,856	604,912		
18	204,089	59,613	151,451,200	151,905,817		
2	22,061	5,704	18,558,863	18,588,986		下宇山 萩 山府国 門井狭計
2	905	277	9,980,938	10,011,664		
-	-	-	22,468,378	22,484,876		
-	-	-	1,483,377	1,485,839		
-	-	-	10,144,987	10,174,140		
2	15,341	3,472	2,648,348	2,675,064		
-	-	-	3,914,486	3,935,343		
-	-	-	1,711,708	1,714,648		
-	-	-	1,356,418	1,360,311		
-	-	234	1,828,816	1,831,805		
-	-	-	835,664	840,641		
6	38,307	9,687	74,931,983	75,103,317		
35	281,593	78,880	372,833,116	373,820,753	全管計	

4 - 2 法 人 数

(1) 法人数等

区 分		法人数	所 得 金 額			
			利 益		欠 損	
			事業年度数	金 額	事業年度数	金 額
内 国 法 人	普 会 社 等	144,045	41,808	千円 1,198,337,065	103,500	千円 663,643,033
	通 企 業 組 合	146	16	162,139	133	833,742
	法 相 互 会 社	-	-	-	-	-
	人 医 療 法 人	2,566	1,736	50,570,335	840	5,883,585
	小 計	146,757	43,560	1,249,069,539	104,473	670,360,360
	人 格 の な い 社 団 等	508	243	395,918	276	1,282,108
	協 農 業 協 同 組 合 会	314	180	17,850,145	149	4,373,266
	同 及 び 同 連 合 会	44	25	1,959,946	19	223,297
	法 中 小 企 業 協 同 組 合	1,543	861	4,246,607	714	7,357,077
	組 (企 業 組 合 を 除 く 。)	330	175	1,024,558	157	797,224
	合 漁 業 会 、 漁 業 生 産 組 合 、	384	159	1,334,788	226	194,616
	等 森 林 組 合 及 び 同 連 合 会	1,795	934	35,078,907	886	13,743,434
	小 計	4,410	2,334	61,494,951	2,151	26,688,914
公 益 法 人 等	1,562	811	7,814,009	754	4,182,103	
外 国 法 人 等	11	3	92,516	8	68,244	
合 計	153,248	46,951	1,318,866,933	107,662	702,581,729	

調査対象 平成12年2月1日から平成13年1月31日までの間に終了した事業年度分について、平成13年6月30日までに申告又は処理（更正・決定等）をしたもの。

（注） この表には、清算中の法人は含まれていない。

(2) 税務署別法人数

署名	内 国 法 人									外国法人	合計
	普 通 法 人					人格のない 社団等	協同組合 等	公益法人 等			
	会社等	企業組合	相互会社	医療法人	小計						
鳥取県	4,082	6	-	92	4,180	19	237	74	-	4,510	
米子	4,230	4	-	116	4,350	10	164	53	1	4,578	
倉吉	1,841	5	-	54	1,900	11	108	24	-	2,043	
鳥取県計	10,153	15	-	262	10,430	40	509	151	1	11,131	
松江市	4,352	4	-	86	4,442	16	257	121	-	4,836	
浜田	1,837	3	-	28	1,868	23	111	28	-	2,030	
出雲	2,655	1	-	80	2,736	13	123	40	-	2,912	
益田市	1,328	4	-	13	1,345	3	45	16	-	1,409	
石見大東	631	1	-	12	644	7	54	13	-	718	
大田郷	919	1	-	18	938	10	83	14	-	1,045	
西郷	331	-	-	2	333	2	42	9	-	386	
島根県計	12,053	14	-	239	12,306	74	715	241	-	13,336	
岡山市	7,773	1	-	125	7,899	36	253	100	1	8,289	
山西	7,657	2	-	106	7,765	11	171	41	-	7,988	
西大寺	1,751	1	-	30	1,782	6	44	7	-	1,839	
児島	1,930	1	-	38	1,969	1	61	23	-	2,054	
倉敷	6,446	6	-	125	6,577	9	118	43	1	6,748	
玉野	1,547	5	-	43	1,595	2	38	13	-	1,648	
津山	3,824	-	-	43	3,867	7	175	43	1	4,093	
笠岡	1,104	2	-	32	1,138	1	32	6	-	1,177	
高梁	1,836	1	-	34	1,871	3	76	17	-	1,967	
瀬戸	790	-	-	11	801	7	29	18	-	855	
久美	591	-	-	7	598	-	31	9	-	638	
岡山市計	38,021	21	-	656	38,698	92	1,137	344	3	40,274	
広島県	6,561	11	-	78	6,650	17	127	103	-	6,897	
広島市	3,727	8	-	52	3,787	13	77	28	-	3,905	
広島市	8,831	13	-	102	8,946	20	153	78	-	9,197	
広島市	6,099	4	-	93	6,196	22	96	23	-	6,337	
広島市	4,573	4	-	80	4,657	13	99	25	2	4,796	
竹原	1,324	6	-	33	1,363	4	29	14	-	1,410	
三ツ尾	1,931	4	-	31	1,966	3	46	16	-	2,031	
福山市	3,589	5	-	59	3,653	14	78	31	1	3,777	
福山市	9,299	9	-	110	9,418	14	177	79	-	9,688	
福山市	2,493	3	-	39	2,535	14	79	25	-	2,653	
福山市	1,051	1	-	22	1,074	6	34	8	-	1,122	
福山市	645	-	-	15	660	5	28	4	-	697	
福山市	2,371	1	-	57	2,429	4	49	17	-	2,499	
福山市	4,222	3	-	86	4,311	15	58	29	-	4,413	
福山市	3,223	2	-	55	3,280	4	35	11	1	3,331	
福山市	617	-	-	7	624	2	30	4	-	660	
広島県計	60,556	74	-	919	61,549	170	1,195	495	4	63,413	
下関市	5,571	3	-	93	5,667	17	173	68	1	5,926	
宇部	3,530	4	-	87	3,621	8	93	26	1	3,749	
萩	2,461	3	-	62	2,526	24	135	91	-	2,776	
萩	923	3	-	27	953	8	64	23	-	1,048	
徳防	3,481	-	-	61	3,542	18	94	45	1	3,700	
徳防	1,532	1	-	36	1,569	8	58	18	-	1,653	
光	2,400	3	-	60	2,463	17	66	19	-	2,565	
光	1,234	3	-	29	1,266	8	44	11	-	1,329	
長柳	623	2	-	13	638	8	47	13	-	706	
厚狭	849	-	-	11	860	5	48	11	-	924	
山口県計	23,262	22	-	490	23,774	132	854	331	3	25,094	
全管計	144,045	146	-	2,566	146,757	508	4,410	1,562	11	153,248	

(注) 「(1) 法人数等」のうち法人数について署別に示したものである。

(3) 業種別、資本金階級別法人数等(その1)

業 種	法 人 数	利 益 計 上 法 人		欠 損 法 人	
		事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	欠 損 金 額
			千円		千円
食 料 品	3,394	856	34,897,666	2,565	12,686,254
製糸、紡績、ねん糸	80	13	22,339,711	67	216,312
織 物	206	47	1,560,400	160	614,908
二 ツ ト	40	8	55,696	32	193,102
染 色 整 理	92	28	1,010,897	66	618,031
その他の繊維工業	191	45	473,947	151	500,800
衣服その他の繊維製品	2,311	405	13,010,736	1,942	10,534,310
製 木 材、木 製 品	1,165	276	11,658,852	895	4,409,212
家 具、装 備 品	1,059	190	2,433,798	880	3,918,779
パルプ、紙、紙製品	358	138	5,147,955	226	1,425,016
新聞、出版、印刷	1,464	427	11,939,083	1,055	3,855,616
化 学 工 業	386	182	44,397,265	207	2,722,667
石 油 製 品	52	25	1,577,219	29	184,901
石 炭 製 品	8	2	2,035	6	108,338
造 ゴ ム 製 品	177	64	4,294,247	113	296,810
皮 革、皮 革 製 品	35	6	110,039	30	78,598
窯業、土石製品	1,326	455	20,324,391	883	11,241,226
鉄 鋼	574	143	5,536,950	442	2,438,790
非 鉄 金 属	114	40	3,920,012	75	27,998,847
金 属 製 品	2,226	579	24,837,650	1,668	9,390,326
機 械	2,407	647	19,275,131	1,781	18,576,386
業 産業用電気機械器具	775	282	26,781,516	496	4,153,952
民生用電気機械器具	263	108	17,756,862	160	583,659
通 信 機 械 器 具	75	26	3,285,763	50	126,758
運 送 用 機 械 器 具	1,546	412	34,745,019	1,147	31,571,883
理化学用機械器具	85	30	3,300,126	57	659,741
光 学 機 械 器 具	27	6	398,469	21	32,976
時 計、時 計 部 品	3	-	-	3	8,159
そ の 他	1,700	522	13,320,977	1,197	4,545,022
計	22,139	5,962	328,392,412	16,404	153,691,379

調査対象 平成12年2月1日から平成13年1月31日までの間に事業年度が終了した内国普通法人

調査時点 平成13年6月30日

資 本 金 階 級 別 法 人 数											
100万円 未 満	100万円 以 上	200万円 以 上	500万円 以 上	1000万円 以 上	2000万円 以 上	5000万円 以 上	1億円 以 上	5億円 以 上	10億円 以 上	50億円 以 上	100億円 以 上
22	18	1,227	502	1,168	320	97	34	1	5	-	-
-	-	26	9	29	6	4	4	-	-	-	2
3	1	57	33	85	21	6	-	-	-	-	-
-	-	14	7	15	4	-	-	-	-	-	-
-	-	29	9	37	10	5	2	-	-	-	-
-	-	73	21	73	17	6	1	-	-	-	-
2	11	932	268	890	162	34	10	1	1	-	-
5	7	391	217	395	111	29	9	-	-	1	-
3	2	458	185	324	66	18	2	1	-	-	-
-	1	107	50	132	44	16	4	1	3	-	-
5	-	615	173	519	115	26	10	1	-	-	-
1	1	58	31	170	51	26	24	4	14	1	5
-	-	8	2	23	10	6	2	-	-	1	-
-	-	1	-	4	3	-	-	-	-	-	-
-	-	65	15	62	21	5	8	-	1	-	-
-	-	13	5	12	2	3	-	-	-	-	-
4	-	353	182	464	225	63	26	4	3	1	1
2	1	221	90	168	55	23	11	1	2	-	-
-	-	49	7	35	11	5	6	-	-	-	1
2	2	935	346	682	188	43	24	1	1	2	-
2	2	853	352	866	233	58	25	5	9	1	1
-	-	275	83	289	75	25	25	2	1	-	-
-	-	65	33	95	42	7	18	1	1	1	-
-	-	27	8	32	5	1	1	-	1	-	-
1	1	664	218	446	119	52	34	1	9	-	1
-	-	23	15	31	13	1	1	-	-	1	-
-	-	11	3	10	3	-	-	-	-	-	-
-	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-
5	-	753	240	536	121	29	15	1	-	-	-
57	47	8,305	3,104	7,593	2,053	588	296	25	51	9	11

(3) 業種別、資本金階級別法人数等(その2)

業 種		法 人 数	利 益 計 上 法 人		欠 損 法 人	
			事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	欠 損 金 額
				千円		千円
卸 売 業	飲 食 料 品	3,049	938	19,092,493	2,147	9,290,351
	織 維 品	1,014	244	6,708,481	777	19,143,496
	建 築 材 料	2,537	807	10,529,863	1,758	6,774,513
	家具、建具、じゅう器	419	97	16,060,363	327	1,928,897
	医 薬 品 、 化 粧 品	442	141	9,733,073	311	1,314,169
	機 械 器 具	3,154	1,106	36,565,955	2,083	13,398,099
	鉱 物 、 金 属 材 料	611	226	4,771,940	392	2,790,447
	貿 易	277	78	1,507,684	203	1,133,430
	そ の 他	2,721	1,015	20,904,084	1,731	6,796,095
計		14,224	4,652	125,873,936	9,729	62,569,497
小 売 業	飲 食 料 品	5,972	1,113	11,132,387	4,918	12,175,520
	織 物	742	104	1,192,842	644	1,575,541
	衣 服 、 身 回 り 品	2,849	453	69,293,625	2,416	7,738,264
	家具、建具、じゅう器	3,067	570	4,113,031	2,526	6,319,451
	医 薬 品 、 化 粧 品	2,209	759	7,327,297	1,463	2,787,122
	百 貨 店	310	73	8,771,769	243	13,933,371
	趣 味 、 娯 楽 用 品	1,252	251	1,679,859	1,008	4,031,194
そ の 他	8,735	2,582	30,359,409	6,214	21,637,648	
計		25,136	5,905	133,870,219	19,432	70,198,111
建 設 業	総 合 建 設	15,933	6,397	109,728,573	9,702	36,225,838
	職 別 建 設	14,328	3,778	43,595,137	10,641	29,863,352
	計	30,261	10,175	153,323,710	20,343	66,089,190
運 輸 通 信 公 益 事 業	鉄 道	13	3	387,932	10	314,152
	道 路 旅 客 運 送	656	189	4,894,676	471	15,445,244
	道 路 貨 物 運 送	3,182	1,051	22,575,775	2,161	6,958,235
	水 運	937	198	7,359,674	751	6,368,727
	倉 庫	199	87	2,062,500	114	699,091
	放 送	93	35	28,807,743	59	7,084,013
	電 気 供 給	7	4	60,747,128	3	25,261
	ガ ス 供 給	35	24	2,675,632	11	474,171
	その他の運輸、運輸 附帯サービス、水道	606	232	4,753,808	384	1,161,174
計	5,728	1,823	134,264,868	3,964	38,530,068	

資 本 金 階 級 別 法 人 数											
100万円 未 満	100万円 以 上	200万円 以 上	500万円 以 上	1000万円 以 上	2000万円 以 上	5000万円 以 上	1億円 以 上	5億円 以 上	10億円 以 上	50億円 以 上	100億円 以 上
9	8	981	390	1,235	321	80	24	1	-	-	-
2	2	251	113	513	102	20	9	-	2	-	-
2	5	807	348	1,086	232	39	17	1	-	-	-
-	-	125	41	196	51	4	-	2	-	-	-
-	2	179	40	186	24	4	3	2	2	-	-
3	3	860	284	1,465	334	100	93	5	7	-	-
-	-	150	50	298	87	17	9	-	-	-	-
-	-	107	18	115	26	6	4	1	-	-	-
2	6	832	336	1,185	293	54	12	1	-	-	-
18	26	4,292	1,620	6,279	1,470	324	171	13	11	-	-
43	26	3,499	972	1,175	194	38	24	-	1	-	-
2	4	319	137	246	30	4	-	-	-	-	-
14	5	1,444	472	776	119	12	4	-	2	-	1
10	7	1,574	460	897	99	12	6	1	-	-	1
10	3	1,365	376	391	51	9	4	-	-	-	-
1	2	93	43	86	35	18	24	1	5	1	1
4	1	580	190	412	53	11	1	-	-	-	-
31	14	4,186	1,376	2,526	483	100	14	3	1	1	-
115	62	13,060	4,026	6,509	1,064	204	77	5	9	2	3
9	8	5,923	2,761	3,615	3,261	286	59	7	3	1	-
18	7	7,831	2,196	3,228	957	72	17	-	2	-	-
27	15	13,754	4,957	6,843	4,218	358	76	7	5	1	-
-	-	2	1	2	1	-	5	2	-	-	-
1	1	242	94	206	71	19	17	2	2	-	1
5	4	1,076	574	1,184	279	46	11	-	2	-	1
1	4	236	160	348	138	29	16	4	1	-	-
-	-	57	16	75	30	17	3	-	1	-	-
-	1	19	1	11	7	6	30	6	9	2	1
-	-	-	-	2	1	-	-	1	1	1	1
-	-	7	4	8	3	4	8	-	1	-	-
1	1	174	71	253	66	29	7	3	1	-	-
8	11	1,813	921	2,089	596	150	97	18	18	3	4

(3) 業種別、資本金階級別法人数等(その3)

業 種		法 人 数	利 益 計 上 法 人		欠 損 法 人	
			事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	欠 損 金 額
サ ー ビ ス 業	対個人サービス	3,728	967	10,783,945	2,787	13,420,418
	対事業所サービス	5,432	1,859	37,501,435	3,622	12,210,645
	映 画	88	21	166,635	68	299,398
	娯 楽	1,561	456	26,825,197	1,120	26,861,858
	その他のサービス業	11,107	4,565	94,001,366	6,632	24,582,923
	自 動 車 修 理	2,458	757	3,494,400	1,714	2,855,857
	そ の 他 の 修 理	1,076	290	2,805,458	793	1,565,877
	計	25,450	8,915	175,578,436	16,736	81,796,976
料 理 飲 食 旅 館 業	料理、飲食店	5,217	839	7,235,265	4,417	12,194,250
	旅 館	1,437	214	1,848,894	1,233	11,284,962
	計	6,654	1,053	9,084,159	5,650	23,479,212
農 林 水 産 業	農 林	961	206	4,166,028	760	3,224,123
	漁業、水産養殖	343	53	635,474	292	2,137,973
	計	1,304	259	4,801,502	1,052	5,362,096
鉱 業	金 属 ・ 石 炭	13	3	153,266	10	15,422
	原 油 、 天 然 ガ ス	-	-	-	-	-
	非 金 属	381	146	4,285,869	240	1,229,611
	計	394	149	4,439,135	250	1,245,033
金 融 保 險 業	銀 行 、 信 託	32	26	99,471,759	8	945,891
	そ の 他 の 金 融	498	151	6,613,313	360	117,379,699
	証 券 、 商 品 取 引	68	18	8,904,174	50	132,729
	保 険 、 保 険 サ ー ビ ス	1,143	465	1,650,706	689	921,451
	計	1,741	660	116,639,952	1,107	119,379,770
不 動 産 業	13,364	3,896	30,421,049	9,549	47,287,905	
そ の 他 の 産 業	362	111	32,380,161	257	731,123	
合 計	146,757	43,560	1,249,069,539	104,473	670,360,360	

資 本 金 階 級 別 法 人 数											
100万円 未 満	100万円 以 上	200万円 以 上	500万円 以 上	1000万円 以 上	2000万円 以 上	5000万円 以 上	1億円 以 上	5億円 以 上	10億円 以 上	50億円 以 上	100億円 以 上
23	8	2,183	559	728	170	42	14	-	1	-	-
31	15	2,576	566	1,796	300	86	51	4	7	-	-
-	-	37	6	32	9	3	1	-	-	-	-
3	1	480	237	516	179	77	49	8	9	1	1
66	26	4,648	1,798	3,448	849	196	62	6	7	1	-
3	2	1,362	436	568	70	15	2	-	-	-	-
1	-	663	128	235	40	6	3	-	-	-	-
127	52	11,949	3,730	7,323	1,617	425	182	18	24	2	1
9	10	3,162	866	931	180	42	13	3	1	-	-
2	3	553	272	365	133	50	49	4	5	1	-
11	13	3,715	1,138	1,296	313	92	62	7	6	1	-
32	27	458	190	146	68	29	9	2	-	-	-
2	2	165	88	54	23	6	3	-	-	-	-
34	29	623	278	200	91	35	12	2	-	-	-
-	-	1	1	6	2	1	2	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	2	101	64	135	60	15	3	-	-	-	-
1	2	102	65	141	62	16	5	-	-	-	-
1	-	1	-	20	-	-	-	-	-	5	5
-	-	174	55	176	65	14	11	1	-	1	1
-	-	25	5	18	7	4	6	1	2	-	-
16	1	763	65	254	22	7	15	-	-	-	-
17	1	963	125	468	94	25	32	2	2	6	6
104	50	6,954	1,898	3,335	706	177	121	10	6	2	1
33	2	148	43	86	32	11	4	2	-	-	1
552	310	65,678	21,905	42,162	12,316	2,405	1,135	109	132	26	27

(4) 県別業種別、資本金階級別法人数等(その1)

県	業種	法人数	利益計上法人		欠損法人	
			事業年度数	所得金額	事業年度数	欠損金額
			千円		千円	
鳥取県	製造業	1,496	489	21,075,592	1,023	5,451,814
	卸売業	973	402	6,504,363	580	2,167,376
	小売業	1,940	558	4,800,032	1,396	3,945,202
	建設業	2,294	1,155	13,803,268	1,160	4,719,324
	運輸通信公益事業	312	123	2,806,039	190	779,774
	サービス業	1,770	739	10,088,160	1,041	3,290,697
	料理飲食旅館業	578	101	504,792	482	2,045,131
	農林水産業	155	38	203,260	118	790,582
	鉱業	33	12	116,928	21	41,233
	金融保険業	120	60	4,153,303	61	83,105
不動産業	728	275	1,481,028	455	745,981	
その他の産業	31	9	58,944	22	26,075	
合計		10,430	3,961	65,595,709	6,549	24,086,294
島根県	製造業	1,828	586	23,905,993	1,261	4,911,129
	卸売業	1,037	417	7,392,675	628	3,127,590
	小売業	2,550	763	7,099,622	1,810	5,947,151
	建設業	2,577	1,223	25,311,906	1,378	4,945,764
	運輸通信公益事業	404	155	2,465,445	253	813,797
	サービス業	1,987	852	14,101,778	1,156	3,767,300
	料理飲食旅館業	709	145	621,030	567	1,904,896
	農林水産業	237	50	924,569	188	934,752
	鉱業	75	34	684,601	43	66,195
	金融保険業	145	87	22,492,098	59	69,658
不動産業	704	283	1,829,236	425	875,932	
その他の産業	53	22	302,835	32	217,026	
合計		12,306	4,617	107,131,788	7,800	27,581,190
岡山県	製造業	6,362	1,639	96,283,649	4,805	24,674,553
	卸売業	3,517	1,047	25,152,116	2,508	9,961,595
	小売業	6,590	1,401	18,964,512	5,245	18,323,029
	建設業	8,204	2,679	32,616,236	5,605	16,842,637
	運輸通信公益事業	1,535	425	13,534,151	1,126	19,085,055
	サービス業	6,550	2,128	45,255,366	4,473	19,802,817
	料理飲食旅館業	1,647	229	3,719,563	1,427	5,297,252
	農林水産業	267	44	2,053,597	224	669,384
	鉱業	118	46	1,699,328	73	219,672
	金融保険業	465	167	28,675,030	307	16,636,990
不動産業	3,346	893	7,296,792	2,477	12,985,886	
その他の産業	97	28	30,070,767	71	70,729	
合計		38,698	10,726	305,321,107	28,341	144,569,599

調査対象 平成12年2月1日から平成13年1月31日までの間に事業年度が終了した内国普通法人

調査時点 平成13年6月30日

資 本 金 階 級 別 法 人 数											
100万円 未 満	100万円 以 上	200万円 以 上	500万円 以 上	1000万円 以 上	2000万円 以 上	5000万円 以 上	1億円 以 上	5億円 以 上	10億円 以 上	50億円 以 上	100億円 以 上
5	2	591	258	393	163	53	23	1	6	1	-
-	1	331	161	337	105	24	14	-	-	-	-
12	5	1,067	370	371	88	18	8	-	1	-	-
-	2	907	497	418	431	34	5	-	-	-	-
1	-	128	62	85	22	3	11	-	-	-	-
3	2	831	445	364	81	26	14	2	2	-	-
2	-	336	117	81	29	7	6	-	-	-	-
1	1	89	26	22	11	3	2	-	-	-	-
-	-	11	7	7	3	2	3	-	-	-	-
-	-	74	12	23	4	2	3	1	-	1	-
10	4	402	104	149	41	6	11	1	-	-	-
-	1	20	3	3	4	-	-	-	-	-	-
34	18	4,787	2,062	2,253	982	178	100	5	9	2	-
13	6	683	395	453	190	64	23	-	1	-	-
5	2	355	224	311	99	22	16	3	-	-	-
17	9	1,351	571	448	122	21	8	-	3	-	-
3	2	1,009	622	402	499	34	6	-	-	-	-
1	3	175	81	95	32	7	8	1	1	-	-
7	4	954	429	420	118	28	23	1	3	-	-
4	1	359	185	98	35	17	10	-	-	-	-
4	6	98	59	39	18	9	3	1	-	-	-
-	-	25	21	18	10	1	-	-	-	-	-
3	-	77	20	32	8	1	2	-	-	1	1
11	2	390	127	98	48	14	13	1	-	-	-
4	-	23	7	13	4	1	1	-	-	-	-
72	35	5,499	2,741	2,427	1,183	219	113	7	8	-	1
9	14	2,367	847	2,302	590	149	66	8	8	-	2
6	5	1,056	372	1,602	368	70	36	2	-	-	-
29	16	3,413	1,021	1,788	263	44	10	3	3	-	-
5	2	3,718	1,202	1,860	1,263	135	15	1	2	1	-
3	1	407	282	595	172	34	31	3	7	-	-
49	19	3,012	954	2,002	359	104	39	1	9	1	1
1	4	926	253	326	93	17	21	3	3	-	-
11	5	135	58	34	17	4	3	-	-	-	-
1	1	25	16	50	20	4	1	-	-	-	-
3	-	269	19	134	22	7	8	1	-	1	1
21	11	1,650	534	875	173	51	26	3	1	1	-
12	-	40	7	27	7	2	-	1	-	-	1
150	78	17,018	5,565	11,595	3,347	621	256	26	33	4	5

(4) 県別業種別、資本金階級別法人数等(その2)

県	業種	法人数	利益計上法人		欠損法人	
			事業年度数	所得金額	事業年度数	欠損金額
広島県	製造業	9,761	2,459	128,082,367	7,387	92,588,668
	卸売業	6,198	1,891	65,922,727	4,381	38,416,706
	小売業	9,753	2,074	34,290,575	7,738	32,309,049
	建設業	11,506	3,057	53,228,588	8,530	27,786,163
	運輸通信公益事業	2,507	745	107,368,507	1,786	14,015,847
	サービス業	11,033	3,548	72,533,122	7,560	36,731,993
	料理飲食旅館業	2,685	386	2,485,649	2,321	9,816,041
	農林水産業	460	100	1,481,785	362	1,503,988
	鉱業	97	30	1,370,427	68	449,347
	金融保険業	718	233	31,999,468	496	102,254,115
不動産業	6,697	1,819	16,326,668	4,912	26,286,335	
その他の産業	134	34	1,810,466	103	379,805	
合計		61,549	16,376	516,900,349	45,644	382,538,057
山口県	製造業	2,692	789	59,044,811	1,928	26,065,215
	卸売業	2,499	895	20,902,055	1,632	8,896,230
	小売業	4,303	1,109	68,715,478	3,243	9,673,680
	建設業	5,680	2,061	28,363,712	3,670	11,795,302
	運輸通信公益事業	970	375	8,090,726	609	3,835,595
	サービス業	4,110	1,648	33,600,010	2,506	18,204,169
	料理飲食旅館業	1,035	192	1,753,125	853	4,415,892
	農林水産業	185	27	138,291	160	1,463,390
	鉱業	71	27	567,851	45	468,586
	金融保険業	293	113	29,320,053	184	335,902
不動産業	1,889	626	3,487,325	1,280	6,393,771	
その他の産業	47	18	137,149	29	37,488	
合計		23,774	7,880	254,120,586	16,139	91,585,220
局計	製造業	22,139	5,962	328,392,412	16,404	153,691,379
	卸売業	14,224	4,652	125,873,936	9,729	62,569,497
	小売業	25,136	5,905	133,870,219	19,432	70,198,111
	建設業	30,261	10,175	153,323,710	20,343	66,089,190
	運輸通信公益事業	5,728	1,823	134,264,868	3,964	38,530,068
	サービス業	25,450	8,915	175,578,436	16,736	81,796,976
	料理飲食旅館業	6,654	1,053	9,084,159	5,650	23,479,212
	農林水産業	1,304	259	4,801,502	1,052	5,362,096
	鉱業	394	149	4,439,135	250	1,245,033
	金融保険業	1,741	660	116,639,952	1,107	119,379,770
不動産業	13,364	3,896	30,421,049	9,549	47,287,905	
その他の産業	362	111	32,380,161	257	731,123	
合計		146,757	43,560	1,249,069,539	104,473	670,360,360

資 本 金 階 級 別 法 人 数											
100万円 未満	100万円 以上	200万円 以上	500万円 以上	1000万円 以上	2000万円 以上	5000万円 以上	1億円 以上	5億円 以上	10億円 以上	50億円 以上	100億円 以上
22	18	3,686	1,236	3,578	815	239	123	10	25	4	5
2	11	1,741	566	2,979	650	158	75	5	11	-	-
40	21	4,976	1,343	2,820	410	96	41	1	1	1	3
13	5	5,520	1,667	2,905	1,255	100	35	3	3	-	-
2	5	818	350	960	248	73	29	8	7	3	4
41	19	5,255	1,163	3,442	823	193	76	11	10	-	-
3	2	1,575	393	549	107	30	20	3	2	1	-
14	11	211	90	83	33	15	3	-	-	-	-
-	1	26	10	39	18	3	-	-	-	-	-
9	-	379	44	216	38	10	15	-	2	2	3
42	22	3,552	848	1,747	337	79	59	4	5	1	1
14	1	50	18	30	12	6	3	-	-	-	-
202	116	27,789	7,728	19,348	4,746	1,002	479	45	66	12	16
8	7	978	368	867	295	83	61	6	11	4	4
5	7	809	297	1,050	248	50	30	3	-	-	-
17	11	2,253	721	1,082	181	25	10	1	1	1	-
6	4	2,600	969	1,258	770	55	15	3	-	-	-
1	2	285	146	354	122	33	18	6	3	-	-
27	8	1,897	739	1,095	236	74	30	3	-	1	-
1	6	519	190	242	49	21	5	1	1	-	-
4	6	90	45	22	12	4	1	1	-	-	-
-	-	15	11	27	11	6	1	-	-	-	-
2	1	164	30	63	22	5	4	-	-	1	1
20	11	960	285	466	107	27	12	1	-	-	-
3	-	15	8	13	5	2	-	1	-	-	-
94	63	10,585	3,809	6,539	2,058	385	187	26	16	7	5
57	47	8,305	3,104	7,593	2,053	588	296	25	51	9	11
18	26	4,292	1,620	6,279	1,470	324	171	13	11	-	-
115	62	13,060	4,026	6,509	1,064	204	77	5	9	2	3
27	15	13,754	4,957	6,843	4,218	358	76	7	5	1	-
8	11	1,813	921	2,089	596	150	97	18	18	3	4
127	52	11,949	3,730	7,323	1,617	425	182	18	24	2	1
11	13	3,715	1,138	1,296	313	92	62	7	6	1	-
34	29	623	278	200	91	35	12	2	-	-	-
1	2	102	65	141	62	16	5	-	-	-	-
17	1	963	125	468	94	25	32	2	2	6	6
104	50	6,954	1,898	3,335	706	177	121	10	6	2	1
33	2	148	43	86	32	11	4	2	-	-	1
552	310	65,678	21,905	42,162	12,316	2,405	1,135	109	132	26	27

(5) 税務署別、資本金階級別法人数等

署名	法人数	利益計上法人		欠損法人		
		事業年度数	所得金額	事業年度数	欠損金額	
			千円	千円		
鳥取県	取子	4,180	1,749	36,762,331	2,464	8,567,628
	米倉	4,350	1,559	21,658,192	2,828	12,192,517
	倉吉	1,900	653	7,175,186	1,257	3,326,149
	計	10,430	3,961	65,595,709	6,549	24,086,294
松山県	江田	4,442	1,652	56,316,131	2,828	11,491,387
	出雲	1,868	651	9,078,648	1,237	3,774,766
	大田	2,736	1,055	24,503,679	1,714	6,034,888
	石見	1,345	460	6,264,243	891	2,836,422
	大東	644	229	3,274,053	418	1,156,894
	西郷	938	419	4,896,181	527	1,742,773
	根計	333	151	2,798,853	185	544,060
計	12,306	4,617	107,131,788	7,800	27,581,190	
岡山県	山	7,899	2,162	121,724,125	5,812	45,133,921
	山	7,765	2,225	45,652,140	5,649	21,270,500
	大	1,782	543	8,226,078	1,265	3,407,136
	児島	1,969	462	9,987,931	1,524	6,435,292
	倉敷	6,577	1,752	47,505,986	4,859	36,066,328
	玉野	1,595	427	8,613,350	1,186	4,338,340
	津山	3,867	1,092	19,434,106	2,809	8,947,245
	笠岡	1,138	299	3,811,813	846	2,647,269
	高梁	1,871	472	21,693,882	1,418	6,949,991
	瀬戸	801	269	4,614,053	538	1,441,846
	新見	598	214	1,958,483	387	1,349,553
	久米	1,994	485	9,235,148	1,527	4,923,828
	世計	842	324	2,864,012	521	1,658,350
	計	38,698	10,726	305,321,107	28,341	144,569,599
広島県	島	6,650	1,766	128,091,423	4,943	38,400,061
	島	3,787	1,001	37,542,791	2,808	12,634,329
	島	8,946	2,659	104,154,255	6,362	140,656,388
	北	6,196	1,605	21,394,600	4,620	13,609,911
	呉	4,657	1,194	22,485,296	3,498	12,584,201
	原	1,363	360	3,928,566	1,008	4,756,025
	三原	1,966	509	9,835,601	1,472	5,220,266
	尾道	3,653	911	13,009,305	2,767	10,103,147
	福山	9,418	2,368	69,325,042	7,128	51,733,312
	三ツ庄	2,535	630	17,691,886	1,920	35,510,250
	西条	1,074	344	4,839,190	731	1,904,187
	廿日市	660	234	3,590,778	428	822,815
	海田	2,429	674	27,964,609	1,774	30,571,613
	吉田	4,311	1,055	17,225,048	3,295	11,719,101
計	3,280	871	33,948,299	2,457	10,887,679	
計	624	195	1,873,660	433	1,424,772	
計	61,549	16,376	516,900,349	45,644	382,538,057	
山口県	下	5,667	1,682	63,468,225	4,052	23,835,524
	宇	3,621	1,291	34,422,668	2,360	20,240,556
	山	2,526	917	72,942,720	1,637	7,938,816
	萩	953	287	4,590,301	676	6,155,165
	徳	3,542	1,202	38,281,654	2,381	10,508,313
	防	1,569	528	9,469,778	1,062	5,061,087
	岩	2,463	773	12,365,712	1,708	8,797,883
	光	1,266	459	5,729,167	820	2,262,290
	長	638	214	4,196,595	428	1,564,977
	柳	860	329	5,495,027	540	1,904,202
	厚	669	198	3,158,739	475	3,316,407
	山	669	198	3,158,739	475	3,316,407
	口	669	198	3,158,739	475	3,316,407
	計	23,774	7,880	254,120,586	16,139	91,585,220
全管計	146,757	43,560	1,249,069,539	104,473	670,360,360	

(注) 「(1) 法人数等」のうち内国普通法人について署別に示したものである。

資 本 金 階 級 別 法 人 数												署 名
100万円 未 満	100万円 以 上	200万円 以 上	500万円 以 上	1000万円 以 上	2000万円 以 上	5000万円 以 上	1億円 以 上	5億円 以 上	10億円 以 上	50億円 以 上	100億円 以 上	
6	6	1,750	820	1,019	466	61	46	1	3	2	-	鳥取 取子
19	5	2,066	853	898	378	85	38	3	5	-	-	米倉 吉計
9	7	971	389	336	138	32	16	1	1	-	-	倉島 計
34	18	4,787	2,062	2,253	982	178	100	5	9	2	-	鳥取 計
18	4	2,229	844	872	362	52	52	4	3	1	1	松浜 江田
21	13	750	416	384	216	48	19	-	1	-	-	浜出 雲田
4	4	1,119	730	529	275	54	20	1	-	-	-	益石 大田
23	13	546	286	304	136	23	10	1	3	-	-	大西 東郷
1	-	285	172	113	58	13	1	-	1	-	-	石大 計
2	1	439	203	171	97	18	6	1	-	-	-	大西 東郷
3	-	131	90	54	39	11	5	-	-	-	-	大西 東郷
72	35	5,499	2,741	2,427	1,183	219	113	7	8	1	1	島根 計
26	11	3,312	957	2,646	706	152	71	6	8	2	2	岡山 山西
26	8	3,457	1,007	2,389	675	139	49	6	9	-	-	西寺 島敷
11	4	819	279	456	156	39	15	2	1	-	-	倉島 敷島
9	6	915	255	604	152	17	7	-	4	-	-	玉津 山野
20	12	3,214	868	1,853	476	76	46	3	6	-	-	高瀬 久戸
6	5	659	225	528	140	24	6	1	1	-	-	新久 計
14	11	1,547	738	1,040	415	81	16	4	-	1	-	久戸 計
5	5	551	152	314	82	13	14	1	-	1	-	久戸 計
6	3	769	288	608	155	23	14	2	3	-	-	久戸 計
10	5	298	152	224	88	17	7	-	-	-	-	久戸 計
2	1	231	108	187	63	6	-	-	-	-	-	久戸 計
12	2	904	362	531	149	24	8	1	1	-	-	久戸 計
3	5	342	174	215	90	10	3	-	-	-	-	久戸 計
150	78	17,018	5,565	11,595	3,347	621	256	26	33	4	5	岡山 計
15	4	2,903	681	2,357	457	132	82	8	6	1	4	広島 島田
23	19	1,602	459	1,274	302	63	35	4	5	-	1	島田 計
25	23	3,485	916	3,346	829	179	108	7	22	3	3	島田 計
16	12	3,188	854	1,648	383	59	27	4	2	1	2	島田 計
16	2	2,126	667	1,396	352	64	29	3	1	1	-	島田 計
7	3	616	159	422	127	23	5	1	-	-	-	島田 計
4	2	954	288	512	155	27	16	3	4	1	-	島田 計
17	5	1,712	494	1,050	289	60	19	3	4	-	-	島田 計
30	18	4,121	1,153	3,131	722	167	55	8	7	3	3	島田 計
13	7	1,065	314	894	189	31	14	1	5	1	1	島田 計
6	3	475	220	227	121	19	3	-	-	-	-	島田 計
4	1	275	116	175	72	12	5	-	-	-	-	島田 計
7	3	1,194	318	643	201	36	23	1	3	-	-	島田 計
11	10	2,142	576	1,212	264	64	26	1	3	1	1	島田 計
4	2	1,640	418	914	209	58	30	-	4	-	-	島田 計
4	2	291	95	147	74	8	2	1	-	-	-	島田 計
202	116	27,789	7,728	19,348	4,746	1,002	479	45	66	12	16	島田 計
28	14	2,665	889	1,478	446	100	40	1	3	2	1	下宇 関部
18	6	1,679	580	934	303	51	33	8	6	1	2	山萩 萩
22	19	1,093	447	643	221	46	31	2	2	-	-	山萩 萩
6	6	464	202	170	79	19	7	-	-	-	-	山萩 萩
5	2	1,521	435	1,142	324	63	33	9	5	1	2	徳防 山府
4	6	606	251	512	148	27	14	-	-	1	-	岩光 国
3	4	1,101	384	728	190	36	14	2	-	1	-	岩光 国
4	2	581	166	368	130	11	2	2	-	-	-	岩光 国
2	1	262	153	147	64	8	1	-	-	-	-	岩光 国
-	-	329	167	257	88	12	6	1	-	-	-	岩光 国
2	3	284	135	160	65	12	6	1	-	1	-	岩光 国
94	63	10,585	3,809	6,539	2,058	385	187	26	16	7	5	山口 計
552	310	65,678	21,905	42,162	12,316	2,405	1,135	109	132	26	27	全管 計

(6) 決算期別、資本金階級別法人数等

決 算 期	法 人 数	利 益 計 上 法 人		欠 損 法 人		
		事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	欠 損 金 額	
年 1 回 決 算 の も の	2 月	9,060	2,320	48,384,161	6,740	34,026,292
	3 月	28,869	9,562	680,813,781	19,307	171,368,893
	4 月	10,337	2,792	37,817,142	7,545	24,031,626
	5 月	12,492	3,769	57,393,398	8,723	48,728,496
	6 月	14,817	4,414	65,932,196	10,403	34,023,198
	7 月	11,389	3,358	41,947,700	8,031	28,018,178
	8 月	13,220	3,705	101,324,562	9,515	29,310,313
	9 月	15,587	4,575	65,851,389	11,012	43,864,128
	10 月	6,008	1,633	19,436,013	4,375	21,522,062
	11 月	3,726	1,072	18,619,582	2,654	7,463,148
	12 月	15,018	4,626	84,691,280	10,392	51,566,477
	1 月	4,961	1,309	18,805,514	3,652	15,977,047
	計	145,484	43,135	1,241,016,718	102,349	509,899,858
年 2 回 決 算 の も の	2 ・ 8 月	154	48	467,585	260	9,991,505
	3 ・ 9 月	289	120	4,845,827	459	27,028,465
	4 ・ 10 月	168	34	302,595	303	5,627,095
	5 ・ 11 月	165	45	551,609	285	2,791,159
	6 ・ 12 月	283	114	1,210,909	452	5,042,566
	7 ・ 1 月	214	64	674,296	365	109,979,712
	計	1,273	425	8,052,821	2,124	160,460,502
合 計	146,757	43,560	1,249,069,539	104,473	670,360,360	

調査対象 平成12年2月1日から平成13年1月31日までの間に事業年度が終了した内国普通法人

調査時点 平成13年6月30日

(注) 年1回決算の法人数欄には、事業年度月数が7か月以上のものを揚げ、年2回決算法人数欄には、事業年度月数が6か月以下のものを揚げた。

資 本 金 階 級 別 法 人 数											
100万円 未 満	100万円 以 上	200万円 以 上	500万円 以 上	1000万円 以 上	2000万円 以 上	5000万円 以 上	1億円 以 上	5億円 以 上	10億円 以 上	50億円 以 上	100億円 以 上
24	22	4,394	1,370	2,478	586	103	62	7	10	3	1
205	93	11,194	3,628	8,957	3,022	936	625	69	95	20	25
20	16	5,141	1,751	2,639	661	84	21	2	2	-	-
26	15	5,749	2,043	3,435	1,034	147	33	5	5	-	-
34	19	6,557	2,335	4,317	1,309	190	48	4	4	-	-
20	13	5,311	1,850	3,183	872	105	32	2	1	-	-
30	25	6,086	2,182	3,849	888	122	32	4	2	-	-
44	30	6,852	2,285	4,698	1,380	228	68	1	-	1	-
14	11	3,010	921	1,566	409	54	20	2	1	-	-
16	4	1,759	455	1,115	308	48	19	-	2	-	-
96	50	6,949	2,243	3,961	1,312	262	131	10	2	2	-
14	9	2,157	691	1,592	397	77	19	-	5	-	-
543	307	65,159	21,754	41,790	12,178	2,356	1,110	106	129	26	26
-	-	59	24	52	14	2	2	-	1	-	-
-	-	117	30	76	33	12	17	2	2	-	-
1	1	83	17	49	11	6	-	-	-	-	-
1	-	68	20	51	15	9	1	-	-	-	-
5	2	105	39	78	40	10	3	1	-	-	-
2	-	87	21	66	25	10	2	-	-	-	1
9	3	519	151	372	138	49	25	3	3	-	1
552	310	65,678	21,905	42,162	12,316	2,405	1,135	109	132	26	27

5 相 続 税

統計表を見るに当たって

この章は、平成12年中に相続又は遺贈により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成13年10月31日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について、平成11年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

1 用語の説明

- (1) 加算贈与財産価額 相続人に相続開始前3年以内に被相続人から贈与された財産がある場合、相続税の課税価格に加算されるその贈与された財産の価額をいう。
- (2) 2割加算額 相続人の中に被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者がいる場合、その相続人の相続税額に加算されるその相続税額の20%に相当する金額をいう。
- (3) 納税猶予 相続人が農地等を相続して継続して農業を営む場合には、相続税額から農業投資価格に基づき計算された相続税額を差し引いた残額が、20年間納付を猶予される。

2 相続税の主な控除

- (1) 税額控除
 イ 贈与税額控除 相続税額から控除される金額。
 加算贈与財産価額がある場合、その贈与を受けた財産に対し課税された贈与税の金額が相続税額から控除される。
- ロ 配偶者の税額軽減 配偶者の租税負担を軽減するためのもので、課税価格の合計額の配偶者の法定相続分相当額(その金額より1億6,000万円の方が大きい場合は1億6,000万円)と配偶者の課税価格(実際取得額)とのうち、いずれか少ない金額に対応する税額が、配偶者の相続税額から控除される。
- ハ 未成年者控除 未成年者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が満20歳未満の法定相続人である場合に、その相続人が満20歳になるまでの年数1年につき6万円の割で計算した金額が相続税額から控除される。
- ニ 障害者控除 障害者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が障害者でかつ法定相続人である場合に、その障害者が70歳になるまでの年数1年につき6万円(特別障害者の場合には12万円)の割で計算した金額が、相続税額から控除される。
- ホ 相次相続控除 被相続人が、今回の相続開始前10年以内に開始した相続により相続税を納付している場合に、前回算出された相続税額に一定の割合を乗じて算出された金額が、相続税額から控除される。
- (2) 遺産に係る基礎控除 5,000万円と、1,000万円に法定相続人数を乗じて算出した金額との合計額が控除される。

相 続 税 の 税 率

	800万円以下の金額	10%
800万円を超え	1,600万円以下の金額	15%
1,600万円を超え	3,000万円以下の金額	20%
3,000万円を超え	5,000万円以下の金額	25%
5,000万円を超え	1億円以下の金額	30%
1億円を超え	2億円以下の金額	40%
2億円を超え	4億円以下の金額	50%
4億円を超え	20億円以下の金額	60%
	20億円を超える金額	70%

5 - 1 課 税 状 況

(1) 課税状況

区 分	相 続 人 の 数	金 額
	人	千円
取 得 財 産 価 額	8,132	581,549,183
債 務 控 除 額	3,931	41,090,516
加 算 贈 与 財 産 価 額	932	2,434,438
課 税 価 格	実 8,164	542,889,572
相 続 税 額	算 出 税 額	7,922 75,048,014
	2 割 加 算 額	363 345,803
	計	実 7,922 75,393,817
税 額 控 除 等	贈 与 税 者	278 124,354
	配 偶 者	1,577 24,605,665
	未 成 年 者	127 32,329
	障 害 者	106 99,158
	相 次 相 続	328 552,240
	外 国 税 額	-
	計	実 2,272 25,413,745
差 引 税 額	実 6,890	49,983,451
納 税 猶 予 額	368	6,091,461
納 付 税 額	実 6,763	43,891,990
災 害 減 免 法 に よ る 免 除 税 額	-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額	2,796	233,960,000

調査対象 平成12年中に相続又は遺贈により財産を取得した者についての申告又は処理（更正、決定等）による課税事績

調査時点 平成13年10月31日

（注）1 「相続人の数」欄の「実」は、実人員である。

2 「遺産に係る基礎控除額」欄の人数は、被相続人の数である。

(2) 課税状況の累年比較

区 分	課 税 価 格		相 続 税 額	税 額 控 除	納 付 税 額		被 相 続 人 の 数
	相 続 人 の 数	金 額			相 続 人 の 数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人
平 成 8 年 分	7,834	553,023,393	85,818,176	27,960,761	6,553	49,478,186	2,570
9	7,945	555,798,379	85,135,481	27,242,563	6,709	49,288,740	2,657
10	7,811	522,971,566	75,944,500	23,604,299	6,811	45,111,951	2,583
11	8,264	555,528,350	78,840,794	25,107,416	6,874	46,794,801	2,836
12	8,164	542,889,572	75,393,817	25,413,745	6,763	43,891,990	2,796

（注）「(1)課税状況」を累年比較したものである。「相続人の数」欄の「実」は、実人員である。

(3) 加算税の状況

区 分	過 少 申 告 加 算 税		無 申 告 加 算 税		重 加 算 税	
	相 続 人 の 数	金 額	相 続 人 の 数	金 額	相 続 人 の 数	金 額
	人	千円	人	千円	人	千円
本 年 分	159	40,727	62	10,021	15	27,825
過 年 分	1,602	274,666	101	35,311	290	392,569
合 計	1,761	315,392	163	45,332	305	420,394

調査対象 本年分 平成12年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成13年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税実績

過年分 平成11年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成12年10月1日から平成13年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税実績を平成10年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者については、平成12年7月1日から平成13年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税実績

(4) 申告及び処理状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相 続 人 の 数	金 額	相 続 人 の 数	金 額	
		人	千円	人	千円	人
本 年 分	申 告 額	8,164	540,516,454	6,746	43,418,631	2,796
	修正申告による増差額	230	2,843,694	407	575,732	150
	更正による増差額	4	5,344	4	1,181	1
	更正等による減差額	66	488,480	93	104,761	45
	決 定 額	1	12,560	1	1,207	1
	計	実 8,164	542,889,572	実 6,763	43,891,990	実 2,796
過 年 分	申 告 額	89	5,063,987	76	329,897	42
	修正申告による増差額	1,414	20,267,898	2,047	4,213,513	771
	更正による増差額	11	159,228	19	63,548	8
	更正等による減差額	187	3,059,646	237	1,575,071	112
	決 定 額	3	48,946	3	559	2
	計	実 96	22,480,413	実 232	3,032,446	実 42
合 計	申 告 額	8,253	545,580,441	6,822	43,748,528	2,838
	修正申告による増差額	1,644	23,111,592	2,454	4,789,246	921
	更正による増差額	15	164,572	23	64,728	9
	更正等による減差額	253	3,548,126	330	1,679,832	157
	決 定 額	4	61,506	4	1,766	3
	計	実 8,260	565,369,985	実 6,995	46,924,436	実 2,838

調査対象 「(3)加算税の状況」と同じである。

(注) 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 税務署別課税状況(本年分)

署名	課税価格		納付税額		被相続人の数	
	人員	金額	人員	金額		
	人	千円	人	千円	人	
鳥米倉鳥	取子	198	14,681,230	171	1,310,938	67
	吉	193	12,028,256	160	908,453	68
	計	133	6,612,114	114	445,505	37
	取 県	524	33,321,600	445	2,664,896	172
松浜出益石大西島	江田	174	11,032,860	126	730,566	71
	雲	54	2,868,334	42	104,005	19
	田	113	6,395,372	84	240,557	41
	東	50	2,486,473	42	101,578	15
	郷	18	1,053,373	15	21,300	×
	計	27	1,480,492	22	91,541	8
	見 大	5	238,013	3	5,574	×
	根 県	441	25,554,917	334	1,295,120	164
岡 山 県	西山	456	33,139,335	403	3,438,133	151
	大	577	36,280,856	445	2,627,183	206
	敷島	133	7,201,070	108	375,510	46
	敷島	90	5,156,671	72	317,542	35
	山	499	36,268,850	393	2,134,097	180
	野	177	9,847,637	128	475,843	55
	岡	121	8,868,144	101	587,826	47
	梁	57	3,602,176	53	250,400	23
	見	79	5,192,195	67	406,091	29
	戸	27	1,823,516	24	108,833	9
	世	19	1,266,361	16	45,729	8
	計	73	4,657,852	56	277,121	25
	山 県	28	1,690,755	25	128,564	8
	山 県	2,336	154,995,418	1,891	11,172,873	822
広 島 県	東南	255	19,886,969	236	3,348,609	84
	西北	242	20,106,649	219	2,980,046	77
	北	344	24,108,864	300	2,471,042	118
	計	389	32,726,277	316	3,150,520	135
	原	230	14,255,050	208	1,425,397	76
	原	53	3,283,840	47	320,563	18
	道	94	6,776,954	82	634,941	35
	山	139	8,584,309	116	547,991	49
	中	575	37,347,653	450	2,492,673	194
	次	164	11,416,374	123	590,245	61
	原	25	1,513,233	22	52,146	11
	条	30	1,835,695	24	143,225	11
	市	137	8,827,762	108	550,356	51
	田	309	22,912,769	265	2,211,031	104
田	333	19,309,440	280	1,342,445	110	
日 県	28	1,586,804	22	121,451	12	
日 県	3,347	234,478,642	2,818	22,382,679	1,146	
下 山 萩 徳防岩 光 長柳厚山	関	239	17,465,927	205	1,494,455	75
	部	195	13,542,376	155	1,056,925	63
	口	257	14,432,310	217	813,409	83
	萩	46	3,122,987	39	225,989	15
	山	286	16,344,842	241	909,362	87
	府	127	8,424,805	102	483,910	47
	国	206	12,672,776	180	911,850	69
	光	86	3,879,508	72	187,666	23
	門	24	1,524,986	23	71,617	11
	井	24	1,400,969	20	106,824	10
	狭	26	1,727,509	21	114,417	9
	計	1,516	94,538,995	1,275	6,376,422	492
	全 管 計	8,164	542,889,572	6,763	43,891,990	2,796

(注) 「(1)課税状況」を署別に示したものである。

5 - 2 相続財産種類別・階級別状況

(1) 相続財産種類別状況

財 産 等 の 種 類	被 相 続 人 の 数	取 得 財 産 価 額	
	人	千円	
土 地	田 (耕作権及び永小作権を含む)	1,095	60,577,462
	畑 (耕作権及び永小作権を含む)	1,191	30,181,960
	宅地 (借地権を含む)	2,619	215,166,958
	山林	954	3,044,835
	その他の土地	806	22,871,784
	計	2,676	331,842,999
家 屋、構 築 物	2,538	25,720,470	
事 業 (農業) 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	491	902,613
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	124	375,037
	売 掛 金	131	435,503
	その他の財産	250	1,681,527
	計	649	3,394,680
有 証 価 券	特定同族会社の株式及び出資	655	17,912,698
	同上以外の株式及び出資	1,805	24,158,302
	公 債 及 び 社 債	513	8,758,127
	投資・貸付信託受益証券	490	6,694,904
	計	2,130	57,524,032
現 金 ・ 預 貯 金 等	2,778	100,693,223	
家 庭 用 財 産	2,043	1,072,029	
そ の 他 の 財 産	生命保険金等	587	25,180,915
	退職金及び功労金等	279	8,922,695
	立 替 金	246	355,205
	その他	2,314	24,503,859
	計	2,424	58,962,674
合 計	2,796	579,210,107	
債 務	借 入 金	2,347	35,118,512
	葬 式 費	2,739	5,982,576
	合 計	2,778	41,101,088
差 引 純 資 産 価 額	2,796	538,109,019	
加 算 贈 与 財 産 価 額	444	2,410,969	
課 税 価 格	2,796	540,516,454	

調査対象 平成12年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成13年10月31日までに提出された「申告書(修正申告を除く。)」に基づいて作成した。

(注) 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 相続財産価格階級別状況

課税価格階級	被相続人の数	課 税 価 格	左のうち加算贈与 財 産 価 額	納 付 税 額	法定相続人数
	人	千円	千円	千円	人
1 億 円 以下	581	48,343,816	121,352	591,371	1,423
1 億 円 超	1,381	194,352,128	809,383	7,068,861	4,791
2 億 円 超	459	110,843,565	453,464	8,144,429	1,749
3 億 円 超	262	98,846,613	450,931	11,152,262	1,004
5 億 円 超	73	43,063,080	421,401	6,437,522	289
7 億 円 超	22	17,473,221	103,322	2,966,170	87
10 億 円 超	15	19,938,224	32,416	4,481,289	60
20 億 円 超	3	7,655,807	18,700	2,576,728	10
合 計	2,796	540,516,454	2,410,969	43,418,631	9,413

調査対象 平成12年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成13年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(3) 法定相続人員別被相続人の数

区 分	法 定 相 続 人 員 別 被 相 続 人 数											
	0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1 億 円 以下	4	91	198	216	72	-	-	-	-	-	-	-
1 億 円 超	2	70	239	459	364	147	55	28	7	7	3	-
2 億 円 超	-	15	42	165	129	57	26	12	5	6	2	-
3 億 円 超	-	5	25	90	80	37	14	6	3	-	-	2
5 億 円 超	-	-	9	16	28	11	7	2	-	-	-	-
7 億 円 超	-	-	1	6	8	7	-	-	-	-	-	-
10 億 円 超	-	-	3	4	2	3	2	1	-	-	-	-
20 億 円 超	-	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-
合 計	6	181	518	956	685	262	104	49	15	13	5	2

(注) この表は、「(2)相続財産価格階級別状況」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

6 贈 与 税

統計表を見るに当たって

この章は、平成12年中に財産の贈与を受けた者のうち、贈与税額がある者（贈与税の配偶者控除及び住宅取得資金の贈与の特例を受けたことにより贈与税額がなくなった者を含む）について、平成13年6月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について平成11年分以前に財産の贈与を受けた者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

1 用語の説明

(1) 住宅取得資金の贈与 父母又は祖父母から、自己の居住の用に供する住宅の取得資金の贈与を受けた場合、一定の要件のもとで、1,500万円までの部分について、5分5乗方式により贈与税額を計算する。

(2) 納 税 猶 予 贈与者の法定相続人かつ農業の後継者が贈与を受けた農地等の価格に対応する贈与税額は、一定の要件の下に納税が猶予される。

2 贈与税の主な控除

(1) 配 偶 者 控 除 婚姻期間が20年以上である配偶者から、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与を受けた場合で、贈与を受けた年の翌年の3月15日までにその居住用不動産を自己の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるときに、2,000万円と居住用不動産の価額とのいずれか少ない金額が、当該贈与による取得財産価額から控除される。

なお、この配偶者控除は、同一の配偶者からは一生に一度しか適用を受けることができない。

(2) 基 礎 控 除 1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から60万円が控除される。

贈 与 税 の 税 率

	150万円以下の金額	10%
150万円を超え	200万円以下の金額	15%
200万円を超え	250万円以下の金額	20%
250万円を超え	350万円以下の金額	25%
350万円を超え	450万円以下の金額	30%
450万円を超え	600万円以下の金額	35%
600万円を超え	800万円以下の金額	40%
800万円を超え	1,000万円以下の金額	45%
1,000万円を超え	1,500万円以下の金額	50%
1,500万円を超え	2,500万円以下の金額	55%
2,500万円を超え	4,000万円以下の金額	60%
4,000万円を超え	1億円以下の金額	65%
	1億円を超える金額	70%

6 - 1 課 税 状 況

(1) 課税状況

区 分	人 員	金 額
	人	千円
取得財産価額（本年分）	19,472	52,096,869
配偶者控除額	1,254	14,785,494
基礎控除額	19,472	11,683,200
基礎控除後の課税価格	18,351	25,624,685
贈与税額	16,204	3,363,621
外国税額控除	-	-
差引納付税額	16,204	3,363,580
納税猶予額	66	160,988
納付税額	16,146	3,202,592
災害減税法による免除税額	-	-
住宅取得資金の贈与額	2,414	8,377,624

調査対象 平成12年中に贈与により財産を取得した者についての申告又は処理（更正、決定等）による課税実績

調査時点 平成13年6月30日

（注）1 取得財産価額が100万円以下のものについては標本調査により推計した。

2 「人員」欄の「実」は、実人員である。

(2) 課税状況の累年比較

区 分	取得財産価額		納付税額	
	人 員	金 額	人 員	金 額
	人	千円	人	千円
平成8年分	23,544	60,306,950	20,234	4,278,206
9	22,261	57,327,829	19,292	4,029,988
10	21,282	56,574,254	18,548	4,673,095
11	21,791	57,825,910	18,535	3,493,912
12	19,472	52,096,869	16,146	3,202,592

（注）「(1)課税状況」を累年比較したものである。

(3) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重加算税	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
	人	千円	人	千円	人	千円
本年分	26	650	142	3,858	-	-
過年分	30	2,786	259	16,061	-	-
合計	56	3,436	401	19,919	-	-

調査対象 本年分 平成12年中に贈与により財産を取得した者について、平成13年6月30日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税実績

過年分 平成11年以前に贈与により財産を取得した者について、平成12年7月1日から平成13年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税実績

(4) 申告及び処理状況

区 分		取 得 財 産 価 額		納 付 税 額	
		人 員	金 額	人 員	金 額
本 年 分	申 告 額	19,477	52,059,605	16,147	3,193,935
	修正申告による増差額	77	68,831	95	13,337
	更正による増差額	-	-	-	-
	更正等による減差額	21	31,567	22	4,680
	決 定 額	-	-	-	-
	計	実 19,472	52,096,869	実 16,146	3,202,592
過 年 分	申 告 額	666	2,004,892	421	219,206
	修正申告による増差額	57	181,510	63	76,545
	更正による増差額	-	-	-	-
	更正等による減差額	52	198,956	52	27,417
	決 定 額	-	-	-	-
	計	実 646	1,987,446	実 396	268,334
合 計	申 告 額	20,143	54,064,497	16,568	3,413,141
	修正申告による増差額	134	250,341	158	89,882
	更正による増差額	-	-	-	-
	更正等による減差額	73	230,523	74	32,097
	決 定 額	-	-	-	-
	計	実 20,118	54,084,315	実 16,542	3,470,926

調査対象 「本年分」平成12年中に財産の贈与を受けた者について、平成13年6月30日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績

「過年分」平成11年以前に贈与を受けた者について、平成12年7月1日から平成13年6月30日までの間の申告又は処理による課税事績

(注) 1 本年分の「申告額」欄は、全数調査と取得財産価額が100万円以下のものについての標本調査による推計値の合計額である。

2 「人員」欄の「実」は実人員を示す。

(5) 税務署別課税状況

署名	人員	署名	人員
	人		人
鳥取県計	1,313	広島県計	8,007
鳥取	524	広島	425
米子	577	尾道	452
倉吉	212	福山	483
		中府	94
		三原	521
		庄原	262
		西条	376
		廿日市	222
		海田	102
		吉田	106
		山口県計	105
		全管計	19,472
岡山県計	5,657		
岡山	1,081		
山西	1,336		
児島	298		
倉敷	269		
玉島	1,002		
津山	314		
玉野	465		
笠岡	150		
高梁	251		
新見	94		
瀬戸	37		
久世	237		
	123		

(注) 「(1)課税状況」の取得財産価額(本年分)欄の人員を署別に示したものである。

6 - 2 贈与財産種類別・階級別状況

(1) 贈与財産価額階級別状況

取得財産価額階級	人 員	取得財産価額	納 付 税 額
	人	千円	千円
100万円以下	7,009	5,358,506	115,232
100万円超	4,953	7,472,162	417,545
200万円超	5,098	14,224,668	794,196
400万円超	1,029	5,347,659	654,496
700万円超	432	3,762,040	397,459
1,000万円超	742	10,946,921	398,300
2,000万円超	201	4,316,352	184,006
3,000万円超	9	351,143	84,381
5,000万円超	4	280,153	148,319
合 計	19,477	52,059,605	3,193,935

調査対象 平成12年中に贈与により財産を取得した者について、平成13年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注） 取得財産価額が100万円以下のものについては標本調査に基づく推計値である。

(2) 贈与財産種類別状況

財 産 等 の 種 類	人 員	取得財産価額	
	人	千円	
土 地	田（耕作権及び永小作権を含む）	575	1,361,703
	畑（耕作権及び永小作権を含む）	374	377,870
	宅地（借地権を含む）	5,397	20,102,130
	山	348	264,557
	その他の土地	318	480,710
	計	実 6,345	22,586,969
家 屋、構 築 物	2,242	4,199,802	
事 業 (農業) 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	1	3,210
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	2	2,960
	売 掛 金	-	-
	その他の財産	34	44,689
計	実 36	50,859	
有 価 証 券	株 式 及 び 出 資 債 券	3,683	6,206,239
	公 債 及 び 社 債	7	13,600
	投 資 ・ 貸 付 信 託 受 益 証 券	4	4,226
	計	実 3,691	6,224,065
現 金、預 貯 金 等	8,237	17,714,149	
家 庭 用 財 産	-	-	
そ の 他	生 命 保 険 金 等	382	784,853
	立 寄 金 等	10	6,560
	その他の	309	492,348
	計	実 701	1,283,761
合 計	実 19,477	52,059,605	

調査対象 平成12年中に贈与により財産を取得した者について、平成13年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注） 1 取得財産価額が100万円以下のものについては標本調査により推計した。

2 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

第 編 間 接 国 税

7	消	費	税
8	酒		税
9	たばこ税及びたばこ特別		税
10	印	紙	税
11	揮発油税及び地方道路		税
12	石	油	税
13	石	油	税
14	航空機燃料		税
15	電源開発促進		税

7 消 費 税

統計表を見るに当たって

この章は、平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間に終了した課税期間に係る消費税の課税事績を示したものである。

消費税の概要

1 納税義務者

国内取引...課税資産の譲渡等を行う事業者
輸入取引...課税貨物を保税地域から引き取る者

2 課税標準

国内取引...課税資産の譲渡等の対価の額
輸入取引...保税地域からの引取価格

3 税額の計算

国内取引...納付税額 = 課税期間中の課税売上高 × 4 % - 課税期間中の課税仕入高 × 4 %
輸入取引...納付税額 = 保税地域からの引取価格 × 4 %

(注)平成9年3月31日までの取引及び税率に関する経過措置の適用があるものについては、3 %

4 申告及び納付

国内取引...課税期間(個人事業者 = 暦年・法人 = 事業年度)の終了後2か月以内に確定申告書を提出し、納付する。

(注)個人事業者の申告・納付期限は、翌年の3月31日までとなっている。

輸入取引...課税貨物を保税地域から引き取る時まで、輸入申告書を提出し、納付する。

5 免税取引及び非課税取引(国内取引分)

(1)輸出取引は免税とされている。

(2)非課税取引

消費税の性格上、課税することになじまないもの

土地の譲渡及び貸付、公社債や株式の譲渡、利子、保険料、保証料、郵便切手、印紙等の譲渡、商品券の譲渡、国等の行政手数料等など
社会政策的な配慮に基づくもの

社会保険医療等、介護保険法に基づく居宅サービス等、社会福祉事業法に規定する社会福祉事業等、身体障害者用物品の譲渡等、学校教育法に規定する学校の授業料、入学検定料、住宅家賃など

6 事業者の納税事務負担を軽減するための措置等(国内取引分)

(1)納税義務の免除

基準期間の課税売上高が3,000万円以下の事業者は、納税義務が免除される。

なお、これらの事業者が、課税事業者選択届出書を提出した場合には、消費税の納税義務者となる。

(注)基準期間のない法人のうち、その事業年度開始の日における資本又は出資の金額が1,000万円以上の法人については、納税義務は免除されない。

(2)簡易課税制度

基準期間の課税売上高が2億円以下の事業者は、選択により、課税売上高だけから納付税額を計算できる簡易課税制度の適用を受けることができる。

納付税額 = 課税期間の課税売上高 × 4 % × (1 - みなし仕入率)

* みなし仕入率

第1種事業(卸売業)	90%
第2種事業(小売業)	80%
第3種事業(製造業等)	70%
第4種事業(その他の事業)	60%
第5種事業(サービス業等)	50%

(1) 課税状況

区 分	個人事業者		法人		合計					
	件数	税額	件数	税額	件数	税額				
	件	千円	件	千円	件	千円				
平成8年度	納税申告計	36,197	11,828,463	95,595	292,325,524	131,792	304,153,987			
	還付申告及び処理	680	581,190	2,285	18,160,544	2,965	18,741,734			
平成9年度	納税申告計	33,913	14,771,154	95,221	359,624,901	129,124	374,396,056			
	還付申告及び処理	703	565,008	2,652	25,387,787	3,355	25,952,795			
平成10年度	納税申告計	32,881	16,599,231	97,270	398,904,050	130,151	415,503,281			
	還付申告及び処理	604	560,339	2,749	23,538,109	3,353	24,098,448			
平成11年度	納税申告計	31,287	15,518,665	96,886	409,413,658	128,173	424,932,323			
	還付申告及び処理	535	456,737	2,680	24,066,320	3,215	24,523,057			
平成12年度	納税申告計	27,551	14,070,047	93,983	401,123,139	121,534	415,193,186			
	還付申告及び処理	562	577,065	2,826	22,999,313	3,388	23,576,378			
現年分	一般申告及び処理	10,714	5,113,772	48,184	356,214,592	58,898	361,328,364			
	簡易申告及び処理	16,837	8,956,275	45,799	44,908,547	62,636	53,864,822			
	納税申告計	27,551	14,070,047	93,983	401,123,139	121,534	415,193,186			
既往年分の 申告及び処理	還付申告及び処理	562	577,065	2,826	22,999,313	3,388	23,576,378			
	増差税額のあるもの	3,144	680,282	5,696	1,962,653	8,840	2,642,935			
	減差税額のあるもの	260	47,289	699	924,008	959	971,297			
差引計	算	税								
		実	28,882	14,125,975	実	98,015	379,162,471	実	126,897	398,288,446
			2,521	149,325	5,048	355,604	7,569	504,930		

調査期間 「現年分」は、平成12年4月1日から平成13年3月31日までに終了した課税期間について、平成13年6月30日現在の申告（国・地方公共団体等については、平成13年9月30日までの申告を含む）又は処理（更正・決定等）による課税事績を「申告書及び決議書」に基づいて作成した。

「既往年分」は、平成12年3月31日以前に終了した課税期間について、平成12年7月1日から平成13年6月30日までの間の申告（平成12年7月1日から同年9月30日までの間の国・地方公共団体等に係る申告を除く）又は処理による課税事績を「申告書及び決議書」に基づいて作成した。

- (注) 1 税関分は含まない。
2 件数欄の「実」は、実件数を示す。

(2) 課税事業者等届出件数

課税事業者届出書	課税事業者選択届出書	新設法人に該当する旨の届出書	合計
件	件	件	件
124,878	3,488	849	129,215

調査期間 平成12年度末（平成13年3月31日現在）の届出件数を示している。

- (注) 納税義務者でなくなった旨の届出書又は課税事業者選択不適用届出書を提出した者は含まない。

(3) 税務署別課税状況(その1 個人事業者)

区分 署名	納 税 申 告						還付申告及び処理		
	一般申告及び処理		簡易申告及び処理		小 計		件 数	税 額	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額			
件	千円	件	千円	件	千円	件	千円		
鳥取県	取子	323	173,577	563	301,300	886	474,877	17	10,386
	倉吉	316	208,942	552	302,566	868	511,507	14	12,690
	米子	211	98,140	318	174,000	529	272,140	11	5,970
	計	850	480,659	1,433	777,866	2,283	1,258,524	42	29,046
松島郡	江田	290	143,471	596	303,575	886	447,046	13	10,042
	浜田	187	84,986	398	208,389	585	293,375	7	8,637
	出雲	261	130,727	588	303,311	849	434,039	15	9,813
	益田	121	57,093	210	104,992	331	162,085	2	1,523
	石見大東	88	53,516	234	129,680	322	183,196	4	1,317
	大田郷	117	61,958	256	128,835	373	190,793	5	7,661
	西郷	67	44,854	127	65,758	194	110,612	4	4,140
	計	1,131	576,605	2,409	1,244,540	3,540	1,821,146	50	43,133
岡山県	山本	292	133,343	516	310,243	808	443,586	15	7,907
	山西	355	148,005	492	261,620	847	409,625	21	19,127
	大寺	162	63,070	202	93,685	364	156,755	4	1,447
	児島	149	110,384	191	98,011	340	208,395	6	1,914
	倉敷	448	175,094	541	277,136	989	452,230	12	9,620
	玉島	177	84,551	248	119,086	425	203,637	7	4,391
	津野	278	132,013	386	174,790	664	306,803	19	10,323
	玉野	109	43,320	113	51,691	222	95,011	3	820
	笠岡	207	93,440	270	141,295	477	234,735	10	6,360
	高梁	110	49,140	100	42,394	210	91,534	6	8,453
	瀬戸	50	21,959	64	30,843	114	52,802	1	71
	久世	175	77,679	209	99,630	384	177,309	4	1,571
	岡	88	44,306	135	56,176	223	100,482	1	2
	計	2,600	1,176,304	3,467	1,756,600	6,067	2,932,904	109	72,006
	広島県	島田	255	162,563	537	370,377	792	532,940	13
広南		197	80,955	338	234,880	535	315,835	11	6,524
広北		334	141,174	521	291,731	855	432,905	31	43,456
呉		452	185,261	513	250,783	965	436,044	26	36,967
竹原		355	165,404	602	334,964	957	500,368	23	35,452
三原		127	49,922	244	111,310	371	161,232	5	4,851
尾道		139	60,186	216	114,073	355	174,259	6	3,365
福山		258	95,689	374	188,841	632	284,530	14	2,644
府中		593	247,693	733	416,037	1,326	663,730	40	43,825
庄原		308	139,011	269	138,672	577	277,683	16	10,924
日田		74	32,589	148	68,959	222	101,548	4	2,642
吉田		85	28,011	103	45,935	188	73,946	8	11,567
海田		157	70,167	259	142,417	416	212,584	10	8,539
吉田		389	164,325	398	209,998	787	374,323	34	24,854
田原		241	95,519	293	154,411	534	249,930	15	48,315
計	4,050	1,751,516	5,659	3,129,557	9,709	4,881,073	257	312,019	
山口県	下関	356	151,160	555	279,059	911	430,219	31	49,176
	宇部	279	182,191	549	313,937	828	496,128	14	23,089
	山形	187	101,115	352	184,649	539	285,765	10	12,264
	萩	78	34,947	232	107,018	310	141,964	6	3,835
	徳防	277	155,619	566	310,979	843	466,598	15	14,069
	岩国	163	100,766	374	222,575	537	323,342	9	4,592
	光	276	152,698	410	223,812	686	376,510	6	2,954
	長門	149	65,972	249	121,093	398	187,064	3	651
	柳井	160	107,692	239	117,801	399	225,493	6	7,476
	厚狭	86	32,772	204	96,874	290	129,646	1	1,329
	山口	72	43,756	139	69,915	211	113,671	3	1,426
	計	2,083	1,128,688	3,869	2,047,712	5,952	3,176,400	104	120,861
全管計	10,714	5,113,772	16,837	8,956,275	27,551	14,070,047	562	577,065	

(注) 「(1)課税状況」、「(2)課税事業者(選択)届出件数」を署別に示したものである。

既往年分の申告及び処理		合 計		課税事業者(選択)届出件数			区分 署名
件 数	税 額	件 数	税 額	課 税 事 業 者 届 出	課 税 事 業 者 選 択 届 出	合 計	
件	千円	件	千円	件	件	件	
156	47,991	921	512,482	1,024	23	1,047	鳥取県
68	17,964	914	516,781	1,125	18	1,143	米子
54	7,752	551	273,922	579	11	590	倉吉
278	73,707	2,386	1,303,185	2,728	52	2,780	鳥取県計
103	20,065	924	457,069	978	12	990	松山
44	6,513	600	291,251	539	12	551	浜出
73	8,091	875	432,317	938	22	960	益田
23	7,643	341	168,205	339	5	344	石見大東
25	813	326	182,692	320	5	325	大田郷
34	1,670	383	184,802	361	8	369	西根
8	252	198	106,724	228	3	231	島根県計
310	45,047	3,647	1,823,060	3,703	67	3,770	
147	32,853	875	468,532	1,009	22	1,031	岡山
150	27,151	894	417,649	942	26	968	山
25	3,523	376	158,831	465	4	469	西大
51	14,632	360	221,113	381	3	384	児島
143	24,303	1,048	466,913	1,152	24	1,176	倉敷
50	8,275	447	207,521	524	11	535	玉島
83	49,558	707	346,038	744	21	765	津野
21	4,869	232	99,060	244	6	250	玉野
19	1,086	491	229,461	464	13	477	笠岡
28	7,525	223	90,606	244	1	245	高梁
5	1,353	116	54,084	120	1	121	新見
46	7,578	395	183,316	354	3	357	瀬戸
11	131	225	100,611	228	3	231	久世
779	182,837	6,389	3,043,735	6,871	138	7,009	岡山県計
106	28,242	832	533,206	870	37	907	広島
84	1,032	554	310,343	606	39	645	広島
103	15,960	912	405,409	802	42	844	広島
140	30,823	1,046	429,900	1,184	56	1,240	広島
148	19,224	995	484,140	1,084	30	1,114	広島
54	5,137	384	161,518	395	6	401	竹原
24	5,666	367	176,560	342	8	350	三原
71	17,283	669	299,169	649	10	659	尾道
200	59,289	1,441	679,194	1,592	43	1,635	福山
48	3,040	600	269,799	752	22	774	府中
19	1,482	228	100,388	323	5	328	三原
14	2,943	199	65,322	217	7	224	西条
57	9,502	440	213,547	500	24	524	日
115	8,679	841	358,148	1,154	45	1,199	廿日市
93	14,976	572	216,591	513	17	530	海田
10	1,647	199	87,451	213	7	220	吉田
1,286	221,631	10,279	4,790,685	11,196	398	11,594	広島県計
112	8,481	962	389,524	1,254	28	1,282	下関
100	15,837	863	488,876	848	9	857	宇山
46	2,956	553	276,457	520	9	529	山口
56	4,696	327	142,825	332	3	335	萩
140	18,382	883	470,911	1,012	17	1,029	徳山
99	11,536	556	330,286	560	8	568	防府
98	29,455	707	403,011	875	9	884	岩国
51	12,005	412	198,418	478	4	482	光
19	2,073	406	220,090	424	7	431	長門
22	3,417	296	131,734	276	4	280	柳井
8	933	216	113,178	218	8	226	厚狭
751	109,771	6,181	3,165,310	6,797	106	6,903	山口県計
3,404	632,993	28,882	14,125,975	31,295	761	32,056	全管計

(3) 税務署別課税状況(その2 法人)

区分 署名	納 税 申 告						還付申告及び処理			
	一般申告及び処理		簡易申告及び処理		小 計		件 数	税 額		
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額				
件	千円	件	千円	件	千円	件	千円			
鳥取県	取子	1,330	8,732,520	1,422	1,543,755	2,752	10,276,275	100	1,651,954	
	倉吉	1,492	8,363,244	1,320	1,376,366	2,812	9,739,610	105	609,355	
	米子	606	3,423,391	668	620,704	1,274	4,044,096	38	141,488	
	県計	3,428	20,519,155	3,410	3,540,825	6,838	24,059,981	243	2,402,797	
松江市	江田	1,474	11,262,478	1,475	1,501,471	2,949	12,763,949	77	455,859	
	出雲	649	3,155,341	635	666,060	1,284	3,821,401	43	144,570	
	益田	938	5,929,335	1,053	1,019,536	1,991	6,948,871	55	265,840	
	大田	440	2,225,782	458	466,677	898	2,692,459	20	144,429	
	石見	218	1,087,152	270	270,943	488	1,358,094	14	38,810	
	大東	332	1,709,979	380	370,992	712	2,080,971	28	127,735	
	西郷	133	830,377	145	159,573	278	989,950	8	25,922	
	根県計	4,184	26,200,444	4,416	4,455,252	8,600	30,655,695	245	1,203,165	
	岡山県	山	2,457	24,351,325	2,045	1,930,356	4,502	26,281,681	150	943,181
		山	2,657	16,153,596	2,090	1,882,359	4,747	18,035,955	141	399,580
大		607	3,562,737	522	488,189	1,129	4,050,926	28	313,924	
児島		663	3,613,576	618	579,283	1,281	4,192,859	26	72,848	
倉敷		2,198	13,978,212	2,080	1,944,005	4,278	15,922,217	110	470,357	
玉島		520	3,033,182	551	516,590	1,071	3,549,772	28	149,789	
津野		1,307	5,777,095	1,359	1,368,114	2,666	7,145,209	73	438,092	
玉野		373	2,018,895	334	318,327	707	2,337,222	15	70,938	
笠岡		635	3,999,010	629	616,970	1,264	4,615,980	37	586,163	
高梁		286	1,456,377	311	308,485	597	1,764,863	18	100,791	
新見		221	2,972,032	203	217,723	424	3,189,755	13	121,055	
瀬戸		680	3,295,608	655	644,177	1,335	3,939,784	26	199,895	
久世		303	1,232,026	284	287,518	587	1,519,544	11	63,461	
岡山県計		12,907	85,443,671	11,681	11,102,096	24,588	96,545,767	676	3,930,074	
広島県		東	2,099	36,132,080	1,785	1,799,176	3,884	37,931,257	156	2,981,595
		南	1,245	11,663,039	1,065	1,076,914	2,310	12,739,953	73	121,502
	西	3,240	30,921,219	2,454	2,447,416	5,694	33,368,635	168	645,854	
	北	1,831	8,151,417	1,740	1,677,207	3,571	9,828,624	107	830,259	
	呉	1,464	8,846,520	1,593	1,554,049	3,057	10,400,569	89	552,446	
	原	451	1,878,103	456	459,095	907	2,337,198	32	214,744	
	原	625	3,349,818	676	620,451	1,301	3,970,269	29	590,980	
	道	1,130	5,177,428	1,287	1,102,030	2,417	6,279,458	64	136,300	
	山	3,051	23,535,433	2,814	2,752,773	5,865	26,288,206	146	2,196,788	
	中	934	5,120,404	749	709,063	1,683	5,829,467	55	717,081	
	次	299	1,776,984	408	393,558	707	2,170,542	24	115,493	
	原	224	1,460,647	236	233,165	460	1,693,812	13	51,721	
	条	727	6,123,176	705	729,554	1,432	6,852,730	53	1,141,119	
	市	1,332	6,541,156	1,146	1,113,394	2,478	7,654,550	72	148,142	
	田	1,034	7,918,977	997	982,885	2,031	8,901,862	57	1,438,319	
	吉	224	829,802	196	232,183	420	1,061,985	22	58,241	
広島県計	19,910	159,426,203	18,307	17,882,913	38,217	177,309,117	1,160	11,940,584		
山口県	関	1,764	11,480,750	1,759	1,610,886	3,523	13,091,635	142	1,300,313	
	部	1,168	11,282,559	1,159	1,215,585	2,327	12,498,144	47	255,712	
	口	849	8,941,664	908	909,746	1,757	9,851,410	56	323,308	
	萩	300	1,379,960	406	361,961	706	1,741,921	23	116,440	
	山	1,155	12,220,066	1,194	1,245,044	2,349	13,465,110	59	201,685	
	府	534	3,181,364	549	518,625	1,083	3,699,989	19	90,585	
	国	840	10,007,673	756	799,153	1,596	10,806,826	54	191,772	
	光	429	1,909,000	414	439,403	843	2,348,403	41	136,987	
	門	210	1,146,672	273	274,707	483	1,421,379	17	103,255	
	井	284	1,493,575	302	285,198	586	1,778,773	23	316,378	
	狭	222	1,581,836	265	267,154	487	1,848,990	21	486,259	
	山口県計	7,755	64,625,119	7,985	7,927,462	15,740	72,552,580	502	3,522,694	
	全管計	48,184	356,214,592	45,799	44,908,547	93,983	401,123,139	2,826	22,999,313	

(注) 「(1)課税状況」、「(2)課税事業者(選択)届出件数」を署別に示したものである。

既往年分の申告及び処理		合 計		課税事業者（選択）届出件数			合 計	区分 署名
件 数	税 額	件 数	税 額	課税事業者 届 出	課税事業者 選 択 届 出	新設法人に該当 する旨の届出		
件	千円	件	千円	件	件	件	件	
155	156,075	2,863	8,780,396	2,839	96	14	2,949	鳥取県 取子吉計
128	10,356	2,937	9,140,611	2,897	120	16	3,033	鳥取県 倉島
85	13,097	1,321	3,889,511	1,246	60	4	1,310	鳥取県 倉島
368	153,334	7,121	21,810,518	6,982	276	34	7,292	鳥取県 倉島
231	37,194	3,040	12,345,284	3,035	75	13	3,123	松山県 江田雲田
89	9,232	1,344	3,686,063	1,259	47	7	1,313	松山県 江田雲田
72	82,129	2,049	6,600,902	1,916	59	15	1,990	松山県 江田雲田
50	2,756	925	2,550,786	875	31	5	911	松山県 江田雲田
26	2,576	514	1,321,860	493	15	1	509	松山県 江田雲田
28	2,254	744	1,955,490	690	39	5	734	松山県 江田雲田
11	5,639	286	969,667	278	14	2	294	松山県 江田雲田
507	22,478	8,902	29,430,052	8,546	280	48	8,874	松山県 江田雲田
316	105,601	4,678	25,444,101	4,556	98	63	4,717	岡山県 山見大田
321	154,681	5,006	17,791,056	4,649	113	70	4,832	岡山県 山見大田
71	4,861	1,168	3,741,863	1,129	24	9	1,162	岡山県 山見大田
71	11,134	1,323	4,131,145	1,216	40	9	1,265	岡山県 山見大田
210	41,466	4,412	15,493,326	4,250	103	35	4,388	岡山県 山見大田
54	5,068	1,100	3,405,051	1,021	31	2	1,054	岡山県 山見大田
275	24,807	2,877	6,731,924	2,566	68	20	2,654	岡山県 山見大田
39	5,825	723	2,272,109	705	14	5	724	岡山県 山見大田
115	26,964	1,328	4,056,781	1,195	36	8	1,239	岡山県 山見大田
46	3,238	622	1,660,834	587	21	3	611	岡山県 山見大田
26	2,628	444	3,071,328	420	10	1	431	岡山県 山見大田
87	16,310	1,368	3,723,579	1,298	54	5	1,357	岡山県 山見大田
35	6,067	607	1,462,150	590	24	2	616	岡山県 山見大田
1,666	369,554	25,656	92,985,247	24,182	636	232	25,050	岡山県 山見大田
405	60,685	4,109	35,010,347	3,722	114	89	3,925	広島県 島田
163	11,271	2,396	12,629,722	2,259	63	33	2,355	広島県 島田
471	84,917	5,951	32,807,698	5,801	120	68	5,989	広島県 島田
191	6,738	3,706	8,991,627	3,792	130	30	3,952	広島県 島田
211	25,469	3,190	9,873,592	2,940	81	23	3,044	広島県 島田
66	32,206	948	2,154,660	914	21	6	941	広島県 島田
111	50,295	1,340	3,429,584	1,306	32	8	1,346	広島県 島田
120	20,017	2,531	6,163,175	2,299	65	11	2,375	広島県 島田
372	88,513	6,043	24,179,931	5,872	112	54	6,038	広島県 島田
118	14,084	1,782	5,126,470	1,653	41	7	1,701	広島県 島田
57	18,099	737	2,073,148	713	28	1	742	広島県 島田
21	16,243	480	1,625,848	483	16	3	502	広島県 島田
79	17,677	1,491	5,729,288	1,422	57	20	1,499	広島県 島田
128	32,720	2,570	7,539,128	2,559	91	25	2,675	広島県 島田
174	21,813	2,132	7,485,356	1,958	58	20	2,036	広島県 島田
59	77,070	448	926,674	429	24	2	455	広島県 島田
2,746	377,715	39,854	165,746,248	38,122	1,053	400	39,575	広島県 島田
219	11,914	3,739	11,803,236	3,534	84	37	3,655	山口県 関部
165	12,487	2,437	12,254,919	2,357	68	29	2,454	山口県 関部
139	16,296	1,817	9,544,398	1,795	68	13	1,876	山口県 関部
44	3,541	734	1,621,940	682	36	1	719	山口県 関部
159	54,859	2,420	13,318,284	2,339	70	24	2,433	山口県 関部
122	29,555	1,135	3,638,959	1,049	20	6	1,075	山口県 関部
102	26,508	1,663	10,641,562	1,606	39	11	1,656	山口県 関部
49	5,756	889	2,217,172	855	32	3	890	山口県 関部
28	3,022	503	1,321,146	476	22	4	502	山口県 関部
45	1,866	622	1,464,261	597	20	2	619	山口県 関部
36	1,798	523	1,364,529	461	23	5	489	山口県 関部
1,108	160,520	16,482	69,190,406	15,751	482	135	16,368	山口県 関部
6,395	1,038,645	98,015	379,162,471	93,583	2,727	849	97,159	全管計

(3) 税務署別課税状況(その3 合計)

区分 署名	納 税 申 告						還付申告及び処理			
	一般申告及び処理		簡易申告及び処理		小 計		件 数	税 額		
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額				
件	千円	件	千円	件	千円	件	千円			
鳥取県	取子	1,653	8,906,098	1,985	1,845,055	3,638	10,751,153	117	1,662,340	
	倉吉	1,808	8,572,185	1,872	1,678,932	3,680	10,251,117	119	622,044	
	大東	817	3,521,532	986	794,704	1,803	4,316,236	49	147,458	
	県計	4,278	20,999,815	4,843	4,318,691	9,121	25,318,505	285	2,431,842	
松江市	江田	1,764	11,405,948	2,071	1,805,048	3,835	13,210,996	90	465,901	
	雲田	836	3,240,328	1,033	874,448	1,869	4,114,776	50	153,206	
	益田	1,199	6,060,062	1,641	1,322,847	2,840	7,382,909	70	275,654	
	大東	561	2,282,875	668	571,669	1,229	2,854,544	22	145,952	
	石見	306	1,140,668	504	400,623	810	1,541,291	18	40,127	
	大東	449	1,771,937	636	499,826	1,085	2,271,763	33	135,395	
	西郷	200	875,231	272	225,331	472	1,100,562	12	30,062	
	島根県計	5,315	26,777,049	6,825	5,699,792	12,140	32,476,841	295	1,246,297	
	岡山県	山西	2,749	24,484,667	2,561	2,240,599	5,310	26,725,266	165	951,087
		大寺	3,012	16,301,600	2,582	2,143,980	5,594	18,445,580	162	418,708
児島		769	3,625,808	724	581,873	1,493	4,207,682	32	315,370	
倉敷		812	3,723,960	809	677,294	1,621	4,401,255	32	74,762	
玉野		2,646	14,153,306	2,621	2,221,141	5,267	16,374,447	122	479,977	
笠岡		697	3,117,733	799	635,676	1,496	3,753,409	35	154,180	
高梁		1,585	5,909,108	1,745	1,542,904	3,330	7,452,012	92	448,416	
瀬戸		482	2,062,214	447	370,018	929	2,432,233	18	71,757	
久世		842	4,092,451	899	758,264	1,741	4,850,715	47	592,522	
戸世		396	1,505,518	411	350,879	807	1,856,397	24	109,245	
岡山県計		271	2,993,991	267	248,566	538	3,242,557	14	121,127	
新見		855	3,373,287	864	743,807	1,719	4,117,093	30	201,466	
瀬戸		391	1,276,332	419	343,694	810	1,620,025	12	63,463	
久世		15,507	86,619,975	15,148	12,858,695	30,655	99,478,671	785	4,002,080	
広島県		東	2,354	36,294,643	2,322	2,169,553	4,676	38,464,196	169	3,009,572
	南	1,442	11,743,995	1,403	1,311,794	2,845	13,055,789	84	128,026	
	西	3,574	31,062,393	2,975	2,739,147	6,549	33,801,540	199	689,310	
	北	2,283	8,336,678	2,253	1,927,989	4,536	10,264,667	133	867,226	
	呉	1,819	9,011,924	2,195	1,889,013	4,014	10,900,937	112	587,898	
	原	578	1,928,025	700	570,405	1,278	2,498,430	37	219,595	
	庄	764	3,410,004	892	734,524	1,656	4,144,528	35	594,346	
	日	1,388	5,273,116	1,661	1,290,872	3,049	6,563,988	78	138,943	
	次	3,644	23,783,125	3,547	3,168,811	7,191	26,951,936	186	2,240,614	
	原	1,242	5,259,415	1,018	847,734	2,260	6,107,149	71	728,006	
	条	373	1,809,573	556	462,517	929	2,272,090	28	118,135	
	市	309	1,488,659	339	279,100	648	1,767,759	21	63,289	
	田	884	6,193,343	964	871,971	1,848	7,065,314	63	1,149,657	
	日	1,721	6,705,481	1,544	1,323,392	3,265	8,028,873	106	172,996	
	吉	1,275	8,014,496	1,290	1,137,296	2,565	9,151,792	72	1,486,632	
	広島県計	310	862,849	307	288,352	617	1,151,201	23	58,359	
	23,960	161,177,719	23,966	21,012,470	47,926	182,190,189	1,417	12,252,604		
山口県	関	2,120	11,631,910	2,314	1,889,945	4,434	13,521,855	173	1,349,489	
	部	1,447	11,464,749	1,708	1,529,522	3,155	12,994,272	61	278,800	
	口	1,036	9,042,780	1,260	1,094,395	2,296	10,137,174	66	335,571	
	萩	378	1,414,907	638	468,979	1,016	1,883,886	29	120,275	
	山	1,432	12,375,685	1,760	1,556,023	3,192	13,931,708	74	215,754	
	徳	697	3,282,130	923	741,200	1,620	4,023,330	28	95,177	
	防	1,116	10,160,371	1,166	1,022,965	2,282	11,183,336	60	194,726	
	岩	578	1,974,972	663	560,496	1,241	2,535,467	44	137,638	
	光	370	1,254,364	512	392,508	882	1,646,873	23	110,731	
	長	370	1,526,347	506	382,072	876	1,908,419	24	317,708	
	柳	294	1,625,592	404	337,069	698	1,962,660	24	487,685	
	厚	9,838	65,753,807	11,854	9,975,174	21,692	75,728,980	606	3,643,554	
	山口県計									
	全管計	58,898	361,328,364	62,636	53,864,822	121,534	415,193,186	3,388	23,576,378	

(注) 「(1)課税状況」、「(2)課税事業者(選択)届出件数」を署別に示したものである。

既往年分の申告及び処理		合 計		課税事業者（選択）届出件数			合 計	区分 署名
件 数	税 額	件 数	税 額	課税事業者 届 出	課税事業者 選 択 届 出	新設法人に該当 する旨の届出		
件	千円	件	千円	件	件	件	件	
311	204,066	3,784	9,292,879	3,863	119	14	3,996	鳥取県 取子吉計
196	28,320	3,851	9,657,393	4,022	138	16	4,176	鳥取県 取子吉計
139	5,345	1,872	4,163,433	1,825	71	4	1,900	鳥取県 取子吉計
646	227,041	9,507	23,113,704	9,710	328	34	10,072	鳥取県 取子吉計
334	57,259	3,964	12,802,354	4,013	87	13	4,113	松山県 江田雲田郷計
133	15,745	1,944	3,977,315	1,798	59	7	1,864	松山県 江田雲田郷計
145	74,038	2,924	7,033,217	2,854	81	15	2,950	松山県 江田雲田郷計
73	10,399	1,266	2,718,991	1,214	36	5	1,255	松山県 江田雲田郷計
51	3,389	840	1,504,553	813	20	1	834	松山県 江田雲田郷計
62	3,924	1,127	2,140,292	1,051	47	5	1,103	松山県 江田雲田郷計
19	5,891	484	1,076,391	506	17	2	525	松山県 江田雲田郷計
817	22,569	12,549	31,253,113	12,249	347	48	12,644	松山県 江田雲田郷計
463	138,455	5,553	25,912,634	5,565	120	63	5,748	岡山県 東山西寺島敷山計
471	181,832	5,900	18,208,704	5,591	139	70	5,800	岡山県 東山西寺島敷山計
96	8,385	1,544	3,900,697	1,594	28	9	1,631	岡山県 東山西寺島敷山計
122	25,765	1,683	4,352,258	1,597	43	9	1,649	岡山県 東山西寺島敷山計
353	65,768	5,460	15,960,238	5,402	127	35	5,564	岡山県 東山西寺島敷山計
104	13,343	1,547	3,612,572	1,545	42	2	1,589	岡山県 東山西寺島敷山計
358	74,365	3,584	7,077,961	3,310	89	20	3,419	岡山県 東山西寺島敷山計
60	10,694	955	2,371,170	949	20	5	974	岡山県 東山西寺島敷山計
134	28,050	1,819	4,286,243	1,659	49	8	1,716	岡山県 東山西寺島敷山計
74	4,287	845	1,751,439	831	22	3	856	岡山県 東山西寺島敷山計
31	3,981	560	3,125,411	540	11	1	552	岡山県 東山西寺島敷山計
133	8,732	1,763	3,906,895	1,652	57	5	1,714	岡山県 東山西寺島敷山計
46	6,199	832	1,562,761	818	27	2	847	岡山県 東山西寺島敷山計
2,445	552,392	32,045	96,028,983	31,053	774	232	32,059	岡山県 東山西寺島敷山計
511	88,927	4,941	35,543,551	4,592	151	89	4,832	広島県 原原道山中次原条市田計
247	12,303	2,950	12,940,066	2,865	102	33	3,000	広島県 原原道山中次原条市田計
574	100,876	6,863	33,213,106	6,603	162	68	6,833	広島県 原原道山中次原条市田計
331	24,086	4,752	9,421,527	4,976	186	30	5,192	広島県 原原道山中次原条市田計
359	44,693	4,185	10,357,732	4,024	111	23	4,158	広島県 原原道山中次原条市田計
120	37,342	1,332	2,316,177	1,309	27	6	1,342	広島県 原原道山中次原条市田計
135	55,962	1,707	3,606,144	1,648	40	8	1,696	広島県 原原道山中次原条市田計
191	37,300	3,200	6,462,345	2,948	75	11	3,034	広島県 原原道山中次原条市田計
572	147,802	7,484	24,859,124	7,464	155	54	7,673	広島県 原原道山中次原条市田計
166	17,124	2,382	5,396,267	2,405	63	7	2,475	広島県 原原道山中次原条市田計
76	19,581	965	2,173,536	1,036	33	1	1,070	広島県 原原道山中次原条市田計
35	13,300	679	1,691,170	700	23	3	726	広島県 原原道山中次原条市田計
136	27,179	1,931	5,942,836	1,922	81	20	2,023	広島県 原原道山中次原条市田計
243	41,398	3,411	7,897,275	3,713	136	25	3,874	広島県 原原道山中次原条市田計
267	36,789	2,704	7,701,949	2,471	75	20	2,566	広島県 原原道山中次原条市田計
69	78,717	647	1,014,125	642	31	2	675	広島県 原原道山中次原条市田計
4,032	599,345	50,133	170,536,930	49,318	1,451	400	51,169	広島県 原原道山中次原条市田計
331	20,396	4,701	12,192,762	4,788	112	37	4,937	山口県 萩山府国門井狭計
265	28,324	3,300	12,743,796	3,205	77	29	3,311	山口県 萩山府国門井狭計
185	19,251	2,370	9,820,854	2,315	77	13	2,405	山口県 萩山府国門井狭計
100	1,155	1,061	1,764,766	1,014	39	1	1,054	山口県 萩山府国門井狭計
299	73,242	3,303	13,789,196	3,351	87	24	3,462	山口県 萩山府国門井狭計
221	41,092	1,691	3,969,245	1,609	28	6	1,643	山口県 萩山府国門井狭計
200	55,963	2,370	11,044,573	2,481	48	11	2,540	山口県 萩山府国門井狭計
100	17,761	1,301	2,415,590	1,333	36	3	1,372	山口県 萩山府国門井狭計
47	5,094	909	1,541,236	900	29	4	933	山口県 萩山府国門井狭計
67	5,282	918	1,595,993	873	24	2	899	山口県 萩山府国門井狭計
44	2,731	739	1,477,706	679	31	5	715	山口県 萩山府国門井狭計
1,859	270,291	22,663	72,355,717	22,548	588	135	23,271	山口県 萩山府国門井狭計
9,799	1,671,638	126,897	393,288,447	124,878	3,488	849	129,215	全管計

8 酒 税

統計表を見るに当たって

この章は、平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成13年4月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

酒類とは、アルコール分1度以上を含んでいる飲料（アルコール専売法の適用を受けるアルコールを除く。）で、原料と製造方法の差異により10種類に分類している。

種類は清酒、合成清酒、しょうちゅう、みりん、ビール、果実酒類、ウィスキー類、スピリッツ類、リキュール類、雑酒である。

酒 税 の 税 率

各酒類の基準アルコール分及び基準税率（1k l 当たり従量税率）は、次のとおりである。

清酒	アルコール分 15度	140,500円
合成清酒	アルコール分 15度	79,300円
しょうちゅう	アルコール分 25度	248,100円
みりん	アルコール分 13.5度	21,600円
ビール	・・・・・・・・・・・・・・・・	222,000円
果実酒類	・・・・・・・・・・・・・・・・	56,500円
果実酒類	アルコール分 12度	98,600円
甘味果実酒類	アルコール分 40度	409,000円
ウィスキー類	アルコール分 37度	367,188円
スピリッツ類	アルコール分 12度	119,088円
リキュール類	原料中（水を除く）麦芽の重量が25%未満のもの	105,000円
雑酒	・・・・・・・・・・・・・・・・	320,500円
発泡酒類	みりに類似するもの	アルコール分 13.5度
粉末酒類	その他のもの	アルコール分 12度
その他の雑酒	・・・・・・・・・・・・・・・・	21,600円
	・・・・・・・・・・・・・・・・	98,600円

8 - 1 酒税関係総括表

酒税関係総括表

区 分	課税数量	税 額	製成数量	販売(消費)数量	製造場数	販売場数
	kl	百万円	kl	kl	場	場
平成8年度	527,271	109,188	536,429	604,693	392	13,467
9	464,529	93,656	449,607	588,474	392	13,832
10	447,892	81,010	459,728	588,122	388	13,962
11	407,254	70,342	364,505	584,216	387	13,949
12	374,058	63,605	323,233	574,975	379	13,796
清 酒	50,974	6,272	41,322	68,562	317	-
清 酒	×	×	×	2,999	-	-
清 酒	3,027	754	×	7,460	1	-
清 酒	829	158	×	33,602	3	-
計	3,856	912	3,282	41,069	4	-
み 酒	4,198	90	7,870	7,947	8	-
ビ ー ル	194,832	43,253	189,051	312,361	18	-
果実酒類	7,044	386	×	9,772	14	-
果実酒類	1,046	109	×	1,568	2	-
計	8,090	494	6,969	11,336	16	-
ウイスキー類	2,575	993	×	5,434	-	-
ウイスキー類	912	365	×	1,806	-	-
計	3,488	1,358	×	7,241	-	-
スピリッツ類	×	×	×	1,039	3	-
リキュール類	10,235	892	5,298	20,973	10	-
雑 酒	96,410	10,126	68,542	100,974	1	-
雑 酒	-	-	-	-	-	-
雑 酒	31	1	34	474	2	-
計	96,442	10,127	68,575	101,455	3	-
合 計	374,058	63,605	323,233	574,975	379	13,796

調査期間 課税数量、税額、製成数量及び販売(消費)数量は、平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間である。

調査時点 製造場数及び販売場数は、平成13年3月31日現在である。

用語の説明

- 1 課税数量とは、税額決定の基礎となるべき酒類の数量をいう。
- 2 製成数量とは、酒類の生産数量をいう。
- 3 販売(消費)数量とは、酒類小売業者の販売数量のほか、酒類製造者及び酒類卸売業者の消費者への直売数量を含めた数量をいう。
- 4 「製造場数」欄は、複数の酒類を製造している場合は、製造数量が最も多い酒類を掲げた。

関連表

「9-2」の「(1)課税状況」、「9-3」の「(1)酒類製造及び手持数量」、「(3)酒類販売(消費)数量」、「9-4」の「(1)酒類製造免許場数等」、「(3)酒類販売免許

8 - 2 課 税 状 況

(1) 課税状況

区 分	課 税						
	一 般 税 率 適 用		特 定 税 率 適 用		計		
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	
	kl	千円	kl	千円	kl	千円	
清 酒	52,751	6,498,154	-	-	52,751	6,498,154	
合 成 清 酒	x	x	-	-	x	x	
しょうちゅう	甲 類	3,029	754,990	-	-	3,029	754,990
	乙 類	840	159,761	-	-	840	159,761
計	3,870	914,750	-	-	3,870	914,750	
み り ん	4,200	90,499	-	-	4,200	90,499	
ビ ー ル	215,195	47,773,150	-	-	215,195	47,773,150	
果 実 酒 類	果 実 酒	7,104	391,110	83	3,173	7,187	394,283
	甘味果実酒	1,045	108,975	6	381	1,051	109,355
	計	8,149	500,084	89	3,555	8,238	503,638
ウイスキー類	ウイスキー	2,574	992,804	1	108	2,575	992,912
	ブランデー	914	365,709	-	-	914	365,709
	計	3,488	1,358,513	1	108	3,490	1,358,621
スピリッツ類	スピリッツ	x	x	x	x	x	x
	原料用アルコール	x	x	x	x	x	x
	計	x	x	x	x	x	x
リ キ ュ ー ル 類	5,775	538,376	4,577	363,362	10,352	901,740	
雑 酒	発 泡 酒	107,721	11,314,038	-	-	107,721	11,314,038
	粉 末 酒	-	-	-	-	-	-
	その他の雑酒	31	916	-	-	31	916
	計	107,753	11,314,954	-	-	107,753	11,314,954
合 計	403,093	69,191,279	4,706	370,137	407,799	69,561,416	

調査対象 平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成13年4月30日までの申告又は処理による課税実績

- (注) 1 「特定税率適用」欄には、酒税法第22条第3項（アルコール分が13度未満のもので発泡性を有するもの）に該当のものを掲げた。
- 2 「酒税法第30条第1項、第2項及び第3項」欄には、酒類製造場から移出した酒類を当該製造場に戻入れた場合の酒税額の控除等を示す。

(2) 課税数量の累年比較

区 分	清 酒	しょうちゅう	ビ ー ル	果 実 酒 類	そ の 他	合 計
	kl	kl	kl	kl	kl	kl
平 成 8 年 度	74,868	5,184	420,997	6,240	19,983	527,271
9	67,112	5,150	353,848	8,286	30,135	464,529
10	61,501	4,208	273,501	12,096	96,583	447,892
11	57,381	3,661	222,239	10,313	113,661	407,254
12	50,974	3,856	194,832	8,090	116,301	374,058

(注) この表は、「(1)課税状況」のうち、「課税実数」欄の数量を累年比較で示したものである。

控 除				課 税 実 数		免 除	
酒 税 法 〔第30条第1項、 第2項及び第3項〕		災 害 減 免 法 (第7条第1項)				未納税移出	輸 出 免 税
数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	数 量
kl	千円	kl	千円	kl	千円	kl	kl
1,778	225,737	-	1	50,974	6,272,420	18,201	204
×	×	×	×	×	×	×	×
3	584	-	-	3,027	754,407	4	-
10	1,758	-	-	829	158,004	46	3
13	2,342	-	-	3,856	912,407	51	3
3	120	-	-	4,198	90,379	3,946	-
20,361	4,520,478	-	-	194,832	43,252,671	31,334	166
142	8,764	-	-	7,044	385,519	1,684	-
5	494	-	-	1,046	108,860	2	1
146	9,259	-	-	8,090	494,380	1,687	1
-	8	-	-	2,575	992,904	35	20
2	797	-	-	912	364,912	15	5
2	805	-	-	3,488	1,357,816	52	22
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
117	9,385	-	-	10,235	892,354	335	-
11,311	1,187,701	-	-	96,410	10,126,336	9,224	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	5	-	-	31	911	-	-
11,311	1,187,706	-	-	96,442	10,127,247	9,224	-
33,744	5,956,705	-	1	374,058	63,604,715	100,948	399

用語の説明 未納税移出とは、酒類製造場から移出するとき、酒税の免除を受けて移出するものをいう。

(3) 酒税額の累年比較

区 分	清 酒	しょうちゅう	ビ ー ル	果実酒類	そ の 他	合 計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成 8 年 度	9,324,791	805,181	93,461,854	391,018	5,205,323	109,188,168
9	8,316,663	903,203	78,554,055	519,416	5,363,166	93,656,499
10	7,587,803	936,153	60,717,664	736,757	11,031,189	81,009,565
11	7,097,642	850,679	49,336,853	638,912	12,417,418	70,341,509
12	6,272,420	912,407	43,252,671	494,380	12,672,839	63,604,715

(注) この表は、「(1)課税状況」のうち、「課税実数」欄の税額を累年比較で示したものである。

(4) 税務署別課税状況(その1)

区分 署名	課 税 高								
	清 酒		合成清酒		しょうちゅう		みりん		
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	
	kl	千円	kl	千円	kl	千円	kl	千円	
鳥米倉 鳥取県	取子	1,052	103,931	-	-	x	x	-	-
	吉	596	58,726	-	-	22	3,440	x	x
	計	993	104,928	-	-	x	x	-	-
	計	2,641	267,585	-	-	33	5,420	x	x
松浜出益石大西 島根県	江田	1,656	176,722	-	-	40	7,197	x	x
	雲田	733	77,926	-	-	13	2,106	x	x
	大田	1,140	120,069	-	-	27	4,877	-	-
	東郷	500	50,174	-	-	x	x	-	-
	計	x	x	-	-	x	x	-	-
	計	629	69,263	-	-	x	x	-	-
	計	x	x	-	-	x	x	-	-
計	5,420	583,110	-	-	141	23,875	13	283	
岡山 岡山県	東西	x	x	-	-	x	x	-	-
	寺島	52	5,174	x	x	-	-	-	-
	敷島	163	16,036	-	-	x	x	x	x
	山	441	41,197	-	-	x	x	-	-
	野山	885	91,671	-	-	x	x	-	-
	梁	3,946	488,625	-	-	21	3,526	3,248	70,167
	見	593	64,211	-	-	x	x	-	-
	戸	x	x	-	-	-	-	-	-
	計	x	x	-	-	x	x	x	x
	計	563	55,560	-	-	15	2,472	-	-
計	748	89,769	-	-	x	x	-	-	
計	8,562	980,979	x	x	156	25,480	3,253	70,379	
広島 広島県	東南	x	x	-	-	x	x	-	-
	西北	x	x	-	-	-	-	-	-
	北	x	x	-	-	-	-	-	-
	原	x	x	-	-	x	x	-	-
	道	6,869	936,394	-	-	x	x	-	-
	山	1,048	121,807	-	-	x	x	x	x
	中	2,538	348,730	-	-	x	x	-	-
	次	20	2,088	-	-	x	x	-	-
	原	537	55,472	-	-	x	x	x	x
	条	x	x	-	-	x	x	-	-
市	554	55,001	-	-	x	x	-	-	
田	434	42,974	-	-	-	-	-	-	
日	14,898	2,028,814	-	-	x	x	-	-	
計	1,566	204,447	x	x	x	x	x	x	
計	x	x	-	-	-	-	-	-	
計	168	16,800	-	-	-	-	-	-	
計	29,472	3,895,155	x	x	3,476	848,272	932	19,717	
下宇山 徳防岩 長柳厚山 山口県	関部	897	106,494	-	-	x	x	-	-
	口	x	x	-	-	x	x	-	-
	萩	142	14,292	-	-	x	x	-	-
	山	544	54,171	-	-	-	-	-	-
	山	1,076	117,350	-	-	x	x	-	-
	府	x	x	-	-	-	-	-	-
	国	1,388	168,925	-	-	x	x	-	-
	門	21	2,082	-	-	-	-	-	-
	井	105	10,346	-	-	-	-	-	-
	狭	316	33,059	-	-	-	-	-	-
計	209	20,595	-	-	x	x	-	-	
計	4,879	545,591	-	-	50	9,360	-	-	
全管計	50,974	6,272,420	x	x	3,856	912,407	4,198	90,379	

(注) 「(1)課税状況」を署別に示したものである。

(課 税 実 数)								区分 署名
ビール		果実酒類		ウイスキー類		スピリッツ類		
数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	
kl	千円	kl	千円	kl	千円	kl	千円	
-	-	x	x	-	-	-	-	鳥米倉鳥
x	x	-	-	-	-	-	-	取 県
x	x	x	x	-	-	-	-	取 県
176	39,155	x	x	-	-	-	-	取 県
x	x	-	-	-	-	-	-	松 濱
-	-	-	-	-	-	-	-	出 益
x	x	x	x	-	-	-	-	石 大
-	-	-	-	-	-	-	-	見 大
-	-	x	x	-	-	-	-	石 大
-	-	-	-	-	-	-	-	西 郷
x	x	1,116	92,105	-	-	-	-	大 郷
-	-	-	-	-	-	-	-	島 計
x	x	-	-	-	-	x	x	岡 山
x	x	x	x	-	-	-	-	西 山
-	-	-	-	-	-	-	-	大 島
-	-	-	-	-	-	-	-	西 寺
x	x	x	x	-	-	x	x	島 敷
-	-	x	x	-	-	-	-	島 敷
x	x	-	-	-	-	-	-	山 野
-	-	x	x	-	-	-	-	岡 梁
-	-	-	-	-	-	-	-	見 戸
-	-	x	x	-	-	-	-	世 計
x	x	5,494	315,257	x	x	x	x	久 岡
-	-	x	x	-	-	-	-	山 県
183,585	40,755,845	5,515	316,122	x	x	x	x	久 岡
x	x	x	x	x	x	x	x	廣 島
-	-	x	x	-	-	-	-	島 島
-	-	-	-	-	-	-	-	島 島
-	-	-	-	-	-	-	-	島 島
x	x	-	-	-	-	-	-	呉 島
-	-	x	x	-	-	-	-	竹 三
-	-	-	-	-	-	x	x	尾 福
-	-	-	-	-	-	-	-	府 山
x	x	x	x	-	-	-	-	中 次
-	-	-	-	-	-	-	-	原 原
-	-	-	-	-	-	-	-	道 山
x	x	x	x	-	-	-	-	日 市
-	-	-	-	-	-	-	-	田 計
-	-	x	x	x	x	x	x	海 吉
x	x	-	-	-	-	-	-	島 計
10,871	2,413,376	1,374	83,207	x	x	x	x	廣 島
-	-	-	-	x	x	-	-	下 宇
-	-	x	x	x	x	-	-	山 部
x	x	-	-	-	-	-	-	口 萩
-	-	-	-	-	-	-	-	山 府
-	-	-	-	-	-	x	x	徳 防
x	x	-	-	-	-	-	-	岩 光
-	-	-	-	-	-	-	-	長 柳
-	-	-	-	-	-	-	-	厚 山
-	-	x	x	-	-	-	-	口 計
x	x	x	x	x	x	x	x	山 口
194,832	43,252,671	8,090	494,380	3,488	1,357,816	x	x	全 管 計

(5) 税務署別課税状況(その2)

区分 署名		課 税 高 (課 税 実 数)					
		リサイクル類		雑 酒		合 計	
		数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額
		kl	千円	kl	千円	kl	千円
鳥米倉鳥取	取子吉計	x	x	-	-	1,054	104,250
		x	x	x	x	757	92,602
		x	x	-	-	1,114	119,254
		x	x	x	x	2,925	316,106
松浜出益石大西島根	江田雲田田東郷計	x	x	x	x	1,787	196,446
		-	-	-	-	x	x
		x	x	x	x	2,323	226,860
		x	x	-	-	507	50,855
		x	x	-	-	240	23,790
		-	-	-	-	652	71,318
		-	-	-	-	x	x
x	x	55	4,643	6,831	722,507		
岡西児倉玉津玉笠高瀬久岡山	東西寺島敷島山野岡梁見戸世計	x	x	x	x	633	94,277
		x	x	x	x	52	5,176
		x	x	-	-	182	18,107
		-	-	-	-	452	42,827
		1,475	117,550	x	x	2,416	222,471
		12	1,291	x	x	7,234	563,944
		x	x	x	x	639	73,672
		-	-	-	-	x	x
		-	-	-	-	95	9,303
		x	x	-	-	352	36,199
		-	-	x	x	x	x
		x	x	x	x	270,873	49,563,679
		x	x	-	-	775	92,234
4,482	361,968	78,484	8,242,744	284,062	50,765,289		
広島竹三尾福府三庄西廿海吉広下宇山徳防岩長柳厚山全	東南西北原原道山中次原条市田田計	x	x	x	x	37,051	5,879,228
		-	-	-	-	x	x
		-	-	-	-	x	x
		-	-	-	-	554	54,424
		x	x	-	-	6,926	948,828
		x	x	-	-	1,149	135,610
		-	-	-	-	2,546	350,012
		x	x	-	-	20	2,089
		35	4,743	x	x	666	76,287
		-	-	-	-	150	14,971
		x	x	-	-	843	78,750
		-	-	-	-	434	42,974
		x	x	x	x	14,903	2,029,495
x	x	-	-	7,423	1,097,566		
-	-	-	-	2,172	470,728		
-	-	-	-	168	16,800		
5,604	510,617	x	x	75,038	11,201,169		
関部口山府国門井狭計	管計	x	x	-	-	981	118,163
		x	x	x	x	101	10,316
		x	x	-	-	170	20,471
		x	x	-	-	609	68,148
		x	x	-	-	1,085	118,683
		-	-	-	-	80	7,987
		-	-	-	-	1,416	175,339
		-	-	-	-	21	2,082
		-	-	-	-	105	10,346
		-	-	-	-	316	33,059
		x	x	-	-	318	35,050
		136	18,155	x	x	5,202	599,644
		10,235	892,354	96,442	10,127,247	374,058	63,604,715

8 - 3 酒類製成、販売

(1) 酒類製成及び手持数量

区 分	製 成 数 量 等					手持数量 平成13年3月末日現在	
	製 成	アルコール 等 混 和	アルコール 分 等 変 更	用途変更等	+ + - 計		
清 酒	41,437 (40,335)	-	-	114	41,322 (40,274)	53,681 (51,412)	
合 成	×	×	×	×	×	×	
し ょ う ち ゅ う	清 酒 類	×	×	×	×	×	
	乙 類	×	×	×	×	×	
み り ー	3,283	1	406	408	3,282	3,377	
ビ ー ル	8,447	365	-	943	7,870	803	
果 実 酒 類	189,893	-	-	842	189,051	3,595	
果 実 酒 類	果 実 酒	×	×	×	×	×	
	甘 味 果 実 酒	×	×	×	×	×	
ウ ィ ス キ ー 類	7,414	-	-	445	6,969	4,893	
ウ ィ ス キ ー 類	ウ ィ ス キ ー	×	×	×	×	×	
	ブ ラ ン デ ー	×	×	×	×	×	
ス ピ リ ッ ツ 類	×	×	×	×	×	×	
リ キ ュ ー ル 類	5,395	-	-	96	5,298	883	
雑 酒	発 泡 酒	68,727	-	-	185	68,542	1,002
	粉 末 酒	-	-	-	-	-	-
	そ の 他 の 雑 酒	35	-	-	1	34	70
合 計	68,761	-	-	186	68,575	1,072	
合 計	325,825	366	406	3,366	323,233	68,696	

調査対象 平成12年4月1日から平成13年3月31日までの期間の酒類製成の事績
 (注) 「清酒」欄の()書は、アルコール度数20度に換算した数量である。

(2) 製成数量の累年比較

区 分	清 酒	し ょ う ち ゅ う	ビ ー ル	果 実 酒 類	そ の 他	合 計
	kl	kl	kl	kl	kl	kl
平 成 8 年 度	63,873	4,291	455,448	6,217	6,602	536,429
9	57,925	5,019	354,244	8,537	23,882	449,607
10	49,286	3,348	261,440	11,431	130,876	456,381
11	46,315	3,226	209,518	9,782	95,666	364,505
12	41,322	3,282	189,051	6,969	82,599	323,233

(注) この表は、「(1)酒類製成及び手持数量」の製成数量等の計を累年比較したものである。

(3) 酒類販売(消費)数量

区 分		酒 類 製 造 者 の 移 出 数 量					計
		製 造 場 (課 税)	製 造 場 の 支 店 等	卸 売 業 者	小 売 業 者	消 費 者	
清 成 酒 類 し よ う ち ゅ う み び 果 実 酒 類 ウ ィ ス キ ー 類 ス ピ リ ャ ル 雑 酒 合 計	清 酒 類 乙 計 ー 果 実 酒 甘 味 果 実 酒 計 ウ ィ ス キ ー ブ ラ ン デ ー 計 ー ツ ツ 類 発 泡 酒 粉 末 酒 そ の 他 の 雑 酒 計	kl	kl	kl	kl	kl	kl
		523	1,514	33,817	13,437	1,682	50,975
		×	×	×	×	×	×
		-	26	2,980	6	15	3,027
		-	38	536	218	37	829
		-	64	3,517	223	52	3,856
		-	3,117	884	94	103	4,198
		21	185,292	8,594	445	478	194,832
		-	5,277	1,216	46	505	7,044
		-	126	586	20	314	1,046
		-	5,403	1,801	66	821	8,090
		20	1	2,547	-	8	2,575
		7	31	870	-	3	912
		27	32	3,418	-	11	3,488
		×	×	×	×	×	×
5	4,486	5,569	82	92	10,235		
38	78,464	17,463	22	424	96,410		
-	-	-	-	-	-		
-	28	2	1	-	31		
38	78,492	17,465	23	424	96,442		
618	278,420	76,977	14,368	3,677	374,059		

調査対象 平成12年4月1日から平成13年3月31日までの期間の酒類の製造場からの移出及び販売数量の事績

(4) 県別販売(消費)数量の累年比較

区 分		清 酒	し ょ う ち ゅ う	ビ ー ル	果 実 酒 類	そ の 他	合 計
		kl	kl	kl	kl	kl	kl
鳥 取 県	8 年 度	8,860	1,955	32,689	478	4,060	48,038
	9	8,380	2,107	31,903	656	4,903	47,950
	10	7,611	2,017	28,403	854	7,340	46,228
	11	7,422	2,159	26,477	766	9,072	45,897
根 拠 県	12	6,777	2,352	24,665	720	11,270	45,784
	8 年 度	12,582	4,157	39,149	1,247	4,419	61,560
	9	11,573	4,340	37,449	1,557	4,975	59,893
	10	10,731	4,427	35,370	1,727	7,563	59,818
岡 山 県	11	10,250	4,624	32,692	1,533	9,557	58,660
	12	9,459	4,788	30,919	1,461	11,401	58,030
	8 年 度	21,408	7,238	89,771	1,504	12,015	131,987
	9	19,550	7,553	84,837	2,048	13,958	127,944
山 口 県	10	18,181	7,466	76,103	3,222	22,001	126,971
	11	16,811	7,582	69,877	2,519	27,651	124,441
	12	15,908	8,077	63,816	2,338	32,145	122,280

(注) この表は、「(3)酒類販売(消費)数量」の累年比較を県別に示したものである。

販売業者の販売数量		平成12年3月	消費者に対す	区分	
販売業者	消費者	31日現在販売業者の手持数量	る販売数量計		
			+		
95,241	66,881	8,576	68,562	清酒	酒
5,679	×	321	2,999	成類	清酒
17,889	7,446	1,445	7,460	甲乙類	しちゅう
71,249	33,567	4,523	33,602	乙類	
89,137	41,015	5,967	41,069	計	り
16,603	7,842	1,019	7,947	み	ん
757,931	311,879	17,734	312,361	ビール	ル
16,752	9,269	5,893	9,772	果実酒	果実酒類
2,655	1,252	413	1,568	甘味果実酒	
19,406	10,515	6,302	11,336	計	ウイスキー類
11,727	5,427	1,878	5,434	ウイスキー	
3,799	1,802	425	1,806	ブランデー	計
15,522	7,230	2,304	7,241	スリ	
2,624	×	329	1,039	ピ	ツ
57,878	20,883	4,062	20,973	キュール	類
243,348	100,550	7,158	100,974	発泡酒	雑酒
-	-	-	-	粉末酒	
649	474	112	474	その他の雑酒	計
244,001	101,028	7,272	101,455	計	
1,304,016	571,301	53,879	574,975	合計	

区分		清酒	しょうちゅう	ビール	果実酒類	その他	合計
		kl	kl	kl	kl	kl	kl
広島県	8年度	30,713	13,469	170,253	3,149	20,123	237,705
	9	28,358	14,473	161,610	4,309	24,036	232,778
	10	25,955	14,593	146,943	5,798	41,220	234,513
	11	25,592	15,400	136,640	5,466	51,073	234,168
	12	24,112	15,934	127,796	5,069	59,200	232,110
山口県	8年度	16,164	9,933	87,461	1,148	10,699	125,403
	9	14,772	9,855	81,498	1,574	12,214	119,909
	10	13,642	9,655	76,090	2,052	19,150	120,592
	11	13,617	10,093	71,258	2,000	24,081	121,050
	12	12,306	9,918	65,165	1,748	27,638	116,771
全管計	8年度	89,727	36,797	419,323	7,526	51,316	604,693
	9	82,633	38,328	397,297	10,144	60,086	588,474
	10	76,120	38,158	362,909	13,653	97,274	588,122
	11	73,692	39,858	336,944	12,284	121,434	584,216
	12	68,562	41,069	312,361	11,336	141,654	574,975

(5) 税務署別酒類販売(消費)数量

区分		清 酒	合成清酒	しょうちゅう	みりん	ビール	果実酒類
署名		kl	kl	kl	kl	kl	kl
鳥米倉鳥	取子吉計	2,912	162	823	214	10,482	329
		2,344	333	1,098	308	9,354	269
		1,521	67	431	138	4,829	122
		6,777	562	2,352	660	24,665	720
松浜出益石大西島	江田雲田東郷計	3,238	161	1,422	354	10,043	353
		1,147	37	774	87	4,757	123
		2,151	67	1,109	203	7,178	769
		863	27	596	82	3,299	84
		497	22	292	56	1,795	42
		1,081	42	409	63	2,533	71
		482	1	186	40	1,314	19
		9,459	357	4,788	885	30,919	1,461
岡西見倉玉津玉笠高瀬久岡	東西寺島敷島山野岡梁見戸世計	2,190	100	1,179	394	13,160	549
		1,973	103	1,142	211	9,774	438
		943	28	454	99	3,009	106
		818	30	399	93	3,549	67
		2,754	161	1,740	301	11,707	512
		872	37	420	191	2,713	66
		2,133	75	820	174	7,047	182
		482	18	262	51	1,837	58
		1,033	29	490	94	3,522	72
		606	11	251	36	1,482	28
		436	9	287	24	1,337	25
		890	34	347	82	2,788	185
		778	20	286	45	1,891	50
		15,908	655	8,077	1,795	63,816	2,338
広島	東南西北	2,106	122	1,169	239	17,104	928
		1,298	46	931	289	7,056	318
		2,040	112	1,654	287	14,366	869
		2,431	66	2,274	278	13,641	557
		2,481	85	1,197	269	10,490	291
		926	23	327	90	3,292	63
		1,048	28	610	111	4,553	140
		1,493	56	848	166	6,260	169
		3,190	158	2,213	507	18,300	586
		914	19	690	131	4,330	92
		687	21	380	40	2,928	213
		609	12	303	45	2,073	39
		1,565	44	830	144	5,913	214
		1,558	70	1,231	223	7,908	306
		1,312	52	1,067	128	8,223	249
		454	5	210	38	1,359	35
		24,112	919	15,934	2,985	127,796	5,069
下宇山	関部口	1,953	102	1,910	251	11,509	324
		1,672	77	1,482	228	9,402	291
		1,431	61	1,150	175	7,814	262
		661	29	471	56	2,948	48
		1,764	64	1,362	258	9,071	266
		1,001	32	841	148	5,472	120
		1,411	67	1,032	198	7,720	210
		770	26	574	89	3,360	92
		495	22	392	84	2,917	41
		681	21	397	92	2,661	59
		467	5	307	43	2,291	35
		12,306	506	9,918	1,622	65,165	1,748
全管計		68,562	2,999	41,069	7,947	312,361	11,336

(注) 「(3)酒類販売(消費)数量」の「消費者に対する販売数量計」を署別に示したものである。

ウイスキー	ブランデー	スピリッツ類	リキュール類	雑 酒	販売(消費) 数量合計	区分		
						署名		
k1	k1	k1	k1	k1	k1	k1	鳥米倉鳥	取子吉計
195	46	35	637	3,289	19,124	17,419	取	取子吉計
212	59	30	568	2,844	17,419	9,241	島	取子吉計
83	22	10	355	1,663	9,241	7,796	島	取子吉計
490	127	75	1,560	7,796	45,784	19,117	取	取子吉計
239	37	34	472	2,763	19,117	8,615	松	江田雲田田東郷計
67	18	14	246	1,345	8,615	13,798	浜	江田雲田田東郷計
108	15	17	317	1,863	13,798	6,045	出	江田雲田田東郷計
36	11	5	167	875	6,045	3,339	益	江田雲田田東郷計
21	9	5	82	518	3,339	4,865	石	江田雲田田東郷計
29	3	4	83	547	4,865	2,251	大	江田雲田田東郷計
18	3	4	46	138	2,251	58,030	西	江田雲田田東郷計
518	96	83	1,413	8,049	58,030	22,784	島	江田雲田田東郷計
256	154	61	1,068	3,672	22,784	18,658	岡	東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
209	69	55	1,026	3,658	18,658	6,281	岡	東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
60	13	10	279	1,282	6,281	6,505	西	東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
47	20	8	286	1,187	6,505	5,277	見	東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
239	88	48	1,110	5,277	23,938	5,950	倉	東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
47	14	7	270	1,315	5,950	13,219	津	東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
117	31	20	601	2,019	13,219	3,701	玉	東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
31	13	6	174	768	3,701	6,580	笠	東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
50	13	8	235	1,034	6,580	2,820	高	東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
19	4	4	90	290	2,820	2,447	新	東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
14	3	2	59	251	2,447	5,643	瀨	東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
47	11	10	223	1,026	5,643	3,754	久	東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
25	5	5	156	493	3,754	22,280	岡	東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
1,161	438	244	5,577	22,272	122,280	26,346	山	東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
402	126	83	996	3,070	26,346	14,184	広	東南西北
151	29	24	631	3,412	14,184	25,196	島	東南西北
271	59	45	861	4,632	25,196	26,816	島	東南西北
234	55	57	975	6,249	26,816	18,965	島	東南西北
182	113	27	615	3,216	18,965	5,590	竹	原原道山中次原条市田田計
27	8	7	172	656	5,590	8,451	三	原原道山中次原条市田田計
86	25	14	405	1,433	8,451	11,631	尾	原原道山中次原条市田田計
97	32	20	460	2,031	11,631	32,793	福	原原道山中次原条市田田計
292	109	89	1,393	5,955	32,793	7,691	府	原原道山中次原条市田田計
54	15	11	230	1,205	7,691	5,271	三	原原道山中次原条市田田計
38	11	15	164	773	5,271	3,619	庄	原原道山中次原条市田田計
25	5	3	98	408	3,619	11,814	西	原原道山中次原条市田田計
105	29	22	469	2,479	11,814	16,059	廿	原原道山中次原条市田田計
137	31	25	651	3,919	16,059	15,105	海	原原道山中次原条市田田計
128	27	19	538	3,362	15,105	2,579	吉	原原道山中次原条市田田計
18	3	4	81	371	2,579	232,110	広	原原道山中次原条市田田計
2,247	677	465	8,739	43,171	232,110	20,661	島	原原道山中次原条市田田計
233	84	32	782	3,483	20,661	17,363	下	関部口
149	60	30	572	3,401	17,363	14,043	宇	関部口
123	51	19	465	2,493	14,043	4,993	山	関部口
39	11	6	124	599	4,993	16,658	萩	関部口
167	90	30	466	3,120	16,658	9,760	徳	山府国
57	34	10	319	1,727	9,760	13,385	防	山府国
108	83	28	374	2,152	13,385	6,587	岩	山府国
52	15	6	212	1,392	6,587	4,616	光	山府国
32	12	4	117	499	4,616	4,813	長	門井狭計
35	23	4	134	706	4,813	3,892	柳	門井狭計
23	5	3	119	595	3,892	116,771	厚	門井狭計
1,018	468	172	3,684	20,167	116,771	574,975	山	門井狭計
5,434	1,806	1,039	20,973	101,455	574,975		全	管 計

8 - 4 酒 類 免 許

(1) 酒類製造免許場数等

区 分	前 年 度 末 免 許 場 数	本 年 度 末 免 許 場 数	左のうち試験の ための免許場数	本 年 度 末 製 造 場 数	本 年 度 末 製 造 者 数	本 年 度 末 蔵 置 場 数
平成 8 年 度	552	555	20	392	527	308
9	555	556	19	392	527	308
10	556	555	24	388	526	309
11	555	557	31	387	529	281
12	557	560	41	379	532	279
清 合 成 酒	331	320	5	317	313	54
清 酒 類	1	1	-	-	1	17
清 酒 類	1	1	-	1	1	22
清 酒 類	83	81	1	3	81	29
計	84	82	1	4	82	51
み び り ー ン ル	15	15	-	8	15	18
み び り ー ン ル	21	21	1	18	18	25
果 実 酒 類	23	24	8	14	22	-
果 実 酒 類	8	9	2	2	7	-
計	31	33	10	16	29	21
ウ ィ ス キ ー 類	2	2	-	-	1	-
ウ ィ ス キ ー 類	5	5	1	-	2	-
計	7	7	1	-	3	27
ス ピ リ ッ ツ 類	5	5	1	2	3	-
ス ピ リ ッ ツ 類	2	2	-	1	1	-
計	7	7	1	3	4	23
リ キ ュ ー ル 類	43	57	18	10	53	24
雑 酒	6	5	-	1	4	-
雑 酒	-	-	-	-	-	-
雑 酒	11	12	4	2	10	-
計	17	17	4	3	14	19
合 計	557	560	41	379	532	279
各 酒 類 を 通 じ た も の	-	379	13	-	360	57

調査対象 酒税法第7条(酒類の製造免許)の規定により免許を受けた製造場

調査時点 平成13年3月31日

- (注) 1 免許場数については、製造免許を受けている酒類の種類又は品目の異なるごとにそれぞれ1場として掲げた。
- 2 「本年度末製造場数」欄には、1製造場で2以上の種類又は品目の酒類を製造している場合には、同期間内に製造数量の最も多かった酒類の欄のみに1場として掲げた。
- 3 「本年度末製造者数」欄には、本店の所在地において、その製造者が免許を受けている酒類の種類又は品目ごとに1人として掲げた。
- 4 「各酒類を通じたもの」の行には1製造場で2以上の酒類又は品目の酒類の製造免許を受けている場合でも1場として掲げた。

(2) 酒母及びもろみの製造場数

区 分	製 造 場 数
酒 母	10
も ろ み	37

調査時点 平成13年3月31日

(注) 酒税法第8条(酒母等の製造免許)の規定により製造免許を受けた場数を掲げた。

用語の説明 1 酒母とは、酵母で含糖物質を発酵させることができるもの 酵母を培養したもので含糖物質を発酵させることができるもの これにこうじを混和したものをいう。

2 もろみとは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こす又は蒸留する前のものをいう。

(3) 酒類販売免許場数等

免 許 区 分	前年度末 販売場数	本 年 度 末 販 売 場 数			本年度末 販売業者 数	
		卸売に限る旨 の条件が付さ れているもの	販売方法に 条件が付され ていないもの	計		
販売方法に条件が付されて いないもの及び卸売に限る 旨の条件が付されているもの	全 酒 類	427	60	359	419	241
	ビ ー ル	32	9	21	30	20
	洋 酒	138	7	130	137	10
	輸 出 入 酒 類	25	14	16	30	10
	自 製 酒 類	55	22	32	54	7
	その他の酒類	17	2	11	13	7
	合 計	694	114	569	683	295
販売方法に小売に限る旨の 条件が付されているもの	全 酒 類	11,439	-	-	11,240	10,460
	特殊のもの	340	-	-	343	85
	期限付	-	-	-	1	-
	計	11,779	-	-	11,584	10,545
	そ の 他	102	-	-	97	74
	特殊のもの	259	-	-	288	209
	期限付	16	-	-	9	1
	の みりんだけのもの	713	-	-	738	108
	酒 類	1,080	-	-	1,080	1,070
	業用酒だけのもの	2,170	-	-	2,212	1,462
合 計	13,949	-	-	13,796	12,007	
媒 介 業	14	-	-	13	6	
代 理 業	-	-	-	-	-	

調査時点 平成13年3月31日

(注) 免許が2以上の種類にまたがっている場合は、本年度内における販売数量が最も多かった種別の行にのみ掲げた。

用語の説明 1 媒介業とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。ただし、営利を目的とするかどうかは問わない。

2 代理業とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。ただし、営利を目的とするかどうかは問わない。

(4) 税務署別製造免許場数、販売免許場数

区分 署名	製 造 免 許										
	清酒	合成 清酒	しょうちゅう		みりん	ビール	果実酒類		ウイスキー類		スピリッツ
			甲類	乙類			果実酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー	
場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	
鳥取県	9	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-
米子	8	-	-	5	1	3	-	-	-	-	
倉吉	10	-	-	3	-	1	2	1	-	-	
鳥取県計	27	-	-	9	1	4	3	1	-	-	
松江市	11	-	-	8	2	1	-	-	-	-	
浜田県	6	-	-	4	1	-	-	-	-	-	
益田市	8	-	-	7	-	1	2	1	-	-	
石見県	10	-	-	2	-	-	1	1	-	-	
大田郷	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
大田郷	6	-	-	6	-	-	1	-	-	-	
島根県計	48	-	-	28	3	2	4	2	-	-	
岡山市	2	-	-	1	-	1	-	-	-	1	
西条市	5	-	-	-	-	1	1	-	-	-	
西条市	5	-	-	2	1	-	-	-	-	-	
倉敷市	8	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
倉敷市	11	-	-	2	-	1	-	1	-	1	
玉津市	14	-	-	7	4	-	2	1	-	-	
玉津市	12	-	-	2	-	1	-	-	-	-	
笠岡市	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
笠岡市	4	-	-	-	-	-	1	-	-	-	
高梁市	8	-	-	3	-	-	-	-	-	-	
高梁市	1	-	-	1	1	-	1	-	-	-	
瀬戸市	10	-	-	3	-	2	4	2	-	2	
久米町	4	-	-	1	-	-	1	-	-	-	
岡山県計	85	-	-	23	6	6	10	4	-	2	
広島県	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	
広島県	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	
広島県	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
広島県	10	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
広島県	14	-	-	3	-	1	-	-	-	-	
竹原市	6	-	-	2	2	-	1	-	-	-	
三ツ尾市	3	-	-	1	-	-	-	-	-	1	
福山市	4	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
福山市	5	-	-	1	2	1	1	1	-	-	
三ツ庄市	5	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
原市	4	-	-	1	-	1	1	-	-	-	
原市	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
西条市	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
日田市	5	1	1	2	1	-	1	1	2	2	
日田市	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	
吉田町	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
広島県計	87	1	1	13	5	5	5	2	2	2	
下宇山	4	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
下宇山	4	-	-	1	-	-	1	-	1	-	
下宇山	4	-	-	1	-	1	-	-	-	-	
萩市	13	-	-	-	-	2	-	-	-	-	
徳防岩	14	-	-	2	-	-	-	-	-	-	
徳防岩	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
徳防岩	7	-	-	2	-	1	-	-	-	-	
光市	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
長柳厚山	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
長柳厚山	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
山口県計	8	-	-	1	-	-	1	-	-	-	
山口県計	73	-	-	8	-	4	2	-	1	-	
全管計	320	1	1	81	15	21	24	9	2	5	

(注) 「(1)酒類製造免許場数等」及び「(3)酒類販売免許場数等」を署別に示したものである。

場数					製造場数	販売業				区分 署名		
原料用アルコール	リール類	雑酒				合計	卸売業		小売業			
場	場	発泡酒場	粉末酒場	その他雑酒場			販売業者数	販売場数	販売業者数		販売場数	
-	1	-	-	-	12	10	12	15	345	448	鳥取	取子
-	1	-	-	1	19	11	9	24	340	438	米倉	吉計
-	1	-	-	-	18	13	8	9	223	272	倉島	取
-	3	-	-	1	49	34	29	48	908	1,158	鳥取	計
-	2	1	-	2	27	14	7	14	377	436	松	江田
-	-	-	-	-	11	6	5	12	300	319	浜	雲田
-	1	1	-	1	22	13	7	12	300	351	出	益
-	1	-	-	-	15	11	8	13	197	208	益	大田
-	1	-	-	-	7	6	3	7	126	136	石見	大田
-	-	-	-	-	13	7	2	3	153	174	大	東郷
-	-	-	-	-	2	1	1	3	105	117	西	郷計
-	5	2	-	3	97	58	33	64	1,558	1,741	島根	計
-	1	1	-	-	7	3	4	25	291	325	岡	山
-	1	-	-	1	9	5	4	25	358	441	岡	山
-	1	-	-	-	9	5	2	21	161	167	西	大
-	-	-	-	-	9	8	-	4	152	168	西	島敷
-	3	-	-	1	20	13	5	12	442	535	倉	敷島
-	6	-	-	1	35	20	8	9	207	233	倉	敷島
-	-	1	-	-	16	12	6	23	497	524	津	山
-	-	-	-	-	1	1	-	1	120	131	玉	野
-	-	-	-	-	5	4	7	7	253	271	笠	岡
-	1	-	-	-	12	8	4	5	172	174	高	梁
-	-	-	-	1	5	3	2	3	110	118	新	見
-	2	1	-	1	28	16	5	8	223	246	瀬	戸
-	1	-	-	-	7	5	6	5	165	165	久	世
-	16	3	-	5	163	103	53	148	3,151	3,498	岡山	計
-	-	-	-	-	2	2	7	29	183	250	広	東
-	-	-	-	-	3	2	5	18	199	222	広	南
-	-	-	-	-	1	1	21	36	258	323	広	西
-	-	-	-	-	11	10	8	15	316	438	広	北
-	5	-	-	-	23	15	11	40	406	437	広	北
-	7	-	-	-	18	9	13	14	232	278	竹	原
-	-	-	-	-	5	3	6	9	217	264	三	原
-	1	-	-	-	6	4	8	44	344	346	尾	道
-	4	-	-	1	16	11	9	20	484	555	福	山
-	-	-	-	-	6	5	5	8	236	253	府	中
-	1	-	-	-	8	7	2	2	138	146	三	次
-	-	-	-	-	5	5	5	5	121	123	庄	原
-	2	-	-	1	19	17	4	8	168	224	西	原
1	4	-	-	-	22	6	9	26	312	347	廿	市
-	-	-	-	-	3	3	3	7	205	257	海	田
-	-	-	-	-	4	4	5	5	104	110	吉	田
1	24	-	-	2	152	104	121	286	3,923	4,573	広島	計
-	2	-	-	-	7	5	4	32	392	465	下	関
-	1	-	-	1	9	4	7	17	262	308	宇	部
-	1	-	-	-	7	6	10	18	207	257	山	口
-	1	-	-	-	16	15	7	7	183	210	山	萩
-	2	-	-	-	18	14	6	16	316	355	徳	山
1	-	-	-	-	6	6	4	16	187	193	防	府
-	-	-	-	-	10	7	7	8	292	334	岩	国
-	-	-	-	-	5	5	4	4	186	207	光	門
-	-	-	-	-	4	4	2	6	160	160	長	井
-	-	-	-	-	5	5	4	7	148	181	柳	狭
-	2	-	-	-	12	9	4	6	134	156	厚	計
1	9	-	-	1	99	80	59	137	2,467	2,826	山口	計
2	57	5	-	12	560	379	295	683	12,007	13,796	全	管計

9～15 消費税・酒税以外の間接税

統計表を見るに当たって

この章は、平成12年4月1日から平成13年3月31日までの消費税、酒税以外の間接税の申告又は処理による課税実績を示したものである。

9 たばこ税及びたばこ特別税

たばこ税及びたばこ特別税は、製造場から移出し又は保税地域から引き取られる製造たばこに対して課税される。

たばこ税及びたばこ特別税の税率

1 喫煙用の製造たばこ		
(1) 第1種(紙巻きたばこ)	} 1gを1本に換算して	(たばこ税)
(2) 第2種(パイプたばこ)		1,000本につき2,716円
(3) 第3種(葉巻たばこ)		(たばこ特別税)
(4) 第4種(刻みたばこ)		1,000本につき 820円
2 かみ用の製造たばこ	} 2gを1本に換算して	(計)
3 かぎ用の製造たばこ		1,000本につき3,536円
4 旧3級品の紙巻たばこ		(たばこ税)
		(たばこ特別税)
		(計)
		1,000本につき1,289円
		1,000本につき 389円
		1,000本につき1,678円

10 印 紙 税

印紙税は、流通取引に関連して作成される各種の文書に対して課税される。

印 紙 税 の 税 率

[一般的な契約書、証書等のうち主なものについて掲げた]

(イ)不動産等の譲渡、消費貸借、運送に関する契約書	契約金額により 200円～600,000円(契約金額1万円未満は非課税)
不動産の譲渡に関する契約書で記載金額が一千万円を超えるものは税率が軽減されています。	
(ロ)請負に関する契約書	契約金額により 200円～600,000円(契約金額1万円未満は非課税)
建築工事の請負に関する契約書で記載金額が一千万円を超えるものは税率が軽減されています。	
(ハ)約束手形又は為替手形	手形金額により 200円～200,000円(手形金額10万円未満は非課税)
(ニ)株券、出資証券、社債券、受益証券	券面金額により 200円～20,000円
(ホ)預貯金証書、保険証券、信用状等	1通につき 200円
(ヘ)継続的取引の基本となる契約書	1通につき 4,000円
(ト)配当金領収書、配当金振込通知書	配当金額3,000円以上の場合 200円(配当金額3千円未満は非課税)
(フ)売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書	受取金額により 200円～200,000円 (受取金額3万円未満及び営業に関しないものは非課税)
(リ)預貯金通帳、信託通帳、掛金通帳	1冊・1年につき 200円
(ヌ)判取帳	1冊・1年につき 4,000円

11 揮発油税及び地方道路税

揮発油税及び地方道路税は、製油所等から移出される揮発油又は保税地域から引き取られる揮発油に対して課税される。

揮発油とは、温度15度において0.8017を超えない比重を有する炭化水素油(炭化水素を主成分とし、温度15度及び1気圧において液状のもの)をいう。

揮発油税及び地方道路税の税率

揮発油 1klにつき		
揮発油税	48,600円
地方道路税	5,200円
計	53,800円

12 石油ガス税

石油ガス税は、自動車用の石油ガス容器に充てんされた石油ガス(課税石油ガス)に対して課税される。

石油ガス税の税率

課税石油ガス 1kgにつき	17円50銭
---------------	-------	--------

13 石油税

石油税は、原油又はガス状炭化水素の採取場から移出する原油又はガス状炭化水素及び保税地域から引き取る原油、石油製品並びにガス状炭化水素に対して課税される。

石油税の税率

1 原油・輸入石油製品1klにつき	2,040円
2 ガス状炭化水素のうち		
国産天然ガス	1tにつき	720円
輸入 LPG	1tにつき	670円

14 航空機燃料税

航空機燃料税は、航空機に積み込まれる航空機燃料に対して課税される。

航空機燃料税の税率

1 航空機燃料 1klにつき	26,000円
2 沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料1klにつき	13,000円
3 特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料1klにつき	19,500円

15 電源開発促進

電源開発促進税は、一般電気事業者が販売する販売電気に対して課税される。

電源開発促進税の税率

販売電気 1,000 k w 時につき	445円
---------------------	-------	------

9 たばこ税及びたばこ特別税

(1) 課税状況

区 分	課 税 標 準 金 額 (数 量)	税 額
紙 巻 た ば こ	14,183,658 <small>千本</small>	49,491,546 <small>千円</small>
パ イ プ た ば こ	389	1,383
葉 巻 た ば こ	1,120	3,963
刻 み た ば こ	23	79
かみ用の製造たばこ	-	-
かぎ用の製造たばこ	-	-
税 額 計	-	49,496,971
手 持 品 課 税 額	-	-
合 計 税 額	-	49,496,971
控 除 税 額	-	109,895
差 引 税 額	-	49,387,076
加 算 { 過 少 申 告	-	-
税 額 { 無 申 告	-	-
課 税 人 員		62 人
還 付 金 額		49,977 千円
納 期 限 延 長 税 額		-

調査対象 平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績

(2) 製造場数

区 分	場 数
製 造 場 { 製造たばこ製造場	3
{ 原料事務所	1
{ そ の 他	2
法 定 製 造 場	19
合 計	25

調査時点 平成13年3月31日

10 印 紙 税

(1) 課税状況

区 分	税 額	納 税 人 員	関 係 条 文
税 印 押 な つ	千円 1,941	人 135	第 9 条
印紙税納付計器の使用によるもの	749,352	1,328	第 10 条
書 式 表 示	2,827,095	5,724	第 11 条
預金通帳の一定時納付によるもの	2,904,710	53	第 12 条
計	6,483,098	7,240	
充 当 税 額	23,131	-	
差 引 計	6,459,967	-	
加 算 税	過 少 申 告	59	-
	無 申 告	108	-
	重	5	-
過 怠 税	396,591	1,253	件
還 付 金 額	79,697	-	
印紙税納付計器設置者数		404 人	
印紙税納付計器設置台数		542 台	

調査対象 平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間の印紙税の現金納付による実績

(注) 印紙税は、原則として証書や帳簿に相当額の印紙をちょう付して納税することになっているが、株券、債券等のように一時に多数の課税物件を作成する場合等においては、印紙ちょう付の手数を省くため、例外的に相当額を現金で納付することを認めている。

この場合、課税物件に政府の定める書式による表示をするものを「書式表示」といい、税印の押なつを受けることを「税印押なつ」という。

(2) 課税状況の累年比較

区 分	書 式 表 示	印紙税納付 計器使用分	預金通帳の 一定時納付	そ の 他	計	納 付 人 員
	千円	千円	千円	千円	千円	人
平成8年度	2,601,504	1,145,381	2,888,026	2,151	6,637,060	8,321
9	2,667,058	989,993	2,868,973	2,476	6,528,499	7,876
10	2,641,887	881,786	2,901,504	1,462	6,426,642	7,606
11	2,774,740	803,662	2,903,306	1,456	6,483,162	7,476
12	2,827,095	749,352	2,904,710	1,941	6,483,098	7,240

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

11 揮発油税及び地方道路税

(1) 課税状況

区 分	数 量	税 額
平成8年度	7,313,828 <small>kl</small>	393,483,970 <small>千円</small>
9	7,724,087	415,555,854
10	7,907,742	425,436,493
11	7,887,745	424,360,555
12	7,921,051	426,152,557
移出(引取)数量	8,029,415	-
欠減控除数量	108,397	-
場内消費数量	46	-
用途外使用等数量	-	-
計	7,921,051	426,152,557
控除税額計	-	989
加算税 { 過少申告 { 無申告計	-	426,151,567
合	-	-
	-	426,151,567
課税人 員 額		116 人
還付金 額		- 千円
納期限延長税額		67,231,156 千円

調査対象 平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績

(2) 関係場数

区 分	場 数	区 分	場 数
製 造 場 石油化学工場 未納税蔵置場 特定石油化学製品蔵置場 特定石油化学製品使用場 駐留軍等免税使用場指定店舗	製油所 5	免 税 揮 発 油 使 用 場 外 国 公 館 等 指 定 給 油 所 合 計	航 空 用 揮 14
	天然揮発油製造場 -		電 等 用 揮 -
	廃油再製工場 5		ゴ ム 用 揮 22
	その他 11		塗 料 用 揮 10
	ガ ス 工 場 5		ノルマルパラフィン用揮 -
	特定石油化学製品製造場 5		印刷用インキ用揮 7
	その他 2		接 着 剤 用 揮 -
	未納税蔵置場 14		洗 浄 剤 用 揮 1
	特定石油化学製品蔵置場 21		洗 浄 用 又 は 離 型 用 揮 6
	特定石油化学製品使用場 231		29
駐留軍等免税使用場指定店舗 -	388		

調査時点 平成13年3月31日

12 石油ガス税

(1) 課税状況

区 分	重 量	税 額
平成8年度	89,254 t	1,561,900 千円
9	86,398	1,511,430
10	83,604	1,463,045
11	83,619	1,463,312
12	82,125	1,436,466
移出(引取)重量	82,125	1,436,466
控除税額	-	1,824
差引	-	1,434,640
加算税 { 過少申告	-	228
{ 無申告	-	47
合 計	82,125	1,434,915
課税人員		2,374 人
還付金額		-
納期限延長税額		2,399 千円

調査対象 平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績

(2) 関係場数

区 分	場 数
営業用スタン	170 場
自家用スタン	6
着脱式容器充てん場	15
その他	7
合 計	198
免税課税石油	-
ガス使用場 { 原料用	-
{ 熱源用	-

調査時点 平成13年3月31日

13 石 油 税

(1) 課税状況

区 分	数 量	税 額
原 油 製 油 品 石 ガ ス 状 炭 化 水 素 ガ ス 状 炭 計 除 引 控 算 税 { 過 少 申 告 計 差 算 税 { 無 申 告 計 加 算 税 { 合	k l - -t - - - - -	千円 - - - - - - -
課 税 人 員 還 付 金 額 納 期 限 延 長 税 額		- 人 5,673,083 千円 - 千円

調査対象 平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績

(2) 関係場数

区 分	原 油	ガ ス 状 炭 化 水 素
特 例 承 認 に 係 る 納 税 地 そ の 他 の 納 税 地 未 納 税 蔵 置 場 自 家 用 採 取 場 合 計	場 - - - - -	場 - - 2 2

調査時点 平成13年3月31日

14 航空機燃料税

(1) 課税状況

区 分	数 量	税 額
	kl	千円
平成8年度	89,457	2,325,871
9	110,313	2,785,073
10	120,050	2,995,965
11	112,965	2,814,598
12	122,061	3,029,440
積込数量及び税額	122,061	3,029,440
控除税額	-	156,084
差引	-	2,873,356
加算税 {	過少申告	-
	無申告	-
	重	-
合計	-	2,873,433

調査対象 平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績

(2) 関係場数

区 分	納 税 地 数
特例承認に係るもの	30
その他 {	定期運送事業者に係るもの
	9
その他のもの	11
合計	50

調査時点 平成13年3月31日

15 電源開発促進税

(1) 課税状況

区 分	数 量	税 額	
	千kw時	千円	
平成 8 年度	52,853,006	23,519,587	
9	53,702,977	23,897,824	
10	53,572,280	23,839,664	
11	54,296,417	24,161,905	
12	56,420,218	25,106,993	
販売電気の電力量	従量料金制の供給販売電気	55,915,540	-
	定額料金制の供給販売電気	312,406	-
	計量自家使用販売電気	168,652	-
	推計自家使用販売電気	23,620	-
計	56,420,218	25,106,993	
加算税	過 少 申 告	-	1
	無 申 告	-	-
	重	-	-
	合 計	-	25,106,993
課 税 人 員		1 2 人	

調査対象 平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績

(2) 関係場数

区 分	人 員
一 般 電 気 事 業 者	1 人

調査時点 平成13年3月31日現在

第 編 徵 收

16	国	税	徵	收
17	国	税	滯	納
18	還	付	替	金
19	国	税	振	稅

16～19 徴収関係各表

統計表を見るに当たって

この章は、平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間の国税の徴収、滞納等の事績を示したものである。

16 国税徴収

1 国税徴収

平成12年度の国税の徴収決定済額、収納済額、収納未済額等の状況を示す。

- (1) 徴収決定済額
納税事務の確定した国税で、その事実の確認（徴収決定）を終了した金額
- (2) 収納済額
収納された国税の金額
- (3) 不納欠損額
滞納処分の停止後3年経過及び消滅時効の完成等の理由により納税義務が消滅した国税の金額
- (4) 収納未済額
徴収決定済額のうち収納又は不納欠損を終了しない金額
関係計数については次のとおりである。
 $\text{徴収決定済額} - (\text{収納済額} + \text{不納欠損額}) = \text{収納未済額}$

2 物納

平成12年度の相続税の物納について申請、許可、収納等の状況を示す。

- (1) 収納済額
国に完全に所有権が移転された物納財産の金額
- (2) 引継額
収納済の物納財産を財務局へ引き渡した金額

$\text{許可額}(\text{本書}) + \text{前年度収納未済額} - \text{収納済額}(\text{本書}) = \text{収納未済額}$

$\text{前年度引継未済額} + \text{収納済額} - \text{引継額} = \text{引継未済額}$

$\text{収納済額}(\text{本書及び外書}) + \text{前年度引継未済額} - \text{引継額} = \text{引継未済額}$

3 年賦延納

平成12年度の相続税及び贈与税の年賦延納並びに所得税法第132条の規定による所得税の延納について、申請、許可、収納等の状況を示す。

関係計数については次のとおりである。

$(\text{前年度許可未済額} + \text{本年度申請額}) - (\text{取下・却下等の額} + \text{許可額}) = \text{許可未済額}$

$\text{徴収決定済額} = \text{前年度繰越収納未済額} + \text{前年度繰越延納額} + \text{本年度許可額} - \text{許可取消額等} - \text{徴収決定未済額}$

17 国税滞納

平成12年度の滞納の繰越、新規発生、処理等の状況を示す。

滞納処分

納税者が納付すべき国税を納付の期限までに完納しない場合において、その者の財産を差押え、その差押財産を換価し換価代金から国税を徴収する一連の強制執行手続

関係計数については次のとおりである。

$\text{期首滞納} + \text{新規発生滞納} - \text{整理済滞納} = \text{整理中の滞納}$

18 還付金

平成12年度の還付金支払決定の状況を示す。

還付金

年税額により予定納税額や中間納付税額等が過大になる場合、税額控除の際に控除不足が生じる場合、あるいは純損失の繰戻しが行われる場合等により国税を還付する金額

19 国税振替納

平成12年度の振替納税利用状況を示す。

振 替 納 税

税金を納付する一方法で、税務署から納税者名義の納付書とその納税者が預貯金口座を有する金融機関に送付し、金融機関が納税者の口座から納税者に代わって税金を納付する仕組みである。納付後の領収書は、日本銀行から金融機関が受領し、その金融機関から納税者に直接送付する制度

16 国 税 徴 収

16 - 1 国税徴収状況

(1) 国税徴収状況

区 分	徴 収 決 定 済 額			収 納 済 額			
	本 年 度 分	繰 越 分	計	本 年 度 分	繰 越 分	計	
	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	
平 成 8 年 度	2,365,909,186	108,472,397	2,474,381,583	2,296,903,330	59,091,640	2,355,994,970	
9	2,539,410,557	104,847,505	2,644,258,061	2,459,180,190	58,863,031	2,518,043,221	
10	2,410,913,740	121,416,911	2,532,330,651	2,332,578,133	75,972,882	2,408,551,015	
11	2,328,367,839	110,150,567	2,438,518,405	2,251,861,780	64,113,774	2,315,975,554	
12	2,572,139,087	109,884,454	2,682,023,541	2,502,093,681	64,545,440	2,566,639,121	
所 得 税	源泉所得税	843,527,724	10,279,411	853,807,135	839,766,428	2,674,363	842,440,791
	申告所得税	135,142,440	19,386,718	154,529,158	130,025,395	4,743,927	134,769,322
	計	978,670,164	29,666,129	1,008,336,293	969,791,824	7,418,290	977,210,113
法 人 税	416,150,459	13,673,214	429,823,672	412,939,186	4,181,457	417,120,644	
法 人 特 別 税	2,768	15,865	18,633	2,677	820	3,497	
相 続 税	63,419,448	6,587,732	70,007,179	53,598,719	1,777,912	55,376,631	
地 価 税	-	30,095	30,095	-	3,040	3,040	
消 費 税	249,392	2,603,541	2,852,933	220,155	475,142	695,297	
消費税及地方消費税	537,938,266	20,252,350	558,190,616	524,113,637	13,759,545	537,873,182	
酒 税	63,836,530	28,392	63,864,922	63,799,770	22,432	63,822,202	
た ば こ 税	-	17,435	17,435	-	-	-	
たばこ税及たばこ特別税	49,107,172	2,003	49,109,175	49,107,172	794	49,107,966	
石 油 税	971	-	971	971	-	971	
石油税及石油臨時特別税	-	-	-	-	-	-	
取 引 所 税	-	-	-	-	-	-	
有価証券取引税	124	-	124	124	-	124	
日本銀行券発行税	-	-	-	-	-	-	
旧 税	-	79,528	79,528	-	211	211	
電源開発促進税	25,031,124	-	25,031,124	25,031,124	-	25,031,124	
揮発油税及び地方道路税	423,486,142	36,885,436	460,371,578	389,266,861	36,885,436	426,152,296	
石 油 ガ ス 税	1,432,651	5,589	1,438,240	1,422,441	5,183	1,427,624	
自 動 車 重 量 税	-	-	-	-	-	-	
航 空 機 燃 料 税	2,914,219	-	2,914,219	2,914,160	-	2,914,160	
印 紙 収 入	9,899,657	37,145	9,936,801	9,884,861	15,179	9,900,040	
合 計	2,572,139,087	109,884,454	2,682,023,541	2,502,093,681	64,545,440	2,566,639,121	

調査対象 平成12年4月1日から平成13年3月31日まで

(注) 1 「税目」の区分は、国税収納金整理資金受入科目の区分による。

2 「徴収決定済額」には、還付加算金充当済額（還付加算金を未納の国税に充当した金額）を含む。

3 「相続税」には、贈与税を含む。

不 納 欠 損 額			収 納 未 済 額			区 分
本 年 度 分	繰 越 分	計	本 年 度 分	繰 越 分	計	
千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	
50,939	5,205,304	5,256,242	68,954,917	44,175,454	113,130,371	平 成 8 年 度
44,734	4,798,524	4,843,258	80,185,633	41,185,949	121,371,582	9
40,111	4,658,243	4,698,354	78,295,496	40,785,786	119,081,282	10
135,375	6,304,171	6,439,546	76,370,684	39,732,621	116,103,305	11
155,608	6,849,511	7,005,119	69,889,798	38,489,502	108,379,300	12
30,993	997,667	1,028,660	3,730,303	6,607,381	10,337,685	源泉所得税
1	1,458,824	1,458,825	5,117,044	13,183,966	18,301,010	申告所得税
30,993	2,456,491	2,487,485	8,847,347	19,791,348	28,638,695	計
5,042	3,437,420	3,442,463	3,206,230	6,054,336	9,260,566	法 人 税
-	2,079	2,079	91	12,966	13,057	法 人 特 別 税
-	23,374	23,374	9,820,729	4,786,446	14,607,175	相 続 税
-	646	646	-	26,409	26,409	地 価 税
98	364,352	364,451	29,140	1,764,046	1,793,186	消 費 税
119,474	533,630	653,105	13,705,155	5,959,175	19,664,330	消 費 税 及 地 方 消 費 税
-	-	-	36,760	5,960	42,720	酒 税
-	17,435	17,435	-	-	-	た ば こ 税
-	-	-	-	1,209	1,209	た ば こ 税 及 た ば こ 特 別 税
-	-	-	-	-	-	石 油 税
-	-	-	-	-	-	石 油 税 及 石 油 臨 時 特 別 税
-	-	-	-	-	-	取 引 所 税
-	-	-	-	-	-	有 価 証 券 取 引 税
-	-	-	-	-	-	日 本 銀 行 券 発 行 税
-	6,303	6,303	-	73,014	73,014	旧 税
-	-	-	-	-	-	電 源 開 発 促 進 税
-	-	-	34,219,282	-	34,219,282	揮 発 油 税 及 地 方 道 路 税
-	-	-	10,210	407	10,616	石 油 ガ ス 税
-	-	-	-	-	-	自 動 車 重 量 税
-	-	-	60	-	60	航 空 機 燃 料 税
-	7,779	7,779	14,796	14,187	28,982	印 紙 収 入
155,608	6,849,511	7,005,119	69,889,798	38,489,502	108,379,300	合 計

(2) 税務署別国税徴収状況

署名	源泉所得税			申告所得税			
	徴収決定済額	収納済額	収納未済額	徴収決定済額	収納済額	収納未済額	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
鳥取県計	18,650,034	18,539,651	106,398	4,626,441	4,366,849	251,498	
	13,087,427	12,894,848	182,466	4,139,366	3,746,121	380,409	
	4,727,885	4,710,088	17,575	1,433,704	1,365,924	57,044	
	36,465,347	36,144,588	306,439	10,199,511	9,478,895	688,952	
松江市計	63,291,669	63,169,135	119,069	4,471,616	4,205,457	243,155	
	4,766,360	4,744,216	21,033	1,519,569	1,476,311	39,753	
	7,738,935	7,715,573	23,140	2,855,533	2,793,756	60,710	
	3,096,736	3,084,484	12,120	1,199,463	1,158,705	40,138	
	1,577,147	1,574,542	2,567	529,884	518,921	10,425	
	2,254,241	2,249,015	4,340	893,088	866,798	25,986	
	1,193,311	1,192,235	1,075	296,973	291,141	5,832	
83,918,399	83,729,200	183,344	11,766,125	11,311,089	425,999		
岡山県計	117,407,510	116,942,670	433,719	6,658,262	5,976,089	662,277	
	24,851,782	24,609,186	233,206	7,181,676	6,740,766	406,945	
	5,174,953	5,141,792	31,974	1,352,439	1,305,043	40,464	
	4,314,748	4,280,144	32,669	1,535,823	1,442,078	88,976	
	23,743,013	23,456,359	265,033	6,626,358	5,932,028	671,881	
	3,983,537	3,966,042	17,496	2,134,608	2,072,985	56,610	
	8,863,831	8,809,822	52,879	3,460,019	3,372,106	75,623	
	3,071,483	3,053,218	18,229	719,901	671,187	45,920	
	5,671,988	5,649,840	21,548	1,292,314	1,209,499	69,901	
	2,496,998	2,489,665	7,333	531,740	512,431	18,951	
	1,404,998	1,397,126	7,871	359,451	347,202	12,188	
	5,085,794	5,047,934	37,859	1,357,791	1,301,660	54,688	
	1,948,749	1,939,587	9,094	575,540	542,722	30,059	
	208,019,385	206,783,387	1,168,910	33,785,923	31,425,796	2,234,483	
広島県計	180,025,691	179,512,719	465,550	6,606,968	6,078,689	505,974	
	13,333,383	13,174,354	150,470	4,007,373	3,855,995	148,668	
	43,162,170	42,687,637	458,294	8,603,813	7,827,682	741,387	
	12,995,807	12,569,619	413,597	7,782,951	7,137,060	613,037	
	16,252,149	16,104,239	141,835	4,954,355	4,788,557	160,679	
	3,214,156	3,159,680	51,758	1,135,398	1,034,142	101,013	
	6,290,194	6,212,447	75,151	1,687,840	1,570,443	112,274	
	7,886,330	7,801,647	80,396	2,904,141	2,744,201	158,535	
	30,385,682	29,871,336	486,734	8,021,120	7,205,813	795,483	
	6,420,450	6,357,807	60,083	1,784,329	1,662,406	111,148	
	2,910,125	2,888,904	21,220	822,250	773,128	47,365	
	1,840,674	1,839,159	1,515	545,908	531,324	14,532	
	8,758,470	8,669,738	86,327	2,516,104	2,240,141	272,903	
	11,266,514	11,019,459	232,034	5,632,574	5,270,198	329,576	
16,096,295	16,000,664	89,859	4,113,548	3,865,296	206,184		
1,415,005	1,400,820	12,230	594,422	563,206	31,030		
362,253,093	359,270,230	2,827,052	61,713,096	57,148,279	4,349,787		
山口県計	77,063,042	76,826,505	212,638	4,858,198	4,304,035	502,981	
	13,730,349	13,669,993	59,920	4,307,084	3,933,836	368,704	
	22,437,488	22,370,168	65,525	3,260,912	3,081,529	172,734	
	2,448,977	2,431,064	17,159	941,383	913,463	27,441	
	14,487,446	14,337,325	140,343	3,918,117	3,558,240	338,144	
	5,749,684	5,685,826	61,156	2,114,600	1,945,803	160,675	
	9,513,447	9,392,823	116,703	3,327,872	3,008,901	314,183	
	3,910,728	3,899,280	10,562	1,299,236	1,235,183	61,997	
	2,030,775	2,025,854	4,920	786,113	758,037	26,042	
	2,539,003	2,533,706	5,297	1,025,200	987,055	35,899	
	2,532,230	2,517,485	14,664	621,463	584,856	36,559	
	156,443,169	155,690,029	708,889	26,460,178	24,310,938	2,045,359	
	局引受分	6,707,742	823,357	5,143,051	10,604,324	1,094,325	8,556,430
	全管計	853,807,135	842,440,791	10,337,685	154,529,158	134,769,322	18,301,010

(注) 1 「(1) 国税徴収状況」を署別に示したものである。

2 本年分と繰越分の合計税額を揚げた。

3 「局引受分」とは、国税の徴収を税務署から広島国税局に引き継いだものである。

法人税			相続税			署名
徴収決定済額	収納済額	収納未済額	徴収決定済額	収納済額	収納未済額	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	
12,877,114	12,744,475	128,699	1,783,230	1,421,031	362,199	鳥取県 取子吉計
6,968,325	6,841,660	124,183	1,015,171	996,367	18,779	米倉
2,426,458	2,403,081	23,377	568,542	539,759	28,783	倉取
22,271,897	21,989,217	276,259	3,366,944	2,957,157	409,761	鳥取県計
17,142,133	17,046,079	96,055	1,232,597	1,222,899	9,698	松山 江田雲田
3,237,185	3,226,518	10,667	250,919	235,502	15,417	浜出
11,123,880	11,109,246	14,532	312,334	311,583	752	益田
1,975,257	1,969,455	5,802	137,090	136,579	511	益田
1,216,922	1,215,907	1,015	41,888	41,494	393	石見大東
1,853,115	1,848,500	4,615	407,952	407,950	-	石見大東
901,040	894,539	6,501	57,927	57,927	2	大西
37,449,532	37,310,243	139,187	2,440,707	2,413,935	26,772	島根県計
35,382,284	35,134,010	247,182	3,208,846	2,690,407	518,439	岡山 山
14,935,145	14,817,342	115,544	5,085,473	4,019,766	1,065,701	岡山西
3,656,287	3,642,528	13,688	540,479	468,073	72,283	岡西
3,576,125	3,547,221	28,904	915,207	861,220	53,987	児島敷
12,432,464	12,277,842	150,521	3,114,024	2,759,588	354,435	倉敷
3,698,985	3,683,956	15,029	852,915	698,357	154,557	玉野
6,909,949	6,872,047	37,620	851,902	792,661	59,206	津山
1,211,526	1,209,620	1,709	284,033	280,131	3,903	玉野
7,777,535	7,761,800	15,734	580,665	513,519	67,147	笠岡
1,720,510	1,715,336	5,150	128,530	123,453	5,077	高梁
1,768,736	1,764,794	3,821	180,857	180,327	530	新見
3,207,299	3,181,142	26,157	1,079,969	937,467	142,502	瀬戸
929,267	923,936	5,330	131,454	129,153	2,301	久世
97,206,112	96,531,574	666,390	16,954,352	14,454,121	2,500,067	岡山県計
37,398,681	37,254,114	137,463	3,108,017	2,730,503	376,071	広島 島
12,212,047	12,134,859	77,173	3,059,717	2,245,743	813,974	広島
38,027,547	37,687,570	339,508	4,568,079	3,259,808	1,308,271	広島
7,456,065	7,391,087	61,453	6,674,061	4,496,512	2,177,548	広島
8,120,289	7,962,286	156,224	2,459,431	2,067,389	392,042	広島
1,637,123	1,610,259	25,186	374,998	372,575	2,424	竹原
3,758,142	3,743,353	14,596	443,087	430,332	12,755	三ツ尾
4,326,185	4,299,909	26,021	821,721	581,761	239,960	福山
25,632,798	25,508,786	117,672	5,077,131	4,250,644	826,487	福山
6,960,110	6,939,705	20,395	1,444,941	1,394,828	50,113	府中
1,645,208	1,636,024	9,078	116,330	113,578	2,753	三原
1,247,885	1,245,876	2,008	162,902	159,949	2,953	庄原
9,333,838	9,303,836	29,445	1,166,204	873,847	292,147	西条
5,846,684	5,778,095	67,365	2,579,714	2,029,559	550,155	廿日市
6,596,961	6,567,640	29,321	1,756,060	1,542,775	213,285	海田
603,089	599,972	3,117	162,795	162,795	-	吉田
170,802,654	169,663,371	1,116,025	33,975,188	26,712,598	7,260,938	広島県計
16,260,505	16,135,840	116,077	2,699,993	1,888,499	811,494	下関
14,165,875	14,118,544	47,331	1,319,221	1,222,048	97,174	宇山
29,354,956	29,304,302	50,654	828,978	720,161	108,817	萩
1,661,252	1,654,796	6,456	448,617	445,088	3,529	萩
13,916,004	13,857,213	53,297	1,432,076	1,344,195	87,881	徳山
3,296,667	3,224,184	72,049	892,525	647,288	245,237	防府
4,341,504	4,311,813	29,250	1,436,124	1,240,556	195,568	岩国
1,919,215	1,915,356	3,859	224,133	223,230	903	光
1,422,219	1,420,779	1,440	131,772	115,750	16,022	長門
1,939,311	1,937,682	1,628	514,408	512,987	504	柳井
869,731	865,123	4,607	104,368	103,441	926	厚狭
89,147,240	88,745,633	386,648	10,032,216	8,463,243	1,568,055	山口県計
12,946,237	2,880,605	6,676,057	3,237,772	375,577	2,841,581	局引受分
429,823,672	417,120,644	9,260,566	70,007,179	55,376,631	14,607,175	全管計

(2) 税務署別国税徴収状況(続)

署名	その他の直接税			直接税合計		
	徴収決定済額	収納済額	収納未済額	徴収決定済額	収納済額	収納未済額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
鳥取県	-	-	-	37,936,819	37,072,007	848,795
米子	-	-	-	25,210,290	24,478,996	705,838
倉吉	-	-	-	9,156,589	9,018,853	126,779
鳥取県計	-	-	-	72,303,699	70,569,856	1,681,412
松江市	200	200	-	86,138,214	85,643,769	467,976
浜田	-	-	-	9,774,034	9,682,547	86,870
出雲	-	-	-	22,030,682	21,930,157	99,133
益田市	-	-	-	6,408,546	6,349,223	58,571
石見大東	-	-	-	3,365,841	3,350,864	14,400
大田郷	-	-	-	5,408,396	5,372,264	34,942
島根県計	200	200	-	2,449,251	2,435,843	13,408
岡山県	-	-	-	135,574,963	134,764,667	775,302
岡山市	-	-	-	162,656,902	160,743,175	1,861,617
山西	68	55	13	52,054,145	50,187,116	1,821,409
大寺	-	-	-	10,724,159	10,557,435	158,410
児島	-	-	-	10,341,903	10,130,662	204,536
倉敷	108	108	-	45,915,967	44,425,926	1,441,870
玉野	31	31	-	10,670,076	10,421,372	243,692
津島	-	-	-	20,085,701	19,846,637	225,327
玉野	-	-	-	5,286,943	5,214,155	69,760
笠岡	-	-	-	15,322,502	15,134,658	174,330
高梁	-	-	-	4,877,779	4,840,886	36,511
瀬戸	-	-	-	3,714,042	3,689,449	24,410
久世	-	-	-	10,730,852	10,468,202	261,207
岡山県計	207	195	13	3,585,009	3,535,399	46,783
広島県	-	-	-	355,965,980	349,195,072	6,569,862
広島市	-	-	-	227,139,358	225,576,025	1,485,057
広島市	-	-	-	32,612,521	31,410,951	1,190,285
広島市	-	-	-	94,361,609	91,462,695	2,847,460
広島市	-	-	-	34,908,884	31,594,278	3,265,635
広島市	-	-	-	31,786,223	30,922,471	850,780
竹原	-	-	-	6,361,676	6,176,655	180,380
三原	96	96	-	12,179,360	11,956,671	214,777
尾道	51	51	-	15,938,428	15,427,568	504,912
福山	637	618	19	69,117,370	66,837,197	2,226,396
府中	-	-	-	16,609,830	16,354,747	241,738
三原	-	-	-	5,493,913	5,411,633	80,414
庄原	-	-	-	3,797,368	3,776,308	21,008
西条	-	-	-	21,774,616	21,087,562	680,822
日田市	8	-	8	25,325,494	24,097,312	1,179,139
吉田	-	-	-	28,562,864	27,976,375	538,649
広島県計	792	765	27	2,775,312	2,726,794	46,377
下関	380	380	-	628,744,824	612,795,243	15,553,829
宇山	751	751	-	100,882,119	99,155,260	1,643,190
萩	-	-	-	33,523,280	32,945,171	573,129
徳防	-	-	-	55,882,334	55,476,160	397,730
岩国	-	-	-	5,500,229	5,444,412	54,585
光	-	-	-	33,753,644	33,096,973	619,666
長門	-	-	-	12,053,477	11,503,101	539,116
厚狭	33	33	-	18,618,980	17,954,125	655,705
山口県計	45	45	-	7,353,357	7,273,094	77,321
山口県	-	-	-	4,370,879	4,320,421	48,424
山口県	-	-	-	6,017,922	5,971,430	43,328
山口県	-	-	-	4,127,791	4,070,905	56,757
山口県計	1,208	1,208	-	282,084,011	277,211,052	4,708,952
局引受分	46,446	4,295	39,426	33,542,521	5,178,159	23,256,545
全管計	48,853	6,662	39,466	1,508,215,997	1,449,714,050	52,545,901

消 費 税			消 費 税 及 地 方 消 費 税			署 名
徴収決定済額	収 納 済 額	収 納 未 済 額	徴収決定済額	収 納 済 額	収 納 未 済 額	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	
33,710	24,098	8,268	14,569,344	14,084,629	473,662	鳥取県 取子吉計
29,921	9,269	20,065	13,860,494	13,338,443	517,397	米倉
3,649	2,535	1,048	5,726,258	5,601,293	122,965	倉
67,280	35,901	29,381	34,156,096	33,024,364	1,114,024	鳥取県
13,556	7,033	4,357	17,815,496	17,374,647	439,718	松山 江田雲田
3,412	2,426	217	5,610,762	5,498,098	112,664	浜出
1,276	600	248	9,691,103	9,564,801	124,846	益石
5,629	4,235	652	3,780,019	3,713,010	66,596	益石 見大
1,097	868	-	1,987,458	1,959,649	27,809	石見大
820	294	-	3,006,267	2,943,691	58,569	西郷
-	-	-	1,445,554	1,425,706	19,849	大西
25,790	15,456	5,473	43,336,659	42,479,603	850,050	鳥根 東郷計
32,403	12,005	18,774	35,509,206	34,593,469	908,173	岡山 山
35,788	19,561	13,347	24,589,495	23,776,786	808,037	岡山大
4,574	3,588	967	5,536,279	5,406,391	128,315	西寺島敷
4,347	2,973	1,375	5,691,193	5,604,610	86,583	児倉
52,022	14,030	27,707	21,608,036	20,845,670	749,679	倉敷
4,215	4,168	48	4,972,830	4,890,173	82,657	玉津
35,704	31,597	2,850	9,941,922	9,633,916	302,760	津野
1,025	864	136	3,167,656	3,087,624	79,347	玉野
7,533	2,038	4,927	6,326,071	6,165,074	160,996	笠岡
3,018	2,051	324	2,337,642	2,299,809	37,747	高梁
212	210	2	3,491,219	3,437,141	54,077	新見
10,295	9,095	19	5,482,987	5,326,269	156,327	瀬戸
1,775	709	1,065	2,222,388	2,156,127	66,261	久世
192,911	102,887	71,542	130,876,925	127,223,059	3,620,960	岡山 東計
43,530	6,195	34,595	50,123,691	49,323,590	785,509	広島 島
17,443	8,939	8,484	16,990,623	16,616,078	372,004	広島
84,520	26,310	54,623	44,957,047	43,895,554	1,049,916	広島
32,392	11,172	17,677	13,720,029	12,975,724	728,462	広島
13,030	7,695	3,970	14,436,344	14,033,197	397,234	広島
6,700	2,629	3,377	3,362,306	3,213,649	146,496	竹原
9,861	5,516	3,078	5,529,237	5,333,442	195,529	三原
12,201	6,990	4,349	8,516,933	8,265,668	246,827	尾道
130,165	65,394	56,362	35,691,322	34,372,808	1,301,480	福山
7,074	1,001	3,885	8,021,829	7,824,530	188,565	府中
2,415	108	1,045	3,020,662	2,941,934	77,933	三原
70	26	44	2,288,218	2,245,589	42,629	庄
16,784	3,646	13,087	9,143,114	8,836,464	302,563	西条
18,824	6,571	5,692	10,909,345	10,419,229	482,198	日海
10,595	4,102	3,254	11,746,438	11,444,749	301,144	吉田
1,498	602	673	1,610,933	1,537,612	73,089	海田
407,103	156,896	214,195	240,068,072	233,279,817	6,691,580	広島 田計
47,432	15,050	25,246	17,792,626	16,936,221	829,267	下関 閩部
32,549	16,070	14,403	16,846,113	16,608,805	237,308	宇山
8,866	5,085	2,438	14,437,320	14,264,613	172,361	萩
1,357	983	374	2,453,153	2,396,543	56,345	萩
28,542	13,926	8,700	18,227,271	17,794,269	424,185	徳山
16,231	3,842	6,782	5,299,176	5,134,767	159,347	防府
15,583	4,460	10,684	14,381,255	14,086,212	290,806	岩国
1,663	359	1,134	3,284,836	3,167,775	115,780	光
2,507	2,017	207	2,226,163	2,181,261	44,901	長門
1,640	1,534	106	2,623,832	2,566,759	57,073	柳井
1,137	961	54	2,577,887	2,496,935	79,790	厚狭
157,508	64,288	70,127	100,149,630	97,634,160	2,467,162	山口 狹計
2,002,340	319,868	1,402,468	9,603,234	4,232,178	4,920,553	局引受分
2,852,933	695,297	1,793,186	558,190,616	537,873,182	19,664,330	全管計

(2) 税務署別国税徴収状況(続)

署名	酒 税			た ば こ 税		
	徴収決定済額	収 納 済 額	収 納 未 済 額	徴収決定済額	収 納 済 額	収 納 未 済 額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
鳥取県	108,792	108,787	5	-	-	-
米子	98,607	98,607	-	-	-	-
倉吉	122,084	122,084	-	-	-	-
鳥取県計	329,483	329,478	5	-	-	-
松山県	207,098	207,098	-	-	-	-
浜田	x	x	x	-	-	-
出雲	231,204	231,204	-	-	-	-
益田	52,958	52,958	-	-	-	-
石見	x	x	x	-	-	-
大田	73,139	73,139	-	-	-	-
西郷	x	x	x	-	-	-
松山県計	748,190	747,512	679	-	-	-
岡山県	101,172	101,172	-	-	-	-
山陽	14,169	14,060	109	-	-	-
大寺	19,413	18,758	656	-	-	-
児島	43,995	42,965	1,030	-	-	-
倉敷	237,410	236,995	415	-	-	-
玉島	566,574	566,566	9	-	-	-
津島	76,942	76,779	163	-	-	-
玉野	x	x	x	-	-	-
笠岡	x	x	x	-	-	-
高梁	36,920	36,920	-	-	-	-
新見	x	x	x	-	-	-
瀬戸	49,564,590	49,564,558	32	-	-	-
久世	93,489	93,489	-	-	-	-
岡山県計	50,810,707	50,808,294	2,413	-	-	-
広島県	x	x	x	-	-	-
広島	x	x	x	-	-	-
広島	x	x	x	-	-	-
広島	63,777	63,777	-	-	-	-
呉	985,776	985,491	285	-	-	-
竹原	140,939	139,168	1,771	-	-	-
三原	351,677	351,677	-	-	-	-
尾道	5,687	5,537	150	-	-	-
福山	86,591	86,591	-	-	-	-
三ツ中	18,658	18,658	-	-	-	-
庄原	80,567	79,255	1,312	-	-	-
西条	43,988	43,988	-	-	-	-
日田市	2,037,915	2,029,161	8,754	-	-	-
吉田	1,102,606	1,102,606	-	-	-	-
海田	478,370	477,986	384	-	-	-
広島県計	11,310,623	11,297,967	12,656	-	-	-
下関	126,555	126,487	69	-	-	-
宇部	17,200	17,200	-	-	-	-
山口	27,202	27,202	-	-	-	-
萩	70,179	70,179	-	-	-	-
徳山	118,476	118,169	307	-	-	-
防府	13,119	13,119	-	-	-	-
岩国	179,142	179,142	-	-	-	-
光	5,688	5,688	3	-	-	-
長門	11,071	10,857	214	-	-	-
柳井	35,896	35,896	-	-	-	-
厚狭	35,112	35,017	96	-	-	-
山口県計	639,640	638,952	688	-	-	-
局引受分	26,279	-	26,279	17,435	-	-
全管計	63,864,922	63,822,202	42,720	17,435	-	-

たばこ税及たばこ特別税			揮発油税及地方道路税			署名
徴収決定済額	収納済額	収納未済額	徴収決定済額	収納済額	収納未済額	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	
-	-	-	-	-	-	鳥取県
7,507,192	7,507,192	-	532	532	-	取子吉計
-	-	-	-	-	-	
7,507,192	7,507,192	-	532	532	-	江田雲田東郷計
-	-	-	-	-	-	松浜出益石大西島根
-	-	-	-	-	-	見大
-	-	-	-	-	-	東郷計
-	-	-	-	-	-	岡山
15,612,584	15,612,545	40	-	-	-	東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
30	30	-	679	679	-	山山大
-	-	-	-	-	-	西児倉玉津玉笠高瀬久岡
-	-	-	228,717,626	211,070,814	17,646,813	島敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	54,322	54,322	-	島敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	-	-	-	島敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	-	-	-	島敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	-	-	-	島敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	-	-	-	島敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	-	-	-	島敷島山野岡梁見戸世計
15,612,614	15,612,575	40	228,772,627	211,125,814	17,646,813	島敷島山野岡梁見戸世計
1,747	638	1,109	-	-	-	島敷島山野岡梁見戸世計
466	466	-	-	-	-	島敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	244	244	-	島敷島山野岡梁見戸世計
45	45	0	-	-	-	島敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	-	-	-	島敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	3,080,238	3,080,238	-	島敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	-	-	-	島敷島山野岡梁見戸世計
43	43	-	-	-	-	島敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	-	-	-	島敷島山野岡梁見戸世計
18	-	18	-	-	-	島敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	7,139,706	6,500,231	639,475	島敷島山野岡梁見戸世計
16,336,088	16,336,088	-	-	-	-	島敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	-	-	-	島敷島山野岡梁見戸世計
16,338,407	16,337,280	1,127	10,220,188	9,580,713	639,475	島敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	-	-	-	島敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	67,966,095	62,522,448	5,443,647	島敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	-	-	-	島敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	-	-	-	島敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	78,012,144	72,713,777	5,298,367	島敷島山野岡梁見戸世計
9,650,962	9,650,919	43	-	-	-	島敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	75,399,993	70,209,013	5,190,979	島敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	-	-	-	島敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	-	-	-	島敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	-	-	-	島敷島山野岡梁見戸世計
9,650,962	9,650,919	43	221,378,232	205,445,238	15,932,994	島敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	-	-	-	島敷島山野岡梁見戸世計
49,109,175	49,107,966	1,209	460,371,578	426,152,296	34,219,282	島敷島山野岡梁見戸世計

(2) 税務署別国税徴収状況(続)

署名	印紙収入			その他の間接税		
	徴収決定済額	収納済額	収納未済額	徴収決定済額	収納済額	収納未済額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
鳥取県	238,434	235,646	2,787	188,365	188,365	-
米子	92,760	92,438	322	211,868	211,868	-
倉吉	10,344	10,326	18	10,815	10,815	-
鳥取県計	341,538	338,411	3,127	411,049	411,049	-
松江市	742,744	739,257	3,488	37,533	37,533	-
浜田	×	×	×	×	×	×
出雲	15,164	15,061	104	241,623	241,623	-
益田市	8,938	8,938	-	8,939	8,939	-
石見大田	×	×	×	×	×	×
大田郷	1,295	1,295	-	3,208	3,208	-
西郷	×	×	×	×	×	×
松江市計	782,777	779,168	3,609	308,544	307,658	886
岡山県	1,310,012	1,308,461	1,551	102,867	97,750	5,116
山形	401,793	400,027	1,766	443,290	443,290	-
大寺	6,283	6,283	-	2,314	2,314	-
倉敷	8,443	8,443	-	8,101	8,101	-
玉野	243,083	241,183	1,900	50,021	50,021	-
津島	20,429	20,429	-	12,140	12,140	-
笠岡	35,257	34,992	265	16,654	16,654	-
野田	×	×	×	×	×	×
高梁	×	×	×	×	×	×
瀬戸	7,813	7,803	10	2,892	2,892	-
久世	×	×	×	×	×	×
岡山県計	2,129,280	2,123,736	5,544	661,701	656,585	5,116
広島県	×	×	×	×	×	×
広島	×	×	×	×	×	×
広島	×	×	×	×	×	×
広島	65,846	65,770	76	7,964	7,964	-
竹原	355,165	355,115	50	66,271	63,762	2,510
尾道	18,612	18,612	-	-	-	-
福山	44,115	44,115	-	1,422,437	1,422,378	60
三原	92,428	92,377	52	12,000	12,000	-
庄原	365,613	364,393	1,221	81,397	81,397	-
日田	44,278	44,278	-	6,249	6,249	-
吉田	16,255	16,255	-	7,958	7,958	-
海田	3,923	3,923	-	3,136	3,136	-
広島県計	129,070	128,659	412	23,662	23,662	-
山口県	195,264	192,350	2,914	17,509	16,446	1,063
徳防	125,424	125,322	101	23,351	23,351	-
光	6,453	6,453	-	2,671	2,671	-
山口県計	4,965,726	4,959,913	5,813	27,326,964	27,323,332	3,632
下関	735,482	735,328	-	54,431	54,431	-
宇部	549,415	549,372	42	451,952	451,952	-
萩	73,964	73,934	30	31,542	31,542	-
徳防	4,410	4,410	-	10,761	10,761	-
山府	173,201	172,345	-	39,266	39,266	-
光	24,405	24,401	4	23,057	23,057	-
長門	44,902	43,728	1,174	33,918	33,918	-
厚狭	21,728	21,588	140	5,872	5,872	-
山口県計	10,729	10,729	-	5,292	5,292	-
引受	19,945	19,945	-	11,687	11,687	-
分	42,886	42,886	-	5,094	5,094	-
局	1,701,066	1,698,666	1,391	672,872	672,872	-
全管計	16,414	146	9,498	82,953	2,594	74,055
全管計	9,936,801	9,900,040	28,982	29,464,082	29,374,089	83,690

間 接 税 合 計			総 計			署 名
徴収決定済額	収 納 済 額	収 納 未 済 額	徴収決定済額	収 納 済 額	収 納 未 済 額	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	
15,138,644	14,641,524	484,722	53,075,464	51,713,531	1,333,517	鳥取県 取子吉計
21,801,375	21,258,350	537,784	47,011,665	45,737,346	1,243,622	米倉郡
5,873,151	5,747,053	124,031	15,029,740	14,765,906	250,810	倉吉市
42,813,170	41,646,927	1,146,537	115,116,869	112,216,783	2,827,949	鳥取県
18,816,428	18,365,568	447,562	104,954,642	104,009,336	915,539	松江市 江田雲田
5,724,342	5,609,805	113,767	15,498,376	15,292,353	200,637	浜出郡
10,180,369	10,053,288	125,197	32,211,051	31,983,446	224,330	益石町 大東郷計
3,856,483	3,788,081	67,248	10,265,029	10,137,304	125,820	見大
2,019,031	1,990,297	28,505	5,384,872	5,341,161	42,906	石見郡
3,084,728	3,021,627	58,569	8,493,124	8,393,890	93,511	大西町
1,520,579	1,500,731	19,849	3,969,831	3,936,574	33,257	島根県
45,201,961	44,329,397	860,698	180,776,924	179,094,064	1,635,999	島根県
52,668,244	51,725,402	933,655	215,325,146	212,468,578	2,795,272	岡山市 東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
25,485,243	24,654,433	823,259	77,539,387	74,841,548	2,644,668	山山
5,568,863	5,437,333	129,937	16,293,022	15,994,768	288,347	西大
5,756,079	5,667,091	88,988	16,097,981	15,797,753	293,523	児島郡
250,908,198	232,458,712	18,426,514	296,824,165	276,884,638	19,868,384	倉玉津玉笠高瀬久岡
5,630,511	5,547,797	82,713	16,300,587	15,969,169	326,405	新瀬久岡
10,106,480	9,793,938	306,038	30,192,181	29,640,575	531,366	山山
3,177,587	3,097,349	79,527	8,464,530	8,311,504	149,287	山山
6,409,845	6,243,344	165,932	21,732,347	21,378,003	340,262	山山
2,388,284	2,349,475	38,081	7,266,063	7,190,360	74,592	山山
3,541,469	3,487,389	54,080	7,255,511	7,176,838	78,490	山山
55,083,381	54,925,431	156,378	65,814,232	65,393,633	417,585	山山
2,332,581	2,265,255	67,326	5,917,590	5,800,654	114,110	山山
429,056,764	407,652,949	21,352,428	785,022,744	756,848,021	27,922,290	岡山市
84,192,339	83,353,317	821,690	311,331,697	308,929,343	2,306,747	広島県 島島島
17,328,917	16,945,756	380,601	49,941,438	48,356,707	1,570,886	島島島
45,750,320	44,630,218	1,104,938	140,111,929	136,092,913	3,952,398	島島島
13,890,053	13,124,452	746,215	48,798,937	44,718,731	4,011,851	島島島
15,856,586	15,445,260	404,049	47,642,809	46,367,731	1,254,829	島島島
3,528,556	3,374,057	151,644	9,890,232	9,550,713	332,024	島島島
10,437,566	10,237,365	198,666	22,616,925	22,194,036	413,443	島島島
8,639,250	8,382,572	251,378	24,577,678	23,810,140	756,290	島島島
36,355,089	34,970,582	1,359,064	105,472,458	101,807,779	3,585,460	島島島
8,098,132	7,894,759	192,449	24,707,962	24,249,506	434,187	島島島
3,127,857	3,045,510	80,290	8,621,769	8,457,143	160,704	島島島
2,339,333	2,296,661	42,673	6,136,701	6,072,969	63,680	島島島
11,350,563	11,021,591	324,834	33,125,179	32,109,154	1,005,657	島島島
19,383,254	18,237,432	1,131,342	44,708,748	42,334,743	2,310,480	島島島
28,720,266	28,411,599	304,883	57,283,130	56,387,974	843,532	島島島
1,639,003	1,564,786	73,762	4,414,315	4,291,580	120,139	島島島
310,637,083	302,935,918	7,568,478	939,381,907	915,731,161	23,122,307	島島島
18,756,527	17,867,517	854,582	119,638,645	117,022,776	2,497,772	下関市 関部口
85,863,324	80,165,847	5,695,401	119,386,604	113,111,018	6,268,529	宇山郡 萩
14,578,893	14,402,375	174,829	70,461,227	69,878,536	572,559	山山
2,539,860	2,482,877	56,719	8,040,089	7,927,289	111,303	山山
96,598,900	90,851,753	5,731,560	130,352,544	123,948,725	6,351,226	徳防岩
15,026,950	14,850,104	166,177	27,080,427	26,353,205	705,292	山山
90,054,791	84,556,472	5,493,642	108,673,771	102,510,597	6,149,347	山山
3,319,788	3,201,280	117,057	10,673,145	10,474,374	194,378	山山
2,255,761	2,210,156	45,322	6,626,640	6,530,576	93,746	山山
2,693,000	2,635,821	57,179	8,710,922	8,607,251	100,507	山山
2,662,116	2,580,892	79,939	6,789,908	6,651,798	136,697	山山
334,349,909	315,805,094	18,472,405	616,433,921	593,016,146	23,181,357	山口県 厚山
11,748,655	4,554,787	6,432,853	45,291,176	9,732,946	29,689,398	局引受分
1,173,807,543	1,116,925,071	55,833,399	2,682,023,541	2,566,639,121	108,379,300	全管計

16 - 2 物 納 及 び 年 賦 延 納

(1) 物納状況

区 分	相 続		税		
	件 数	金 額	件 数	金 額	
申請及び許可等の状況	前年度許可未済	127	件	千円	
	本年度申請	162		5,392,506	
	更正減等	1		6,646,198	
	処 理	取 下 げ	1		133,479
			33		918,629
	理 許 可	却 却	-		-
			88	外	-
	計	121			3,826,365
	許可未済	167			8,078,858
	許可後の状況	前年度収納未済	-		-
許可取消等		-		-	
収納未済		88	外	201,245	2,907,736
前年度引継未済		2			46,000
許可取消等		-			-
引継未済		90			3,154,982
物納の撤回状況	前年度承認未済	-		-	
	本年度申請	-		-	
	取 下 げ	-		-	
	却 却	-		-	
	承認未済	-		-	

調査対象 平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間に、相続税の物納について、申請、許可、収納等のあったもの。

- (注) 1 「許可」欄の外書は、許可した年度内に更正減又は許可取消等により控除した件数及び金額である。
 2 「収納」欄の外書は、過誤納額である。

(2) 物納状況の累年比較

区 分	本年度申請額		許可願		許可未済額		前年度収納未済額	収納済額
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
平成8年度	158	4,732,759	68	3,759,931	110	3,989,693	-	3,739,841
9	94	5,421,596	48	2,593,385	111	5,576,117	20,090	2,344,234
10	127	5,641,862	92	4,615,533	123	5,459,488	269,241	4,633,328
11	103	4,550,323	76	2,637,802	127	5,392,506	251,446	2,889,248
12	162	6,646,198	88	2,907,736	167	8,078,858	-	2,907,736

(4) 年賦延納状況の累年比較

区 分	前年度許可未済額及び本年度申請額		許可額		許 件数
	件数	金額	件数	金額	
平成8年度	813	15,321,307	581	9,884,936	168
9	637	11,181,741	399	7,365,108	208
10	632	8,823,784	369	4,571,271	219
11	615	9,582,448	392	7,010,094	179
12	534	7,008,971	315	4,399,988	166

(3) 年賦延納状況

区 分	相 続 税		贈 与 税		所 得 税		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
申 請 及 び 許 可 等 の 許 可 状 況	前年度許可未済	145 2,080,735	34 45,132	- -	179 2,125,867			
	本年度申請	318 4,798,760	37 84,344	- -	355 4,883,104			
	更正減等	19 226,692	- -	- -	19 226,692			
	取 下 げ	28 227,778	- -	- -	28 227,778			
	却 下	5 91,188	1 1,744	- -	6 92,932			
	許 可	271 4,323,667	44 76,321	- -	315 4,399,988			
	許 可 未 済	140 2,010,164	26 51,411	- -	166 2,061,575			
	徴 収 状 況	前年度以前許可分	2,680 4,486,145	153 30,493	- -	2,833 4,516,638		
		本年度許可分	158 1,424,688	31 53,123	- -	189 1,477,811		
		収 納 未 済	214 182,091	62 9,331	- -	274 191,422		
延 納 現 在 額 (徴収決定未済)	2,311 19,303,244	104 43,649	- -	2,415 19,346,893				

調査対象 平成12年4月1日から平成13年3月31日の間に、相続税及び贈与税の年賦延納並びに所得税法第132条の規定による所得税の延納について、申請、許可、収納等のあったもの。

可 未 済 額	徴 収 状 況			延 納 現 在 額 (徴収決定未済)
	徴 収 決 定	徴 収 決 定	収 納 未 済	
金 額	前年度以前許可分	本年度許可分	収 納 未 済	(徴収決定未済)
千円	千円	千円	千円	千円
4,542,988	7,837,455	5,901,980	110,836	32,637,014
3,262,965	8,308,139	4,782,861	179,873	26,988,806
3,973,353	7,144,735	2,238,572	224,424	22,286,489
2,125,867	4,993,377	3,697,848	527,894	20,782,492
2,061,575	4,516,638	1,477,811	191,422	19,346,893

17 国 税 滞 納

(1) 滞納状況

項 目	発 生 の			
	期 首 滞 納		新 規 発 生 滞 納	
	件 数	税 額	件 数	税 額
	件	百万円	件	百万円
平 成 8 年 度	102,660	61,504	274,379	55,402
9	108,084	56,986	297,526	59,472
10	119,949	55,652	281,482	63,802
11	125,901	55,916	262,292	56,584
12	131,394	54,118	235,218	53,465
所 得 税 { 源 申 泉 告 計 分 分	22,456	9,336	40,988	5,823
	69,528	17,978	107,525	10,641
	91,984	27,314	148,513	16,464
法 人 税	7,105	11,786	16,229	8,253
相 続 税	1,486	1,411	8,060	3,021
消 費 税	30,242	13,436	61,768	25,635
そ の 他	577	171	648	92
合 計	131,394	54,118	235,218	53,465

調査対象 平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間における滞納の処理等の状況

(注) 1 地方消費税を除く。

2 件数は納期ごとに1件として計算し、加算税のうち本税と納期を同一にするものは、本税と合わせて1件として掲げた。

状 況		整 理 の 状 況			
合 計		整 理 済 滞 納		整 理 中 の 滞 納	
件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
件	百万円	件	百万円	件	百万円
377,039	116,906	268,955	59,920	108,084	56,986
405,610	116,458	285,661	60,806	119,949	55,652
401,431	119,454	275,530	63,538	125,901	55,916
388,193	112,500	256,799	58,382	131,394	54,118
366,612	107,583	230,642	58,182	135,970	49,401
63,444	15,159	40,375	5,702	23,069	9,457
177,053	28,619	104,641	11,493	72,412	17,126
240,497	43,778	145,016	17,195	95,481	26,583
23,334	20,039	16,858	12,125	6,476	7,914
9,546	4,432	8,147	3,068	1,399	1,364
92,010	39,071	59,847	25,693	32,163	13,378
1,225	263	774	101	451	162
366,612	107,583	230,642	58,182	135,970	49,401

(2) 税務署別滞納状況(平成12年度最終分)

署名	発 生 の 状						
	期 首 滞 納		新 規 発 生 滞 納		合		
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数		
	件	千円	件	千円	件		
鳥米倉鳥	取 県	取子吉計	2,705	664,758	6,450	1,294,255	9,155
			4,099	975,172	6,317	1,307,877	10,416
			696	152,721	2,701	419,057	3,397
			7,500	1,792,651	15,468	3,021,189	22,968
松浜出益石大西島	見 大 根 県	江田雲田東郷計	2,693	681,673	7,532	1,233,265	10,225
			533	98,394	2,315	264,987	2,848
			734	137,764	4,106	585,503	4,840
			327	92,270	1,587	223,670	1,914
			158	21,788	1,030	99,079	1,188
			346	70,619	1,425	132,109	1,771
			77	9,363	380	55,634	457
			4,868	1,111,871	18,375	2,594,247	23,243
岡西倉玉津玉笠高瀬久岡	山 大 島 敷 島 山 野 岡 梁 見 戸 世 計	山 県	6,048	1,693,424	10,623	2,279,126	16,671
			5,171	1,158,571	10,036	1,981,220	15,207
			650	129,299	2,320	334,320	2,970
			1,863	279,510	2,929	448,951	4,792
			6,948	1,449,323	10,448	2,064,919	17,396
			581	141,253	2,074	299,556	2,655
			1,370	283,100	4,684	1,184,997	6,054
			562	101,246	1,279	196,521	1,841
			1,007	164,407	2,062	312,451	3,069
			221	28,396	959	126,271	1,180
			213	29,163	745	114,737	958
			971	200,921	2,773	389,933	3,744
			357	65,300	987	166,364	1,344
			25,962	5,723,913	51,919	9,899,366	77,881
広広広	島 島 島 北 原 原 道 山 中 次 原 奈 市 田 田 計	島 県	6,651	1,571,295	8,788	1,790,391	15,439
			2,448	588,172	6,141	1,238,079	8,589
			9,010	2,288,671	13,000	2,786,221	22,010
			7,882	1,678,265	11,698	1,865,365	19,580
			2,443	590,708	7,934	1,313,499	10,377
			983	238,565	2,017	340,331	3,000
			1,373	299,352	3,030	474,091	4,403
			2,038	433,556	5,258	729,711	7,296
			8,765	2,137,490	13,506	2,934,300	22,271
			1,806	307,087	3,088	609,273	4,894
			961	127,009	1,812	295,842	2,773
			248	56,265	850	118,484	1,098
			1,968	457,466	3,228	725,171	5,196
			3,832	813,721	7,547	1,288,510	11,379
2,244	395,667	6,838	1,244,124	9,082			
328	63,348	1,065	155,077	1,393			
52,980	12,046,637	95,800	17,908,469	148,780			
下宇山徳防岩長柳厚山局全	萩 光 門 井 狭 計	山 府 国 門 井 狭 計	6,820	1,395,511	9,232	1,514,711	16,052
			2,702	386,041	6,726	1,033,063	9,428
			1,840	299,517	4,407	692,808	6,247
			413	77,550	1,771	177,232	2,184
			4,422	788,302	6,940	1,098,805	11,362
			2,261	345,227	3,364	486,604	5,625
			2,914	509,559	5,299	740,551	8,213
			478	93,989	1,711	207,893	2,189
			641	88,433	1,224	102,901	1,865
			481	75,310	1,189	143,891	1,670
			439	113,855	1,463	240,753	1,902
			23,411	4,173,294	43,326	6,439,212	66,737
			16,673	29,271,736	10,330	13,600,448	27,003
			131,394	54,120,102	235,218	53,462,931	366,612

(注) 「(1)滞納状況」を署別に示したものである。

況	整 理 の 状 況				署 名		
	整 理 済 滞 納		整 理 中 の 滞 納				
	税 額	件 数	税 額	件 数			
	千円	件	千円	件	千円		
1,959,013	6,073	1,291,467	3,082	667,546	鳥米倉島	取 県	取子吉計
2,283,049	6,053	1,394,503	4,363	888,546			
571,778	2,774	448,225	623	123,553			
4,813,840	14,900	3,134,195	8,068	1,679,645			
1,914,938	7,376	1,316,359	2,849	598,579	松浜出益石大西島	見 大	江田雲田田東郷計
363,381	2,198	258,013	650	105,368			
723,267	4,151	602,246	689	121,021			
315,940	1,641	252,389	273	63,551			
120,867	1,057	98,615	131	22,252			
202,728	1,444	150,875	327	51,853			
64,997	405	57,228	52	7,769			
3,706,118	18,272	2,735,725	4,971	970,393			
3,972,550	9,819	2,337,889	6,852	1,634,661	岡岡西児倉玉津玉笠高瀬久岡	山 山 大	東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
3,139,791	9,828	2,080,524	5,379	1,059,267			
463,619	2,418	358,629	552	104,990			
728,461	3,451	569,875	1,341	158,586			
3,514,242	10,341	2,136,825	7,055	1,377,417			
440,809	1,991	336,084	664	104,725			
1,468,097	4,700	1,188,006	1,354	280,091			
297,767	1,200	194,500	641	103,267			
476,858	2,047	311,449	1,022	165,409			
154,667	945	116,906	235	37,761			
143,900	758	103,945	200	39,955			
590,854	2,789	424,099	955	166,755			
231,664	945	162,989	399	68,675			
15,623,279	51,232	10,321,720	26,649	5,301,559			
3,361,686	8,782	1,919,091	6,657	1,442,595	広広広	島 島 島 呉	東南西北
1,826,251	6,273	1,328,698	2,316	497,553			
5,074,892	13,051	3,137,951	8,959	1,936,941			
3,543,630	11,763	2,079,949	7,817	1,463,681			
1,904,207	7,985	1,399,742	2,392	504,465			
578,896	1,938	357,076	1,062	221,820			
773,443	3,084	491,622	1,319	281,821			
1,163,267	5,369	824,515	1,927	338,752			
5,071,790	13,616	3,057,679	8,655	2,014,111			
916,360	3,151	610,768	1,743	305,592			
422,851	1,896	312,310	877	110,541			
174,749	849	139,294	249	35,455			
1,182,637	3,035	652,466	2,161	530,171			
2,102,231	7,231	1,294,240	4,148	807,991			
1,639,791	6,926	1,284,910	2,156	354,881			
218,425	1,085	157,202	308	61,223			
29,955,106	96,034	19,047,513	52,746	10,907,593			
2,910,222	9,035	1,753,499	7,017	1,156,723	下宇山	萩	関部口
1,419,104	6,566	1,067,514	2,862	351,590			
992,325	4,299	693,681	1,948	298,644			
254,782	1,777	201,352	407	53,430			
1,887,107	6,727	1,207,656	4,635	679,451			
831,831	3,213	510,317	2,412	321,514			
1,250,110	5,123	768,672	3,090	481,438			
301,882	1,569	207,245	620	94,637			
191,334	1,466	142,894	399	48,440			
219,201	1,200	154,030	470	65,171			
354,608	1,348	269,642	554	84,966			
10,612,506	42,323	6,976,502	24,414	3,636,004			
42,872,184	7,881	15,978,052	19,122	26,894,132			
107,583,033	230,642	58,193,707	135,970	49,389,326			

18 還 付 金

還付金の支払決定の状況

区 分	支 払 決 定 済 額		合 計
	支 払 命 令 官 分	支 払 委 託 官 分	
	千円	千円	千円
平成8年度	99,676,405	1,703,505	101,379,910
9	129,986,560	1,989,197	131,975,757
10	138,826,098	2,090,545	140,916,643
11	140,711,843	2,194,335	142,906,178
12	130,258,299	2,355,561	132,613,860
源泉所得税	52,562,061	2,043,367	54,605,429
申告所得税	5,838,979	158,748	5,997,728
法人税	20,427,071	23,095	20,450,166
消費税	44,582,573	86,105	44,668,678
その他諸税	6,847,614	44,245	6,891,859
還付金合計	130,258,299	2,355,561	132,613,860

調査期間

平成12年4月1日から平成13年3月31日

用語の説

- 1 「支払命令官分」とは、還付金の支払場所が銀行等の金融機関扱いのもので、「支払委託官分」とは、還付金の支払場所が郵便局扱いのものである。
- 2 「消費税」とは、消費税と消費税及地方消費税の合計額である。

(注) 還付加算金を含む

19 国税振替納税

振替納税利用状況

区	分	要納付人員	左のうち、振替納税用納付書を金融機関に送付した者	利 用 率	振替納税で納付した者	振 替 率
			人		人	
申告所得税	平成8年度	735,275	614,355	83.6	584,573	95.2
	9	745,311	617,783	82.9	584,071	94.5
	10	606,910	512,226	84.4	485,033	94.7
	11	625,820	509,539	81.4	482,890	94.8
	12	615,086	501,202	81.5	474,091	94.6
	第1期分 (法定納期限平成12年7月31日)	83,978	77,305	92.1	72,074	93.2
	第2期分 (法定納期限平成12年11月30日)	83,624	77,015	92.1	71,037	92.2
	第3期分 (法定納期限平成13年3月15日)	447,484	346,882	77.5	330,980	95.4
	計(延べ)	615,086	501,202	81.5	474,091	94.6

(注) 「利用率」欄は、「要納付人員」に対する「左のうち、振替納税用納付書を金融機関に送付した者」の割合を示し、「振替率」欄は、「左のうち、振替納税用納付書を金融機関に送付した者」に対する「振替納税で納付した者」の割合を示す。

第 編 その 他

20	不		服		審		査
21	訴		訟		事		件
22	直	接	国	税	犯	則	件
23	間	接	国	税	犯	則	件
24	税			理		事	士

20～24 その他

統計表を見るに当たって

20 不服審査

この統計表は、平成12年度における国税通則法及び行政不服審査法による不服申立ての事績を、異議申立てと、審査請求とに分けて掲げたものである。

21 訴訟事件

この統計表は、平成12年度における賦課、徴収又は滞納処分に関連して、国、国税局長又は税務署長を当事者又は参加人とする訴訟の事績について、国側被告事件（賦課又は徴収）と、国側原告事件（滞納処分）に区分して掲げたものである。

なお、原告、被告の区分はすべて当該事件の第一審における原告、被告の区分による。

22 直接国税犯則事件

この統計表は、平成12年度の国税犯則取締法に基づく直接国税に係る犯則事件に対する処分の状況について掲げたものである。

23 間接国税犯則事件

この統計表は、平成12年度の国税犯則取締法に基づく間接国税に係る犯則事件に関する事績を、検挙及び処理の状況、通告処分及び履行状況、酒税の違反行為別検挙の状況、消費税の違反行為別検挙件数に区分して掲げたものである。

24 税理士

この統計表は、平成13年3月末における税理士登録者数の状況を掲げたものである。

20 不服審査

(1) 異議申立て

区分	本年度要処理件数				みなす審査請求件数
	前年度未決繰越件数	本年度に申立てた件数		計	
	件	処分に係るもの	不作為に係るもの	件	
申告所得税	152	371	-	523	2
源泉所得税	6	13	-	19	-
法人所得税	4	46	-	50	-
相続税	2	29	-	31	-
贈与税	-	-	-	-	-
消費税	53	97	-	150	2
有価証券取引税	-	-	-	-	-
地価税	-	-	-	-	-
法人特別税等	6	-	-	6	-
地方消費税	19	80	-	99	2
酒税	-	-	-	-	-
徴収関係	4	8	-	12	-
計	246	644	-	890	6

(2) 審査請求

区分	本年度要処理件数				計
	前年度未決繰越件数	本年度に請求した件数		みなす審査請求件数	
	件	処分に係るもの	不作為に係るもの	件	
申告所得税	198	145	-	2	345
源泉所得税	5	2	-	-	7
法人所得税	79	12	-	-	91
相続税	7	11	-	-	18
贈与税	4	-	-	-	4
消費税	92	36	-	2	130
有価証券取引税	-	-	-	-	-
地価税	-	-	-	-	-
法人特別税等	16	1	-	-	17
地方消費税	8	25	-	2	35
酒税	-	-	-	-	-
徴収関係	3	4	-	-	7
計	412	236	-	6	654

(1)・(2)共通

調査対象
調査機関
(注)

国税通則法及び行政不服審査法に基づき異議申立て及び審査請求されたもの
平成12年4月1日から平成13年3月31日

1 件数は、処分に係るものについては1処分ごとに、その他のものについては1事案ごとに1件として掲げた。ただし、本税と加算税を併せて異議申立てがあった場合は、1件として掲げた。

2 審査請求の内書は、国税局分である。

用語の説明

1 不作為とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにもかかわらず、これをしないことをいう。

2 みなす審査請求とは、国税局長又は、税務署長等が異議申立てを審査請求として取り扱うことを適当と認め、かつ、異議申立人がそれに同意したとき、あるいは更正決定等について審査請求がされている場合に、その更正決定等に係る課税標準等についてされた他の更正決定等に対し異議申立てがされたときに審査請求がされたものとみなされたものをいう。

3 みなす取下げとは、異議決定を経ないで審査請求がされた場合に取り下げられたものとみなされた異議申立て及び審査請求がされた日以前に異議申立てに係る処分の全部を取り消す旨の異議決定書の謄本を発している場合に取り下げられたものとみなされた審査請求をいう。

本年度処 理 済 件 数								本年度未決 繰越件数
み な す 取下げ件数	取 下 げ 件 数	却 下 件 数	棄 却 件 数	全 部 取消し件数	一 部 取消し件数	変 更 そ の 他	計	
件	件	件	件	件	件	件	件	件
-	51	8	227	13	67	-	366	155
-	10	-	3	1	4	-	18	1
-	11	-	14	-	2	-	27	23
-	10	-	6	-	1	-	17	14
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	23	2	60	-	11	-	96	52
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	6
-	15	1	38	-	9	-	63	34
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	4	3	4	-	-	-	11	1
-	124	14	352	14	94	-	598	286

本年度処 理 済 件 数								本年度未決 繰越件数
み な す 取下げ件数	取 下 げ 件 数	却 下 件 数	棄 却 件 数	全 部 取消し件数	一 部 取消し件数	変 更 そ の 他	計	
件	件	件	件	件	件	件	件	件
-	-	7	127	2	18	-	154	191
-	-	-	2	-	-	-	2	5
-	-	-	14	-	18	-	32	59
-	-	4	2	4	-	-	10	8
-	-	4	-	-	-	-	4	-
-	3	1	48	3	16	-	71	59
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	1	6	2	-	-	9	8
-	1	-	9	-	1	-	11	24
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	1	2	2	-	-	-	5	2
-	5	19	210	11	53	-	298	356

- 4 取下げとは、不服申立人が異議申立て又は審査請求を撤回したものをいう。
- 5 却下とは、不服申立ての要件を欠いているため審査の対象にならないと判定されたものをいう。
- 6 棄却とは、原処分を適法又は妥当と認め、不服申立てが認められなかったものをいう。
- 7 取消し又は変更とは、原処分の全部又は一部に違法又は不当を認め、原処分の全部又は一部を取り消した判定をいう。

21 訴 訟 事 件

(1) 国側被告事件

区 分			前年度 末係属 件 数	事 件 区分の 変更等 の調整 件 数	本年度 提 起 件 数	本 年 度 終 結 件 数										本年度 末係属 件 数
						取下げ	却 下	国 側 勝 訴	国 側 一 部 勝 訴	国 側 敗 訴	差 戻 し	和 解	そ の 他	計		
第 一 審	課 税 関 係	所 得 税	11	-	3	-	-	6	-	1	-	-	-	7	7	
		所 法 人 税	17	-	3	1	-	1	-	-	-	-	-	2	18	
		資 産 税	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2
		消 費 税	1	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	2
		酒 税	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
		そ の 他	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-
	計	32	-	9	1	-	9	-	1	-	-	-	-	11	30	
	徴 収 関 係	行 政 事 件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		行 執 行 停 止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		損 害 賠 償	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 民 事 件		-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
簡 易 事 件		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-		
合 計		32	-	10	2	-	9	-	1	-	-	-	-	12	30	
控 訴 審	課 税 関 係	所 得 税	5	-	5	-	-	5	-	-	-	-	-	5	5	
		所 法 人 税	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1	
		資 産 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		消 費 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		酒 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		そ の 他	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-
	計	7	-	6	1	-	6	-	-	-	-	-	-	7	6	
	徴 収 関 係	行 政 事 件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		行 執 行 停 止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		損 害 賠 償	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 民 事 件		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
簡 易 事 件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
合 計		7	-	6	1	-	6	-	-	-	-	-	-	7	6	

調査対象 国税の賦課又は徴収に関する訴訟事件

調査期間 平成12年4月1日から平成13年3月31日

注) 件数は、訴状1通につき1件とした。控訴審又は上告審において、原告、被告双方から控訴又は上告した事案についても1件とした。

区 分			前年度 末係属 件 数	事 件 区分の 変更等 の調整 件 数	本年度 提 起 件 数	本 年 度 終 結 件 数										本年度 末係属 件 数	
						取下げ	却 下	国 側 勝 訴	国 側 一 部 勝 訴	国 側 敗 訴	差 戻 し	和 解	そ の 他	計			
上 告	課 税 関 係	所 得 税	1	-	4	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	4	
		法 人 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		資 産 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		消 費 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		酒 税 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
審	徴 収 関 係	そ の 計	1	-	6	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	6	
		行 政 事 件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		執 行 停 止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		損 害 賠 償	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
		そ の 他 民 事 簡 易 事 件 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計			1	-	7	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	7	
審 級 別 合 計	課 税 関 係	所 得 税	17	-	12	-	-	12	-	1	-	-	-	-	13	16	
		法 人 税	18	-	4	2	-	1	-	-	-	-	-	-	3	19	
		資 産 税	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	
		消 費 税	1	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	2	
		酒 税 他	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
	そ の 計	1	-	3	-	-	2	-	-	-	-	-	-	2	2		
	合 計			40	-	21	2	-	16	-	1	-	-	-	19	42	
	徴 収 関 係	行 政 事 件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		執 行 停 止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		損 害 賠 償	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
そ の 他 民 事 簡 易 事 件 計		-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
計		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計			-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1		
合 計			40	-	23	3	-	16	-	1	-	-	-	20	43		

- 用語の説明
- 1 取下げとは、原告が訴えを撤回したものをいう。
 - 2 却下とは、控訴要件又は上訴の要件が具備されていないため、不適法として排訴されたものをいう。
 - 3 差戻しとは、上級審で原判決を取り消した場合に、審理をやり直させるため改めて控訴審又は第一審に移審されたものをいう。
 - 4 和解とは、争っている当事者が互いに譲歩して争いをやめたものをいう。

(2) 国側原告事件（徴収関係）

区 分	前年度 未係属 件数	事 件 区分の 変更等 の調整 件数	本年度 提 起 件数	本 年 度 終 結 件 数										本年度 未係属 件数	
				取下げ	却 下	国 側 勝 訴	国 側 一 部 勝 訴	国 側 敗 訴	差戻し	和 解	その他	計			
第 一 審	詐 害 行 為	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	名 義 変 更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	債 権 取 立	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	そ の 他 民 事 令	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	簡 易 支 払 命 令 分 行 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強 制 執 行 他	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-
そ の 他	-	-	5	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	5	-
計	-	-	7	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	6	1
控 訴 審	詐 害 行 為	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	名 義 変 更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	債 権 取 立	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他 民 事 令	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	簡 易 支 払 命 令 分 行 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強 制 執 行 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
上 告 審	詐 害 行 為	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	名 義 変 更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	債 権 取 立	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他 民 事 令	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	簡 易 支 払 命 令 分 行 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強 制 執 行 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
審 級 別 合 計	詐 害 行 為	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	名 義 変 更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	債 権 取 立	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	そ の 他 民 事 令	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	簡 易 支 払 命 令 分 行 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強 制 執 行 他	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-
そ の 他	-	-	5	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	5	-
計	-	-	7	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	6	1

調査対象 国税滞納処分に関する訴訟事件
 調査期間 平成12年4月1日から平成13年3月31日

22 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数

区 分	起 訴 事 件			左 の 内 訳			
	前年からの 繰越未決件数	本年の 起 訴 件 数	起訴件数の 合 計	有 罪	無 罪	公訴権消滅	未 決
申告所得税	1	2	3	-	-	-	3
法 人 税	4	3	7	4	-	-	3
合 計	5	5	10	4	-	-	6

調査期間 平成12年1月1日から平成12年12月31日

(2) 有罪に係る人員及び金額

区 分	懲役刑を科せられたものの人員	罰 金	
		人	金 額
申告所得税	-	-	-
法 人 税	4	-	72,000
合 計	4	-	72,000

調査期間 平成12年1月1日から平成12年12月31日

(注) 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。

(3) 犯則者違反行為別件数

申 告 所 得 税		法 人 税	
該当条項	件 数	該当条項	件 数
第238条	外 件	第159条	外 件
	-		4
第244条	-	第164条	4
	-		-
合 計	-	合 計	4
	-		4

(注) この表は、「(3) 起訴事件数」の「有罪件数」欄の内書を示したものである。
2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。

23 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理の状況

区 分	酒								
	免 許 者				非免許者		小 計		
	酒類等製造者		酒類販売業者		外	件	外	件	
要 処 理 件 数	前年度からの繰越処理未済 検	-	-	-	-	-	-	-	-
処 理 件 数	通 告 処 分 告 発 { 収 税 官 吏 { そ の 他 { 問 知 処 分 { 知 処 分 { 告 発 { 分 前 公 訴 権 消 滅	-	-	-	-	-	-	-	-
本 年 度 未 処 理 未 済 件 数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
犯 則 に 係 る 税 額 通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	-	-	-	-	-	-	-	-	-

区 分	石 油 ガ ス 税				石 油 税				
	ほ脱犯		秩序犯		ほ脱犯		秩序犯		
	件	外	件	計	件	外	件	計	
要 処 理 件 数	前年度からの繰越処理未済 検	-	-	-	-	-	-	-	-
処 理 件 数	通 告 処 分 告 発 { 収 税 官 吏 { そ の 他 { 問 知 処 分 { 知 処 分 { 告 発 { 分 前 公 訴 権 消 滅	-	-	-	-	-	-	-	-
本 年 度 未 処 理 未 済 件 数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
犯 則 に 係 る 税 額 通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	-	-	-	-	-	-	-	-	-

調査対象 平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間における間接国税の犯則事件
 (注) 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外
 の者及び行為者を示す。
 2 税関分を含まない。

犯則者が判明 しないもの	税 計		揮 発 油 税			地方道路税
	外	件	ほ脱犯	秩序犯	計	
外	件	件	件	件	件	件
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-

た	ば	こ	取引所税	印紙税	航空機 燃料税	電源開発 促進税	合 計	
ほ脱犯	秩序犯	税 計					外	件
件	件	件	件	件	件	件	外	件
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-

- 用語の説明
- 1 通告処分とは、犯則者に対し罰科金に相当する金額、没収品等を納付すべき旨を通告したものをいう。
 - 2 通知処分とは、犯則の心証を得なかったものについてその旨を通知したものをいう。
 - 3 不問処分とは、犯則の心証を得たが軽微な犯則事件等で、通知処分又は告発を行わなかったものをいう。
 - 4 収税官吏とは、犯則事件の調査のため、質問、検査、領置、臨検、搜索、差押等を行うことができる国税職員をいう。

(2) 通告処分及び履行状況

区 分	酒 税								
	免 許 者				非 免 許 者		計		
	酒 類 等 製 造 者		酒 類 販 売 業 者		外	件	外	件	
要 履 行 件 数	前年度からの繰越履行未済 通 告 処 分 計	-	-	-	-	-	-	-	-
履 行 等 件 数	通告不履行による告発 通 告 後 公 訴 権 消 滅 通 告 履 行 計	-	-	-	-	-	-	-	-
本 年 度 未 履 行 未 済 件 数		-	-	-	-	-	-	-	-
通 告 履 行 罰 科 金 相 当 額		-	千円	-	千円	-	千円	-	千円

区 分	石 油 税			た	
	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	ほ 脱 犯	件
要 履 行 件 数	前年度からの繰越履行未済 通 告 処 分 計	-	-	-	-
履 行 等 件 数	通告不履行による告発 通 告 後 公 訴 権 消 滅 通 告 履 行 計	-	-	-	-
本 年 度 未 履 行 未 済 件 数		-	-	-	-
通 告 履 行 罰 科 金 相 当 額		-	千円	-	千円

調査対象 平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間における間接国税の犯則事件

(注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

2 税関分は含まない。

用語の説明 不履行とは、通告処分を履行しなかったものをいう。

揮 発 油 税			石 油 方 又 税		
ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計
外	件	外	件	件	件
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
千円	千円	千円	千円	千円	千円
-	-	-	-	-	-

ば こ 税		合 計	
秩 序 犯	計		
件	件	外	件
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
千円	千円	-	千円
-	-	-	-

(3) 酒税の違反行為別検挙件数等

区 分	免 許											
	酒 類 製 造 者				酒母もろみこうじ製造者				酒 類 卸 売 業 者			
	件数	犯 則 数 量	税 額	件数	犯 則 数 量	税 額	件数	犯 則 数 量	税 額	件数	犯 則 数 量	税 額
	件	l	kg	千円	件	l	kg	千円	件	l	kg	千円
第 5 4 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 5 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 6 条第 1 項第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 6 条第 1 項第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 6 条第 1 項第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 6 条第 1 項第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 6 条第 1 項第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 6 条第 1 項第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 6 条第 1 項第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 8 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 9 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 6 0 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
犯則者が判明しないも	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」のうち酒税について、違反行為の該当条項別に示したものである。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙件数

揮 発 油 税		石 油 税		石 油 ガ ス 税		た ば こ 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第 2 7 条第 1 項第 1 号	-	第 2 4 条第 1 項第 1 号	-	第 2 8 条第 1 項第 1 号	-	第 2 8 条第 1 項第 1 号	-
第 2 7 条第 1 項第 2 号	-	第 2 4 条第 1 項第 2 号	-	第 2 8 条第 1 項第 2 号	-	第 2 8 条第 1 項第 2 号	-
第 2 8 条第 1 号	-	第 2 5 条第 1 号	-	第 2 9 条第 1 号	-	第 2 9 条第 1 号	-
第 2 8 条第 2 号	-	第 2 5 条第 2 号	-	第 2 9 条第 2 号	-	第 2 9 条第 2 号	-
第 2 8 条第 3 号	-	第 2 6 条第 1 号	-	第 2 9 条第 3 号	-	第 3 0 条第 1 号	-
第 2 9 条第 1 号	-	第 2 6 条第 2 号	-	第 3 0 条第 1 号	-	第 3 0 条第 2 号	-
第 2 9 条第 2 号	-	第 2 6 条第 3 号	-	第 3 0 条第 2 号	-	第 3 0 条第 3 号	-
第 2 9 条第 3 号	-	第 2 6 条第 4 号	-	第 3 0 条第 3 号	-	第 3 0 条第 4 号	-
第 2 9 条第 4 号	-			第 3 0 条第 4 号	-		
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

印 紙 税	
該 当 条 項	件数
第 2 2 条第 1 項第 1 号	-
第 2 2 条第 1 項第 2 号	-
第 2 3 条	-
第 2 4 条	-
第 2 5 条第 1 号	-
第 2 5 条第 2 号	-
第 2 5 条第 3 号	-
第 2 5 条第 4 号	-
第 2 6 条第 1 号	-
第 2 6 条第 2 号	-
合 計	-

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」のうち酒税以外について、違反行為の該当条項別に示したものである。

者酒類小売業者				非 免 許 者				計				左の計のうち密輸 入酒類に係るもの			
件数	犯則	数量	税額	件数	犯則	数量	税額	件数	犯則	数量	税額	件数	犯則	数量	税額
件	1	kg	千円	件	1	kg	千円	件	1	kg	千円	件	1	kg	千円
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

も

取引所税		航空機燃料税		地方道路税		電源開発促進税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第15条	-	第20条第1項第1号	-	第15条第1項第1号	-	第13条	-
第16条	-	第20条第1項第2号	-	第15条第1項第2号	-	第14条第1号	-
第17条	-	第21条第1号	-	第15条の2	-	第14条第2号	-
第17条の2	-	第21条第2号	-			第14条第3号	-
第18条	-	第21条第3号	-				
第19条第1号	-						
第19条第2号	-						
第19条第3号	-						
第19条第4号	-						
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

24 税 理 士

税理士登録者数

区分	弁護士	公 認 会 計 士	試 験 合 格 者	試 験 免 除 者	資 格 認 定 者	税 務 代 理 士	特 別 試 験 合 格 者	合 計
	人	人	人	人	人	人	人	人
平成 8 年度	6	166	1,019	383	37	22	1,439	3,072
9	5	167	1,038	401	30	20	1,391	3,052
10	5	167	1,058	432	24	19	1,333	3,038
11	5	159	1,075	462	21	17	1,291	3,030
12	7	160	1,092	500	16	14	1,238	3,027

調査時点 平成13年3月31日

用語の説明

- 1 試験合格者とは、税理士試験の試験科目の最終科目が試験合格による者をいう。
- 2 試験免除者とは、税理士試験の試験科目の最終科目が免除による者をいう。
- 3 資格認定者とは、税理士法施行（昭和26年7月15日）の際、国又は地方公共団体の職員である者で、税理士試験の合格者と同等以上の学識を有する旨の税理士試験委員の認定を受けた者をいう。
- 4 税務代理士とは、税務代理士の許可を受けた者をいう。
- 5 特別試験合格者とは、一定の実務経験を有する者に対し行う特別の税理士試験に合格した者をいう。

付 録

- 1 所得税の控除及び税率の変遷
- 2 法人税の税率の変遷
- 3 酒類の税率の変遷
- 4 たばこの税率の変遷
- 5 平成12年度税制改正の要綱

1 所得税の控除及び税率の変遷

区分	平成 8 年	平成 9 年	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年	
所得控除	基礎控除	380,000円				
	配偶者控除	380,000円				
		年齢70歳以上の老人控除対象配偶者				
		480,000円				
		同居している特別障害者である控除対象配偶者		680,000円		730,000円
		同居している特別障害者である老人控除対象配偶者		780,000円		830,000円
		(控除対象配偶者の所得要件:合計所得金額38万円以下であること)				
	特別控除	380,000円				
		合計所得金額1,000万円以下の者について適用する 配偶者に所得がある場合の控除額の調整				
		控除対象配偶者の場合		配偶者の所得	控 除 額	
				5万円未満	38万円	
				5～10万円未満	33万円	
				10～15万円未満	28万円	
				15～20万円未満	23万円	
		20～25万円未満	18万円			
		25～30万円未満	13万円			
		30～35万円未満	8万円			
		35～38万円未満	3万円			
		38万円	0円			
控除対象配偶者以外の配偶者の場合		配偶者の所得	控 除 額			
		38～40万円未満	38万円			
		40～45万円未満	36万円			
		45～50万円未満	31万円			
		50～55万円未満	26万円			
		55～60万円未満	21万円			
		60～65万円未満	16万円			
		65～70万円未満	11万円			
		70～75万円未満	6万円			
		75～76万円未満	3万円			
		76万円以上	0円			
扶養控除	380,000円					
	年齢16歳未満の年少扶養親族					
	480,000円					
	年齢16歳以上23歳未満の特定扶養親族					
	530,000円		580,000円		630,000円	
	年齢70歳以上の老人扶養親族					
	480,000円					
	ただし、老人扶養親族のうち同居している老親					
	580,000円					
	同居している特別障害者である扶養親族					
	680,000円		730,000円			
	同居している特別障害者である年少扶養親族					
830,000円						
同居している特別障害者である特定扶養親族						
880,000円		930,000円		980,000円		
同居している特別障害者である老人扶養親族						
780,000円		830,000円				
同居している特別障害者である同居老親						
830,000円		930,000円				
(扶養親族の所得要件:合計所得金額38万円以下であること)						

区分	平成 8 年	平成 9 年	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年
所得	障害者・ 老年者・ 寡婦・ 寡夫及び 勤労学生 控除	控除額(障害者、寡婦、寡夫、勤労学生)			
		270,000円			
		障害者のうち、特別障害者に該当する場合			
		350,000円		400,000円	
		寡婦のうちの特別加算に該当する場合			
		350,000円			
所得 控除	その 他の 所得 控除	老年者控除			
		500,000円			
		(所得要件等)			
		(1) 障害者 所得要件なし			
		(2) 老年者 その年12月31日において65歳以上で年間所得1,000万円以下の者			
		(3) 寡婦(寡夫) 寡婦とは、次の者(老年者でない者に限る)			
		1. 夫と死別・離婚しまだ再婚していない者又は夫が生死不明などの者で、扶養親族又は、所得金額の合計額が38万円以下の生計を一にする子(他の者の控除対象配偶者、扶養親族とされない者に限る)がある者			
		2. 夫と死別しまだ再婚していない者又は夫が生死不明などの者で、所得金額の合計額(繰越損失控除前)が500万円以下の者			
		特定の寡婦とは、前記1に該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、所得金額の合計額(繰越損失控除前)が500万円以下の者(老年者でない者に限る)			
		寡夫とは、妻と死別・離婚しまだ再婚していない者又は妻が生死不明などの者で、所得金額の合計額が38万円以下の生計を一にする子(他の者の控除対象配偶者、扶養親族とされない者に限る)があり、かつ、所得金額の合計額(繰越損失控除前)が500万円以下の者(老年者でない者に限る)			
所得 控除	その 他の 所得 控除	(4) 勤労学生 勤労学生とは、学生、生徒等のうち、給与所得等の所得金額の合計が65万円以下で、かつ、自己の勤労所得以外の所得が10万円以下の者			
		(1) 雑損控除 住宅、家財等の家庭用財産の災害等による損失額のうち、所得金額の10%を超える金額。ただし、災害に直接関連して支出された費用についての控除額は、所得金額の10%相当額又は5万円のいずれか低い金額を超える金額			
		(2) 医療費控除 支払った医療費(保険金などで補てんされる金額を除く)のうち、所得金額の5%相当額と10万円のいずれか少ないほうの金額を超える金額(最高200万円)			
		(3) 社会保険料控除 支払額の全額			
		(4) 小規模企業共済等掛金控除 小規模企業共済等掛金(第1種共済契約に係る掛金)及び心身障害者扶養共済制度の掛金の支払額の全額			
小規模企業共済掛金(旧第2種共済掛金を除く)及び心身障害者扶養共済制度の掛金の支払額の全額					
所得 控除	その 他の 所得 控除	(5) 寄付金控除 国又は地方公共団体に対する寄付金 社会福祉への貢献、教育の振興等のためにした寄付金 政党その他一定の政治団体又は特別の公職の候補者に対する寄付金等について、寄付金の額(所得金額の25%を限度)のうち、1万円を超える部分の金額を所得控除する。			

区 分		平成 8 年	平成 9 年	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年
所得 控 除	そ の 他 の 所 得 控 除	<p>(6) 生命保険料控除</p> <p>〔 一般の生命保険料の計の金額(A)を下の算式に当てはめてそのAの金額を基に計算した金額 (最高5万円) 〕</p> <p>+</p> <p>〔 個人年金保険料の計の金額(B)を下の算式に当てはめてそのBの金額を基に計算した金額 (最高5万円) 〕</p> <p>25,000円までの場合 _____ A又はBの金額</p> <p>25,000円を超え50,000円までの場合 _____ (A又はB) × 1/2 + 12,500円</p> <p>50,000円を超える場合 _____ (A又はB) × 1/4 + 25,000円</p> <p>(7) 損害保険料控除</p> <p>家屋又は家財について支払った損害保険料、傷害保険料、医療費用保険料等</p> <p>〔 長期保険料の計の金額(A) (Aの金額が10,000円を超える場合はA × 1/2 + 5,000円) (最高15,000円) 〕</p> <p>+</p> <p>〔 短期保険料の計の金額(B) (Bの金額が2,000円を超える場合はB × 1/2 + 1,000円) (最高3,000円) 〕</p> <p>(最高限度額15,000円)</p>				
	税 額 控 除	<p>配当所得を上積とし、配当所得以外の所得と合わせた課税総所得金額が1,000万円に達するまでの配当所得の金額について10%、1,000万円を超える部分の金額について5%</p> <p>証券投資信託の収益の分配については5% (課税総所得金額が1,000万円を超えるときは、その超える部分については2.5%)</p> <p>ただし、証券投資信託の収益の分配に係る配当所得、株式配当等につき源泉分離課税を選択した配当所得、少額配当の確定申告不要制度により申告しなかった配当所得は配当控除の対象とならない。</p>				
控 除	外 国 税 除 金 等	<p>外国の所得税を課せられた年分の所得税額のうち外国源泉の所得全体に対応する金額を限度として税額控除する。一定額の範囲内で、過去3年以内の控除枠に加え、また過去3年以内の控除未済額は当年で控除することを認める。</p>				
	住 宅 借 入 金 等	<p>新築又は既存の居住用家屋の取得等をして、6カ月以内に居住の用に供した場合のその住宅に係る借入金残高及び一定の増改築に係る借入金残高等を対象として算出した額を所得税額から控除する。</p> <p>(所得要件)</p> <p>年間所得2,000万円以下の年に限る: _____ 3,000万円以下の年に限る</p> <p>(控除期間)</p> <p>6年間 _____ 15年間</p>				
そ の 他	政 党 等 寄 付 金 特 別 控 除	<p>個人が行う政治団体等に対する献金のうち、政党・政治資金団体(「政党等」という)に対する献金(特定寄付金と合わせて所得金額の25%を限度)については、寄付金控除に代えて、次のいずれか少ない方の金額の税額控除を選択することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (その年中に支出した政党等に対する寄付金の合計額 - 1万円) × 30% ・ 納税者の納付する所得税額の25%相当額 				
	特 別 控 除	<p>(1) 退職所得</p> <p>勤続年数1年につき、勤続年数20年まで40万円、20年超70万円を乗じた金額(最低限度額80万円、障害者になったことにより退職する場合はさらに100万円加算)を収入金額から控除し、その控除後の金額の2分の1相当額を課税所得とし、分離課税する。</p> <p>(2) 山林所得</p> <p>収入金額から植林費等の必要経費を控除した残額から50万円を控除し、五分五乗により分離課税する。</p>				

区分	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	
そ の 控 除	特別 控 除	(3) 譲渡所得 総合課税 譲渡益から50万円を控除し、その残額のうち、長期譲渡所得に係る部分の金額の2分の1に相当する金額と短期譲渡所得に係る部分の金額との合計額を総所得金額に算入する。 分離課税 譲渡所得のうち、土地・建物等の譲渡については、譲渡益から一定の特別控除額を控除して分離課税する。 (4) 一時所得 収入金額からその収入を得るために支出した金額と特別控除額50万円とを控除し、その金額の2分の1に相当する金額を総所得金額に算入する。				
	給 与 所 得 控 除	収入金額が180万円以下の場合		収入金額×40% (65万円に満たない場合は65万円)		
		収入金額が180万円を超え360万円以下の場合		収入金額×30%+18万円		
	収入金額が360万円を超え660万円以下の場合		収入金額×20%+54万円			
	収入金額が660万円を超え1,000万円以下の場合		収入金額×10%+120万円			
	収入金額が1,000万円超の場合		収入金額×5%+170万円			
給 与 の 特 定 支 出 控 除	給与所得の金額の計算上、特定支出の額が給与所得控除を超える場合には、申告によりその超える部分を控除することができる。					
の 専 従 者 特 別 控 除	(青色 申告 特別 控 除)	青色事業専従者給与 青色事業専従者給与額のうち、届けた金額の範囲内で労働の提供の程度等からみて労働の対価として相当であると認められる金額 白色事業専従者控除 500,000円[最高限度:事業所得等の金額/(1+事業専従者の数)] 配偶者の場合 860,000円[最高限度:事業所得等の金額/(1+事業専従者の数)] 青色申告特別控除 事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営む青色申告者で、帳簿書類を備え付けてこれらの所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記録している者 350,000円 450,000円 550,000円 (450,000円) 上記以外の青色申告者 100,000円				
	他 公 的 年 金 等 控 除	定額控除と定率控除の合計				
		定額控除 1,000,000円(65歳未満の者500,000円)				
		定率控除 定額控除後の年金収入が				
		360万円以下の場合		定額控除後の金額×25%		
		720万円以下の場合		(定額控除後の金額-360万円)×15%+90万円		
720万円を超える場合		(定額控除後の金額-720万円)×5%+144万円				
最低控除額 1,400,000円(65歳未満の者700,000円)						
税 率	330万円以下		10%		10%	
	330万円を超え900万円以下		20%		20%	
	900万円を超え1,800万円以下		30%		30%	
	1,800万円を超え3,000万円以下		40%		1,800万円を超える金額 37%	
	3,000万円超		50%			

2 法人税の税率の変遷

区 分	62.4.1以降終了	平元.4.1以降開始	2.4.1以降開始	10.4.1以降開始	11.4.1以降開始	
各事業年度の所得に対する税率	普通 基本税率	42%	40%	37.5%	34.5%	30%
		32%	35%			
	法人 軽減税率	年 8 0 0 万 円 以 下 (資本金1億円以下の法人のみ)				
		30%	29%	28%	25%	22%
	24%	26%				
	協同組合等	27%	27% 一定の協同組合等の 所得10億円超分30%	27%	25%	22%
		22%	25%			
	公益法人 等	27%				
		25%				
	清算所得に対する税率	積立成る部分から	非 課 税 (積立金から成る部分については清算所得に対する法人税を課さない)			
その他		37%	35.2%	33%	30.7%	27.1%
		24.8%				
同族会社の積立金に対する税率及び	資本金	資本金の25%相当額からその事業年度末の利益積立金額を控除した金額				
	基準所得	35%				
	基準額	年1,500万円				
	基準	各事業年度の留保取得金額から上記基準のうち、最も多い金額を控除した金額				
		年 3,000万円 以下		10%		
		年 3,000万円 超		15%		
		年 1億円 超		20%		
退職年金等積立金に対する税率	退職年金業務等を行う法人の退職年金等積立金の額の1%				非課税	

3 酒類の税率の変遷

区 分		昭和59.5.1以降		平成元.4.1以降		平4.4.1以降	平6.5.1以降
清 酒	特級 (15度)	従量税 570,600円 / kl	従価税 税率 150/100 (非課税限度額あり)	(級別の廃止)		133,700円 / kl	140,500円 / kl
	一級 (15度)	279,500円 / kl	-	184,300円 / kl			
	二級 (15度)	107,900円 / kl	-	117,000円 / kl			
ビール		239,100円 / kl	-	208,400円 / kl		222,000円 / kl	

区 分		平成元.4.1以降	平成6.5.1以前	平成9.10.1以降	平成10.5.1以降	平成10.10.1以降
ウイスキー類 (40度)		982,300円 / kl		551,000円 / kl	409,000円 / kl	
し ょ う ち ゅ う	甲類 (25度)	119,800円 / kl	155,700円 / kl	201,900円 / kl	248,100円 / kl	
	乙類 (25度)	70,800円 / kl	102,100円 / kl	150,700円 / kl		199,400円 / kl

区 分		平成12.10.1以降
し ょ う ち ゅ う	甲類 (25度)	248,100円 / kl
	乙類 (25度)	

(注) WTOの勧告に基づく税率の改正を、平成9年10月1日から段階的に実施

4 たばこの税率の変遷

区 分		平成元.4.1以降	平成10.12.1以降	平成11.5.1以降	
紙	巻 た ば こ	1,000本につき	3,126円	3,946円	3,536円
パイプ	たばこ・葉巻たばこ	1,000gにつき	3,126円	3,946円	3,536円
刻み	たばこかみ用及びかぎ用の製造たばこ	2,000gにつき	3,126円	3,946円	3,536円
旧 3 級 品 の	紙巻たばこ	1,000本につき	1,484円	1,873円	1,678円

(注) 平成10年12月1日たばこ特別税施行

平成 12 年度税制改正の要綱

〔平成 12 年 1 月 14 日〕
閣 議 決 定

最近の経済情勢等を踏まえ、本格的な景気回復に資する等の観点から、民間投資等の促進及び中小企業・ベンチャー企業の振興を図るための措置を講ずるとともに、年金税制、法人関係税制、年齢 16 歳未満の扶養親族に係る扶養控除制度等について、社会経済情勢の変化等に対応するため所要の措置を講ずることとし、次のとおり税制改正を行うものとする。

一 民間投資等の促進

- 1 住宅ローン税額控除制度について、平成 13 年中に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額、控除期間及び控除率を次のように改める。

		現 行	改 正 案	
平成 13 年 居 住 分	< 控除期間 6 年間 >	〔住宅借入金等の年末残高〕	〔控除率〕	
			〔適用年・控除率〕	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2,000 万円以下の部分 ・ 2,000 万円超 3,000 万円以下の部分 	1%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5,000 万円以下の部分 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 年目から 6 年目まで ・ 7 年目から 11 年目まで ・ 12 年目から 15 年目まで
		0.5%		1%
		平成 13 年 7 月 1 日から同年 12 月 31 日までの居住分		
		同 左		

- 2 特定情報通信機器の即時償却制度について、個人事業者又は法人が、平成 13 年 3 月 31 日までの間に、取得価額 100 万円未満の特定の情報通信機器を取得し、事業の用に供した場合には、初年度において、取得価額の全額の損金算入を認める。
- 3 中小企業投資促進税制について、中小企業者等が平成 13 年 5 月 31 日までの間に一定の機械装置、器具備品、貨物自動車又は内航船舶を取得し、製造業、建設業等の用に供した場合には、取

得価額の 100 分の 30 の特別償却又は取得価額の 100 分の 7 の特別税額控除の選択適用（一定の要件を満たすリース資産についても特別税額控除を適用）を認める。

- 4 中小企業技術基盤強化税制について、平成 13 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度（平成 13 年分）の特別税額控除割合を 100 分の 10 とする特例を認める。

二 中小企業・ベンチャー企業の振興

1 特定中小会社の株式の譲渡益に対する課税の特例の創設

特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の特例の対象となる特定中小会社の特定株式を平成 12 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの間に払込みにより取得した一定の個人が、その特定中小会社の株式の上場等の日において引き続き 3 年を超えて所有していたその特定株式をその上場等の日以後 1 年以内に譲渡（証券業者への売委託に基づくもの等に限る。）をした場合には、一定の要件の下で、その譲渡による株式等に係る譲渡所得等の金額をその 2 分の 1 に相当する金額とする特例を設ける。

この場合において、上記の特例と現行のいわゆる創業者利益の特例（上場等の日において 3 年を超えて所有していた株式を上場等の日以後 1 年以内に譲渡した場合に、その譲渡による株式等に係る譲渡所得等の金額をその 2 分の 1 に相当する金額として課税する特例）との重複適用を認める。

2 同族会社の留保金課税の特例の創設

次の法人について、2 年間の措置として、同族会社の留保金課税を適用しない特例を設ける。

- (1) 設立後 10 年以内の新事業創出促進法の中小企業者に該当する会社
- (2) 新事業創出促進法の認定事業者（主務大臣の認定を受けた計画に係る新事業分野開拓を実施する者）

3 その他

- (1) 中小企業新技術体化投資促進税制について、対象設備の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長する。
- (2) 中小企業者等が取得する不正アクセス防御用設備について、2 年間の措置として、取得価額の 100 分の 20 の特別償却を認める。
- (3) 欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置について、中小企業者の設立後 5 年間に生じた欠損金額及び中小企業経営革新支援法に規定する承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を行う中小企業者の欠損金額に係る適用除外措置の適用期限を 2 年延長する。

(備考)相続税等における取引相場のない株式の評価方法の適正化

- (1) 類似業種比準方式による評価方法について、各比準要素のうち利益金額に比重を置いた方法とするとともに、中会社及び小会社の株式について評価の安全性に対する斟酌（しんしゃく）の見直しを行う。
- (2) 小会社の規模基準のうち従業員数基準の見直しを行う。
- (3) 純資産価額方式によることとされている、いわゆる「2要素ゼロの会社（類似業種比準方式の各比準要素のうち2要素がゼロである会社）」の株式の評価について、類似業種比準方式の併用を認める。

三 年金税制

1 確定拠出型年金制度（仮称）に係る税制上の措置

確定拠出型年金法（仮称）による確定拠出型年金制度の創設に伴い、同制度における拠出、運用及び給付の各段階について、次の措置を講ずる。

(1) 拠出段階

企業型年金の事業主掛金については、事業主の所得の金額の計算上損金（必要経費）に算入するとともに、当該掛金に係る従業員の給与所得の金額の計算上、収入金額に算入しない。

各年において個人型年金の加入者（以下「個人型加入者」という。）が自己が加入者である個人型年金につき支払った個人型加入者掛金については、次による。

イ 国民年金の第二号被保険者のうち厚生年金基金、適格退職年金等の対象となっておらず、かつ、確定拠出型年金の企業型年金の対象となっていない企業の従業員が支払った個人型加入者掛金については、その全額を所得控除の対象とする。

ロ 自営業者等の国民年金の第一号被保険者が支払った個人型加入者掛金については、その全額を所得控除の対象とする。

(2) 運用段階

資産管理機関が設定する信託

資産管理機関が受託者である企業型年金に係る信託については、信託財産に帰せられる収入及び支出等の帰属の原則を適用しない。

特別法人税

事業主掛金及びその運用益並びに個人型加入者掛金及びその運用益を対象として特別法人税を課税する。

企業型年金の年金資産である信託財産につき受託者である資産管理機関が受ける一定の利子等又は配当等に対しては、所得税の源泉徴収を行わない。

(3) 給付段階

老齢給付金

イ 受給権者が支給を受ける分割（年金）払いの老齢給付金については、公的年金等控除を適用する。

ロ 受給権者が支給を受ける一時金払いの老齢給付金については、退職手当等とみなす。

(注)退職手当等とみなして退職所得の金額を計算する場合の退職所得控除の計算の基礎となる勤続年数の計算については、掛金払込期間を老齢給付金に係る退職所得の勤続年数とするとともに、他の退職所得との間で所要の調整を行う。

障害給付金

障害給付金については、所得税を課税しない。

死亡一時金

死亡一時金については、相続税法上のみなし相続財産(退職手当金等に含まれる給付)として相続税の課税対象とするとともに、法定相続人1人当たり500万円までの非課税制度の対象とする。

脱退一時金

脱退一時金については、所得税を課税する。

(4) 移管・移行

確定拠出型年金間の年金資産の移管

加入者が離転職し、年金資産を移管する場合には、一定の手続を前提として税制上の措置を継続する。

確定給付型年金等からの移行

確定給付型年金等から確定拠出型年金への移行に伴う所要の措置を講ずる。

(5) その他所要の措置を講ずる。

2 その他

外国法人が退職年金業務等を行う場合について、退職年金等積立金に対する法人税に関する規定につき所要の整備を行う。

四 法人関係税制

1 法人税における有価証券の評価方法等について、次のとおり時価法を導入する等の措置を講ずる。

(1) 法人が事業年度末に有する有価証券の評価方法等について、次の改正を行う。

売買目的の有価証券については、時価により事業年度末の評価を行う。

上記の時価評価の対象とならない有価証券のうち、償還期限及び償還金額のあるものについては、帳簿価額と償還金額との差額をその取得時から償還時までの期間に配分して、益金の額又は損金の額に算入する。

低価法については、改正事業年度の前事業年度末の価額による切放し措置を講じた上、これを廃止する。

(2) 法人が事業年度末に有する未決済のデリバティブ取引については、事業年度末に決済したものとみなして計算した利益相当額又は損失相当額を益金の額又は損金の額に算入する。

- (3) 資産・負債の価額変動等による損失を減少させるために行ったデリバティブ取引等のうち、一定の要件を満たすものについては、みなし決済による利益相当額又は損失相当額の計上を繰り延べる等のいわゆるヘッジ処理を行う。
- (4) 長期外貨建債権債務については、取得時の為替相場に加え、事業年度末の為替相場による換算を認める。
- (5) 上記(1)から(4)までの措置に関連し、有価証券を売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券及びその他有価証券に区分して譲渡損益の計算を行う等所要の措置を講ずる。

2 ソフトウェアの資産区分を、減価償却資産（無形固定資産）とし、その耐用年数を、複写して販売するための原本となるソフトウェアについては3年、それ以外のものについては5年（開発研究用は3年）とする。

3 産業活力再生特別措置法の規定による認定を受けて行う登記に対する登録免許税の税率の特例のうち、株式会社又は有限会社の設立又は資本の増加の登記に対する登録免許税の軽減税率を1,000分の1.5（現行1,000分の3.5、1,000分の2）に引き下げる。

（備考）会社分割に係る税制については、商法や企業会計における検討の動向等を見極めつつ、その具体的な対応を検討する。また、連結納税制度については、引き続き、その導入に向けた検討を進める。

五 社会経済情勢の変化への対応

1 年齢16歳未満の扶養親族に係る扶養控除制度の見直し年齢16歳未満の扶養親族に係る扶養控除の額の割増（10万円加算）の特例を廃止する。（注）上記の改正は、平成12年分以後の所得税について適用する。

2 相続税の延納の利子税の軽減

相続税の延納の利子税率を次のように改める。

区 分	現 行	改正案
(1) 不動産等の価額が課税相続財産の価額の50%以上の場合		
不動産等の価額に対応する税額（ から までを除く。）	5.4% (3.3%)	3.6% (2.2%)
不動産等の価額が課税相続財産の価額の75%以上の場合の不動産等の価額に対応する税額	4.2% (2.5%)	
緑地保全地区等の土地の価額に対応する税額	4.8% (2.9%)	

計画伐採立木の価額が課税相続財産の価額の 30% 以上の場合の当該立木の価額に対応する税額	3.6% (2.2%)	3.0% (1.8%)
その他の財産の価額に対応する税額	6.0% (3.6%)	5.4% (3.3%)
(2) 不動産等の価額が課税相続財産の価額の 50% 未満の場合		
立木の価額が課税相続財産の価額の 30% を超える場合の立木の価額に対応する税額 (を除く。)	5.4% (3.3%)	4.8% (2.9%)
緑地保全地区等の土地の価額に対応する税額	4.8% (2.9%)	4.2% (2.5%)
計画伐採立木の価額が課税相続財産の価額の 30% 以上の場合の当該立木の価額に対応する税額	3.6% (2.2%)	3.0% (1.8%)
その他の財産の価額に対応する税額	6.6% (4.0%)	6.0% (3.6%)

(注) 上記の改正は、平成 12 年 4 月 1 日以後の期間に対応する利子税について適用する。なお、() 内は、利子税の割合の特例を適用した後の利子税率 (公定歩合 年 0.5% の場合) である。

3 環境・福祉関係

- (1) 公害防止用設備の特別償却制度について、対象設備にダイオキシン類排出削減設備を加えるとともに、産業廃棄物処理用設備の高温焼却装置に係る要件を緩和するほか、対象設備の見直しを行った上、その適用期限を 1 年又は 2 年延長する。
- (2) 再商品化設備等の特別償却制度について、適用対象に家庭用電気機器廃棄物再生処理装置を加えるとともに、対象設備の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長する。
- (3) 障害者対応設備等の特別償却制度について、対象設備等にノンステップバスを加えるとともに、バスに係る償却割合を 100 分の 20 (現行 100 分の 25) に引き下げた上、その適用期限を 2 年延長する。
- (4) エネルギー需給構造改革推進投資促進税制について、対象設備等の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長する。
- (5) 再生資源分別回収設備の特別償却制度について、対象設備の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長する。
- (6) 金属鋳業等鋳害防止準備金制度の適用期限を 2 年延長する。
- (7) 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金制度の適用期限を 2 年延長する。

4 住宅・土地関係

- (1) 給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例の適用期限を 2 年延長する。

- (2) 住宅ローン税額控除制度及び特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例の対象となる住宅借入金等の借入先の範囲に、当初の住宅借入金等の借入先である一定の金融機関等（以下「当初の適格金融機関等」という。）から当該住宅借入金等に係る債権の譲渡等を受けた一定の者（一定の要件の下で当該住宅借入金等に係る債権の管理・回収等の業務を当該当初の適格金融機関等に委託等をしているものに限る。）を加えること等により、住宅借入金等に係る債権の譲渡等があった場合でも引き続きこれらの特例の適用が受けられる措置を講ずる。
- (3) 収用等の場合の5,000万円特別控除等の適用対象に、緑資源公団法の規定に基づく資産の収用等に伴い、補償金等を取得した場合を加える。
- (4) 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円特別控除の適用対象に、緑資源公団法の規定に基づく創設換地により土地等を取得しなかったことに伴い清算金を取得した場合を加える。
- (5) 不動産特定共同事業者が、平成12年4月1日から平成14年3月31日までの間に、不動産特定共同事業契約（匿名組合契約）に基づく一定の事業により取得する不動産の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率を1,000分の30（本則1,000分の50）に軽減する特例を設ける。
- (6) 不動産特定共同事業者が不動産特定共同事業契約（任意組合契約）に基づく事業により取得する土地等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。
- (7) 土地に関する登記のうち課税標準が不動産の価額であるものに係る登録免許税の課税標準の特例の適用期限を3年延長する。

5 阪神・淡路大震災の被災者等に係る特例関係

- (1) 阪神・淡路大震災により滅失又は損壊をした建物等の原状回復のために要する費用に係る指定寄附金の認定申請期限を1年延長する。
- (2) 被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の要件とされる譲渡期限を2年延長する。
- (3) 被災代替資産等の特別償却制度の適用期限を2年延長する。
- (4) 阪神・淡路大震災の被災者等に係る特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の適用期限を2年延長する。
- (5) 阪神・淡路大震災の被害者に対する特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置について、対象範囲から特別貸付けを終了した公的貸付機関等を除外した上、その適用期限を5年延長する。
- (6) 阪神・淡路大震災の被災者等が新築又は取得した建物に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税の免税措置の適用期限を5年延長する。
- (7) 阪神・淡路大震災の被災者等が取得した特定の土地に係る所有権等の移転登記に対する登録免許税の免税措置の適用期限を5年延長する。

6 特定目的会社等に係る税制上の措置

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律及び証券投資信託及び証券投資法人に関する法律の改正に伴い、次の措置を講ずる。

(1) 特定目的会社（SPC）の流動化対象資産の範囲の拡大等に伴う措置

一定の要件を満たす特定目的会社が国内において支払を受ける一定の利子等又は配当等については、所得税の源泉徴収を行わない。

一定の要件を満たす特定目的会社について、支払配当の損金算入措置を引き続き講ずる。

特定目的会社が新たに発行できることとされる社債については、転換社債又は新株引受権付社債と同様の課税を行う。

一定の要件を満たす特定目的会社について、不動産等を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置を引き続き講ずる。

その他所要の税制上の措置を講ずる。

(2) 証券投資法人（改正後 投資法人（仮称））の運用対象資産の範囲の拡大等に伴う措置

一定の要件を満たす投資法人が国内において支払を受ける一定の利子等又は配当等については、所得税の源泉徴収を行わない。

一定の要件を満たす投資法人について、支払配当の損金算入措置を引き続き講ずる。

投資法人が新たに発行できることとされる投資債（仮称）については、社債と同様の課税を行う。

その他所要の税制上の措置を講ずる。

(3) 特定目的信託（仮称）及び投資信託（仮称）の創設に伴う措置

特定目的信託及び投資信託については、信託財産に帰せられる収入及び支出等の帰属の原則を適用しない。

特定目的信託の信託設定時の資産の移転は、その設定時の資産の譲渡とみなす。

一定の要件を満たす特定目的信託及び投資信託が国内において支払を受ける一定の利子等又は配当等については、所得税の源泉徴収を行わない。

特定目的信託及び投資信託（証券投資信託及び証券投資信託以外の投資信託のうち公募型のものを除く。以下「特定信託」という。）の信託財産から生ずる所得について、法人税の課税対象とし、その特定信託が、多数の投資家又は特定の機関投資家に証券を発行しているものであること、所得の100分の90以上を分配していること等の要件を満たしている場合には、所得の金額を限度として、その計算期間に係る支払配当の額を損金の額に算入する。

特定目的信託及び投資信託に係る受益証券の収益の分配については、これらの信託に係る信託財産やその受益証券の内容に応じた課税を行うとともに、特定目的信託及び投資信託のうち証券投資信託以外のものから支払を受ける収益の分配については、受取配当等の益金不算入又は配当控除に関する規定は適用しない。

その他所要の税制上の措置を講ずる。

7 その他

- (1) 民事再生法の制定に伴い、貸倒引当金の繰入限度額の計算上個別評価による繰入れの対象となる事由に、民事再生法の規定による再生計画認可の決定を加える等所要の措置を講ずる。
- (2) 農地等に係る相続税及び贈与税の納税猶予の特例について、農用地利用集積計画に基づき一定の要件の下で特例適用農地等の貸付けを行った場合には、納税猶予の特例の継続適用を認める措置を講ずる。
- (3) 農業共済組合が、平成 12 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までの間に、農業災害補償法の規定により農業共済組合連合会の権利義務を包括承継した場合の不動産の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率を 1,000 分の 6（本則 1,000 分の 50）に軽減する特例を設ける。
- (4) 森林組合が、平成 12 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までの間に、森林組合法の規定により森林組合連合会の権利義務を包括承継した場合の不動産の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率を 1,000 分の 6（本則 1,000 分の 50）等に軽減する特例を設ける。

六 その他の租税特別措置

租税特別措置について、所要の経過措置を講じた上、次の措置を講ずる。

1 廃止

次に掲げる特別措置を廃止する。

- (1) 集落地域整備法の規定による交換分合により農用地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減
- (2) 漁業再建整備特別措置法の規定による認定に係る登記に対する登録免許税の税率の軽減
- (3) 銀行持株会社の創設のための合併等に係る登記に対する登録免許税の税率の軽減
- (4) 緑地管理機構が取得した土地の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減
- (5) 東海旅客鉄道株式会社が譲り受けた新幹線鉄道施設に係る土地等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税
- (6) 鉄道事業者が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の規定により日本鉄道建設公団から無償で取得する一定の鉄道施設に係る土地等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減

2 縮減等

(1) 税額控除等

増加試験研究費等の税額控除制度について、対象となる試験研究費の範囲から、特定農産加工業経営改善臨時措置法の特定事業協同組合等が賦課する負担金及びエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の組合等が賦課する負担金を除外する。

中小企業等基盤強化税制について、適用対象から特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に係る措置を除外する。

製品輸入額が増加した場合の税額控除制度について、特別税額控除額を製品輸入増加額の100分の4（現行 製品輸入増加割合に応じ100分の4から100分の5）相当額とした上、その適用期限を2年延長する。

技術等海外取引に係る所得の特別控除制度について、当期の所得に係る控除限度額を所得金額の100分の20（現行100分の25）に引き下げる。

(2) 特別償却

船舶等の特別償却制度について、船員訓練設備の範囲を見直した上、その適用期限を1年延長する。

地震防災対策用資産の特別償却制度について、償却割合を100分の11（現行100分の12）に引き下げる。

事業革新設備等の特別償却制度について、次の見直しを行う。

イ 産業活力再生特別措置法に係る措置について、事業革新設備の見直しを行う。

ロ 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に係る措置について、特定業種に属する事業を営む事業者が取得する特定技術革新設備に係る償却割合の特例を廃止する。

ハ 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に係る措置の適用期限を2年延長する。

特定余暇利用施設の特別償却制度について、対象資産の取得価額の最低限度を1億2,000万円（現行1億円）に引き上げた上、対象となる取得期間を基本構想承認後14年以内（現行12年以内）に延長するとともに、当該延長期間に係る償却割合を100分の5（現行100分の6）に引き下げる。

特定電気通信設備等の特別償却制度について、次の見直しを行う。

イ 電気通信基盤充実設備に係る措置について、対象設備を縮減した上、その適用期限を1年延長する。

ロ 電気通信利便性充実設備に係る措置について、有線テレビジョン放送事業者のデジタル伝送装置に係る償却割合の特例を廃止した上、その適用期限を1年延長する。

ハ 電気通信役務の安定的な提供に資する設備に係る措置について、償却割合を100分の8（現行100分の9）に引き下げる。

商業施設等の特別償却制度について、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に規定する貨物運送効率化事業に係る措置につき、対象法人の範囲を見直した上、その適用期限を2年延長する。

特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却制度について、償却割合を、機械装置にあっては100分の22（現行100分の25）に、建物等にあっては100分の10（現行100分の12）にそれぞれ引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

低開発地域工業開発地区及び農村地域工業等導入地区における工業用機械等の特別償却制度について、対象資産の取得価額の最低限度を2,500万円超（現行2,300万円超）に引き上げるとともに、償却割合を、機械装置にあっては100分の10（現行100分の11）に、建物等にあっては100分の5（現行100分の6）にそれぞれ引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

農業経営改善計画等を実施する者の機械等の割増償却制度について、割増率を、林業経営改善計画に係る措置にあっては100分の12（現行100分の15）に、共同改善計画に係る措置にあっては100分の14（現行100分の15）にそれぞれ引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

優良賃貸住宅等の割増償却制度について、割増率を、耐用年数35年以上のものにあっては100分の44（現行100分の55）に、耐用年数35年未満のものにあっては100分の32（現行100分の40）にそれぞれ引き下げるとともに、適用対象となる都心共同住宅の範囲を見直した上、その適用期限を2年延長する。

倉庫用建物等の割増償却制度について、割増率を100分の16（現行100分の18）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却制度について、対象となる支出金の範囲から、特定農産加工業経営改善臨時措置法の特定事業協同組合等が賦課する負担金及びエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の組合等が賦課する負担金を除外する。

(3) 準備金等

創業中小企業投資損失準備金制度について、積立率を100分の14（現行100分の16）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

特定都市鉄道整備準備金制度について、準備金の取崩し事由として一定の部分供用を開始した場合を加えた上、その適用期限を2年延長する。

プログラム等準備金制度について、汎用プログラムのうち制御プログラムの開発費用に係る収入金額50億円超の部分の積立率を100分の2（現行100分の5）に引き下げる。

原子力発電施設解体準備金制度について、対象となる解体費用に解体放射性廃棄物処理処分費用を加えるとともに、積立限度額の見直しを行う。

保険会社等の異常危険準備金制度について、対象となる共済に消費生活協同組合及び同連合会が行う自然災害共済を加える。

中小企業の貸倒引当金の特例について、公益法人等及び協同組合等を除き、繰入限度額を100分の116とする措置を廃止する。

鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例について、対象となる試験研究用資産の範囲から、特定農産加工業経営改善臨時措置法の特定事業協同組合等が取得する試験研究用資産及びエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の組合等が取得する試験研究用資産を除外する。

特定対内投資事業者に係る欠損金の繰越期間の特例について、欠損金の繰越期間を7年（現行10年）とした上、その適用期限を2年延長する。

- (4) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、適用対象から工業再配置促進法の移転促進地域から誘導地域への工場の移転に伴う買換えを除外する。
- (5) 国有農地等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、農地法第74条の2の規定による土地の譲与を受けた場合の所有権の保存登記に係る税率の軽減措置を廃止した上、その適用期限を2年延長する。
- (6) 事業協同組合等が旧中小企業事業団から融資を受けて取得した土地等を組合員等に再譲渡する場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、経過措置の一部を廃止した上、その適用期限を2年延長する。
- (7) 特定の遠洋漁船の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象漁船の範囲を見直した上、その適用期限を2年延長する。
- (8) 特定の民間都市開発事業等の用に供する土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を1,000分の16（現行1,000分の12）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

3 適用期限の延長

- (1) 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限を5年延長する。
- (2) 次に掲げる特別措置の適用期限を2年延長する。

民間国外債等の利子及び発行差金の課税の特例

特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税

海外投資等損失準備金

ガス熱量変更準備金

使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例

欠損金の繰戻しによる還付の不適用

特定の輸入石油製品等に係る石油税の免税

特定の国産石油製品に係る石油税の還付

約束手形に係る印紙税の税率等の特例（コマーシャル・ペーパーの税率の軽減）

農地保有合理化法人が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減

農業振興地域の整備に関する法律の規定による交換分合により土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減

事業協同組合等が環境事業団から譲り受けた土地を組合員等に再譲渡する場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減

国際船舶の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減

卸売市場法、特定農産加工業経営改善臨時措置法及び新事業創出促進法の規定により読み替えて適用される産業活力再生特別措置法の規定による認定等に係る登記に対する登録免許税の税率の軽減

公的医療機関の開設者等が国立病院等に係る土地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減

沿道整備権利移転等促進計画に基づき土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に規定する認定特定事業計画に基づき施設等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減

特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定資産を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減

(3) 次に掲げる特別措置の適用期限を1年延長する。

電線類地中化設備の特別償却

入国者が輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例

七 その他

1 報酬・料金等の支払調書、給与所得の源泉徴収票等の税務署長への提出の特例について、一定の要件の下で、フロッピーディスク及び光磁気ディスクによる提出を認める措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成12年11月1日から施行する。なお、上記の提出は、平成13年4月1日以後に行うものについて適用する。

2 損害保険料控除の対象となる契約の範囲に、消費生活協同組合連合会の締結した自然災害共済に係る契約等を加える。

3 取引を正規の簿記の原則に従って記録している者については、青色申告特別控除額を55万円(現行45万円)に引き上げる。なお、簡易な簿記の方法により記録している者に係る経過措置の控除額は、現行どおり(45万円)とする。

(注) 上記の改正は、平成12年分以後の所得税について適用する。

4 損害保険会社の有する有価証券について、特別勘定に属する有価証券とその他の有価証券との区分評価を認める措置を講ずる。

5 エキス分16度未満のみりん及びみりに性状が類似する雑酒のうち、アルコール分23度未満かつエキス分8度以上のもの以外のものに係る酒税の税率について、しょうちゅうと同等の水準(アルコール分25度において248,100円/kl(現行39,200円/kl))とする措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成12年4月1日から実施する。

6 自動車検査証の有効期間が2年とされる自家用の車両総重量2.5トン以下の貨物自動車に係る自動車重量税の特例税率を車両総重量1トンごとに8,800円とする。

(注) 上記の改正は、平成12年5月1日から実施する。

- 7 日本銀行が行う社債等担保手形オペレーション等の対象手形に係る印紙税の税率を一通につき200円とする。
- 8 相続若しくは遺贈又は贈与により財産を取得した時において日本国内に住所を有していない相続人若しくは受遺者又は受贈者で日本国籍を有する者（相続人等及びその相続等に係る被相続人等とともに相続の開始等前5年以内に日本国内に住所を有したことがない場合の相続人等を除く。）が取得した国外財産を相続税又は贈与税の課税の対象に加える。
（注）上記の改正は、平成12年4月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により財産を取得した者の相続税又は贈与税について適用する。
- 9 不動産の登記のうち共有物の分割による所有権の移転登記について、分筆等前の共有持分に応ずる部分以外の部分に対する登録免許税の税率を1,000分の50（現行1,000分の6）とする。
（注）上記の改正は、平成12年4月1日以後に受ける登記に対する登録免許税について適用する。
- 10 その他所要の税制の整備を行う。

（備考）以上の税制改正による増減収額は、別表のとおりと見込まれる。

(別表)平成12年度の税制改正(内国税関係)による増減収見込額

(単位:億円)

改正事項	平年度	初年度
1. 民間投資等の促進等		
(1) 住宅ローン税額控除制度	2,800	-
(2) 特定情報通信機器の即時償却制度	2,950	2,360
(3) 中小企業投資促進税制	1,450	990
(4) その他	230	120
計	7,430	3,470
2. 確定拠出型年金制度(仮称)に係る税制上の措置	1,410	0
3. 16歳未満の扶養親族に係る扶養控除制度の見直し	2,030	2,030
4. その他		
(1) 企業関係租税特別措置の整理合理化	250	140
(2) その他	130	170
計	120	30
合 計	6,690	1,470

(注)住宅ローン税額控除制度の平年度減収額は、平成13年1月1日から同年6月30日までの居住分について、現行税制に比して増加する減収額としている。